

平成23年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第1号

---

平成23年11月30日(水曜日)午前10時15分 開 会

---

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

---

欠席議員 なし

---

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
副市長	石川眞澄君	会計管理者	大塚隆君
教育長	菅澤庄治君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	島田昌男君	教育部長	仲川文男君
総務部長	山口勝徑君	水道事務所長	川尻芳弘君
市民部長	川島祐司君	農業委員会事務局長	塚本茂君
保健福祉部長	竹村篤君		
環境経済部長	吉藤稔君		

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

---

議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第73号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて

- 議案第 7 4 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第 7 5 号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 7 6 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 7 号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 8 号 平成 2 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 7 9 号 平成 2 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 0 号 平成 2 3 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 8 1 号 平成 2 3 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 8 2 号 平成 2 3 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 3 号 平成 2 3 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 8 4 号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 7 3 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 承認第 7 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 7 4 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第 7 5 号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 7 6 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 7 号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 8 号 平成 2 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 7 9 号 平成 2 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 0 号 平成 2 3 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 8 1 号 平成 2 3 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 8 2 号 平成 2 3 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第83号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第1号)  
議案第84号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

---

開 会 午前10時15分

○議長(小座野定信君)

おはようございます。  
ただいまの出席議員数は16名で会議の定足数に達しております。  
よって、会議は成立いたしました。  
ただいまから、平成23年かすみがうら市議会第4回定例会を開会いたします。  
それでは、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(小座野定信君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第81条の規定により、3番 山本文雄君、4番 田谷文子君、5番 古橋智樹君を指名いたします。

---

日程第 2 会期の決定

○議長(小座野定信君)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日11月30日から12月22日までの23日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小座野定信君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。  
次いで、諸般の報告を行います。  
初めに、議長、副議長が出席した会議等については、お手元に配布いたしました各月の行事等一覧表のとおりであります。  
次に、閉会中における各委員会の開催状況については、お手元に配布いたしました各委員会活動状況一覧表のとおりであります。ごらんおきます。  
次に、閉会中における議員派遣の報告を求めます。  
最初に11月5日、東京都板橋区における市アンテナショップ等の現地調査を実施し、岡崎 勉議員と私が出席いたしましたので、岡崎 勉君より報告を求めます。  
2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

## ○2番（岡崎 勉君）

それでは報告いたします。

東京都板橋区における市アンテナショップ等現地調査報告について。

去る11月5日、東京都板橋区における市アンテナショップ等の現地調査を実施いたしましたので、ご報告申し上げます。

調査場所は、まず板橋区宮本町のイナリ通りの商店街に、7月から仮オープンしたかすみがうら市アンテナショップ、次に板橋区大山町のハッピーロード大山商店街にある全国ふる里ふれあいショップとれたて村、そして最後に先般の第2回臨時会において審議されました、かすみがうら市多目的プラザ予定地周辺について、3カ所であります。

まず、イナリ通りの商店街のかすみがうら市アンテナショップについてですが、閑散としているということが第一印象でありました。その商店街の一角にアンテナショップがあり、陳列されている商品等を調査したわけですが、特に感じたことは、板橋区の消費者にかすみがうら市の特産品の周知、拡販という役割を担うアンテナショップとしては、商品の品質管理面について検討、改善の必要があると強く感じました。また、市の情報発信という面についても不十分であるというふうに思われました。行った方については、よくこの辺はご理解できると思います。

次に、板橋区大山町のハッピーロード大山商店街の全国ふる里ふれあいショップとれたて村を調査しました。この商店街は1日約2万5000人の通行があるといわれており、多くの人通りがありました。とれたて村につきましては、全国の町や村の交流を目的としたアンテナショップということで、各地の商品が陳列されていました。ただ、残念なことに、店舗面積も狭いこともあり、かすみがうら市の市産品については数えるほどしかなかったという状況であります。

最後に、かすみがうら市多目的プラザ予定地周辺を調査いたしました。予定地は東武東上線の大山駅から400メートル以上離れているせいか、人通りの少ないという印象を受けました。予定地から川越街道に至る区間約100メートルを調査しましたが、すぐ近くにスーパーや青果店が数軒ありました。空き店舗が大変目につきました。

その後、大山駅方面に引き返す途中ではありますが、商店街の一画で店舗を長く営んでいる方から次のような話を伺うことができました。商店街を通る人は通行のためだけの利用の方が多くて、経営の苦しい店舗が多いと思うとか、出店は大変厳しい、イベントのみでいいというふうに思いますというような話を聞きました。周辺の生の声であります。

なお、調査を通じて感じたことを述べさせていただきます。アンテナショップにはインターネット等を利用して商品販売ができるという利点を踏まえた店舗戦略が必要であると考えます。特にこのためには、広報と同時にユーザーが求めているものを広聴するという機能を充実させることが重要であるとの印象を受けました。

以上、東京都板橋区における市アンテナショップ等現地調査についての調査報告といたします。

平成23年11月30日 派遣議員代表 岡崎 勉。

以上でございます。

## ○議長（小座野定信君）

次に、11月7日から8日にかすみがうら市議会主催による議会議員全体研修を開催し、議員9名の出席により、神奈川県横須賀市の市民協働型まちづくり及び静岡県富士市の道の駅富士川楽

座における物産販売の状況等を視察してまいりました。代表いたしまして、川村成二君から報告を求めます。

1番 川村成二君。

[1番 川村成二君登壇]

### ○1番（川村成二君）

それでは、平成23年度かすみがうら市議会議員全体研修結果報告をさせていただきます。

平成23年第3回定例会において議員派遣決定を受けた私外8名の議員は、去る11月7日、翌8日の2日間、神奈川県横須賀市役所、並びに静岡県富士市にあるハイウエーオアシス道の駅富士川楽座において行われたかすみがうら市議会議員全体研修に出席してまいりましたので、その研修の概要についてご報告申し上げます。

第1日目は横須賀市役所の会議室において、横須賀市議会事務局安部事務局長から横須賀市の概要説明の後、市民部市民生活課、渡辺課長から「市民協働型まちづくりについて」と題して、取り組み内容の説明と質疑応答が行われました。市民協働型まちづくりについての特徴は、市民が主体となってまちづくりを考え、そこに行政の積極的な支援が加わり、一体感をもって行われていることにあり、幾つか印象に残ったものを報告させていただきます。

取り組みの発端は1995年1月の阪神・淡路大震災で、被災者救援に人手が足りず、隣人同士の協力により多くの方が救助され、この年はボランティア元年とも言われ、地域全体の自立と連帯が不可欠であるとの認識が広まり、防災のまちづくりが推進されていくことになりました。

横須賀市は、古くは軍艦をつくる工場があり、全国から労働者が集まっていたことから、国がすべてを仕切る行政依存の体質でもありました。しかし、1996年に当時の沢田市長の強いリーダーシップにより行政改革大綱が策定され、市民参加による市民のための行政の実現策として、協働のまちづくりが始まりました。

1997年に基本構想、1998年に基本計画、1999年に市民協働型まちづくり推進指針が策定され、そして行政改革大綱から5年を経た2001年に市民協働推進条例が公布、施行されました。この条例は前文を有し、市民協働への熱い思いが込められ、行政が案をつくったのではなく、白紙の状態から市民と一緒にあってつくられ、市民、市民公益団体、事業者及び市が市民協働をするに当たっての基本理念が定められています。

市民との意見交換のために、これまで25回開催している「市長と話す車座会議」、これまでに延べ1万1500人の参加実績がある、職員が市民からの要望により出向いて施策や課題の意見交換をする「まちづくり出前トーク」、そのほかに公募型市民委員会やまちかど里親制度など、市民参加のための幅広い推進メニューが設定されています。

そして、市民協働が単なる声かけで終わらないために、市民協働の担い手づくりにも各種方策を立て、市民活動のサポートに努めています。さらに、行政と市民が一体であると思える取り組みに、市民からの手紙、電話、メールなどで届いた市政への市民の声と、それに対する市の回答・対応を市ホームページから自由に検索して閲覧できる市民の声検索閲覧システム「ボイスバンク」も構築されています。

このように、協働のまちづくりの最前線にいる横須賀市ですが、行政としてはまだまだ多くの検討課題があるとして、さらに高い目標を持っていることに感銘しました。

第2日目は、静岡県富士市にあるハイウエーオアシス道の駅富士川楽座を視察してまいりました。東名高速道路の富士川サービスエリアにハイウエーオアシスとして併設された道の駅で、一般道だけでなく、高速道路のサービスエリア利用者の集客ももくろみ、2000年にオープンした特徴ある道の駅です。そうした好立地条件から、レジ通過客数は年間360万人を超え、日本一の集客数を誇る道の駅としても紹介されました。しっかりしたマーケティングに基づいた経営戦略をもとに、富士川まちづくり株式会社として事業運営していることは、大変参考になりました。

以上、概要ではありますが、2日間にわたる平成23年度かすみがうら市議会議員全体研修会の結果報告といたします。

派遣議員代表 川村成二。

以上です。

#### ○議長（小座野定信君）

次に、11月15日に茨城県市議会議長会主催によります、平成23年度第1回議員研修会が常陸大宮市において開催され、田谷文子君、岡崎勉君、川村成二君の3名が参加しましたので、代表いたしましたして、田谷文子君から報告を求めます。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

#### ○4番（田谷文子君）

茨城県市議会議長会、平成23年度第1回議員研修会の結果報告をさせていただきます。

平成23年第3回定例会において、議員派遣の決定を受けた私外2名の議員は、去る11月15日、16日、常陸大宮市の緒川総合センター及び御前山ダムにおいて、茨城県市議会議長会主催による平成23年度第1回議員研修会に出席してまいりました。野村総合研究所顧問の増田寛也先生を招いて、「今こそ自治体の力を～未曾有の震災に想う～」という演題で講演があり、その研修概要についてご報告申し上げます。

今回の震災は、津波被害、原発事故、電力喪失、風評被害等、いまだかつて経験したことがない状況で、全国民が被害者の立場にあるのが今回の大きな特徴であるとのことでもございました。今回のような大災害が発生すると、ふだんの危機管理が重要で、危機管理には2つの原則があり、1つ目は市町村主義で、状況を把握して県あるいは国に報告することです。2つ目は要請主義で、要請があって初めて動くことになり、これが災害救助法の基本になっているとのことでもございました。また、広範囲に及ぶ災害で、市町村が徹底的に破壊されてしまい、市町村の機能が完全喪失する事態に直面いたしました。

その解決策として対口支援が実現し、宮城県には兵庫県、岩手県には大阪府など、災害が発生した自治体に他の自治体が職員の派遣などの人的支援や物的支援を行う等の、都道府県単位での支援先を決めておくことが重要であるとのことでした。今後の防災対策として、ハード、ソフト対策による減災に向けた取り組みが必要になるとのことでした。

また、今回の震災で、防災教育の大切さを痛感させられることがありました。それは岩手県釜石市の出来事で、7年から8年前から、群馬大学の協力により防災教育を徹底的に進めていたということでした。内容は、激しい揺れのときは必ず津波が来る、だから自分たちの判断で高いところに避難するという教えを徹底し、当時小中学校に在籍していた約3,000名の児童は、全員無

事であったということです。子供たちの判断で、より高いところへの避難に小学校低学年の児童は中学生が誘導するなど、防災教育により徹底されていたことが多くの命を救ったことにつながったということでありました。

今後の課題として、非常時の地方自治を考えた場合、今回のような緊急事態のように、執行部が大きく機能喪失した場合は、議会が半年間なり執行する制度の創設が必要ではないかということでありました。

最後に、地域主権改革の進展状況の話があり、国と地方の協議の場の法制化の法改正が終了し、次に地域主権改革の推進の中で義務づけ、枠づけの見直しは淡々と進められている状況で、補助金等の一括交付金化については、政令指定都市が実施され、それ以外については来年以降とのことであり、議論が進められるとのことでありました。

今回の講演の中で特に印象に残ったことは、釜石市における防災教育の重要性、宮城県石巻市の大川小学校の惨事と対照的であったことです。

2日目は、農林水産省関東農政局による那珂川沿岸農業水利事業に建設された御前山ダムを視察してまいりました。

以上で茨城県市議会議長会、平成23年度第1回議員研修会の報告といたします。

平成23年11月30日 派遣議員代表田谷文子。

以上です。

#### ○議長（小座野定信君）

以上で、議員派遣の報告を終わります。

次に、閉会中の所管事務調査といたしまして、総務委員会・文教厚生委員会・産業建設委員会の調査の経過並びに結果について、委員会の調査結果報告書が提出されております。順次、委員長の報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

#### ○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

総務委員会の閉会中における所管事務調査の協議の経過についてご報告いたします。

本委員会は平成23年第3回定例会において閉会中の所管事務調査として決定されました所管事務の調査項目につきまして、10月31日に委員会を開催いたしました。協議事項の1として、行政組織の改革について、2として公用車の運行についてということで、市長公用車の運行等について、以上、2件の調査を実施いたしました。

調査をするに当たりましては、執行部より担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら慎重に調査を実施いたしました。

1点目の行政組織の改革についての調査においては、執行部で考えている行政組織機構の改編の内容について説明を受け、今後新たに取り入れるべき改編内容についての説明を受けました。その中で委員からは、放射能対策の拡充を求める意見等が出されました。

2点目の市長公用車の運行についての調査においては、前回に引き続き、市長公用車の運行の状況を調査いたしました。なお、市長公用車の運行等については、今後も引き続き調査を行う旨の決定がなされました。

以上、概要を申し上げましたが、協議の経過、内容については、お手元に配布させていただいている委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、閉会中の所管事務調査に係る総務委員会委員長報告を終わります。

#### ○議長（小座野定信君）

次いで、文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

#### ○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

文教厚生委員会の調査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は平成23年第3回定例会において閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について平成23年11月24日に委員会を開催いたしました。

11月24日の委員会では、教育施設、文化施設、体育施設及び福祉保健施設に関する事項として、1、小中学校の統廃合について、2、さくら保育所の民営化について、文教厚生委員会に関する事項として、シルバー人材センターの現状について、国民健康保険、介護保険及び国民年金に関する事項として、国保の月次資金運用について、また、執行部から報告の申し出があった国民健康保険、介護保険及び国民年金に関する事項である、1、平成22年度会計実地検査結果報告による国民健康保険事業における国庫負担金等返還について、2、第5期介護保険事業計画についてを同日の委員会において調査事項として追加することを決定し、以上6件について調査を実施し、執行部から説明を受けました。

小中学校の統廃合についての調査では、今後の統廃合の組み合わせ素案についての説明がありました。現在は、その素案により学区審議会で検討、協議がされているとのこと。委員からは、この素案については1学年2学級ということにこだわり過ぎており無理があるとの意見や、小規模校を統廃合し、環境を変えて教育にもっと精通するようなかすみがうら市になってほしいといった意見、また、統廃合の案を進めた場合、どのぐらい経費が変わるのか把握に努めていただきたいとの意見がありました。

さくら保育所の民営化についての調査では、さくら保育所を利用する保護者を対象に2回説明会を開催したこと、その中でアンケートを実施したことや、その結果について説明がありました。説明の最後にさくら保育所父母の会からの保育所の民営化をより市民の声を反映した形で計画し直していただきたいといった内容の要望書が提出されたことにより、さくら保育所の民営化については、平成24年4月からとの計画を先送りするとの結論に至った旨の説明がありました。委員からは、民営化が当然だとすることは余りにも問題であるといった意見や、かすみがうら地区で既に実施した民営化のノウハウを今後の計画の中でとらえていただきたいといった意見がありました。

シルバー人材センターの現状についての調査では、会員数や役員構成、受注件数、事業運営費の財源等についての説明がありました。委員からは、シルバー人材センターが今まで一部委託業務を請け負っていたあじさい館の関係で、年度途中で民間への一括委託となった経過等についての質疑が多くありました。

国保の月次資金運用についての調査では、詳細な資料に基づき説明がありました。委員からは、原則独立採算制だが、国保の会計だけでは全く賄えない。他市も同じ状況なのかとの質疑があり、



執行部より県内市町村の現状で見た中では、毎月の収支が必ず黒字である会計はないのではととらえているとの答弁がありました。

平成22年度会計実地検査結果報告による国民健康保険事業における国庫負担金等返還についての調査では、新聞報道のあった会計検査で不適切な事務処理として指摘され、1200万円ほどを返還した経過等について報告がありました。原因としては、一般被保険者と退職被保険者の振替を行わなかったことが原因との説明でした。なお、返還金については、既に済んでいるとの説明がありましたが、この件がわかった時点で委員会への報告がなかったことについて、今後は適正に報告するよう、委員から意見がありました。

第5期介護保険事業計画についての調査では、来年度、4月から3カ年の事業計画ということで、第4期の事業計画との主な変更点について報告を受けました。委員からは、事業所数に適正な数はあるのかとの質疑に対し、執行部より適正の判断は難しいが、グループホームの事業所数は少し多いと感じるとの答弁がありました。なお、委員会会議録は、次期定例会において配布予定でありますので、よろしく願いいたします。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

#### ○議長（小座野定信君）

次いで、産業建設委員会委員長からの報告であります。産業建設委員会から、会議規則第99条の規定による委員派遣承認要求書が11月24日付をもって提出され、かすみがうら市アンテナショップである東京都板橋区大山町とれたて村及び東京都板橋区宮本町アンテナショップの現状確認のため、委員派遣をすることを11月24日、議長において承認しておりますので、その結果も含めて報告願います。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

#### ○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の所管事務調査の協議経過についてご報告いたします。

本委員会は、平成23年第3回定例会で閉会中の所管事務調査として決定した調査項目について、10月31日、11月24日、並びに11月28日に委員会を開催いたしました。調査をするに当たりまして、執行部より担当部課長の出席を求め、説明を聴取しながら、慎重に調査を実施いたしました。

10月31日の委員会の協議事項として、環境衛生及び公害に関する事項、放射能関係について、かすみがうら市としての取り組みを調査いたしました。内容としましては、放射性物質汚染対処特措法並びに市町村等の除染について、詳細な説明を受けました。また、東京電力原発事故損害賠償請求の集計等についても説明を受けました。

11月24日の委員会は、1番として農林水産業の振興に関する事項、2番として観光の振興に関する事項として、板橋区のアンテナショップへ議長に委員派遣の承認をいただき、現地調査を行いました。東京都板橋区大山町とれたて村と板橋区宮本町イナリ通りのアンテナショップの2カ所を現地調査しました。特にイナリ通りのアンテナショップの現況としては、営業体系がまだまだ確立せず、売り上げは頭打ちで厳しい現状に直面しているという執行部からの説明がありました。

11月28日の委員会は、（1）番として、環境衛生並びに公害に関する事項、（2）農林水産業の振興に関する事項、（3）観光の振興に関する事項です。内容としましては、10月31日の委員

会に引き続き、放射能関係についてとアンテナショップを調査いたしました。放射能関係については、いまだ収束せず、国の方針も不透明で、市民生活にも極めて大きな影響を与えている問題のため、市民の不安を払拭できるような市としての細やかな対応を求めるとともに、引き続き調査してまいります。

委員会の調査経過並びに概要につきましてはお手元の会議録のとおりであります。

なお、11月28日の会議録については、次回の定例会に配布いたしたいと思っております。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。

#### ○議長（小座野定信君）

以上で委員長の報告を終わります。

次に、監査委員から、法第235条の2第3項の規定による平成23年8月から10月分までの「例月出納検査報告書」及び「定期監査結果報告書」が提出され、その抜粋の写しをお手元に配布しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますのでごらんおき願います。

次に、本日までに受理した請願のうち、請願第9号「東海第二原発の廃炉を求める意見書採択を求める請願」及び請願第11号「子どもたちを放射線から守る対策を求める請願書」の2件については、お手元に配布いたしました請願文書表に記載のとおり、総務委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

また、陳情等3件を受理し、お手元に写しを配布しておきましたので、ごらんおきいただきたいと存じます。

次に、平成23年第3回定例会の会議録を配布しておきましたので、ご活用願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第 3 議案第 73号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

#### ○議長（小座野定信君）

日程第2、議案第73号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

#### ○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第73号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は国家公務員の給与の官民格差を是正するため、人事院が勧告した内容に準じ、かすみがうら市職員の給料月額を平均で0.23%引き下げるための条例改正を行うものです。

ご審議の上、可決賜りますようお願いを申し上げます。

#### ○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

質疑通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

もう既に資料がお手元にあるかと思いますが、1つは今回の条例の一部改正に関する影響額、これについて提出を求めています。これはお手元には退職手当とか共済費等のものがなかったのではないかなと思いますが、これについてご説明をお願いしたいと思います。

それと3年連続での給与の削減になります。当市における過去3年間の影響額、これも一覧表にあります、これについても資料が提出されておりますので、簡単にご説明をいただきたいと思っております。

それから、当職員組合との交渉について、その経過等を説明をお願いします。

以上3件、お願いします。

**○議長（小座野定信君）**

答弁を求めます。

総務部長 山口勝徑君。

**○総務部長（山口勝徑君）**

ただいま佐藤議員さんのご質問にご答弁申し上げたいと思っております。

平成23年の人事院勧告による給料表の改正につきましては、民間給与とのマイナス格差を解消するため、0.23%の減額改定となっております。本市の職員の影響につきましては、12月から3月までの4カ月間で給料が154万円、12月の期末手当による4月から11月までの年間給与調整分として346万円の、合計500万円の減額でございます。職員1人当たり、平均で1万800円の減額となっております。

なお、本市職員の平均改定率は、0.26%の減となり、また、年齢層別の改定率につきましては、40歳以下の職員は現行の額が支給され、減額はございません。41歳から50歳の職員につきましては、平均0.32%の減、51歳以上の職員については平均0.4%の減となっております。

次に、過去3カ年の影響額につきましては、提出させていただきました資料のとおり、平成21年4月から平成24年3月までの影響額の総額で2億3079万円となっております。平成21年度から平成23年度の3カ年の給与改定に関する影響額につきましては、平成21年度給与改定に伴う影響額が、平成21年度から本年度までの28カ月分で1億8768万円、平成22年度給与改定に伴う影響額は、本年度の12月分で3811万円、今般第73号議案に伴う影響額が、12月から3月までの4カ月分の500万円となっております。

次に、組合との交渉は行ったのかと。その結論でございますが、市の職員組合関係者を含む給与制度検討委員会に諮問し、特に異議のない旨回答を得ております。職員組合から人事院勧告等に伴う給与制度の改正に対し、特に交渉等の要求もなく、また、給与の特例措置に関する団体交渉においても、人事院勧告等に伴う給与制度の改正については特に意見がなかったため、合意されたものと解して、考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

500万、年間、今回の改定で減額という総額ですね。この前私が資料請求したときに、退職手当28万8000円と、共済費73万9000円、これが入っておりますが、これは影響額というふうに加えていないのは、何か理由があるのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

暫時休憩とします。

休 憩 午前10時57分

---

再 開 午前11時 4分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

大変失礼いたしました。佐藤議員の先ほどの質問でございますが、500万と、既に提出しているところの600万の差額、退職手当と共済費の記載がないというようなことのご質問でございますが、今回の資料に提出しました、この500万につきましては、職員に対する支給分、給料並びに期末手当等でございます。その差額の100万円につきましては、退職手当、あるいは共済費というようなことでございますので、これは直接職員に対する支給分ではないというようなことで、記載をいたしませんでしたので、その差額が発生したということでご理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

影響額というのは、すべて入るわけですね。職員に直接手渡しするのがマイナスということだけではなくて、共済とか、こういう退職手当というのは、行く行くは影響するわけでしょう。影響しないんですか。ですからこれは今回のこの資料そのもの、3年間の資料は、これは正確ではないということではないのでしょうか。これは訂正をする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

佐藤議員さんのほうからそういう提案をいただいたというようなことでございますので、職員課のほうで内部で協議をいたしまして、ご回答申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第73号については、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第73号の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第73号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の改正について、反対の立場で討論をいたします。

日本自治体労働組合総連合中央執行委員会は、9月30日「生活と仕事への誇りや働きがいを踏みにじる3年連続のマイナス勧告に抗議する」との声明を出しました。

その内容は、1つに、1998年から13年間の平均年間給与は72.4万円もの引き下げ、重大な生活悪化をもたらすこと、2つ目に、50歳代後半層の大幅賃下げ、現給保障廃止は約束をほごにするもの、3つに春闘の結果、国税庁調査でも、民間給与アップ0.23%のマイナス、この逆格差は理解できない。4つに、一時金は民間は3.99カ月であり、現行3.95カ月を4カ月に改善することは可能である。5つ目に、若年層の昇給抑制の回復は、民間との格差から当然だが、給与保障廃止を原資にすることには反対とするものであります。

今回の議案第73号の市職員の給与改定は、茨城県人事委員会の勧告に準ずるものと思いますが、当市では一般給与で154万1000円、期末手当で345万6000円、その他を含め、総額602万4000円の削減となります。当市の職員組合は、人勤については受忍するとの立場であるようです。私は、東日本大震災からの復旧、復興に全力で奮闘を続けている公務員労働者に対して、民間基準を唯一の根拠とした3年連続の月例給与引き下げなど、賃金の大幅削減を絶対に認めることはできません。特にこの3年、影響額を提出していただきましたが、直接支給額で合計、当市では2億3000万円を超えているわけであります。公務員賃下げが民間賃金引き下げのサイクルに拍車をかけ、内需拡大による経済活性化という国民の願いを踏みにじるものであると考え、反対するものであります。

以上であります。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第73号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

お待ちください。はい、ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 4 承認第 7 号及び議案第 7 4 号ないし議案第 8 4 号

○議長（小座野定信君）

日程第4、承認第7号及び議案第74号ないし議案第84号までの12件を、会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案等につきまして提案理由を順次ご説明申し上げます。

初めに、承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについてであります。本案は東日本大震災及び台風第15号の被災に伴う事後処理及び放射線対策を早急に講じる必要があることから、平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179号第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第74号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定につきましては、大変厳しい財政状況の中で、民間と比べ高額となっている職員給与費を引き下げるものであります。引き下げ額は10%を考えておりますが、段階的な措置として、来年1月から3月までの3カ月間の給料月額を引き下げるため、特例規定となる条例を制定するものであります。

次に、議案第75号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定につきましては、各種団体を初め、多くの皆様から寄せられました義援金の一部を基金に積み立て、次年度以降の復興財源として活用させていただくため、条例を制定するものであります。

次に、議案第76号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子育て世代の負担軽減と児童の健全育成を促進するため、現行では小学校3年生までとなっている医療費の無料化を、来年7月から所得制限なしで中学校3年生まで拡大するため、9月定例会に続いて提案するものであります。

次に、議案第77号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、水道料金のより一層の適正化を図るため、使用量が10立米以下の場合、料金を2,079円とする定額の基本料金制から、10立米までは1立方メートル当たり105円とする使用量に応じた料金制とすることが条例改正の主な内容であります。施行時期は来年4月1日を予定しております。

次に、議案第78号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億5258万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億1167万3000円とするものであります。

主な内容といたしましては、夜間介護に対する地域介護・福祉空間整備等施設整備費補助金及び来年2月に合併することが予定されております茨城千代田農協と土浦農協の農協営農指導体制整備事業費補助金などを計上するものであります。

次に、議案第79号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に9702万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億9284万5000円とするものであります。

内容といたしましては、不足が見込まれる退職被保険者等にかかわる療養給付費及び高額療養費の追加、並びに療養給付費負担金の前年度の実績に伴う国への返還金を計上するものであります。

次に、議案第80号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に175万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4608万9000円とするものであります。

内容といたしましては、特定環境保全公共下水道事業により整備した牛渡地区の公共ます設置工事に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第81号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に271万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9781万6000円とするものであります。

内容といたしましては、一定の基準値を超えた放射能汚泥の仮置き業務委託に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第82号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に419万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4881万6000円とするものであります。

内容といたしましては、高齢者の介護予防のための生活・介護支援サポーター要請事業の委託に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第83号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、既定の収益的支出の水道事業費に264万1000円を追加し、総額を10億793万円とするものであります。

内容につきましては、職員の人事異動に伴う人件費の不足額を計上するものであります。

次に、議案第84号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、農業委員会の簡素で効率的な運営を図るため、選挙による委員の定数を現在の17名から14名に削減し、あわせて選挙区に関する規定を廃止するため、条例

を改正するものであります。この規定につきましては、来年3月27日の任期満了に伴う一般選挙から適用を予定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、各常任委員会でそれぞれ担当部・課長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（小座野定信君）**

以上で提案説明が終了いたしました。

上程議案に対する質疑は、会期第7日目の12月6日にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 0時58分



平成23年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第2号

---

平成23年12月1日(木曜日)午前10時00分 開 会

---

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

---

欠席議員 なし

---

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
副市長	石川眞澄君	会計管理者	大塚隆君
教育長	菅澤庄治君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	島田昌男君	教育部長	仲川文男君
総務部長	山口勝徑君	水道事務所長	川尻芳弘君
市民部長	川島祐司君	農業委員会事務局長	塚本茂君
保健福祉部長	竹村篤君		
環境経済部長	吉藤稔君		

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

---

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 山本文雄 議員
- (2) 川村成二 議員
- (3) 佐藤文雄 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 山本文雄 議員
- (2) 川村成二 議員
- (3) 佐藤文雄 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	山本文雄	1. 市内の放射線量と安全対策について
		2. さくら保育所の民営化について
		3. 副市長としての決意とかすみがうら市政について
		4. 土浦協同病院の移転に伴う地域開発について
(2)	川村成二	1. 学校における放射能対策について
		2. 通学路の安全確保策について
		3. 公園のあり方と市街地における公園の必要性について
		4. 職員のスキルアップについて（VE技法の導入検討含む）
(3)	佐藤文雄	1. 東日本大震災による被災者支援、震災復旧、原発・放射能から市民のいのちと暮らしを守ることにについて（災害に強いまちづくり）
		2. 下土田の残土問題について
		3. 収入の少ない国民健康保険加入者への対策について
		4. 第5期介護事業計画に基づく介護保険料について
		5. さくら保育所民営化について
		6. 高齢者雇用とシルバー人材センターについて
		7. 向原土地区画整理組合への税金投入問題について
		8. 基本水量の見直しで水道料金の引き下げを

開 議 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

会議に入る前に傍聴人の方々に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事についての可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようくれぐれもお願い申し上げます。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。

したがいまして、発言する議員みずからが、法令等を十分勘案し、不穏当発言に特段の注意を

する必要があります。

議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

また、答弁者に申し上げますが、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされますようお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

---

## 日程第 1 一般質問

### ○議長（小座野定信君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

3番 山本文雄君。

[3番 山本文雄君登壇]

### ○3番（山本文雄君）

平成23年かすみがうら市議会第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、市内の放射線量と安全対策についてお伺いいたします。

東日本大震災が発生してから既に8カ月が経過したわけですが、特に原発の安定化の問題につきましては、年内の冷温停止に向けて現在懸命の作業が継続されているということが政府の方針として示されております。一方では、ハウス栽培や路地栽培によるシイタケから基準値を超えるセシウムが検出され、出荷制限になるなど、現在もなお、一部の農作物には放射能による影響が続いております。さらに関東近県では、放射能測定値が基準値を超える高濃度の地域やホットスポットが次々と見つかり、一部の自治体では法令に基づき除染措置が行われているなど、今なお市民の不安が解消されるという状況にありません。

そこでまず、本市における教育施設・公共施設の放射能測定値の推移についてお伺いいたします。

先般、県教育委員会では、児童生徒などの保護者を対象に放射線に関する講演会が地方事務所ごとに県内5カ所で開催されたとのことであります。専門家によりますと、普通に生活していても年間には2.4ミリシーベルトの自然放射能を受けている。健康の影響は一度に100ミリシーベルトより低い放射能では認められないから心配はないということですが、それぞれの知識の程度や疑心暗鬼、不確かな情報などによってなかなか市民の不安を解消されないという一面もあるわけであります。本市としては、既に市内の保育所や小学校、中学校などの教育施設、あるいは市役所庁舎、公民館、公園など公共施設においては、優先的に定期的な放射能測定が実施され、安全が確保されていると思います。

そこで、そうした公的施設に対する測定結果と放射能測定を開始した時期から今日までその測定値はどのように推移しているのか、その現況をお伺いいたします。

次に、放射能測定器の配備とその貸し出し方法についてお伺いいたします。

去る10月31日に開催された全員協議会の席上、放射能測定器を10台程度購入するという話があ

りましたが、その具体的な施策は、現在なお明確ではありません。放射能に対する市民への正しい情報提供や不安感の払拭などの対策は迅速かつ適切に行うべきものと考えますが、そうした施策の1つともなる放射能測定器の配備が今なお完了しておらず、ほかの自治体と比べれば、土浦市では10月17日から、小美玉市では11月14日から、さらに石岡市でも11月21日からそれぞれ貸し出しを行っているという実態から見れば、当市の対応はあまりにも遅きに失するものではないでしょうか。

そこで、今日まで放射能測定器を配備できなかった理由と今後の取り組みについてお伺いいたします。

また、市民が宅地内や身の回りの放射能がどうなっているのかという不安を解消するためにも、1日も早い放射能測定器の配備を願うものでありますが、その場合、2つの問題があると思います。1つは、貸し出し上の問題であります。放射能測定器の活用は午前と午後の単位になると思いますが、放射能測定器の台数に限度があつて、それに対して利用者数が殺到した場合などは、利用日を待つ日数が長く、不満も生じると思います。もう1つは、市内の地区ごとに測定のポイントを設定して、市の所管課で機動性をもって測定するなど、場合によっては市民の自主測定と市の測定を併用して、一刻も早く市内の放射線量の実情を市民に示していくという対応も必要ではないかと思ひます。

ともかく市として放射能測定器を配備した場合の貸し出し方法、基準づくりなどについてどのように考えているのかお伺いいたします。

また、放射能測定器の配備、貸し出しと合わせて、放射能に関する家庭向けの手引書の作成についてもあわせてお伺いいたします。

次に、さくら保育所の民営化について、お伺いいたします。

さくら保育所の民営化については、市民に対する市長の発言もあり、一説には来年の4月からという情報もあります。また一方では、2年後になるという情報も飛び交っているなど、民営化計画が明確に示されぬまま、不確かな情報だけがひとり歩きしているようにも感じております。

そこで、民営化計画と今後の進め方についてお伺いいたします。

仮にさくら保育所の民営化を図っていく場合には、やはり政策実行の手段として、明確な民営化計画が提案され、具体的に民営化へのスケジュールが最初に示されなければなりませんし、そこが政策実行の入り口にならうかと思ひます。あらかじめ市長が民営化の情報を流し、それを既成事実として世論操作をしながら、政策を強引に押し込んでいくという手法であったとしたら、極めて不当な政策の実行手段であると言わざるを得ません。

さくら保育所の民営化の問題がなぜこのような不確かな行政情報として市民の中に流れているのか、その理由とともに、将来の課題として民営化計画を今後どのように進めようとしているのか、お伺いをいたします。

次に、保育士などの職員の処遇についてお伺いいたします。

既に述べたように、さくら保育所の民営化の問題がひとり歩きしている中で、将来の身分などに不安を抱えながら、その現場で職務に従事している保育士や調理員、運転手など職員の心情を考えれば、何ともやるせない問題であります。しかも、入所の手続などの準備が具体的に始まる時期でもありますので、さくら保育所に入所を希望する保護者などへの影響も考慮しなければな

らないと思います。政策は一方的に、かつ権力的に強引に推し進めるのではなく、日々保育所の業務に精励している職員の立場や心情にも十分に配慮する必要もあろうかとも思いますので、民営化計画とあわせて、関係職員の処遇についても基本的な考え方を伺いいたします。

次に、副市長としての決意とかすみがうら市政について伺いいたします。

これまで副市長は、県の幹部職員としてご活躍されていたわけですが、副市長就任につきましては、市民としても、また議会としても、大いに歓迎をいたしております。これから任期満了まで、豊富な行政経験と高い見識のもとで、かすみがうら市政発展と地域振興のためにご尽力をいただきますよう心からお願いを申し上げます。

そこでまず、副市長の就任に当たりまして、かすみがうら市政の現状認識と副市長としての決意について伺いいたします。

申し上げますまでもなく、当市は旧千代田町と霞ヶ浦町の2つが合併して市政施行したわけですが、それぞれの歴史的な自治振興の歩みや地域文化などの相違ばかりではなく、常磐線や6号国道などによって地域が分断され、また、旧来からの農村地域と新興住宅地などが混在するなど、市民レベルの一体化や地域開発など、いまださまざまな課題を抱えております。さらに、一部の行政政策の実施において、市長と議会との対立点がヒートアップしている側面もあるなど、市政の混乱も生じてはおりますが、一方では、霞ヶ浦や高速道路、豊かな農地や自然環境をはじめとする地域の特性、伝統文化など当市が具備している市政振興の条件に大いに発展、評価すべきものが多々あると考えております。

また、副市長は女性ですので、そのお立場からあえて申し上げますが、行政組織と職員の人事配置を見ますと、当市の女性の登用が極めて立ちおくれしており、現在までに課長職などのポストに女性が配置されて活躍しているという事例は、過去を振り返ってみても1例もありません。

そこで、このようなさまざまな現状を踏まえて、今回の副市長就任に当たりまして、改めて当市の現状認識と副市長就任の抱負と申しますか、決意のほどをお伺いしたいと思います。

次に、石岡地方の斎場問題や五輪堂橋など、重要な行政課題への対応について伺いいたします。

本件につきましては、副市長も十分にその経緯や事情について承知していると思いますので、ここでは省略いたします。この問題は、当市としても、また関係する自治体との連携、協力関係などの面から考えてみても極めて深刻な状況に至っており、この問題が今後どのように解決されて処理されていくのか、市民も重大な関心を持ってその推移を見守っているところであります。

そこで、副市長として、この重要な2つの行政課題に対する現状認識と、今後どのように対応されるおつもりなのか、伺いをいたします。

最後に、土浦協同病院の移転に伴う地域開発について伺いいたします。

土浦協同病院の移転新築問題につきましては、慎重に審議検討が重ねられた結果、最終的に土浦市のおおつ野地区に移転地が決定されたという現況であります。申すまでもなく、土浦協同病院は、第三次医療機関、救急センター、がんセンターなどを併設した、高度医療を行う県南地区の中核病院ですから、確認するまでもなく、かすみがうら市民の利用度も極めて高いものがあると思います。

また、土浦協同病院の移転候補地は、当市の戸崎地区と隣接するなどの位置にあります。これ

から土浦協同病院の移転新築工事が本格化していった場合、当該地域は、単なる病院の建設というばかりではなく、周辺地域の開発、病院関係施設の建設、関連道路の整備が並行して進められるなど、現在の周辺地域が一変する新しい街並みが現出するものと思います。そして、その一部は当市の地域にも及んでくることは当然に予想されることであります。そうした諸点を考えれば、土浦協同病院の移転新築問題は、当市としても看過することなく、例えば土浦市と連携による、神立駅の東部地区から連絡道路の整備、あるいは戸崎地区を中心とした地域開発など、さまざまな行政対応が必要ではないかと思えます。

現在、当市として、土浦協同病院の移転新築に伴う地域開発など、これらに関連する地域振興構想などがありましたら、その基本的な内容についてお伺いしたいと思います。

以上4項目について、市長、副市長等に所見をお伺いし、私の第1回目の質問を終わります。

**○議長（小座野定信君）**

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

**○市長（宮嶋光昭君）**

山本議員のご質問にお答えいたします。

1点目、市内の放射線量と安全対策につきまして、お答えいたします。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北沿岸部を中心に、関東の市町村にも甚大な被害をもたらしました。また、東京電力福島第一原発の事故では、放射性物質が遠くまで運ばれ、本市にもその影響が出ており、放射線につきましては、ホットスポットと呼ばれる放射線のたまりやすい場所等もあることから、油断のできない状況であります。このため、市といたしましても、放射線対策本部を立ち上げ、放射線対策に努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

詳細につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、さくら保育所の民営化につきまして、お答えいたします。

このたびのさくら保育所の民営化につきましては、子育て世代の生活の多様化に伴う保育ニーズに対応すべく進めたものでございますが、結果的に、「保護者の方々をはじめ、関係者の皆様にとっては十分に説明がされていない」とのご意見を多数ちょうだいしているところでございます。このことから、庁内での検討を踏まえ、これまでお示しした民営化の時期を見直しさせていただくとともに、今後は公立保育所全体の民営化に向けた全体計画を策定し、共通理解のもとで事業が進められるよう努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

これまでの経過を含め、詳細については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、土浦協同病院の移転に伴う地域開発につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

**○議長（小座野定信君）**

副市長 石川眞澄君。

[副市長 石川眞澄君登壇]

**○副市長（石川眞澄君）**

3点目1番、かすみがうら市政の現状認識と副市長としての決意につきまして、お答えいたします。

まず、かすみがうら市政の現状認識についてでございますが、就任後2カ月を経過し、少なからず直面した課題につきましては、自分の目で見て、また耳で情報を得ながら、その解決の方向性に向けまして職員とともに検討を行っております。また、合併した旧町がそれぞれ積み上げてきた歴史や文化を尊重しつつ、合併後のかすみがうら市として、そのすばらしい自然環境や伝統文化を継承しながら、新しいまちづくりを進めるため、市長や職員、市民の皆様と協働して努力してまいりたいと考えております。

次に、副市長としての決意でございますが、議員ご指摘のように、かすみがうら市に女性管理職がないことは、市政を運営する上で、男性のみの視点で進められがちとなります。気概とやる気のある女性職員を積極的に登用し、女性の視点を入れながら政策・方針を決定していくことは大変重要と認識しております。また、県内44市町村のうち2市のみ女性副市長を置いておりますが、かすみがうら市はそのうちの1人であるとして、県内でも大変注目されております。今後は、職員をはじめとして、政策方針決定過程への女性人材の登用や、人材の育成も含めて、努力してまいりたいと考えております。

3点目2番、石岡地方の斎場問題や五輪堂橋など、重要な行政課題への対応につきまして、お答えいたします。

石岡地方の斎場問題や五輪堂橋など、隣接する石岡市との関係についてのご質問と受けとめております。斎場問題につきましては、現在、これまでの経緯における課題を解決するため、合併特例債の期限も見すえながら、関係する3市の副市長が事務的に対応策を検討しております。この結果を踏まえた上で、今後開催されます正副管理者会議において決定していただくこととなりますが、よい結果を得られますよう鋭意努力をいたしているところでございます。

また、今後、震災復興に向けた計画やその事業推進を行うこととなりますが、それらを近隣の石岡市や土浦市、行方市及び小美玉市などと連携協力して進めることは必要不可欠と考えておりますので、副市長といたしましては、関係市との調整などに努めてまいりたいと考えております。

#### ○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

[総務部長 山口勝徑君登壇]

#### ○総務部長（山口勝徑君）

1点目、市内の放射線量と安全対策について、お答えいたします。

市内の公共施設の放射線量測定状況につきましては、6月から保育所・幼稚園、小中学校、公園、市役所庁舎を毎週定期的に測定し、広報誌及びホームページにて測定結果をお知らせしてございます。直近、11月末の測定値につきましては、最低値がわかぐり保育所庭の毎時0.14マイクロシーベルト、最高値が稲吉ふれあい公園の毎時0.27マイクロシーベルトとなっております。

6月からの推移を申し上げますと、6月1日から公表してございます小中学校17校では、平均値で0.37マイクロシーベルト、それから、8保育所・幼稚園の平均でございますが、0.25マイクロシーベルトとなっております。さらに公園でございますが、公園は8月5日から測定して公表してございまして、11の公園で測定をしてございます。平均値で申し上げますと、0.29マイクロ

シーベルトでございます。

それから、一番最近の数字で申し上げますと、11月29日に小中学校17校の平均でございますが、0.19マイクロシーベルト、それから、保育所でございますが、11月22日に公表してございまして、9つの保育所・幼稚園でございます。0.22マイクロシーベルト。それから、公園でございますが、11月25日に測定して公表してございまして、0.22マイクロシーベルトとなっております。

国では、来年1月1日から放射線に係る特別措置法が施行になるというような見通しもあるようでございます。その水準と申しますのは、0.23マイクロシーベルト未満にすることとございまして、いずれにしても、国のほうでは0.23マイクロシーベルトというようなこととございまして、先ほど申し上げましたかすみがうら市の小中学校は、部分的には高いところもあるんですが、平均を見ますと0.196マイクロシーベルト、保育所については0.22マイクロシーベルトというようなことで、0.23マイクロシーベルトよりは下がっているというようなこととございまして。

環境省から2年後に目指すと示された数字である毎時0.23マイクロシーベルトを上回っている施設も幾つかございますが、放射線量は、自然減衰率と申しますか、2年間で4割減衰すると言われており、今後、市内全施設において国の基準を下回るものと想定されます。しかし、市内においては、雨どいの下や側溝等の放射性物質がたまる、いわゆるマイクロホットスポットは比較的高い放射線量を示しているのが現状とございまして。小中学校においては11月11日、全17校に測定器を配備しましたので、雨どいの下や側溝等の敷地内の細部を順次測定し、保育所等を含めまして高測定値の箇所につきましては順次除染対策を行ってまいります。

放射線測定器の配備につきましては、11月21日に専決処分の補正予算により、保育所用5台、公共施設用4台及び民間への訪問測定用8台、合計17台を予算化させていただき、現在、購入の準備をしている状況とございまして。個人宅等の測定につきましては、少数の機器において短期間にたくさんのご家庭を効率よく測定できること、また、機器の取り扱いなど正確な測定方法が必要であることを考慮いたしまして、水戸市と同様、かすみがうら市は訪問測定を実施する予定とございまして。今後は、機器が納品され次第、各公共施設の細部の測定を行うほか、測定を希望される方を対象に予約を受け付け、測定員を個人宅へ派遣し、訪問測定を実施していく予定とございまして。

また、家庭用手引書作成についてでございますが、不安もより多く抱えているものと認識しております。市といたしましても、放射線に対するさまざまな不安を軽減すべく、対策方針作成を進めているところでございまして。策定後は、市の方針を1人でも多くの市民の皆さんに、広報誌等のあらゆる手段を駆使し周知していく予定とございまして、家庭用手引書につきましてもその手法の1つとして検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

私のほうからは以上とございまして。

**○議長（小座野定信君）**

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

**○保健福祉部長（竹村 篤君）**

山本議員の質問にお答えします。

さくら保育所の民営化について、1点目の民営化計画と今後の進め方ということのご質問でござい



ございますけれども、民営化の計画のこれまでの経過につきましては、9月1日に行われました全員協議会において市立さくら保育所の民営化計画案を示した後、さくら保育所の父兄を対象に保護者説明会を2回ほど実施した経過がございます。

そのときに、保護者全体を対象としました住民アンケートの結果からは、住民意識は、「国の動向などを踏まえ、民営化はやむを得ない」との意見もいただきましたけれども、さらに、来年度4月の民営化につきましては不安を抱く内容の意見もございました。それらを踏まえまして、先ほど市長から答弁もありましたように、さくら保育所の民営化につきましては期間を延長し、住民との共通理解を図った上で進めていくことに決定したものでございます。

次に、保育士などの職員の処遇についての質問でございますけれども、当市の公立保育所においては、平成23年4月現在の必要保育士数は85名であり、現在勤務する正職員は53名おります。不足する32名につきましては、臨時保育士で対応しているのが現状でございます。以上のことから、さくら保育所が民間に仮に移管したとしても、なお保育士は不足することが予想されております。正職員については、民営化された後も他の公立保育所に異動することになりますが、今後も継続して保育士の職務に当たっていただくことを考えております。また、民間移管後の臨時保育士の処遇でございますけれども、保護者や父兄の不安感を払拭するためにも、民間事業者に引き続き勤務できるよう雇用をお願いしていく考えでおります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

[土木部長 大川 博君登壇]

○土木部長（大川 博君）

4点目の土浦協同病院移転に伴う地域開発についてのご質問にお答えいたします。

土浦協同病院の移転先につきましては、土浦市のおおつ野地区に決定したところです。この地区は、本市の戸崎地区に隣接する地区であります。現時点では協同病院移転に伴う具体的な開発などの構想はございません。

また、関連道路の整備についてですが、常磐高速土浦北インターチェンジからおおつ野ヒルズまでの区間が整備され、本年2月に開通したところでございます。本市では、開発構想同様、具体的な道路整備計画はございませんが、神立駅西口土地区画整理事業の事業化に伴い、今年1月に土浦市と本市による一部事務組合を設立し、事業を進めているところでございます。このような中、広域的な神立駅周辺地区整備の観点から、土浦市と協議をしていく必要があると認識しております。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

放射能汚染については、土浦、牛久、龍ヶ崎、取手、阿見町など18市町村について、既に放射能物質汚染対策特別措置法に基づく汚染状況重点地域を指定し、国へ申請しております。この指定を受けると、国の全額負担で除染が進められることとなります。例えば土浦市では、毎時1マイクロシーベルトを越すホットスポットについては公表してこなかったが、11月15日、初めて情

報を公開し、1センチでの最高値は、右糶小9.21マイクロシーベルト、次いで、中村小が7.16マイクロシーベルトと非常に数値が高かったわけであります。

先ほどから説明がありましたけれども、かすみがうら市は、国の航空機モニタリング調査によれば、来年6月以降には基準値以下になるだろうという予想が出ておりますが、当面、その間のホットスポットについては、各学校等でどのような対処をしているのかお伺いいたします。

それから、11月1日現在、県保健体育課発表の資料に、学校給食食材の放射性物質検査状況があります。その中に、実施済み、実施予定、検討中という項目がありますが、かすみがうら市はいずれも空欄になっており、県南地区では本市だけであります。このことは、かすみがうら市が、調査時点で給食食材の放射能検査を全く行わず、今後もその意思がないという現状を示しているものと推測されますが、その実態はどのようなのでしょうか、お伺いいたします。

この放射能については、特に若いお子さんを持つ若いお母さんたちが非常に心配しており、今回、子どもたちを放射線から守る対策を求める請願が提出されているところであります。この請願の内容は非常に多岐にわたるところであります。とりあえず市内の放射線量の実態については、測定箇所を何カ所か定め、定期的に検査を実施し、その結果を毎月の広報誌に掲載するなど、積極的に市民に情報を流し、市民の安全と安心を確保していただきたいと思いますが、市長の考え方をお伺いいたします。

**○議長（小座野定信君）**

教育部長 仲川文男君。

**○教育部長（仲川文男君）**

山本議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初のご質問でございますが、小中学校における放射能の除染関係でございます。これにつきましては、この後の川村議員の一般質問にもお答えする予定でございましたが、ただいまご質問がありましたので、先に一部お答えを申し上げたいと思います。

まず、学校における放射能の測定につきましては、既に9月の定例会におきまして補正予算を可決していただきまして、17台購入して、各学校へ配布をいたしました。その中で、いわゆるホットスポットとなり得そうな場所、これにつきましては各学校に測定をお願いしております。その結果、高い放射線量が測定された場合、児童生徒の無用な被曝を低減させる、そのためにも除染を実施していきたいと考えております。この方法につきましては、例えば表土を削るなど簡易に除染が実施できる場所は速やかに各学校で対応していただき、また、除染するまでは立入禁止等の措置を講じるなど、各学校へ指示をしたところでございます。その中で、基準につきましては、先ほど総務部長がご答弁申し上げましたように、環境省が示しました数値、毎時0.23マイクロシーベルト、これを学校における除染基準にも適用するというにいたしましたので、改めて11月29日に再通知をしたところでございます。そのような対応を学校においても進めていくという内容でございます。

続きまして、給食の食材に関するご質問がございましたので、お答えを申し上げたいと思います。

まず、学校給食における食材に関しましては、現在、出荷制限のされていない食材を使用しております。これにつきましては、国が基準値を定めておりまして、その範囲内であるという食材

を使用しております。ちなみに、米飯給食用のお米につきましては、今年度産米につきましては、先般11月26日付で財団法人茨城県学校給食会のほうから検査結果が来ておりまして、放射性ヨウ素、放射性セシウムいずれも不検出という結果をいただいております、お米につきましては安全というふうに確認をしたところでございます。

それ以外の食材につきましては、これも今般の一般質問に中根議員から質問をいただいておりますが、先に一部お答えをしたいと思っております。今後、国から、食材等に含まれる放射線物質も測定可能な機器が市に貸与されると伺っております。その機器が貸与されるに当たりまして、検査体制をどのように整えるか、これから検討を進めていくという状況にあります。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

総務部長 山口勝徑君。

**○総務部長（山口勝徑君）**

私のほうからは、放射線を測定した結果の公表についてでございます。公表につきましては、現在も、先ほど申し上げましたように、市内小中学校、保育所、公園等々40カ所の測定をして、毎週公表しているところでございますが、今後につきましてもそういった測定結果を公表していくというようなことは継続してまいりたいと考えております。

さらに、小中学校のホットスポットあるいはマイクロホットスポットの測定結果、あるいは除染等の作業をした場合、あるいは、小学校、中学校ばかりではなくて、保育所、さらに民間に訪問測定をするというようなことでございますが、地域の測定結果についても公表してまいり、市民の皆様へ安全安心を提供していきたいと考えてございます。そういったことでご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

3番 山本文雄君。

**○3番（山本文雄君）**

学校では、いち早く測定器を購入していただいて、各学校1台というようなことで測定していただいているというようなことでありますけれども、その結果については父兄たちにどのように報告しているのか、お伺いいたします。

**○議長（小座野定信君）**

教育部長 仲川文男君。

**○教育部長（仲川文男君）**

お答えを申し上げます。

各学校で測定された測定値でございますが、基本的には週1回の定期的な公表ということで、それ以外については推移を観察していただくということで、基本的には毎日測定を学校でしております。極端な測定値があらわれたというような場合には、教育委員会へまず報告をしていただくということで対応しているという状況でございます。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

先ほど総務部長のほうから、家庭用の手引書については検討するというような内容がありましたけれども、これぜひ、検討ではなく、実際パンフレットを簡単なものをつくって、各家庭に全部配布していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

そのように各家庭に配布いたしたいと考えております。またさらに、放射線の特徴ですか、例えばセシウムにすれば134と137がございまして、それぞれの半減期は大きく異なってきますので、そういった情報もあわせて手引書等に記載をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

保育所の運営費につきましては、市立保育所の運営を支えるために、市町村が支出した金額の2分の1を国が負担するという制度になっております。この運営費について、新聞によれば、廃止案が浮上してきたという報道がなされております。

そこで、市長が現在進めようとしているさくら保育所の民間委託については、こうした国の動向も踏まえて、もう一度内部で慎重に検討、協議し、しっかりとした計画を立て、市民や父兄などから不安や苦情等が出ないよう粛々と進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

今、保育所の民営化につきまして、しっかりとした計画を立てて、住民の不安を払拭するような形で進めていくようにというのが議員の質問内容かと思ひます。それについては、そのようなことも踏まえて期間を延長した経過がございまして、ご理解願ひたいと思ひます。

また、運営費用そのものでございまして、現時点では、民間に委託する場合、規模によりますけれども、1人当たりの運営費が決められております。その分が、公立と民間で若干経費等が変わってくる。主に人件費が大きいものかと思ひますけれども、変わってくるものと考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

きのう、文教委員長から委員長報告があつたんですが、きょうも市長のほうからの話で、24年4月の民営化に向けておそらくやっていたと思うんですが、それがいろいろな事情が生じて、25年ぐらいになったのかなというようなんですが、さくら保育所は、執行部としては最終的にいつ

ごろ民営化を実施するつもりなのか、その辺、計画としてわかれば、お願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

先ほども申しましたように、全体計画とあわせて今現在進めているわけですけれども、さくら保育所につきましては、25年4月の民営化に向けて事務手続を進めているという内容でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

きのうの資料に基づきますと、9月26日に第1回の説明会があったというようなこと、それで、そのときには、24年4月に民営化するというようなお話をしたのかどうか、その辺をちょっと。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

第1回の説明会につきましては、その前に議会全員協議会でもお示したかと思えますけれども、24年4月民営化ということで当初は進めていたのは事実でございます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

それで、11月8日に第2回の説明会がありまして、その席上では、25年にずれ込んだというようなことを父兄に話したんですか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

第1回の説明会を踏まえまして、いろいろアンケートをとりました。第2回説明会に当たって、あと、時期的なこともなかなか押し詰まった中で、アンケートの内容的にもちょっと難しいのかなということも踏まえまして、2回目の前に内部協議で、ある程度の見直しが必要だという方向性を出した経過がございます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

そうしますと、9月26日には「4月1日から民営化する」、1カ月ちょっと変わった第2回の説明会、11月8日には「25年の4月」というような話をしますと、市役所というのは1カ月足らずでこんなに簡単に変わってしまうのか。どうなっているんだろうというふうな疑問を持っている父兄たちが相当おります。そういうことのないように、発表したならば、本当にその期日で粛々と進めていくのが行政じゃないかなと思いますので、ひとつ、不安をあおらないようなそう

いうふうなこれからの計画を立てて頑張っていたきたいと思います。

それから、今後の進め方として、移管先の法人の公募、選定についてはいつごろ実施する予定でおりますか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

実際にこの内容、民営化についてはまだ議決をいただいておりません。そういうことで、今後、全体計画を、3月の定例会になろうかと思えますけれども、その中で議決をいただいて、実際、公募につきましては、来年度24年度になってからと考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

そうすると、この資料を見ると、9月2日、地権者から同意をもらったということですが、民営化になっても、市が引き続きこの土地につきましては契約をするのかどうか、それとも、契約先が新たに契約を結ぶのかどうか。

それからまた、土地代金ですね。さくら保育所については代金が相当かかっていると思います。770万ぐらいになっていると思うんですが、そのとき、支払いは市で持つのか、それとも、移管された業者のほうを持つのかどうか、その辺はどういうふうに執行部のほうで考えているのか、お伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

初めに、地権者の同意を得たということの内容ですけれども、さくら保育所につきましては、ご存じのように、民間からの借地でございます。20年の契約が本年度末24年3月で切れる予定になっております。そのことも踏まえて、新たに来年度以降の借地をお願いしてということで、そういう同意を得たということです。そのとき、「民営化を予定しております」という話も地権者にお話をしました。そのときに地権者のお話の中で、「市が借り主として契約するのであれば、そのまま継続して借地として問題ないですよ」という話でございましたので、その辺は、まず地権者とは市が借り受けるという形で考えております。

その後、民営化した場合どうするかという話でございますけれども、それが2点目の山本議員の質問かと思えます。その借地料につきましては、市が借り受けて、民間事業者にその分を負担してもらおうという形で考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

はい、わかりました。

それから、この資料なんですけど、資料の中で、民間委託された場合には、正規の職員である保育士、調理員はすべてかわると、これは当然であると思えますけれども、一定期間、公立の保育士さんと移管先法人の保育士が共同で保育に当たるといふ、そういうふうなことが書いてあるんですね。そうすると、さくら保育所は相当クラスがあるんです。各クラス1名ずつ保育として、早く言えば、執行させるのかどうか、その辺。それと、一定期間というのは、どの辺の期間を考えているのか、あわせてお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

議員ご指摘のように、さくら保育所は児童数が190名前後、ゼロ歳児からおります。そういう中で、期間的にもそういう共同保育の時間、余裕を持った期間が必要かというふうにも考えております。そういうことも踏まえまして、民営化の時期を送ったという、そういう背景もございました。そういうことで、ある程度、父兄が不安を抱かないような、子供たちと父兄が新たな事業者となじむといいますか、時間的余裕をとれるような方向で、先ほど言いましたように、来年度の事業になりますけれども、そういうところは十分時間をとっていきたいと考えております。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

共同で保育に当たるといふようなことで、公立のほうからクラスに1名ぐらいの職員を外向させるのかどうかということを知っているんですが。

〔「暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時54分

---

再 開 午前10時57分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

答弁を求めます。

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

先ほど、大変失礼いたしました。

議員の質問の共同保育のやり方、具体的な内容で、一人一人保育所に派遣するのかという具体的な質問でございますけれども、この共同保育につきましては、実際に来年度実施するという中で、父兄等の関係者と協議しながら、時間をとってその方法についても協議して、父兄並びに子供たちが不安にならないよう、そういうふうに進めていきたいと考えております。詳細については、そのときに事前に協議していきたいということで考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

さくら保育所全体として民間委託した場合に、実際に運営費がどのくらい削減できるのか、概算で結構ですので、お答え願います。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

今現在の規模で、通常、民間には委託費という形で市から出ているわけですが、それとの差額で約2000万、あとさらに、現在、今年度はちょっと多いんですけども、22年度ベースで臨時保育士の経費で4000万かかっています。実際、民営化することによって、さくら保育所の正職員にほかの公立に異動してもらうということで、その分、臨時保育士そのものが計算上は必要なくなります。それは規模によってもまた変わってくるわけですが、ざっくりその部分が4000万程度見込めるということで、単純に6000万前後見込める計算になっております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

わかりました。

いろいろと申し上げてまいりましたが、当市の行財政、政治課題は山積しております。特に副市長には、これから高い見識と調整能力をいかに発揮されて、市政の確立、振興のため、大きな足跡を残してくださるよう心から期待をしております。

また、最後になりますが、土浦協同病院の移転地と神立駅の東部地区を連絡する道路の整備、さらにはその2つの拠点を結ぶ周辺地域の開発については、新しいまちづくりの課題として検討するべきではないかということをご提案申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君の一般質問を終わります。

次いで、発言を許します。

1番 川村成二君。

[1番 川村成二君登壇]

○1番（川村成二君）

平成23年第4回定例会に当たり、既に通告の内容に従い、一般質問をさせていただきます。

1番目に、学校における放射能対策についてお伺いいたします。

福島第一原発の爆発事故による放射能問題は、事故から8カ月経過した今も各地に大きな影響を与えています。そうした問題への対応には行政間で大きなばらつきがあり、そのばらつきには、市民の声を真摯に受けとめ、市民のためにと行動する積極行政、そして国の方針や指示を待つ受け身行政に大きく二分できるように思えます。当市の状況はといえば、後者の受け身行政ではな



いでしょうか。それぞれに言い分があり、どちらが正しいとは言えませんが、市民からは、「もっと積極的な対応がほしい」あるいは「目に見える行動をしてほしい」との声があるのも事実です。さらに、子供たちへの放射能対策については、多くの父兄が市の積極的な対応を求めているところではあります。

私が勤めます日立建機の社員社宅では、10月下旬に住民が運営する自治会で放射線量測定器を1台購入し、放射線量の測定と対応策の検討を始めました。それにあわせて、子供たちが通う、近接する下稲吉小学校にホットスポットのような実態がないか測定を試みしました。測定結果を見ますと、体育館の周りの一部の地表で2マイクロシーベルトを超える高い放射線量が検出されたことから、この測定結果を教育委員会へ報告、説明するとともに、対応策について打ち合わせをさせていただきました。その後、教育委員会はみずからが市の測定器で実態を把握したところ、指摘のあった地表からやはり高い放射線量値が検出されたので、暫定ではあるが、除染を実施しましたとの報告を受けました。

こうした実態があったことを踏まえ、1番目の質問として、放射能問題については多岐にわたる対応が求められるところですが、将来を担う子供たちが通う学校の放射能対策は優先的に対処されている現下の世間状況をかんがみ、学校における放射能対策を今後どのように行うのかお伺いいたします。

2番目に、通学路の安全確保策についてお伺いいたします。

9月に牛渡にお住まいの方から、「南中学校への通学路（通称水資源道路）は道幅が狭く、車がすれ違うたびに子供たちが危険な状態になっているので対策をしてもらいたい」との話がありました。この件について担当部に聞いたところ、対象道路は歩道を設置する計画があり、用地買収も約7割終え、今年度も継続事業として取り組んでいるとの説明がありました。さらに詳しく状況を聞くと、残りの用地買収には厳しい箇所もあり、歩道完成の時期は見通しが不透明な状況であるということもわかりました。

道路整備に取り組んでいること、歩道完成までに時間を要することなど、現状を市民に説明し、理解をいただきました。しかし、対象道路の整備の主な目的は通学する子供たちの安全確保ですが、現状はというと、道路の車道外側線、いわゆる白線もほとんど消えており、側溝のない部分では、汚泥が道路にはみ出していたり、雑草が茂り、通学の妨げになっているなど、安全確保の対策が進められていないのが現状です。

整備計画のある道路は、整備するのだから、完了まで何もしなくてもよいということではなく、歩道を必要とするぐらい切迫した対策が必要という状況から、常に安全確保という「本質の目的」の達成に目を向けて、整備事業完了までどのように対処すべきかが行政に求められる対応、すなわち、整備だと考えます。

本件の水資源道路に関しては、早期対応を担当部に求めましたが、市街地においては、車もすれ違えない狭い道路を多くの生徒が通学路として利用しています。市として、子供たちの通学路の安全管理と安全確保策をどのように行っているのか、お伺いいたします。

3番目に、公園のあり方と市街地における公園の必要性について、4点お伺いいたします。

東日本大震災では、多くの方が避難しました。避難所及び避難場所については、地震ハザードマップに19の避難所、そして、18の避難場所が掲載されています。しかし、このハザードマップ

を見て感じることは、過去から現在にかけて既存する施設を単に避難先に指定したにしか思えず、行政が計画的に設置したものは到底見てとれません。執行部の皆様も一度ハザードマップを広げていただき、かすみがうら市の避難所、避難場所が適切なかどうか、震災による避難のイメージを膨らませながら検証していただきたいと思います。

東日本大震災を経験して、現在の避難所や避難場所の配置でどのような課題があるのか、避難経路は効率的に確保されているのか、市民の声を参考に見直していくべきだと痛感しています。避難所を新たに設けることは膨大な費用が必要であり、長期的な計画の裏づけも必要ですが、避難場所はエリア配置を早い段階で計画、確保していくことが肝心だと考えます。

そうした避難場所として公園設置が有効であり、東日本大震災を経験して防災計画の見直しを市は進めていると思いますが、1点目に、避難場所と公園のあり方をどのように考えているのかお伺いいたします。

2点目は、公園管理に端を発した法令等が関連する問題に対する市の対応について伺います。

現在、一定規模以上の開発行為（宅地開発）については、道路用地、水路用地、公園用地などは「新設公共施設」として設置し、開発行為終了後に市に帰属することになっています。そうした帰属されたものだけが新たな公園として生まれていますが、私が住みます下原区自治会でも6カ所程度あり、滑り台や鉄棒などの遊具施設が設置され、年数の経過とともに腐食等による危険性も増してきています。

造成から20年以上経過している箇所もあり、事故時の責任の所在について、市に公園等の管理と責任の明確化について考えを尋ねたところ、市の回答は、「すべて責任は自治会にある」とのことでした。市の所有物であることや、県の法制担当や自治会が加入している保険会社の見解をもとに、平成21年に行政相談を行ったところ、市の考え方は間違っているとして行政相談員から市に指導がなされました。それを受け、市は、「すべての責任は自治会にある」とした回答を全面撤回し、「公園用地が市に帰属されていることで、遊具施設の不備により事故が発生した場合の責任は市にある」との回答を再度提出してきました。

市が外部に出す書面を全面撤回することは全くお粗末な限りで、なぜ回答を提出する際に、法的な検証、確認が行われなかったのかはなはだ疑問に思えます。県では、陳情等に対しては、法制担当と協議を行い、庁議に諮り、初めて回答を行っていると同っております。市として、外部提出文書等について、法令等の問題の有無の検討がどのように行われているのかお伺いいたします。

3点目は、公園の遊具修繕に関する補助の考え方について伺います。

先ほど、公園等の管理と責任の明確化について自治会と市が問答した中で、市から「開発行為による設置された公園管理について」と称する文書が提出され、この中で、「遊具の新設・修繕に関することについては、補助制度を活用願います」とありました。

市が行う補助は、市が民間や市以外の団体等に公益上必要と認めた場合に行うもので、市に帰属する遊具施設、いわゆる自分のものに補助する（市のものに市が補助する）という考え方は適切ではないと考えます。このような場合には、地域の方々が利用するので、市が行う新設修繕費用に当該自治会から一部負担を求めるといような負担金制度が正しいのではないかと考えます。開発行為により設置された公園の管理責任は、当該自治会ではなく、市にあると公式文書により

修正されているにもかかわらず、いまだに市の考え方が見直されていないからではないかと考えます。改めて、公園の遊具修繕に関する補助の考え方について、伺います。

次に、当市の避難所及び避難場所については、先ほど、地震ハザードマップから見て不十分ではないかと申し上げました。住宅が密集する市街地においては、避難場所としての公園だけでなく、高齢化が進む地域性や、親子が安心して過ごすことができるゆとりの場としての公園は有効であり、都内でも多くの公園が計画、配置されています。公園で高齢者が語り合う姿や楽しく過ごす親子の姿が多く見られるいこいのあるまちづくりは、市民からも求められています。また、開発行為により緑が失われつつあります。パブリックスペースとして緑地を残すことは、地球温暖化の防止策として地方が取り組める方策とも考えられます。

こうしたことから、4点目に、市街地における公園の必要性について、市の考えをお伺いします。

4番目に、市職員のスキルアップについてお伺いいたします。

10月22日に市事業仕分けがあじさい館で行われました。終日、仕分け人と市職員のやりとりを傍聴させていただき、質問に対して的確にこたえる職員もいれば、質問の趣旨を理解することなくこたえてしまう姿も見受けられました。また、準備不足や資料の不備も指摘され、答弁に窮することも見受けられ、事業仕分け終了後に行われた政策シンクタンク構想日本のコーディネーターによる講評では、事業の仕組みの古さや精査の甘さなども指摘され、職員にとっては厳しい反面、勉強になった1日だったのではないのでしょうか。この事業仕分けの内容及び講評が全職員に十分伝わり、今後の業務の糧になることを期待しています。

1点目の質問は、市職員のスキルアップは計画的に行われているのか、また、その具体的な計画方針と達成度合いについてお伺いします。

最後に、職員のスキルアップに効果のある技法の導入について、提案も兼ねてお伺いします。

技法の名称は、バリュー・エンジニアリング、略称VEと言われるものです。1947年にアメリカで開発され、1960年に我が国に導入されました。当初は、製造メーカーの資材部門に導入され、そのコスト低減の成果の大きさが注目されました。その後、企画、開発、設計、製造のほか、物流、事務、サービスなどへも適用範囲が広がり、あらゆる業種で活用され、企業体質の強化と収益力の増強に役立っています。製品だけでなく、サービスにも活用できることがポイントです。

VEは、公益社団法人日本バリュー・エンジニアリング協会（略称日本VE協会）が推進しており、システム化された手順によって価値の向上を図る手法を取り入れ、直面する業務や問題解決に、「それは何のために?」「何を目的にしているのか」と問いかけるのが基本です。このVEは民間企業や大学だけでなく、国土交通省、群馬県、大分県、宮崎県、UR都市再生機構など多くの官公庁、自治体でも取り入れられ、大きな成果を上げています。大分県土木建築部の担当者からは、「VEマインドを持つ職員が発信源となり、日常業務にVEが浸透し、どのような場面でも改善意識が芽生え、小さな改善が大きな改善につながる相乗効果が生まれ始めている」との声もあります。

私が議員として、短期間ではありますが、市の職員の皆様と接して感じていることは、それぞれの事業や業務に対して、「それは何のために?」というVEの問いかけが日常的に行われていないのではないかとということです。そうしたことから、職員の意識、マインドの中にVE技法を

取り入れることは大変有効な手段ではないかと考えます。

そこで、2点目に、職員のスキルアップ手段として、バリュー・エンジニアリング技法の導入についてお伺いいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

**○議長（小座野定信君）**

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

**○市長（宮嶋光昭君）**

川村議員のご質問にお答えいたします。

1点目、学校における放射能対策につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、通学路の安全確保につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、公園のあり方と市街地における公園の必要性につきましては、総務部長、土木部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、職員のスキルアップにつきまして、お答えいたします。

人材の育成や教育については、いろいろとご指摘、ご提案をいただいているところでございます。私は市長就任以来、職員人件費の削減を行政改革のテーマとして、職員の新規採用などを見送ってきたところでありますが、視点を変えると、現有職員の力を十分に引き出すことも大きなテーマになるわけでございます。

現代社会の著しい環境変化にはまさに驚くばかりであります。そのような中で行政サービスを担う職員は、時代の変化を敏感にキャッチし、必要なスキルアップをしていかないと、市民のニーズにこたえていくのは難しくなります。ご提案をいただきました手法も研究しながら、個々の職員の能力アップとともに、市役所としての総合力を高めたいと考えておりますので、ご指導のほどをお願いいたします。

ご質問の詳細につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

**○議長（小座野定信君）**

教育部長 仲川文男君。

[教育部長 仲川文男君登壇]

**○教育部長（仲川文男君）**

川村議員の質問にお答えを申し上げます。

1点目、学校における放射能対策につきまして、お答えを申し上げます。

先ほど山本議員に一部お答え申し上げましたので、重複する部分があるかと思いますが、ご了解を願いたいと思います。

まず、放射線測定器に関しましては、先般の第3回定例議会におきまして補正予算を可決いただきまして、放射線測定器17台を購入し、各学校へ配置をいたしました。これまでは市職員が測定を行ってききましたが、各学校において毎日測定を実施し、推移を観察していただくことになっております。

放射線に関しましては、建物の雨どいの下などから高い放射線量が検出されるなどの事象が報

道されまして、いわゆるホットスポットと呼ばれる場所が潜在的にある状況をかんがみまして、現在、各学校へ配布いたしました放射線測定器により、雨どいの下、吹きだまりなど、ホットスポットとなり得そうな場所の測定を各学校においてお願いしているところでございます。

今後、測定の結果により、高い放射線量が測定された場合は、児童生徒の無用な被曝を低減させるためにも除染を実施していきたいと考えております。除染の目安といたしましては、当初でございますが、8月26日の文部科学省からの通知に基づき、毎時1マイクロシーベルト以上の値が計測された箇所としたわけでございます。その場合には、表土を削るなどの簡易に除染が実施できる場所は速やかに各学校で対応いただき、また、除染するまでは立入禁止の措置を講じることなどの指示を各学校へ行いました。

しかし、環境省が示しました数値、毎時0.23マイクロシーベルトを学校における除染基準にも適用することといたしましたので、改めて各学校へ再通知をしたところでございます。各学校においては、測定結果に基づきまして基準値を超えた箇所については、先に指示をした方法等によりまして対応をすることになります。今後とも放射線の低減に努め、児童生徒の安全の確保を図りたいと考えております。

2点目、通学路の安全確保策につきまして、教育委員会の立場からお答えを申し上げます。

まず、市内小中学校の通学路につきましては、児童生徒の通学時における交通安全を高めることを目的として必要な事項を定めました「かすみがうら市立小中学校の通学路に関する要綱」によりまして通学路の指定を行っております。通学路につきましては、各学校において、学校長が学区内の交通事情等を把握し、児童生徒の通学に適切な道路を通学路として定め、教育委員会へ届け出をいたします。定めた通学路は、児童生徒が安全に登下校できるよう点検を実施することとしております。また、事故防止のため、児童生徒に対しまして、交通安全意識の高揚を図るための交通安全教室などを行っているところでございます。

学校においては、通学路の点検や保護者からの情報などにより、通学路として危険な箇所の把握に努めております。これらを改善するために、道路施設や交通安全施設などが必要と判断された場合には、教育委員会に要望書が提出されます。要望いただいた内容については、市所管であれば、それを管理する部局へ要望しているところでございます。また、信号機や交通規制を伴うもの、国道・県道などの施設につきましては、担当部局を経由しまして関係機関へ要望をいただくよう依頼をしているところでございます。これまでも歩道の整備や信号の設置など、状況に応じまして関係機関へ要望を行ってまいりました。今後も、児童生徒の通学路における安全確保は重要と認識をしております。そこで、関係機関への対応をさらに求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝経君。

[総務部長 山口勝経君登壇]

○総務部長（山口勝経君）

3点目1番、避難場所と公園のあり方をどのように考えているのかにつきまして、お答え申し上げます。

現在、本市における避難所兼避難場所につきましては、災害時に自宅の倒壊・焼失等に伴い生活の場を失った市民の臨時的な生活の拠点となりますので、比較的対応可能な各小中学校や公共施設を、また、災害時に自宅において危険を感じたときに一時的に避難する避難場所につきましては、相当の敷地を有する公共施設等を中心として指定しているところでございます。

これらの避難場所等につきましては市防災計画において位置づけされており、計画策定の際に、特に避難所兼避難場所につきましては、施設の構造、収容人数や地域性を考慮しながら、避難所と避難場所を兼ねる施設として指定し、また、避難場所につきましては、生活拠点とするまでの収容人数の設備は整っておりませんが、危険を回避するため、より多くの市民が一時的に避難できるよう避難所兼避難場所の補完的な意味合いも含めて指定しておるところでございます。

避難場所は、災害発生時にリスクを抑えるためにも、より身近な場所に存在することが望ましいと考えておりますが、ご指摘のように、現在指定している避難場所は、箇所数、地域性も含めて検討の余地は残されていると考えているところでございます。避難場所には、火災による類焼や倒壊等のおそれのある建物等がないことが望ましいとされており、そのような観点からも、ご提言のような公園や広場が身近に存在することは危険を回避する上で大変有効な手法であると認識しているところでございますが、今後、防災計画の見直し作業を進めていく中で、利用可能な土地、施設等の再検証や住居特性も含めた避難所、避難場所の設定や避難経路の研究なども進め、総合的な体系づくりを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

4点目、スキルアップにつきまして、お答えいたします。

職員のスキルアップについては、平成19年3月に策定した人材育成基本方針に基づき、必要とする職員像を「みずから律し、市民の目線で考え、行動する職員」として、職員研修、人事管理、職場づくり、福利厚生との4つの視点から、体系的に人材育成を推進しているところでございます。

中でも、ご質問をいただきました職員のスキルアップである職員研修については、毎年度、「職員研修計画」を策定し、行政需要や職員の希望に対応しながら実施している状況であり、具体的には、自己啓発やOJTのほか、職場外研修として、全体研修や階層別研修、さらには派遣研修を実施しているところでございます。

特に派遣研修については、国の研修機関における専門的な知識の習得のほか、茨城県自治研修所における各種研修に関しては、受講者の公募や所属長による推薦を取り入れることにより、みずから学ぼうとする意欲ある職員の能力開発を推進しております。この自治研修所の研修内容については、受講者の意見等を踏まえ、行政需要に応じ毎年内容が見直されているほか、市でも全体研修の科目に取り入れるなどして資質向上に努めておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

また、ご紹介のありましたバリュー・エンジニアリングにつきましては、窓口事務や内部業務の改善をはじめ、行政評価における改善策の検討などにおいて、政策や事業の質と効果を高めるために、幅広い場面で活用できる技法であると認識したところでございます。このような技法を職員が身につけることによって、ご質問にもありました事業仕分けのような議論が職場内でも活発に行われるようになり、仕事の本質を考え直したり、市民への説明責任が徹底できるほか、費用対効果に関する意識も一層強化できると思っておりますので、その手法や先進事例などを研究しながら

ら、職員研修への位置づけが可能かどうか今後検討を進めたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

土木部長 大川 博君。

[土木部長 大川 博君登壇]

**○土木部長（大川 博君）**

3点目の「公園のあり方と市街地における公園の必要性」についてのご質問にお答えいたします。

初めに、市が提出した回答を市民の指摘により全面撤回した。また、法令等の問題有無の検討はどのように行われているのかとの内容についてですが、議員のご指摘は、開発行為により設置された児童公園等の管理と責任の明確化について、平成21年12月に回答した内容かと思えます。これらの経過等については、議員ご指摘のとおりでございます。これらを踏まえまして、現在の対応について、お答えいたします。

区長要望に関しましては、担当課において、内容の確認とともに、担当者が回答書を作成し、文書事務規程、事務決裁規程に基づき対応しております。その中で、法令等の問題があれば、法制担当との協議、あるいは弁護士と相談をしています。今後とも、回答内容を十分精査し、法的な部分についてもより一層注意を払ってまいります。

次に、公園遊具修繕に関する考え方についてですが、現在の対応は、遊具を新設する場合や修繕の際には、かすみがうら市ちびっ子広場補助金制度がありますので、この制度を活用していただければと考えております。補助内容は上限100万円、補助率は3分の2で、差額は自治会の負担となります。また、遊具の老朽化で使用不能になった施設につきましては、撤去費が高額になり自治会の費用負担が大きくなることから、市で撤去することとしております。議員ご指摘の、補助制度、負担金制度のあり方については、今後議論を深めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、市街地における公園の必要性についてですが、言うまでもなく、公園は都市計画法でも都市施設として位置づけられており、市民のいこいの場所として重要な施設と認識しております。市街化区域には、開発行為により設置された公園も多く、また、市が設置した都市公園もありますが、市街化区域内の1人当たりの公園面積は低い状況にあります。現時点での整備計画はございませんが、当面は維持管理を十分に行い、市民がいこいの場所として気持ちよく利用できるよう管理していく考えでございます。

次に、順序が違って大変申しわけありませんが、2点目の通学路の安全確保の中で、南中学校への通学路、通称水資源道路の歩道整備の件についてお答えをします。

赤塚入口五差路から県道石岡田伏土浦線までの全体規格延長2,460メートルの歩道整備を行うもので、現在、平成21年度から用地交渉を進めているところでございます。平成24年度には一部着工できるよう努めたいと考えております。ご指摘がございました道路の維持管理については、配慮をしております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。まず、第1番目の学校における放射能対策についてですが、早速ですが、VE技法を使わせていただきたいと思います。17台購入し、学校へ配備した、この目的は何なのか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

○教育部長（仲川文男君）

お答えを申し上げます。

17台放射線測定器を購入した、その目的でございます。まず第1点目は、当時、本市においては放射線測定器が2台しかありません。2台では、当然17校、その他の施設もでございます。測定するに当たりましては、時間的、さらには週1ということを考えれば、不足するのが当然であります。ですから、まずは数を確保し、常時測定できる体制を整える。その中で、各学校における線量の推移を見ることが可能。さらには、先ほどご答弁申し上げました、いわゆるホットスポット等の箇所の確認といいますか、発見といいますか、そういうものも可能になるという意味合い、理由での購入を計画し、購入し、配布をしたというところでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

今の回答は、私から言わせれば、目的のための手段なんですね。だから、やはりその辺がはき違えているのかなど。目的は、私が思うには、やはり市民に安心を与える。子供たちに安全を確認してもらう。そのために測定器を購入する。ですから、目的をはっきりしていないことが、やはりいろいろやりとりしていて、答弁がかみ合わない部分だと思っております。ですから、目的は、市民に安全安心を与えるために、測定器を買う、測定する、除染する、そういう手段をとるということではないのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

○教育部長（仲川文男君）

ただいまの川村議員の見解に対してどうかというお答えについては、おっしゃるとおりかと思えます。ただ、目的があって、その目的に向かって進めていくことに対しては、順序は違うかもしれませんが、私のご答弁も外れではないのかなと思えます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

手段と目的がつながっているということでは一致ですので、それは問題ないんですが、私がこ



れで言いたいのは、目的のために達成する手段がいろいろあるわけですね。ただ、そこでもう1つ、執行部の皆さんが目的に向かって明確に指示を表明していないというのが、要は、公表の仕方です。学校の放射線対策について、各学校に放射線測定器を配備しました。では、測定結果をどのように公表するんですか。その辺の回答がない。

先ほど山本議員の中で、週1回の定期公表ということがありました。私の答弁にはそういうことはありませんでした。その公表の仕方をどのように学校に指示をしたのか、そこをお聞かせください。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

暫時休憩とします。

休 憩 午前11時40分

---

再 開 午前11時42分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

答弁を求めます。

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

せっかく各学校に買っていただいたのですから、そして、測定したのですから、それを公表しなければ買った意味はございませんので、公表をしていきたい。各学校では、学校だより、それから、PTAの集まり等の機会があると思います。そういうところで事実を公表して、ホットスポット、いわゆるマイクロホットスポットで高いところもありますので、それらはみんなで除染しようというような方向でいきたい。教育委員会につきましては、1週間に一遍、集約したものを公表したいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

11月23日に放射能汚染から子どもを守ろうという集まりと市長が懇談したということをご存じですか。その中で、「学校ごとの測定結果をホームページで公開されるのか」という質問に対して、市長は「学校ごとに保護者へ手紙で公開する予定」という発言をしております。考え方が少しずれているように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

市長が言う手紙というのは、学校だよりのような文書だと考えております。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

そうしますと、学校だよりで公開する、連絡をするという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

それでよろしいと思います。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

学校の放射能対策に対する取り組みは、例えば「どこを測定しなさい」「除染はどのようにしなさい」「大規模除染があった場合はどのようにしなさい」、そういうふうな具体的な実行計画があって、それを各学校に共通に認識になるように指示をしているのかどうか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

○教育部長（仲川文男君）

お答えを申し上げます。

測定箇所でございますが、これにつきましては、お示しいたしますように「かすみがうら市立小中学校における放射線の測定及び除染手引」という冊子を作成いたしまして、口頭ではなく、この冊子を各学校へ配布しまして、どの学校でも共通の認識のもと実施するという対応しております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

その手引に基づいて測定をすると、各学校の測定器は1台で足りるのか、足りないのか、その辺の検討はされたのか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

○教育部長（仲川文男君）

お答えをいたします。

現時点における過不足につきましてはございませんので、1台で間に合っているという状況でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

学校における放射能の対策については、やはり父兄が一番心配しているところです。ぜひ十分連携をとって、父兄、また子供たちに安全安心がしっかり伝わるように取り組んでいただきたいと思っております。

続いて、2番目の通学路の安全確保策について、お伺いしたいと思います。

まず、水資源道路の用地買収の見通し、事業の完了時期については、先ほど24年度に一部着工するという話がありましたが、具体的な完了の見通し時期は現時点で予測できるのかどうか、その辺についてお伺いします。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

見通しにつきまして、用地交渉の経過を見ていかないと、今の段階ではお答えはできません。ただ、できる範囲、年次計画を立てて順次整備をしていきたいと、そういう考えを持っております。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

そうしますと、安全確保策を継続するためには、やはり現状の道路を整備していく必要があると思いますので、白線あるいは清掃、そういったところは継続してやっていただきたいと思っております。

それから、教育委員会のほうへの確認ですが、要望書が学校から出されてきて、それに基づいて関係部署へ指示をしているというふうに話がありましたが、その要望書というのは、教育委員会で管理、そして、実行されたかどうかというフォローはされているのかどうか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

○教育部長（仲川文男君）

お答えを申し上げます。

この要望書につきましては、先ほど答弁したような対応をしております、その後のフォローに関しましては、その都度、要望をいたしました関係部署へ確認なり聞き取りをしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

通学路の安全確保については、先ほどの答弁から感じるのには、学校側から連絡があつて初めて教育委員会として対応するという状況、これはやむを得ないのかなど。ということは、学校側から積極的に要望を出す、これも通学路の安全を確保する上で大変重要なことだと考えております。そういったことで、やはり教育委員会のほうから学校に対しても、問題がないか定期的なフォローをする形で、市全体が通学路の安全について認識を持つような取り組みもぜひやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

○教育部長（仲川文男君）

お答えを申し上げます。

ただいまのお話のとおりだと思います。教育委員会、PTA、学校、やはり三者の中で危険箇所等の早目の把握が必要であり、その対応のための、ただいまお話がありましたような取り組みが重要と認識しております。今後そのような形で進めたいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

続きまして、3番の公園のあり方等について、お伺いしたいと思います。

総務部長にお伺いしたいんですが、答弁の中で「防災計画の見直し作業を進めていく中で」という話がありました。震災から8カ月経過しております。その防災計画の見直しの中で、避難所、避難場所等どのように論議をされているのか、概略で結構ですでお聞かせください。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

防災計画につきましては、現在、県のほうでも、3月11日の震災を動機といたしまして、見直しがされているところでございます。それにあわせまして、市の防災計画の見直しも現在進めているところでございます。

今言われましたように、避難所につきましては、小中学校、公共施設、ある程度、面的に整備されているというような認識もありますが、避難場所につきましては、これは若干偏っているところでございまして、それを平均的に見直し、設置していくというような方向性で現在、担当で協議しておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

部長からの答弁で「偏っている」という発言がありましたので、そういう認識があるということは、今後改善されていくものという認識を持っておりますので、ぜひ防災計画の見直しに含めていただきたいと思います。

それから、公園関係で法令等の問題に対して市の対応に不備があったという部分については、随分前の話ですし、現在はそういうふうな部分では確実にチェックされているということですが、やはりこういう問題が発生するということは行政の体質の問題ではないのかなという部分があります。そういった部分についてやはり継続したチェックを、ここにいらっしゃる執行部の皆様は、上がってくる文書を確実にチェックしていただきたいなと思います。

そして、公園の遊具修繕に関する補助の考え方について、ちびっ子広場遊具設置事業補助金交付要綱、これを使うということは、制度に対する適用が精査されていない、安易な対応策をとっ

ているのではないのかなという気がしますので、その辺について制度の精査をしたのか、その辺を土木部長にお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

精査はしてございません。今回の一般質問を受けまして、私の受けとめ方は、公園の管理の關係の要綱などをきちんと整備をするべきだと受けとめておりますので、そういう意味でご答弁をした次第です。まさに、補助金のあり方、負担金のあり方を今後考えていきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

公園全体については、やはり費用も時間もかかる取り組みであります。そして、最近ですが、かすみがうら市総合計画後期基本計画の素案が配布されております。現在これを検討されている状況ですが、この中に「快適な住環境の整備、公園・緑地の整備に取り組む」とあります。この辺について、取り組む意思、取り組みに対してどのような思い入れがあるのか、市長、突然ではあります、市長は総合計画の中における公園・緑地の整備に対してどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

市内の公園に関しては、大分古くなっているような公園も見受けられるわけでありまして、また、公園の総面積等についても、特に市街地については不足するような箇所もあろうかと思ひます。これは常に精査して進めていかなければならないと考えております。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

続いて、4番目の市職員のスキルアップについてですが、具体的な計画方針等説明がありました。この話の中で「みずから学ぼうとする意欲のある職員の能力開発を推進する」と言われておりますが、そのような職員は黙っていてもやるんじゃないかなと。それ以外が問題なんだと。そのほかの職員のやる気を起こさせる、そういう職員研修の充実がやはり必要なのではないのかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

全くおっしゃるとおりだと思います。現在は、先ほど申し上げましたように、みずから研修をしたいというような希望をとり、あるいは、上司による研修の動機づけ、そういったもので能力開発・アップの研修に参加しているというような状況でございます。今後、さらに研修の方法に

については、毎年見直すというような研修計画の中で、スクラップ・アンド・ビルド、要不要の研修内容を精査した中で進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

スキルアップだけではなくて、職員育成という部分で1点、土木部長になるのか、総務部長になるのかちょっとわかりませんが、第2回の定例会で土木技術者の雇用の議案がありました。あいにくこれは否決されました。その議案のそもそもの発端は、土木部の能力不足に業を煮やした市長からの提案だったというふうに受けとめております。我々議員としては、外部から人材を入れることなく、みずからの部署で対処すべき案件であると考えております。

こうした人材育成、要は、プロフェッショナルをつくるということも人材育成の中にやはり入れていくべきではないのかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

先般の6月議会での土木技術専門職の設置についてでございますが、これにつきましては、採用することによりまして即戦力になるというような形で提案させていただいたところでございます。今後は、専門職の設置につきましては、専門職の研修に参加させるというような形で人材育成を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

人材育成基本方針、そして、職員研修計画、立派なものがありますが、さらにやはり市が求める人材、技術系が必要なのか、事務系が必要なのか、そういった適材を整理して、今、凍結しておりますが、新人採用、これを積極的に行使していくことも今後必要なのではないかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先般の土木技術者の件ですが、これはかつて10年、20年前とは違いまして、今は本当の専門職を持った方がリタイヤしていくらでもおりますので、即戦力としてはすぐ使えるということをお願いしたわけですが、残念ながら否決されてしまったので、これは委託料で外注していくという方針に今は転換しております。

また、今後、技術職あるいは事務職についても新人で採用していくということも必要ではありますが、今現在の問題としまして、いわゆる頭でっかちの、高度成長期に採用した職員、50歳以

上の職員がごっそりとたまっております。この滞留をやはり最大の課題としてこれに対応しながら、新しい人材も募っていくという、両面对応を迫られているわけであります。今の就職環境ですか、そういう中からいけば、新人はいつでも採用できるわけであります。昔の求人難の時代とは違いますので、まずは本当に必要になるまでぎりぎり置いておいて、滞留しているところを何とかすると、そちらを今、優先しております。

しかし、昨年と今年と2年間、もう既に新規採用をゼロにしておりますので、昨年というか、今年の4月と来年度の4月は今のところ予定がありません。再来年もそのままいけるかという、これはやや問題があるかなという認識は持っております。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

最後のVE、バリュー・エンジニアリングの導入ですが、今、市長が言われた頭でっかち、そういう方々もそれぞれ価値があります。その価値を上げていくのが市長の役目だと思っております。VEではその価値向上が最大の目的なんですね。ですから、考え方を考えるいい手段にもなります。

このVE協会の会長には、先月、総務部長と面会をしていただきました。たまたま現在のVE協会の会長が日立建機の名誉相談役でありますので、土浦工場に来られたときに、「VEを行政にも取り入れるべきだ」という協会長の考え方も総務部長に聞いていただきました。そういうこともありまして、ぜひ茨城県に先駆けて、かすみがうら市でこのVE技法を取り入れる、先進の行政を進めていっていただきたいということをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

これより昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

再開は、午後1時30分からといたします。

休 憩 午後12時05分

---

再 開 午後 1時29分

○議長（小座野定信君）

それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

次いで、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

日本共産党を代表しまして、佐藤文雄でございます。

大震災・原発災害から8カ月が経過し、被災地では復興に向けての懸命の努力が続けられていますが、生活となりわいの再建は遅々として進んでおりません。原発事故は収束の見通しも立たず、放射能被害が拡大しています。被災地に住民が戻り、暮らし続けていける地域として復興できるかどうか、今まさに重大な岐路を迎えております。

日本共産党は、10月7日、「選別と切り捨ての『復興』ではなく、すべての被災者の生活となりわいを支援し、地域社会全体を再建する復興を——大震災・原発災害にあたっての提言（第3次）」を野田首相に提出しました。

東日本大震災の復旧復興策など約12.1兆円に上る2011年度第3次補正予算案を民主、自民、公明など日本共産党以外の各党の賛成多数で可決しました。日本共産党は、復興財源を名目に庶民へ大增税を押しつけようとしているとして反対をいたしました。反対討論で日本共産党は、「『連帯して負担を分かち合う』と言いながら、庶民には増税、大企業には減税という財源策で、断じて認められない」と主張いたしました。さらに、福島第一原発事故の賠償で第一義的に責任を負うべき東京電力を救済するために、交付国債の発行限度額を2兆円から5兆円に拡大すると批判し、除染費用の2400億円も全く不十分だと指摘いたしました。

また、3次補正予算案は、被災者の要求を反映したものもありますが、それを生かすためには、被災者生活再建支援金の拡充をはじめ、被災者・事業者への直接支援を抜本的に強化することが必要と指摘し、復興財源は、法人税減税・証券優遇税制の中止、米軍思いやり予算や政党助成金の廃止などで確保すべきだと述べました。環太平洋連携協定、いわゆるTPPに関して、国民の暮らしを破壊し、復興の最大の妨げになるのは明らかだと言及し、参加中止を強く求めました。

かすみがうら市では公共施設等の復旧は順調に進んでいるようであります。しかし、被災した家屋の修繕はまだまだの状態ではないでしょうか。私は被災したすべての市民への直接支援が必要だと考えます。加えて、原発事故による放射能汚染から子供たちの身を守ることは緊急課題であります。

1. 東日本大震災による被災者支援、震災復旧、原発・放射能から市民の命と暮らしを守ることについて、お伺いをいたします。

三陸沖から房総沖にかけて、海底のプレート境界でマグニチュード9に達するような津波を伴う巨大地震が発生する確率は、今後30年以内に30%程度と考えられる。政府の地震調査研究推進本部が、この地域での地震活動の長期評価を見直した結果を11月25日までにまとめました。茨城県沖では、マグニチュード6.7から7.2の地震が同30年以内に90%程度の確率で発生すると推定しました。災害に強いまちづくり、市の防災計画の見直しが急がれます。

問1、放射能汚染から市民の命と暮らしを守ることについて、総合的な対策を伺います。

私は先の9月議会で、放射能対策について、総合的な対応のための放射線対策本部の設置を求めましたが、市長は「放射能対策をあまり前面に出して行うことはかえって世間を騒がせるようなことにもなりかねない」として消極的な答弁に終始いたしました。小中学校への校舎の測定器購入など一定の改善は進んでいますが、幼い子供を持つ父母や市民の皆さんからの要望からはほど遠い対応であります。

(1) 小中学校、保育園・幼稚園、公民館、通学路、公園など、子供たちが長時間生活する場



所では、きめ細やかな放射線量の測定が大前提です。線量が高い場所では除染が必要です。また、各家庭でも放射線量をはかってほしいという声が高まっております。汚染マップの作成や除染した土の仮置き場などの対策はありますか。県内でも測定器の貸し出しが行われますが、当市も考えておりますか。

(2) 年間1ミリシーベルト以上の除染に関しては、国が財政負担をすることになりました。当市では、汚染状況重点調査区域の指定を希望しませんでした。その理由は何でしょうか。年間1ミリシーベルトの基準を超える場所について、除染計画を立てる必要があります。その対策はできておりますか。

(3) 特に子供たちの内部被曝が心配されます。学校給食の食材の放射能検査についてはどうなっておりますか。市独自の食品放射能測定システムを導入する考えはありませんか。

(4) 汚染された下水道の汚泥やごみ焼却場の焼却灰についての対策はされておりますか。

(5) 放射能汚染には、住民はもちろん、自治体にも何の責任もありません。調査や除染にかかる費用は、東京電力に賠償責任をとらせる必要がありますが、東電への賠償請求は考えておりますか。

(6) その他にも必要な対策が考えられますが、それら総合的な対策を講じる体制について、市長はどのような認識を持っておりますか、伺います。

問2、放射能による農水産業被害への全面賠償について、市の対応の状況を伺います。

原発災害による災害賠償は、その範囲を恣意的に限定するのではなく、全面賠償、いわゆる原発事故がなければ生じることがなかった損害についてすべて賠償することを大原則にすべきであります。東電への請求について現況を伺います。

問3、一部損壊家屋への支援について、義援金の活用について伺います。

私は3月議会で、今年度予算に住宅リフォーム助成制度を設けたことを評価し、さらに一歩進めて、屋根がわらの損壊やブロック塀の崩壊など明らかに大震災によるものと判断される住宅補修等については、補助率を2割程度引き上げる措置を検討するよう求めました。

しかし、市当局は6月議会において、住宅リフォーム助成制度の目的が違うとして、一部損壊家庭の修繕費補助は考えていないとしました。私は社会資本整備総合交付金を調整・活用し、半壊未満の被災住宅改修事業に回すよう求めましたが、これについても、調整は難しいとして拒否いたしました。9月議会でも、義援金を復旧などの公共工事に使うのではなく、被災者に直接支援することを求めましたが、住宅等災害復旧資金の利子補給制度の支援との回答に終始いたしました。私はどうしても納得できません。義援金の総額はこれまで幾らだったのか、その活用内容について、そして、一部損壊家屋の修繕で住宅等災害復旧資金の利子補給制度を利用した件数はどれだけあったのか、伺います。

問4、防災無線（戸別受信機）などの体制確立の時期について、お伺いします。

この件については9月議会でもただしましたが、総務部長の答弁では、防災放送がいつになったら実現するのかさっぱりわかりませんでした。今回の大震災の教訓の1つ、広報体制の確立が挙げられており、迅速さが要求されております。体制確立の時期を明確にするよう答弁を求めます。

問5、消防力の強化、井戸の確保について、改めて伺います。

平成22年度一般会計歳入歳出決算の認定審査において、私は「消防事業について、職員の不補充による消防職員不足で、住民の安全を守るという点では問題が残る」と指摘しました。また、防災用井戸の整備については、今回の補正予算の専決処分を行っておりますが、詳細な報告を求めます。

## 2. 下土田の残土問題について。

かすみがうら市や近隣の市町村でも、不法な残土事件があとを絶ちません。このままでは茨城県は首都圏のごみ捨て場になる危険があります。今回起こった残土問題は、幕之内区長である戸田實さんらの勇気ある行動でその実態が明らかになりました。しかし、問題が解決したわけではありません。下土田の残土は放置されたままの状態であり、本当に農地として活用されるのかが疑われます。

問1、幕之内区長の戸田實氏との和解締結はいつになるのか、伺います。

問2、施工業者からいまだに完了届けがなされていません。残土条例及び農地法ではどのような措置をとるのでしょうか。前議会での答弁で、市農業委員会は「地権者へも指導する」としていますが、その報告と対策について伺います。

## 3. 収入の少ない国民健康保険加入者の対策について。

問1、今回の条例改正で、応益割と応能割を5対5にした問題点について、伺います。

国保税は、所得・資産に応じて徴収する応能割と、均等・世帯ごとに定額に課す応益割を足して計算されます。一般的には応益割の比率が高いほど、低所得者の負担が重くなる仕組みであります。民主党政権は、国保税の低所得者対策として、これまで所得階層別に6割、4割の法定減免だった措置を、平成22年度から7割、5割、2割に枠を広げました。この措置は、その年度の均等割額と世帯割額を各割合で割り引くもので、収入のない方も含めて低所得者にとっては大変助かる施策でした。

市長は「低所得者への軽減措置が強化された」と言いますが、今回の均等割の引き上げは、国の低所得者対策に逆行するものだと思いますが、市長の見解を求めます。

問2、国保加入者が著しく生活が困窮していると認められる場合の保険税減免と一部負担金の減免について、お伺いします。

国民健康保険は、「社会保障及び国民保健の向上」——これは国保法第1条であります、これを目的とし、国民に医療を保障する制度であります。その制度が国民の生活苦に追い打ちをかけ、人権や命を脅かすことなどがあってはなりません。

(1) 国保には法定軽減のほかに、申請減免があります。国分寺市では、収入が著しく減少した生活困窮の状況にあると認められた場合は、基準生活費をもとに、保険税総額の減額または免除する規則を作成・実施しております。当市でもぜひ具体化すべきであります。答弁を求めます。

(2) 国民健康保険制度には、国保法44条に基づく医療機関の外来での一部負担金減免制度があります。市民部長は前議会において、「一時的ではあれ、著しく生活が困難な方に対しても、一部分担金の減免を検討する」と答えました。具体化への作業はどこまで進んでいるのか、お伺いいたします。

## 4. 第5期介護事業計画に基づく介護保険料について。

今年6月、国会で介護保険法改正が成立したことを受け、2012年度から介護保険の制度改変が

始まります。このような制度改変がされる中、介護保険の保険者である市町村は、2012年から14年度の3カ年にわたる第5期介護保険事業計画の策定作業を進めております。

問1、第4期における介護保険給付の現状と見直しについて、具体的にお伺いいたします。

厚労省は現在、第4期、全国平均で月額4,160円となっている65歳以上の第1号保険料が、第5期には平均月額5,000円を超えると試算しております。

問2、第5期の介護事業計画について、保険料はどうなるのでしょうか。厚労省からの指導・指針などは出されているのかお伺いをいたします。

#### 5. さくら保育所民営化について。

8月25日に開催された文教厚生委員会で、保健福祉部子ども福祉課は、市立さくら保育所の民営化計画を公表いたしました。私は、あまりに突然、それも実施を来年4月からとしているのは問題だと指摘し、これは一保育所の民営化という問題だけではなく、公務員削減という全体の問題だ。今、国は子ども・子育てシステム新システム構想による公的保育制度の解体を進めている。なぜ公立ではサービス拡充ができないのか。市は保育において公的役割を放棄することとなると批判し、本来の自治体の役割が問われている。徹底した議論が必要だ。拙速過ぎるとして反対を表明いたしました。

問1、市長はさくら保育所の民営化を指示、来年度から実施しようとしていました。しかし、保護者からも不安の声が上がり、当面、来年度からの実施は見送るようであります。期限を設けているのでしょうか。答弁を求めます。

問2、国が推進しようとしている子ども・子育て新システムについて、市長の見解をお伺いします。

#### 6. 高齢者雇用とシルバー人材センターについて、お伺いいたします。

シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた、地域ごとに設置されている、高年齢者の自主的な団体で、臨時的・短期的な仕事を請負・委任の形式で行う公益法人社団です。会員はおおむね60歳以上の定年退職者・家業の一線を退いた人等が対象で、高齢者の働く場（雇用）を確保する上では大切な役割があります。

しかし、市長は、これまでシルバー人材センターに一部委託していたあじさい館の管理業務を今年9月で打ち切り、市外業者である高橋興業に一括で委託いたしました。「あまりにひどい措置だ」との批判の声が上がっております。

そこで質問です。高齢者の雇用とシルバー人材センターの役割について、市長の見解を伺います。

#### 7. 向原土地区画整理組合への税金投入問題について、お伺いをいたします。

私は、向原土地区画整理組合事業は、公共性が担保されない、一民間の宅地開発事業であり、地権者14人の個人資産形成が実態だと指摘し、これ以上の税金投入は許されないと考えております。

問1、保留地の販売状況と見直しについて、お伺いいたします。

問2、区画整理組合事業の資金計画について、前議会で当初の内容を確認いたしました。その後変更があったと思いますが、最近の変更内容について報告を求めます。当初と比較して考えた場合、損失補償、いわゆる税金投入の可能性はあるのか、お伺いいたします。

8. 基本水量の見直しで、水道料金の引き下げをについてお伺いたします。

当市の水道料金は、基本料金を10立方メートルとしており、使っても使っていないくても2,079円が徴収されています。しかし、10立方メートル以下の使用世帯は3割を超えており、改善を求める声が上がっております。市当局は、ようやく基本水量の見直しによる水道料金の引き下げに動き出しました。

問1、前議会での答弁では、市当局が提出した原案については、水道審議会で承認は得られなかったとしていますが、その後の進捗状況について報告を求めます。

問2、今回の震災で、地下水の重要性が改めて認識されました。茨城県は既に水余り状態であるにもかかわらず、八ツ場ダム及び霞ヶ浦導水事業を推進しようとしています。しかし、この事業が完了すれば、当市では県水を押つけられ、地下水も制限させられることは必至であります。市長として、2つの事業に対して、反対の態度を明確にすべきではないでしょうか。答弁を求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目、東日本大震災による被災者支援、震災復旧、原発・放射能から市民の命と暮らしを守ることにつきましては、総務部長、環境経済部長、消防長からの答弁とさせていただきます。

2点目、下土田の残土問題につきましては、環境経済部長、農業委員会事務局長からの答弁とさせていただきます。

3点目、収入の少ない国民健康保険加入者への対策につきましては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、第5期介護事業計画に基づく介護保険料につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、さくら保育所民営化につきまして、お答えいたします。

このたびのさくら保育所の民営化につきましては、子育て世代の生活の多様化に伴う保育ニーズに対応すべく進めたものでございますが、結果的に、保護者の方々をはじめ、関係者の皆様にとっては十分な説明がなされていないとのご意見を多数ちょうだいしているところでございます。このことから、庁内での検討を踏まえ、これまでお示した民営化の時期を見直しさせていただくとともに、今後は公立保育所全体の民営化に向けた全体計画を策定し、共通理解のもとで事業が進められるよう努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

詳細につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、高齢者の雇用とシルバー人材センターの役割について市長の見解を問うにつきまして、お答えいたします。

シルバー人材センターは、高齢者雇用安定法の制定により制定されたものであります。高齢者のために無料の職業紹介や就業のための講習会、研修会を実施し、高齢者の生きがい対策の充実、

社会参加の促進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としたシルバー人材センターの役割は、大変重要であると認識をしております。

8点目、基本水量の見直しで水道料金の引き下げをにつきましては、水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

[佐藤議員「ここでの市長の答弁がないの？」と呼ぶ]

**○市長（宮嶋光昭君）**

7点目、失礼いたしました。

向原土地区画整理組合への税金投入問題につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

**○議長（小座野定信君）**

総務部長 山口勝徑君。

[総務部長 山口勝徑君登壇]

**○総務部長（山口勝徑君）**

1点目1番、放射能汚染から市民の命と暮らしを守ることにについて総合的な対策を問うにつきまして、お答えいたします。

市では、福島第一原子力発電所の事故を受けまして、公共施設等での空間放射線量等を測定し、6月から公表してきたところでございます。それらの結果をもとに、市の総合的な対応方針を決定すべく、市放射線対策本部を設置いたしましたので、今後は、放射線対策本部が中心になりまして、除染対策や放射線量の訪問測定をはじめ、状況に応じた、迅速で柔軟な対応を行ってまいりたいと考えております。

まず、ご質問の汚染マップの作成でございますが、昨日、全協で配布してございます、8月に文部科学省で実施した航空機モニタリングによる測定結果を図案化したものがございます。それによりますと、市内ほぼ全域が毎時0.23マイクロシーベルト未満となっております。現在、市で所有する測定データは、公共施設等で測定したもので、それを図案化することは可能でございますが、今後、訪問測定も実施する予定ですので、その測定データを有効に活用できるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、除染した土の仮置き場の設置でございますが、国、県においても、汚染土の処分につきましては、その方向性が明確に示されていないことから、各自治体でも苦慮しているのが現状でございます。本市におきましても、除染方法の選択等により対応していくとともに、仮置き場の設置につきましても非常に難しい問題を含んではおりますが、必要性に応じて検討していかねばならないと考えております。

測定器の貸し出しにつきましては、山本議員にもお答えしたとおりです。測定器が来次第、訪問測定を実施する予定でございます。

次に、汚染状況重点地域の指定についてでございますが、文科省が8月に実施しました航空機モニタリングによる放射線量の測定結果におきましては、一部地域を除き、ほぼ市内全域が、汚染状況重点調査地域指定基準の毎時0.23マイクロシーベルト未満となっており、また、環境省から提示がありました平成24年6月の予測データでは、市内全体が基準値未満の地域となり、国の放射能汚染地域指定にならない状況となっております。

次に、学校給食の食材の放射線検査につきましては、現在、本市では放射性物質を測定することができる放射線測定器がありませんが、国から測定器の無償貸し出し制度があり、貸し出しを申請しているところでございます。測定器が届き次第、実施を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、汚染された下水道汚泥についてでございます。市内の下水道汚泥からも放射性物質が検出され、汚泥搬出を停止し、敷地内の仮置きを実施した後、国から示されました放射性物質の濃度による取り扱ひ基準に従ひ、検査の後、田伏処理場については仮置き分も含めて全量処分が完了してあります。農集排汚泥については、土田、新治、上稲吉の3地区が汚泥の肥料原料としての利用基準である200ベクレル/kgを超えていることから、敷地内仮置きを継続しているところですが、他の5つの処理区においては、小美玉市の事業者と契約し、肥料化を行っているところでございます。

クリーンセンターにおける焼却灰につきましては、62トンの焼却灰から8,000ベクレルを超える放射線量が検出され、現在、周囲をコンクリートで囲まれた屋根つきのストックヤードに一時保管してあります。処分につきましては、国におきまして、現在、最終処分地を模索中でございますので、確保でき次第、処分する見通しとなっております。

次に、東京電力の賠償請求でございますが、本市におきましても今後、放射線対策関係経費を取りまとめ、請求してまいりたいと考えてあります。

1点目3番、一部損壊家屋への支援について義援金の活用を問うにつきまして、お答えいたします。

平成23年度におきましては、市に直接いただきました東日本大震災に関する寄附金額合計は、11月14日現在、4990万6754円で、内訳は、茨城県市町村振興協会をはじめとする公的機関等からの見舞金等が4840万4579円、民間企業・個人・団体等からの寄附金が150万2175円となっております。公的機関等からの義援金の主な内訳といたしまして、茨城県市町村振興協会からの義援金4665万円、茨城県市長会90万5079円、全国・関東県議長会24万2000円となっております。なお、民間企業等からの寄附金は、150万円余りのうち100万円につきましては目的寄附となっております。市といたしましても、この内訳を考慮し、災害復旧並びに災害対策の財源として有効に活用してまいりたいと考えてあります。

1点目4番、防災無線などの体制確立の時期について問うにつきまして、お答えいたします。

ご承知のように、今回の東日本大震災の際には、確実な情報伝達の手段のない千代田地区への情報提供に大きな課題が残り、新たな災害に備えるためにも、千代田地区への情報伝達体制確立が急務となっております。市といたしましても、その緊急性を考慮し、屋外防災行政無線をはじめ、戸別受信機などさまざまな手法について、事業費、財源等もかんがみながら、検討を進めてきたところでございます。

それぞれの手法には一長一短ございますが、情報伝達の確実性、今年度整備を進めている避難所等への戸別受信機の放送設備を利用可能などの理由から、旧霞ヶ浦地区にはあります、千代田地区にはございません、屋外行政無線子局を整備してまいりたいと考えているところでございます。整備完了までには相当の事業費も見込まれておりますので、補助制度の活用や有効財源の確保と事業費の縮減などを行ひながら、可能な限り早い時期、早期の整備完了を目指してまいりたい

いと考えております。

1点目5番、消防力の強化、井戸の確保について改めて問うにつきまして、お答えいたします。

井戸の確保につきましては、第3回定例会におきましてもご質問をいただき、既存井戸の有効活用との答弁をさせていただきましたが、有事の際の確実な水源の確保、断水時の井戸の有効性などを再認識し、早期整備の観点から、市の管理する井戸の設置を、今回ご報告させていただきました専決処分に含めさせていただきました。

今回設置いたします井戸につきましては、市内4中学校及び下稲吉小学校の合計5基を予定しております。停電時にも使用できるよう発電機を配備しております。また、用途につきましては、飲料水にも使用できるよう除菌器を整備する予定ですが、地下水の水質により飲料水用として使用できない場合もありますので、状況に合わせ、用途を決定していきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○議長（小座野定信君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

[環境経済部長 吉藤 稔君登壇]

#### ○環境経済部長（吉藤 稔君）

ただいまの佐藤議員さんの質問の中の1番の2番目、放射能による農水産業被害への全面補償についての市の対応の現状について、お答えいたします。

東日本大震災に見舞われまして、出荷停止や風評被害によりまして損害を受けました農業者、さらには漁業者等に対しまして、その損害請求をするために、かすみがうら市といたしましては、農業協同組合等以外で出荷されている方に対しまして、東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策かすみがうら市協議会を4月に設立しまして、その対応に当たっているところでございます。

その中でまず損害賠償に対します周知活動といたしまして、市の広報誌あるいはホームページ、チラシ等の各戸配布や、さらには回覧、さらには農協や公共施設への資料の掲示等、農業者等全員に周知できますようさまざまな形で対応しているところでございます。

次に、損害賠償の請求内容につきましてですけれども、これについては随時受け付けがスムーズにできますように、6月8日から農林水産課におきまして窓口を設置し、対応しておるところでございます。さらに、千代田地区につきましても、千代田庁舎に窓口を週1回ほど開設しておりましたけれども、現在のところ、請求者が減ってきているということから、今現在は、事前に電話をいただきまして、千代田庁舎にて請求事務を行うこととしてございます。

また、これまでの損害賠償の請求状況につきましてですけれども、これまで11月まで、人数にしまして69名ほどありまして、その請求額につきましては、金額でいいますと9459万3681円。これに対しまして東京電力側から支払われた額につきましては、6991万23円という状況でございます。今後につきましても、果樹関係、さらにはシイタケ等に風評被害等があるということから、引き続き、損害賠償請求に向けて、県の協議会を通じまして東京電力のほうに請求してまいりたいと考えております。

さらには、観光農業に対します損害賠償問題につきましてですけれども、これにつきましては、昨日、観光農業者を対象にしまして、損害賠償請求の手続等の説明会を行ったところでございます。そういった観点から、今後はできるだけ円滑に、早期に補償手続がされますよう努めてまい

りますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きます、2番の下土田の残土問題についてでございます。

まず1番の、区長戸田實氏との和解締結はいつになるのかということでございます。下土田の残土問題の和解につきましては、先の9月の定例会におきましてご答弁を申し上げておりましたけれども、この内容につきましては、ご存じのように5つの和解条件が提示されておりましたので、これにつきましては、双方の弁護士を通じまして、合意に向けた協議を進めているところでございます。この5つの中の水質検査の提示方法につきまして原告側との相違がありましたので、これにつきましては、弁護士を通じまして別の提示案を原告側へお伝えしまして、現在、検討をお願いしているところでございます。

また、現場のほうにつきましては、ご指摘のとおり、まだ完了届けが依然として提出されておられません。そういったことから事業が未完了のままの状況でございます、非常に苦慮しているところでございますが、とりあえず地権者によりまして、現場のほうは排水路の整備を業者のほうに依頼したということでございます。この問題は、佐藤議員はじめ、近隣住民の方々に多大なるご心配をおかけしていることに対しまして、担当部局としまして、非常に重く受けとめておるところでございます。

そういった観点から、まずは事業現場の安全を第一に考えまして、今後も監視してまいりたいと考えております。また、事業におけます報告書、書類関係の未了に対しましては、農業委員会、さらには県の廃棄物対策課と協議をしながら、さらに進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

#### ○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

#### ○保健福祉部長（竹村 篤君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目の東日本大震災関連の質問の中で3番目、一部損壊家屋への支援について、義援金の活用についての質問にお答えいたします。

義援金につきましては、先ほど総務部長がお答えした内容でございます。その中で、次に、住宅等災害復旧資金の利子補給制度の利用条件、利用件数の質問がございました。現在、住家の被災件数は1,123件を確認してございます。そのうち、利子補給制度を利用された方は、大規模半壊が2件、半壊が2件、一部損壊で7件、そういう状況でございます。

続きます、4点目の第5期介護保険事業計画に基づく介護保険料についてお答えいたします。

初めに、第4期の介護保険給付の現状と見通しについての質問でございますが、介護給付費は、平成21年度約20億7000万円、平成22年度23億円、平成23年度は、これは見込みでございますけれども、24億5000万円ほどを見込んでおります。それぞれ2億3000万、1億5000万の増額になり、非常に高い伸びを示しているところでございます。今後、団塊の世代と呼ばれる方々が高齢になってくることによりまして高齢者人口がさらに増加することが見込まれ、今後もさらに給付費については年間1億5000万円から2億円前後の伸びが見込まれる状況になってございます。



そういう状況の中で、次に、2番目の第5期介護保険事業計画の保険料はどうかという質問でございますが、本年7月に行われました、茨城県の第5期介護保険事業計画策定にかかわる会議の中で、厚生労働省から「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正について」という資料が出されたところでございます。さらには、9月に介護サービス見込み量及び保険料ワークシートが配布されており、これに沿って介護サービス見込み量及び保険料の算定を行っております。保険給付費の大幅な上昇が見込まれておりますので、保険料についても、第4期介護事業計画より上がる見込みでございます。

次に、5点目の1番、さくら保育所の民営化につきましては、先ほど市長がお答えしたように、父兄の皆様の民営化に対する不安を抱く状況も踏まえまして、計画期間を延長し、保護者との共通理解を図った上で今後実施していくことにいたしましたので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

さらに、5点目の2番の中で「子ども・子育て新システム」についてのご質問にお答えいたします。

この基本制度案につきましては、すべての子供への良質な育成環境を保障し、子供の育ち・子育て家庭を社会全体で支える仕組みを構築するため、政府が平成23年度法案の提出、25年度施行を目指し、進めているものでございます。

現在のところ、「子ども・子育て新システム検討会議」において協議が進められておりますが、制度施行に伴う財源確保、幼保一体化、その内容の機能強化、さらには経済的な理由などにより利用が妨げられないように現在議論されているところでございます。育児政策を「福祉」から「サービス」へ組みかえ、質・量ともに充実させ、幼稚園と保育所の一体化を目指しているものであります。市としても、法案決定後は、保育の質に格差が生じないように、必要な子供に適切なサービス、給付、質の確保をしていかなければならないものと考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

1点目5番、消防力の強化についてお答えいたします。

災害が発生し、職員が不足して、車両のみがおおむね1時間以上残ると判断される場合には、積極的に休みの職員を招集し、消防力の確保に努めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

農業委員会事務局長 塚本 茂君。

[農業委員会事務局長 塚本 茂君登壇]

○農業委員会事務局長（塚本 茂君）

佐藤議員の質問にお答えします。

2点目2番、農地法ではどのような措置をとるのか、また、市農業委員会の地権者への指導について問うにつきまして、お答えします。

この問題におかれましては、農地法第51条の違反転用に対する処分に該当すると思われまます。内容につきましては、「都道府県知事は、政令で定めるところにより、該当する者に対して、原状回復その他違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる」とあります。このことを踏まえて、事業者並びに土地地権者に対して、県知事名にて農地転用許可条件違反に対する是正勧告書を交付している状況でございます。

続きまして、市農業委員会の地権者への指導について問うの質問につきまして、お答えします。

市農業委員会から地権者に対しましては、先ほどご説明申し上げましたが、県から勧告書を土地地権者に直接現地にて手渡しし、早急に元の農地に復元するよう指導してきたところでございます。なお、現在まで、勧告書を含め4回、現地にて地権者に対して指導してまいりました。また、事業者にも地権者同様に、同日付にて勧告書を県より送付しております。

市農業委員会としましても、今後は県とともに事業者を直接訪問し、指導していきたいと考えております。また、対策といたしましては、許可期限が過ぎているので、県の顧問弁護士先生と協議した結果、新規に事業計画の申請をしていただくのが妥当と思われるとの結論になっております。県とともに協議しながら、指導していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

#### ○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

#### ○市民部長（川島祐司君）

佐藤議員の質問にお答え申し上げます。

3点目1番、今回の条例改正で、応益割と応能割を5対5にした問題点につきまして、お答えいたします。

国民健康保険税につきましては、応能割と応益割をそれぞれにおいて各保険者が自治体の状況を踏まえた上で定められる税率、額によって財源を確保することになっております。前回は申し上げましたが、すべての被保険者に対し一定率をもって国保税を引き下げることには大変難しいことであり、平均調定額を引き下げのための応能割・応益割の見直しは欠くことのできないものという判断でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

近隣市同程度の負担することの負担割合の是正、中間所得層の負担軽減を目標とし、税率の見直しを行ったものでありますが、佐藤議員ご指摘のとおり、資産割課税のない低所得者については、負担増となった被保険者があることは事実であります。低所得者につきましては、均等割、世帯平等割を2割、5割、7割の軽減する措置を講じ、その対象世帯数は全体の4割に達しておりますので、個々の納税義務者が負担し得るものであると考えております。

次に、3点目2番、国保加入者が著しく生活が困窮していると認められる場合の保険税減免と一部負担金の減免につきまして、お答えいたします。

国民健康保険税の減免については、国民健康保険税条例第30条の規定により、天災地変により資力がないと認める者、公私の扶助を受ける者及び被保険者の資格取得日等の状況などにおいて減額または免除することができるかとされております。

本年6月29日告示第41号をもって、国保税条例第30条第1項第1号に定める天災地変等により

納付の資力がない者と認める者については、国保税減免取扱要綱が告示され、運用をしております。また、前9月定例議会において可決を賜りました国保税条例の一部改正により、所得の減少になる生活困窮者についての減免につきましても可能となったことから、先ほど申しあげました平成23年告示第41号の国保税減免取扱要綱の一部改正作業を行っているところであり、平成24年度からは、当該年中の所得が皆無となった者、またはこれに準ずると認められる者について、保険税の減免が行えるものと考えております。

次に、国民健康保険法第44条第1項並びに市国保条例施行規則第33条の規定により、一部負担金の減免または徴収猶予につきましては、本年6月29日、市規則第33号をもって今回の震災による被災者の一部負担金の減免規則を制定し、去る9月30日市訓令第29号をもって市国民健康保険一部負担金減免要綱を制定し、運用しているところではありますが、現在までに相談に見えた方はありましたが、申請をなされた方はいない状況であります。

以上であります。

**○議長（小座野定信君）**

土木部長 大川 博君。

[土木部長 大川 博君登壇]

**○土木部長（大川 博君）**

7点目の向原土地区画整理組合への税金投入問題についてのご質問にお答えいたします。

初めに、保留地の販売状況と見通しについてですが、保留地55区画中、今年度においてこれまでに3区画が販売され、累計で35区画となり、残区画数は20区画です。面積では5,254.95平方メートルとなっております。今後の見通しにつきましては、景気低迷や地価の下落等のさまざまな要因で販売が好転しない状況もありますので、今後はさらに広告・宣伝活動を行い、販売促進に努めてまいります。また、地価の下落も続いておりますので、保留地価格の値下げ等も視野に入れ、組合総会で諮っていきたいと考えております。

次に、資金計画についてですが、9月の定例会では、平成15年3月の時点の収入・支出11億1556万1000円の内容を申しあげました。最近の変更内容については、平成23年2月の向原土地区画整理組合の資金計画では、収入・支出とも、11億4772万3000円となっております。3216万2000円の増でございます。

主な変更内容につきましては、収入の部では、保留地処分金の減額6億3611万1000円から4億7469万円、約1億6142万1000円の減となっております。減額に伴い、組合員賦課金が計上されております。1億7679万2000円が計上されております。支出の部では、事務費、借入金利子、工事費を変更している内容となっております。

損失補償の可能性についてですが、これまでも答弁してまいりましたが、現時点では、資金計画に不足金が生じないため、債務負担行為における損失補償は考えておりません。しかし、解散時において、組合員賦課金等すべてを補うことも組合員の負担も大きくなることが予想されます。設立の状況や公共性を考慮し、組合の負担軽減を図る必要が生じた場合には、市からの税投入の可能性もあると考えております。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

水道事務所長 川尻芳弘君。

[水道事務所長 川尻芳弘君登壇]

**○水道事務所長（川尻芳弘君）**

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

8点目1番、水道審議会の進捗状況につきまして、お答えいたします。

水道事業運営審議会につきましては、第1回目を平成23年8月9日に開催し、内容につきましては、9月定例会で答弁したとおりであります。審議会の意見として、10立米未満の使用量の少ない世帯等へ配慮したことについては賛成のご意見をいただきましたが、今後の受水費の増加が見込まれることを受け、水道料金の値上げが懸念され、水道料金が値上がりとなる利用者が多くいること等により、原案での承認は得られませんでした。

2回目の審議会は、並行して行っている特別調査委員会の意見等及び1回目の審議会の意見を踏まえた上で市長と協議を行い、結果を審議会に諮問いたしました。諮問した結果については、原案のとおり承認をいただきましたので、12月定例会において「議案第77号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を提案した次第でございます。

八ツ場ダム及び霞ヶ浦導水事業につきましては、国において検証作業が進められている事業であり、県においては、議員ご指摘のとおり、推進の立場であります。水道事務所といたしましては、将来にわたっての安定した水源の確保と水道料金に及ぼす影響に関しましての両面から、国、県の動向を注視していきたいと考えているところでございます。

また、11月9日には、県に対して中央広域水道から受水している構成市町村の市長さん及び担当課で料金値下げの要望を行いました。県水の購入契約に当たっては、本市の水需要の推移を踏まえ、単なる受水費の増にならないようにしていきたいと考えていますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

暫時休憩とします。おおむね10分間。

休 憩 午後 2時32分

---

再 開 午後 2時46分

**○議長（小座野定信君）**

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

市長のほうで答弁をするようお願いした点で答弁がされていない点がありますが、答弁できる範囲で答弁してくれますか。

**○議長（小座野定信君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

佐藤さんのお話だと答弁漏れがあるということなんでありますが、子育て支援システムについ

て、今、新システムということで、文科省と厚労省でもんでいるようなばかみみたいな話がありますが、やっぱりそういうものは、役所同士が勢力争いをやるなんていうのはばかみみたいな話で、縦割りを廃止して、きちんとした支援システムを国でも示してもらいたいと思います。

それから、国保であります、これはなかなか佐藤議員と意見がかみ合わないのではありませんが、20年の改正というよりは、昔からかすみがうら市においては、ずっと以前から応能・応益の負担割合が応能のほうに偏っていたわけでありまして。したがって、いわゆる受益者が多いお宅なんかは比較的負担が軽かった面があります。しかもその方で所得が低い方なんかには、今度は応益割が上がったわけでありまして、いわゆる応益と応能のバランスが5：5に近くなったわけでありまして、当然に一部上がった所帯があるわけでありまして。45%程度上がったうちがあるということは、前回の答弁の中でも申しました。

しかし、私が目指したのは、国保税のいわゆる平均的な市民の負担、それを近隣並みに下げると、それを目的としたわけでありまして。そういう趣旨からは、完全とは言えませんが、これも先般、第3回定例会でもお話ししたとおり、石岡には勝てる、小美玉とはほぼ同格だ、また、土浦には負けてしまうと、そういった水準に大体なつたのではないかと。これをもって、私は目的を達成したと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、八ツ場ダムと霞ヶ浦導水についてであります、これは国のほうで霞ヶ浦導水についての結論はまだ出せない。今、八ツ場ダムのほうを先に結論を国のほうは急いでいるわけです。先般、つい1週間ぐらい前ですが、関東地整で、八ツ場ダムについて、やめたほうがいいのか、それとも、続けたほうがいいのかということで、経済的なプラマイを発表したところです。これはご案内のとおりであります、当然、地整の発表でありますから、やったほうが安上がりになると、こういう結論を内閣に出したと聞いております。

中央広域を扱っている県のほうの考えであります、霞ヶ浦導水、要するに、中央広域が水供給を受けているところであります、そこは八ツ場ダムの結論が出てから国が来るというので、まだ何とも、霞ヶ浦導水をやめるとか、やめないとか言っていないんですね。これはあくまでも国のほうの考えなので、こちらでどうこう言うことはないです。

ただ、私どもとしては、水が高くなるのは困るわけです。先般も、中央広域、いわゆる県の企業局との交渉の中で、水を下げるのが先なのか、それとも、水を使うのが先なのか。企業局のほうでは、先に水を使ってくれと言うんですね。先に、水を使うのを増やしてくれと。当初、うんと使うという約束だったわけでありまして。

20年前は、みんなして水争いをやっていたわけでありまして。そういう時代から今、こういう時代に急速に変わってきてしまったわけで、どこの自治体も、中央広域に買うと言った水を引き取れないわけです。本来は約束では引き取るわけだったんですが、引き取れないと。引き取るわけで中央広域は水開発を進めたわけでありまして、当然、高くなってしまっている。うんと使ってもらえば安くできるんだよと。しかし、こちらは、使うほうからすれば、安くしてくれれば使えるんだよと。こういうことの応酬で、つい2週間前の話であります、そういうことの繰り返しであります。

いずれにしても、八ツ場ダムの結論が出れば、霞ヶ浦導水のほうへ、国も今、中止状態のやつをどうにかするんでしょうから、そういう中で、企業局も自治体との話し合いの中で料金設定を

して、私は下げてくれるのではないかという期待を持っております。料金を幾分下げてくれるのではないかと思っております。下げてくれれば、これは当然、千代田地区が将来的には水が足りないということでありますから、中央広域を受け入れているかすみがうら地区のほうから千代田地区のほうへ水を回すと。そういうことは、先般、水道の特別審議会ですか、そちらでも担当から申し上げたとおりでございます。

以上で、答えになっているかどうかわかりませんが、お答え申し上げます。

**○議長（小座野定信君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

じゃ、順次、再質問に行きたいと思えます。

汚染状況重点調査区域の指定については、希望しなかった理由をとうとうと述べましたけれども、この中で、朝日新聞にも書いてありますが、指定を希望しなかったところが、かすみがうらも含めて、水戸市なんかもやっていなかったわけですね。

実は、今回請願を出していた、放射能汚染から子どもを守ろう@かすみがうらのブログがあったんですけども、そのブログの中で、実は指定区域の問題があるんですね。これをわざわざ環境省の大気汚染環境局に電話で確認したそうです。除染実施計画を定めることとなる地域の要件について、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上であることということでありまして、そういうところが実際にあれば、それは申請することはできるわけですね。それから、判断する数値は、その後、来年の6月にこれからかなり下がるよというふうなことを言いましたけれども、現時点でよいという回答なんですね。

ですから、例えば常総市はかすみがうらと似たような状況ですけれども、常総市のほうはきちんと申し入れをしたんですね。それから、つくば市も同様にこの指定区域に申し入れたんですけども、この点についてどう考えますか。

**○議長（小座野定信君）**

総務部長 山口勝徑君。

**○総務部長（山口勝徑君）**

先ほど申し上げましたように、かすみがうら市におきましては、一部地域を除いてほとんどが、現在1時間当たり0.23マイクロシーベルト未満だというようなことで国のほうから示されてございます。一部地域、これにつきましては旧霞ヶ浦地区の加茂地区でございまして、そこに出向きまして、測定器を持って数カ所測定をした経緯がございまして、航空機の調査の高度でございまして、地上から1メートルというようなことでございまして、地上から1メートルのところを測定しまして、そのほとんどが0.23マイクロシーベルトということで結果が出ておりまして、かすみがうら地区全体が0.23マイクロシーベルト未満ということで地域指定を受けなかったという経過がございまして、ご理解を賜りたいと思えます。

なお、地域指定を受ければ、計画をつくって、除染した費用を国からもらえるというような、補助を受けるというようなことでメリットがそういった形でございまして、もしかすみがうら市で部分的に高いところがあって、除染をしたというようなことであれば、この費用につきましては、当然、東京電力に損害賠償の請求というような形で請求していきたいと考えておりますので、

ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

東電に請求するのは当然なんです。私が言っているのは、常総市は、航空モニタリング調査で年1ミリシーベルトを超えた地域が市内になかったが、重点調査区域を希望したわけですね。これ、ここがポイントなんです。市の独自調査なんです。市が、南側に除染の基準となる毎時0.23マイクロシーベルトを超える地域があるということで、県と相談しながら、除染計画を作成したいと言っているんです。つまり、きめ細かな測定をやった結果、こういうことになったと。ですから、かすみがうらは、そういう意味では独自の測定がかなりおこなわれているから、やっぱりこれも同じようにバスに乗りおくれたというふうに思いますが、どうですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

ご答弁申し上げます。

常総市につきましては、0.23マイクロシーベルト未満で地域指定の請求をしたというようなことではあるかなと思いますが……。

〔佐藤議員「違うんだよ。独自の調査で0.23の場所があったというんだよ」と呼ぶ〕

○総務部長（山口勝徑君）

かすみがうら市におきましても、先ほど来から答弁申し上げておりますように、公共施設40カ所の測定をしてございます。その大半が0.23マイクロシーベルト未満ということでもあります。またさらに、航空写真によりまして、0.23マイクロシーベルト未満というようなこともありますので、かすみがうら市といたしましては地域指定の申請をしなかったということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

こういう、学校、通学のためにきめ細かな汚染マップをつくるためのイラストなんです。これ、学校ですね。自宅。道路わきの土砂のたまりだとか、落ち葉だとか、雨どい、子供を守るという観点から、こういうようなところをきちっとはかって確認をすると、これが必要なんです。こういうところで、それぞれ場所場所に線量計を当ててはかれば、これはわかるわけですね。こういう調査を言っているんです。

そんな、いつもの一定の公共施設のところだけではわからないんです。学校もそうなんです。学校なんか、牛久では40カ所やっているというんです。やっぱりそういうふうにかなりきめ細かにやって、それも公表していくということが必要だということなんです。こういうふうな形で汚染マップをやっぱりつくって、子供たちを中心に守るという立場でつくるといふこと、これについてどうですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

先ほどの答弁でも申し上げましたが、今後、訪問測定を実施してまいりたいと考えております。その訪問測定によりまして、その結果をデータベースで上げまして、それを地図に落とし、汚染マップというようなものになるとは思いますが、そういったことで、今後、高ければ除染をして、子供さんに安心してもらえるというようなことにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

じゃ、よろしく。具体化をしてくださいね。そういうやつをきちっとつくったら、みんなにわかるようにしてもらいたいと思ひます。

それと、学校の給食食材の問題ですね。今は、暫定基準から外れているものは出荷していないから、大丈夫だというような認識だと思ひますけれども、ただ、今現在、特に暫定基準を見直そうということは、何で見直そうというふうになっているかわかりますか。なぜ見直そうとしているんですか。それは子供に対する影響がかなり大きいから、見直そうということになっているんですよ。だから、学校の食材や、または食材関係、家庭菜園も含めて、こういう検査システムを導入しようと言っているんです。

国から借りることができる。これがはっきりするのがいつなのかわかりませんが、それまではどうするのかということなんです。ほかのところはやっているんですね。何でもかすみがうらがおくれているのか、非常に疑問なんですね。調べると、これでも同じように、学校給食関係、食材のところでの検査体制が、かすみがうらは「なし」というふうになっているんですね。だから、そういうことでいうと、今の食材について、食品のための検査をする機器が来るまでは、その期間どうするのかと、これがやっぱり心配されるわけなんです。

「今の日本の食品基準は甘すぎるとベラルーシの専門家が批判」というのが産経ニュースに載っておりました。ベラルーシというのは、いわゆるチェルノブイリ原発事故の問題、その近くの都市です。ここで住民対策に取り組んできた専門家、所長さんなんですから、これが、「食品、飲料水は基準が非常に甘すぎる。やっぱり現実的な値に見直すべきだ」と。ベラルーシでは、内部被曝の影響を受けやすい子供が摂取する食品は37ベクレルと厳しい基準値が定められているけれども、日本では乳製品を除く食品の暫定基準値は500ベクレルと。子供に対する特別な措置がないことも問題視して、「37ベクレルでも子供に与える影響では高過ぎる。ゼロにすべきだ」と述べているんです。

ですから、その間はどうするのかということについて、学校給食だからどちらでもいいですけども、お答えください。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

○教育部長（仲川文男君）



学校給食の食材に関する件につきまして、お答えを申し上げます。

最新の文科省通知が出ましたので、まずその内容についてご報告を申し上げたいと思います。文科省においての通知は、きのうですか、11月30日付で各自治体に出しております。これにつきましては、東日本の17都県の教育委員会に出されました。内容は、学校給食の食材に含まれる放射性物質につきましては、1キログラム当たり40ベクレル以下との目安を示す数値であります。検査機器がないところが当然でございます。これにつきましては、支援事業として、今年度3次補正予算に1億円を国で計上し、国が検査機器の導入費の半額を上限に都県に補助金を出すと。市町村は、学校給食で使う食品ごとの事前検査を都県教委に依頼する仕組みであるというふうな内容でございます。きょう、今、これを見まして、読み上げている内容でございます。

そのような状況でございますので、現時点においては、出荷制限がされていない食材については、佐藤議員ご指摘がありました、その範疇にあるということで食材を提供しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

学校給食では、ちゃんと検査をするところが多いんですよ。実施しているところがね。今、40ベクレルというふうに言いましたよね。11月30日にそういう文科省の指針らしいものが出たということですね。じゃ、その40ベクレルというものの食材の検査はされたものなのかどうかですね。そういうところが心配になっているわけですよ。そういう具体的な行為がされていないと、皆さん心配するということをおっしゃっているんです。

そして、ほかの、水戸とかひたちなかとか土浦とか、そういうところがやっているものですから、近隣とみんな比べてしまうでしょう。だから、かすみがうらは、川村さんがおっしゃいましたけれども、積極的な対応じゃなくて、消極的な対応だと。これは9月議会での市長の消極的な態度がずっと引きずっているんじゃないかと私は思うんです。いかがですか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

○教育部長（仲川文男君）

お答えをいたします。

市長が9月議会に云々の話はお答えの範疇じゃないと思うんですが……。

[佐藤議員「いいよ、それは。なので、言わなくていい」と呼ぶ]

○教育部長（仲川文男君）

先ほど総務部長の答弁にありましたように、国のほうから貸与されるということで、その貸与された機器によりまして、本市におきましては、給食用の食材の検査体制の整備に向け進めたいと思っております。これにつきましても、先ほど読み上げました内容は、40ベクレル以下との目安を示すと、そういう内容でございましたので、その間につきましては、国の基準の範疇での食材の提供をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やっぱり検査機器が来るまでの間が心配だということを私は何回も言っているわけです。時間がないので、これはいいです。

除染と全面賠償の問題なんですけれども、これは費用がかなり大きくなるわけですね。日本共産党は、東電をはじめ、電力業界が核燃料サイクル計画のために積み立てている再処理等積立金、これが巨額になっているんです。これが原発埋蔵金と言われているんですが、実を言うと、11月16日に枝野経産相が答弁をしましたが、10年度末に残高5兆円に達していると。そして、新たに40年間でやるような積み立て、それが19兆円を見込んであるというんですね。ですから、原発埋蔵金を新たに基金にして、それできちっと除染費用に充てるという考え方を持っているんですけれども、こういう提案について、市長、どう思いますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時13分

---

再 開 午後 3時14分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

東電の埋蔵金についてのコメントでしょうか。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

共産党は、東電をはじめ、電力業界が核燃料サイクル計画に積み立てている積立金、これが、この前経産相が言って、5兆円あると言うんです。こういうものを除染または全面賠償の費用に充てるべきだと言っているんです。ですから、こういう考え方はどうですかと、市長の見解を求めたんです。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は、東電にお金があるからとか、ないからとかいうのは、あるから損害賠償をもらおうとか、ないから損害賠償をしないとかの問題とは次元が違うんじゃないかと思います。これはあってもなくても、原発を政策として進めてきた国と、それから、直接の事業者である東電の無限的な責任があると思います。

先ほど来40ベクレルの話も出ておりますが、40ベクレルということになると、おそらくかすみぐらの水産物はアウトになると思います。こういう深刻な状況であります。先般、千代田の公民館でも講師を招いて、市の主催でやっておりますが、そのときの講師の先生の話でも、「今のところ、あんまり過剰反応するなよ」というような話もございました。しかし、きちんと事態の推移は見守る必要があると。

我々は何しろ放射能の値についてはもちろん素人でありまして、また、医学界においても、年間100ミリシーベルト以下についてはデータがないわけです。そういう中でこの問題に対応しているという状況を考えれば、いわゆるきちんとした責任ある機関が、ですから、文科省であるとか、環境省が出したり、最初は8月26日に文科省が1マイクロシーベルト、それから、その後、環境省が0.23マイクロシーベルト、さらには今度、きのう、文科省が40ベクレルだと。これは基準がどんどん下がっているわけです。我々は、そうなってくると、ゼロが一番いいのか、ゼロまで無限にやるのかという話になりますから、それはやりようがないわけです。ですから、今時点では、一応出されている基準についてどうであるかということに対応するしかないと思うんです。

私たちとして、今、一番やらなければいけないのは、東海をとめることだと思います。東海が同じ事態になったら、とんでもないことになります。ですから、今、茨城では、東海をとめることが私は一番大事だと思います。茨城県民としては、東海をとめることを第一に考えるべきだと。

あとは、福島のコングリートがあと37センチしかないという話がきのう出てきましたが、これはどうしようもないです。また37センチが溶けてしまって、鉄板をぶち抜いて、どういうことになるかわからない。そういうことは私らには想像がつかないわけですから、だから、専門家あるいは責任を持った機関が発表する数値に従ってやっていくしかないと思います。

これで答弁になっているかどうか、そういうスタンスでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

**○議長（小座野定信君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

東海第二原発について廃炉を求めるという姿勢は非常にいいと思います。私はそういう点は評価をいたします。

今、私が言っているのは、やはり子供たちを持つお母さんたち、お父さんたちの心配を私たちがどう解消していくかということをやっぱり考えていく必要があるということだと思います。

一部損壊のほうの問題に移りたいと思います。

今、大規模全壊が2件で、半壊が2件、そして、利子補給で7件だということでしょう。一部損壊の利子補給が7件なんですよね。私はそういう意味で、義援金は被災した方にきちっと充てるべきなんじゃないかということは何回も言っているんです。

社会資本整備総合交付金を活用するように言いましたよね。これについて、常陸太田市なんかは、一部損壊へ住宅修繕助成として、上限は20万円ですが、義援金と社会資本整備総合交付金を活用しているんです。当市では、この社会資本整備総合交付金の活用について、どういう内容なのかお答えできますか。

**○議長（小座野定信君）**

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

社会資本整備総合交付金制度を活用しての一部損壊家屋への支援でございますが、社会資本整備総合交付金につきましては、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図るための国の補助事業でございます。道路、下水道などの社会資本整備を基幹事業といたしまして、それに関連する事業、効果促進事業として総事業費の20%を事業費に組み入れることができ、事業期間は3年から5年とされております。

ご質問の一部損壊家屋への支援につきましては、効果促進事業として実施することとなります。この場合の補助金額は50%と言われておりますので、残金につきましては一般財源となります。先の議会でご提言いただきましたときには、県での枠が非常に厳しいとの回答もありましたが、現在は予算枠はあるとの回答でございます。しかし、2分の1の市の負担が義務づけられているところから、総合的な見地から検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、社会資本整備総合交付金は、23年度分がまだあるということなんですね。そういうものと、もう1つは、今言った義援金を合わせて、一部損壊のほうに何らかの直接的な支援ができないかということを私は言っているんです。やはり本当に被災した方は、突然の出費なんですね。これについて、義援金がそういう形、災害復旧だけのいわゆる公共事業に使われてしまうということ自体は問題なんじゃないかなと思うんです。

それと、放射能対策費を今回やるとかというようなことを言っていますけれども、これは東電に請求するわけですから、これはきちっと請求すればいいものであって、ここがポイントなんですね。それをやるかやらないかなんですけれども、市長はこれ、どうですか。こういう制度を活用して、一部損壊の家屋に対してできる限り支援をする。例えば10万円じゃなくてもいいですよ。5万円でもね。そうすると、2万5000円が義援金もしくは一般財源、それで、あと2万5000円が社会資本整備総合事業から充てるというふうな形で、少しでも直接支援をするという姿勢がやっぱり必要なんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

先ほどの答弁の中で義援金の用途につきまして一部触れたところがございますが、この義援金につきましては、ほとんどが茨城県の市町村振興協会からの義援金というような形でございます。これにつきましては、大規模な風水害、地震、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防のための事業ということで充当させていただきたいと考えております。またさらに、今回、

各避難所の災害時の井戸の設置費に充当させていただく等、この大切な義援金をそういった本来の目的に沿って充当させていただきたく計画しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっと補足させていただきますが、使用目的がそういうことにもともと限定されている義援金だということらしいです。

あと、義援金は別にして、市の一財から、一般財源から1万円なり5万円なり被災者に配ったかどうかという話がございますが、これはいずれにしても、例えばかわらが30万、50万、100万の被害をこうむったうちが多いわけでありますが、そこにお見舞金として市町村によっては1万円とか3万円を配るところがあるみたいですが、私はむしろかすみがうら市の貴重な一般財源は、次に来る災害あるいは今回の復旧のためにきちんと使わせていただいて、損壊をこうむった方には大変お気の毒ではありますが、これは保険なり何なりの自己責任で対応していただくと、そういう考えを持っております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

災害ですから、自己責任じゃないんですね。災害ですからね。

[市長「地震保険」と呼ぶ]

○8番（佐藤文雄君）

地震ですから、だから、自身でやれというわけにはいかないと思います。

それで、いいです。災害義援金について、国、県及び市の義援金の対象の配分額は幾らかお答えできますか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

全体の金額につきましては先ほどご答弁申し上げましたが、私ども、手持ちに一覧表がありますが、これにつきましては区分けはしてございませんので、区分けした後に議員さんのほうに提出申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

佐藤議員、後ほど書類で提出するということをご了解願います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

じゃ、防災無線の問題については、使い勝手のいい防災ラジオがありますので、後で紹介をいたします。これはまた延ばします。

それから、消防力の強化の問題なんですけれども、前にも話しましたように、「人員が足りないと、急出させて対応するんだ」というふうなことを言っていますよね。でも、これは90年代後

半から行革の名でどんどん地方公務員を減らし続けてきたんです。これが大きな原因なわけですよ。やっぱり政府もこの点を、消防職員が不足している原因をただしたら、市町村の厳しい財政状況や行政改革に基づく定員管理で大幅な消防職員の増加が困難なためと答えざるを得なかったと。これでは市民の安全が確保できないと思いますけれども、市長、お考えがありそうなので、お答え願えますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

消防については、合併時平成17年4月時点での消防人数と今の人数は変わっておりません。何が違って足りなくなっているかという点、実は行政職のほうは、いわゆる人員削減、合理化をやっています。相当の合理化をやっているわけです。消防職については、消防の中で高齢化しています。したがって、かつてはいわゆる現場に対応できる、要するに、夜勤ができる人たちが多かったわけです。ところが、今見てみますと、夜勤に耐えられないわけではないんですが、消防の人には耐えてもらうしかないんですが、事務職員は全然減っていません。むしろ増えております。消防職の中で事務職員だけが増えているんです。だから、現場は足りるわけがないのでありまして、ここのところを工夫する必要があります。これを今、精査しております。

資料を出してくれるように言っているんですが、私らが、いわゆる部外者が見てパッとわかる資料がなかなか出てこないものですから、今のところまだ4月の配置計画は立っておりませんが、私は、ある程度高齢の方にもこの際少し現場に戻ってもらうと、そういうことを考えざるを得ないのではないかと思います。こういう状況の中では、そんな甘いことは言っていられないと。

それに、きつい話ですが、勸奨制度もありますので、それにどうしても耐えられないと、これは消防は現場職でありますから……。言っておりますが、自衛隊は55歳です。消防は60歳です。それが権利だということは、私はないと思うんです。消防職で入っているわけでありまして、給与も消防職特別の給与水準にしているわけでありまして、みんなが大変なときには、やっぱりある程度耐えてもらうという覚悟が必要なんではないかと。ありていにいえば、高齢者が1人退職すると、本当に新規のピチピチした人たちは3人も頼めるわけです。

そういう現実を踏まえて、そこまで私に言わせるのかというご質問であります。あえて私は市民の皆様にもここのところをよくわかっていただきたいと思ひまして、きつい話でございますが、あえて申し上げさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう答弁を求めたわけじゃないんです。新規採用をするというふうな方向性が出ているんじゃないかなと思ひまして、質問したんです。

今、高齢者が事務職でどうしようもない、もっと現場に行って働けということについては、それは内部の問題であります。退職を勸奨するようなことは私はやりません。そういうことを言っているわけじゃないんです。増員が必要じゃないかということを行っているんです。どうですか。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

[市長「こっちでやる」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

市長ですか。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほど申しましたように、問題がなかった17年当時と人数的には同じであります。ですから、問題がなかったといえ、これは大いにこしたことはありませんが、それでやってきたわけでありますから、問題がなかったわけです。

人口4万4000人のかすみがうら市で、きのうも県庁へ行ってぐるぐる回っていて、話が出たんですが、消防が今度デジタル化になれば、土浦消防とも消防委託もできる話、そういう話の中で、「かすみがうら市はまだ単独でやっているのか」と。もともと新治広域でやっていたわけですが、今、単独でやっているわけです。単独でやるというのは本当はかなり無理があるわけです。かすみがうら市規模の消防で、しかも、いわゆるまるつきり横長の地域で2つの消防署を持っているわけですから、これはかなり厳しいわけです。

そういう中でのことでもありますので、増員したいのは山々であります、もう少し工夫して何とか耐え忍びたいと。それで、今、最後の詰めをやっているところです。どうしても足りないとなれば、来春、新採を入れまして、教育を受けさせると、そういうことも範疇には入っておりますが、消防署を挙げて、また執行部を挙げての対応をしまいたいと考えております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

なかなかかみ合いませんので、次に行きます。

残土問題なんですけれども、書類の提出の仕方でもめていると言っていますが、これはすぐに解決できると思いますので、これについては後で詰めたと思います。

それと、今、農地として活用することになるために、農地転用の手続をしているわけでしょう。この前、10月12日に我々地方議員団が農水省と交渉した際に、農地転用にかかわってちょっと質問をしたら、「今、実際に農地を農地として使わないということがあったら大変なことだ。調査によっては、その調査費も国で出せる。県が実務調査もできるんだ。その調査によってだめな場合は法律上取り消しができる。場合によっては、業者に原状回復の命令も出せる。要は、原状回復を業者がやらなければ、強制的に行政が原状回復を行い、その費用を業者に請求するようになっている」と言うんです。

今、ミヤマという会長さん、つかまえますか。連絡がつかないでしょう。これ、どうなっていますか。

○議長（小座野定信君）

農業委員会事務局長 塚本 茂君。

○農業委員会事務局長（塚本 茂君）

ただいまのご質問でございますが、会長ではなくて、代表取締役に出し手紙を出しまして、今後の計画について直接打ち合わせをしたいということで、訪問したいということで通知を出しているんですが、いまだに連絡がない状況でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、このままずっといったらだめだということです。私が今言ったのは、調査ができる。そして、それがだめな場合は法律上取り消しができるというふうな、こういう流れになっているんだということです。そういう措置をいつやるのかと。これ、期限を切るべきなんじゃないかということなんです。期限を切らなければ、いつまでもあの状態じゃないですか。どうですか。

○議長（小座野定信君）

農業委員会事務局長 塚本 茂君。

○農業委員会事務局長（塚本 茂君）

申しわけありません。農業地区以外の一時的転用の期間は5年以内ということになっておりますので、その5年以内にはやりたいと思っております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

よろしくをお願いします。

じゃ、国保のほうに移りたいと思います。

なかなかかみ合わないんですけども、国保も実際に……、この方からちょっともらいましたら、この方は22年は1万9300円だったんですね。これが今度2万1600円になるんです。ところが、4期、5期、6期、7期、8期、9期があるんですけども、これはこれまで1,000円ずつだったのが、今度、2,000円ずつ払うことになってしまった。だから、倍払うような感覚になってしまっているんですね。やはりこういう意味では、低所得者というか、所得の少ない人というのは大変な状況になっているんです。

5対5はもう当然みたいに言っておりますが、実際にこの本算定で——シミュレーションじゃないですよ。昨年度と今年度の国保税の世帯の平均増減額は出ましたか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいまの佐藤議員のご質問にお答え申し上げます。

先日、佐藤議員からもそういうご指摘を受け、茨城計算センターの担当と協議を行いまして、そういうデータができる形のもので来週いっぱいぐらいには上がってくるということですので、その後、統計的なデータをつくりまして、後で文書でお答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。



○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

じゃ、よろしくをお願いします。

それで、実は国保税のいわゆる応益と応能の割合、5対5を目指すというのが市長の考え、国のほうもそういうふうな指導をしている。ところが、実態はどうですか。県内の市町村の医療分において、応益・応能分の割合はどういうふうな状況になっているかわかりますか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

平成22年度のデータが先日届いておりますので、その中で22年度の状況を申し上げますと、今回のかすみがうら市が応能・応益の割合を5対5に近づけるということで、国で21年度まで指針としておりました45%から55%の範囲内にありました市町村が、11市町村ございました。したがって、22年度はかすみがうら市は応益分が36%というような結果ですので、全体44%の中で、かすみがうら市を含め33の市町村が、県の求める50%に近い応益・応能の割合を満たしていないという状況でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、応能割のほうが多いということでしょう。大勢だということだよな。そういうことですよな。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

現実がそういうことで、やっぱり所得の少ない人に対してはやさしい、そういう施策を、社会保障として国保制度があるということ、この認識がやっぱり足りないんじゃないかなと思います。

実はこの前も示しましたが、これ、滞納の件数ですね。50万未満が件数だと66%です。全体の66%。所得が50万未満ですよ。それから、金額では総額6億8400万。滞納金ですね。過年度分だけです。それが3億900万。半分以上が滞納。調定額全体の半分になっているんですね。

それで、もう1つ、私、問題だなと思ったのは、職業別の国保なんですね。

[発言する者あり]

○8番（佐藤文雄君）

資料配らなかつたんだ。資料を配ってもらえばよかつた。

職業別のやつが、これ、給与所得、営業所得で、これ、いいますと、給与所得が圧倒的に多いんですね。38.3%。あとは年金が32%なんです。こういう実態、これがまずあるということね。

それともう1つはこれなんですよ。このところですね。いわゆる会社に雇ってもらっている働いている人、被用者が何と64.7%なんですよ。つまり、被用者の方は、本来は違う、国保じゃなくて、別な健保保険に入ることになりますよね。ところが、圧倒的にこれ、国保に追いやられているんです。これがかすみがうらの実態なんです。その他が21%で、これが全国的に大体こういうふうな傾向になっているんです。

そこでお尋ねしますが、実際に市内の事業者で、健康保険、被用者保険に入っている調査はやったことがありますか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいまご指摘の調査は行ったことはございません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これはぜひやってもらいたいんですよ。つまり、みんな、国保にやっちゃっているということなんです。それなりの大きな会社でもそういう場合がある。ですから、そういうことで、ちゃんと被用者保険に入れるように指導するべきだと思いますが、市長、どうですか。そうすると、少しは助かりますよ。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今の問題はかすみがうら市だけでどうこうという問題ではないですが、いわゆる雇用者保険のほうに企業が加入できない実情、今、景気の後退もありましょうし……。

[「社会保険」と呼ぶ声あり]

○市長（宮嶋光昭君）

社会保険ですね。だから、雇用者保険。いわゆる……、そう、社会保険ね。雇用者の保険ね。雇用者で運営する保険。社会保険のほうに加入できない実態が国保へしわ寄せが来ているということだろうと思います。

ちなみに、それはかすみがうら市の実態じゃないですよ。今のは全国的な実態ですか。

[佐藤議員「これはかすみがうらの実態です」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

それ、かすみがうらの実態ですか。

[佐藤議員「これはかすみがうらの実態」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

それはどこからとったんですか。

[佐藤議員「どこからとって、この前、資料もらったんです」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

そうですか、はいはい。

[佐藤議員「この前もらった資料」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

それで、何でわからないの？

[佐藤議員「何でわからないの？ って、県でつくっているの」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

市長、議会ですので、フリートークはおやめください。

○市長（宮嶋光昭君）

はい。

[佐藤議員「県でつくっている」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

いずれにしても、そういう時代背景というか、困難な経済状況があるわけですから、かすみがうら市でどうこうという話ではないと思います。

[佐藤議員「かすみがうら市の話をしているんですよ」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

いや、かすみがうら市でコントロールできる話ではないと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

何にも対策しないで、応益をただ上げてしまって、これはもう辟易しますよ。そういう対策を、ちゃんと被用者保険に入るようにという指導ぐらいはできるじゃないですかと言っているんです。私はそのことを言っているんです。

これ、長々するとまた時間がないので、次の介護保険に入らないとだめなのでね。

来年度、介護保険のほうで値上げをするというふうな話をしましたよね。確認しますけれども、値上げをしなければいけないと。確認します。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

第1回目の答弁でもお答えしましたように、事業量の増加が見込まれると、そういうことで、保険料もその分値上げが、議員の質問にもありましたように、全国平均でも5,000円超えが見込まれるというお話がありましたけれども、本市においても同じような状況が見込まれる内容でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

実際に介護保険の給付の実態、この前、資料をもらいましたが、18年から23年、これ、予測ですね。実際にこれからいうと、今度の計画ではものすごく上がるようになっているんです。このグラフです。これ、データをもらいましたね。24、25、26年度。

それで、実際は、この前、21年から23年度の予算の予測が72億1822万5000円だったんです。それが実際には68億1289万6000円。つまり、第4期のときには25.3%上げることにしてあったんだね。ところが、実際には18.2%だったんです。

今度はどうなのか。今度を見ますと、また21.6%です。だから、どんどん上げる。こういうふうな形でやると、まず問題だと。だから、ここで問題なのは、今度の介護の改定でポイントがありますが、財政的な面でどういうポイントがありますか。答弁願います。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

質問の内容は、第5期事業計画策定に当たっての介護保険法の一部改正が示されております。その中での考え方の中で、主な改正点、いろいろありますけれども、医療、介護、予防、生活支援サービス等の連携による包括的な支援とか、そういういろいろな具体的なサービス内容の拡充と。

あわせて、議員の質問の内容は、財政安定化基金の取り崩しを積極的に行って、介護保険料の上昇を緩和するような内容が示されているのではないかとという質問かと思えます。それはそのとおり進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、これは3年間のやつです。18年から20年の、それから、21年から23年。これ、24年から26年の3年のやつですよ。これをグッとやりますと、これが予算と決算でいわゆる挟み状になるということは、まず予測を高くし過ぎているんですよ。

特に今度は、実を言うと、総合サービスという名前で、要支援と認定された利用者を市町村の判断で全国一律の保険給付の対象から外して、サービスを切り下げるという方向もあるんです。こういう方向もあるんです。総合サービス。こういうことからいったら、安定化基金は今まで全然使われていません。これをきちっと取り崩すということと、それから、当市には介護給付費準備基金がありますが、残高は幾らですか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

市の基金の残高は1億円ほど見込まれます。これは決算が終わっていないので、何とも言いえないんですけども、その基金についても十分活用するような形で現在考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この前の決算のときに1億5308万9000円と言っていましたよ。1億円と1億5000万じゃ違いますよ。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

現在の決算見込みでは1億円という形となっております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

その1億円と、この前の決算のときは1億5300万という話だったので、私はそのことを言っているんですけども、いずれにしても安定化基金と準備基金をきちっと取り崩すということと、やっぱりこれは今、第1号者の保険料の取り過ぎなんです。これは高齢者に返却するのが当然。こういう措置も含めて、一般会計からの繰り入れも、それは必要ですよ。介護保険でこれ以上高くなったら大変です。介護保険を受けていない人だつてとられてしまうわけですから、そういう意味では、ぜひ保険料を上げないと、こういうことが必要だと思いますが、市長、どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

介護保険の算定方法に私は多少不満があります。というのは、今の算定方法だと、かすみがうら市の実情に合っていない。いわゆる首都圏共通の問題ですが、東京の高齢者を受け入れているんですね。いわゆる高専賃というタイプの高齢者施設、介護保険を使っている方が大勢いるわけですが、その施設を介護保険のいわゆる受益者に義務的に参入させられてしまうんですね。これは私、今度、県に行って文句を言っようと思うんですが、ただ、県のほうも、厚労省の指導があつてやっているんだと思うんです。

これは東京と、それから、東京の周りの首都圏と、それから、まるっきり田舎と言ったらあれですが、いわゆる三大首都圏から遠い、離れたところ、東京、名古屋、大阪から遠く離れたところは、みんな事情が違います。我々かすみがうら市みたいな首都圏は、東京のお年寄りを高専賃で受け入れる施設がいっぱいあるわけです。かすみがうら市は、高齢者施設ベッド数では人口比で全国一、二を競っているわけですから、典型的なわけです。

そこへもってきて、住所地特例がきいているんですから、本来は介護保険の員数に全部カウントしなくてもいいんですよ。全部はカウントする必要がないんです。ところが、「カウントしろ」という県の指導なんです。そこに私は介護保険料の算定が高くなってしまふ原因があるんじゃないかと思うんです。

ただ、その分を下げ、カウントを低くしておいて……、今度4,800円ぐらいになるという見

通しだそうですが、800円も上がると。じゃ、その部分をカウントしないで、4,500円とか4,600円とかにしておいたらうまく追いつくかということ、今さっき言ったように、ついこの前までは1億5000万円も余ると思っていたのが、あつと言う間に5000万も食ってしまったわけだよね。だから、やっぱり介護保険の運営というのはなかなか難しいです。

本来、これは1つの市町村でやれるような制度じゃないんです。全国を1つの保険制度にすべきです。少なくとも茨城県、国保と同じように……、介護保険は国保よりひどいですよ。国保は茨城県も、東京も、新潟もお医者さんにかかる比率はそんなに変わらないかもしれないけれども、介護保険はそれほど違うんですよ。東京とその周辺自治体と、それから、遠く離れた自治体ではもう全然違うんですよ。施設数が違うんですから。だから、介護保険というのは全国一律で運営しないとだめだと思います。この前も、厚労省の副大臣に行き会って、私は直接言ってきました。大泉さんにも言っています。丹羽さんにも言っています。でも、なかなか届きません。そういう根本的な問題があるということをやっぱり私たちは考えていかなければならない。

その中で、今、現実に運営しているわけですから、万が一足りなくなってしまうたら、一般会計からどんどん持ち出しになってしまいますから、そのあんばいを見ながら、担当部では苦労していると、そういう状況にあります。

#### ○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

#### ○8番（佐藤文雄君）

今言ったように、この実態が、最初の計画が、25%ぐらいが実際には18%だったと。それが今度もまだ21%にしているというところもありますから、そういうところの精査をして、上げないようにしてもらいたいと。やっぱり国の財政支援がどんどん少なくなっているというところが、一番介護保険の問題だということだと思います。

あと2分なので、シルバー人材センターで聞きたいことだけ、3つほど聞きます。

あじさい館の管理業務で、シルバー人材センター以外に、市内の業者に委託した業務はありますか。それが1つ。

それから、役所のほうから、シルバー人材センターの会員との二またはだめだよという指示があつて、高橋興業に再雇用された会員は逆に人材センターから脱会したということがあるということも聞いているんですけども、これについてどうなのか。その再雇用された方は何人なのかご存じかどうか。

それからもう1つ、今、シルバー人材センターでは、今後の仕事と会員の確保を心配しているようであります。市長、これまでシルバー人材センターに委託している公共施設、まださまざまあると思いますが、これも同じように委託、委任、こういう対象から外す考えがあるのか。高齢者の仕事確保について、市独自として何か特別考えているのか。

その3つをお答えいただけますか。

[市長「最初、何でしたっけ」と呼ぶ]

[佐藤議員「最初は、あじさい館の管理業務で、シルバー人材センター以外に市内業者に委託している業務はあるかどうか」と呼ぶ]

[市長「はいはい、わかりました」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

1 番については、ちょっと具体的なので、私、把握しておりませんので、担当課から答えさせます。

2 番目の脱会……、私が聞いたところでは、あじさい館を業務委託、今度、高橋興業が10月からやっているわけですが、そのときに、「シルバー人材センターの監督のもとにあじさい館に働いていた人たちはなるべく高橋興業でそのまま使ってくれるように話せよ」ということを契約課に頼んでおいたわけです。シルバー人材センターのほうの依頼もあったので。そういう依頼を高橋興業にしたはずです。

そういうことで、私が現場から聞いている話では、ほとんどの人が、要するに、監督が変わっただけだというふうな印象を持っているみたいです。シルバー人材センターに今まで行っていた人たち、あじさい館に勤めていた人たちは、ほとんどの人がそのまま高橋興業に移籍したみたいです。ただ、監督者がかわっているので、作業の内容は全然違うという評価をいただいております。やっぱりシルバー人材センターの中に監督業務のしっかりできる人が私は不足しているのではないかと考えます。

あと、3 番目の、今後、あじさい館以外のところでいわゆる民間業者にどんどん委託していくのかという話であります。さっき、午前中の議会が終わったときに、今度、あじさい館の管理委託がきょうから教育委員会にかわったわけですね。館長は生涯学習課長なんです。生涯学習課長とスポーツ振興課の課長に直接話をしたんです。

今、わかぐり運動公園は非常に管理内容が悪いです。草なんかも、行ってみてもらえばわかりますが、非常に管理内容は悪いです。常陸野第二公園は、スポーツ振興課の職員が芝刈りをやっています。草刈りをやっています。これを来年は、全体的に職員は減らしていますから、現場のいわゆる働ける職員、若い職員が足りないのは現実でありますから——上は余っているんです。下は足りないんですね。そういうことで、貴重な若い職員が芝刈りをやっていたんではしょうがないと。放射能対策であるとか、あるいは今後のいろいろなプロジェクトがありますから、そういったプロジェクトの土地の確保とか、そういう部門は人を増やさなければならぬところです。そこに動ける人間を持っていかねばならないので、これを外注しろと。職員が、とにかく600万、700万の人が芝刈り、草刈りをやっていたんでは、これほど高いものはないと。だから、これは外注しろと。

外注先は見積もりをとれと。私はどこからとれとは言いませんよ。民間業者もいるし、シルバーもいるし、いわゆる請負をできる業者に委託しろと。私が言いたいのは、公共施設の管理をきちんとやるということと、いわゆるシルバーの人たちに生きがいを持ってもらったり何かするということは、これは別次元の問題であると。

ですから、例えば今度、放射能の測定業務を、今、シルバーに頼もうということで、こういうことは私はいいいんじゃないかと思うんです。だから、一括してシルバーに委託してしまえと今言っています。放射能の機械が来てから、民間の人たちが、個人の方が「うちの放射能をはかってくれ」という依頼を電話でしますね。その電話受けも含めて、あるいは2人1組でそこへ行って

測定する業務、電話を受けたり、測定する業務を一括してシルバーに頼んでしまう。委託料で請負で頼んでしまう。そうすることによって、職員はその仕事から逃れられますから。

それは結構ボリュームがある仕事だと思うんです。おそらく10人や15人の要員は要ると思うんですね。15人は要らないにしても、10人ぐらいの要員は要ると思います。シルバー人材センターには電話受けがいますから、その電話受けの……。

○議長（小座野定信君）

市長、質問内容から随分外れておりますので……。

○市長（宮嶋光昭君）

いや、シルバーの活用の仕方を今、説明しているのです、もう少し、あとちょっとです。

そういう向いた仕事ですね。シルバー人材センターには電話受けの人はいるんです。若い職員が5人も6人もいるんですから。シルバーじゃないですよ。若い職員がですよ。だから、電話受けも込みで頼んでしまう。電話受けはシルバー人材センターの若い職員にやってもらって、各ご家庭にはかりに行くのは、シルバーの人たちに、おじちゃん、おばちゃんに行ってもらおう。そういうふうにやったらいいんじゃないかと思う。

そういう、やっぱり向きがありますから、それをうまく向き不向きで選定していったらいいんじゃないかと思います。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

佐藤議員の質問の中で市内の施設の管理というお話がありましたけれども、私のほうで確認しているのは、雪入ふれあいとか、水族館とか、指定管理者で……。

[佐藤議員「あじさい館です」と呼ぶ]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

あじさい館では……。

[佐藤議員「の、管理業務」と呼ぶ]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

は、先ほどの民間に一括した内容でございます。

[佐藤議員「違うよ。一括した前だよ。一括する前に、シルバー人材センター以外に市内業者に委託していた業務はありますかと言っている」と呼ぶ]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

失礼しました。

シルバーでできない専門的な業務——電気関係とか水質保全の関係、さらにはおふろの管理なんかは委託しております。

○議長（小座野定信君）

市内の業者ですか。市外ですか。市内ですか。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

失礼しました。



おふろについては、市内の業者でございます。

それから、会員の確保の関係でございますけれども、これは年間1200万ほどで、シルバー人材の売り上げの中で大きなウエートを占めております。そういうこともありまして、事業拡大については、シルバー人材センターと一緒に、人材確保、さらには事業拡大の協議をして活性化を、シルバー人材そのものは、高齢者の生きがい対策ということで大きな意義もありますので、その辺は協議して進めているところでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

---

○議長（小座野定信君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時11分

平成23年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第3号

---

平成23年12月2日(金曜日)午前10時01分 開 会

---

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
5番	古橋智樹君	14番	栗山千勝君
6番	小松崎誠君	15番	山内庄兵衛君
7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君
8番	佐藤文雄君		

---

欠席議員

11番 小座野定信君

---

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
副市長	石川眞澄君	会計管理者	大塚隆君
教育長	菅澤庄治君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	島田昌男君	教育部長	仲川文男君
総務部長	山口勝徑君	水道事務所長	川尻芳弘君
市民部長	川島祐司君	農業委員会事務局長	塚本茂君
保健福祉部長	竹村篤君		
環境経済部長	吉藤稔君		

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

---

議事日程第3号

日程第1 一般質問

- (4) 田谷文子 議員
- (5) 山内庄兵衛 議員
- (6) 古橋智樹 議員

日程第 2 休会について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(4) 田 谷 文 子 議員

(5) 山 内 庄兵衛 議員

(6) 古 橋 智 樹 議員

日程第 2 休会について

本日の一般質問通告事項一覧

通告 順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(4)	田谷文子	1. 副市長の基本姿勢について
(15)	山内庄兵衛	1. 防災について（危機意識が低い長の姿勢について）
		2. 小中学校の統廃合への取り組みについて
		3. 原発事故による風評被害と補償について
		4. 石岡斎場問題について
(5)	古橋智樹	1. 市内企業への法人市民税・固定資産税による経済支援策について
		2. 市の社会保障予算拡充の適正規模と国保算定ミスの責任について
		3. 市長の市財政破たんの試算と財政計画と虚構について
		4. 公益法人の利益と目的税による民間事業について
		5. 神立停車場都市計画路線における用地・建物の補償概算について
		6. 市長新盆見舞いの謝罪と公選法違反の認知について
		7. シルバー人材センター契約終了直後の民間事業者複数年契約について
		8. 一部事務組合の管理者会議開催における決定権限について

開 議 午前10時01分

○副議長（中根光男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

本日は、議長から所用による欠席の届けが出ておりますので、私が議長の職を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、5番古橋議員より、所用によりおくれるとの連絡がありましたのでご報告をいたします。会議に入る前に、傍聴人に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。

したがいまして、発言する議員みずからが法令等を十分勘案し、不穏当発言に特段の注意をする必要があります。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

また、答弁者に申し上げますが、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

---

## 日程第 1 一般質問

### ○副議長（中根光男君）

日程第1、前回に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

### ○4番（田谷文子君）

皆さん、おはようございます。4番田谷文子です。

平成23年も師走を迎え、第4回の定例会となりました。この年の瀬に当たり、さきの通告に従い、一般質問をいたします。

振り返ってみますと、平成23年は当市も市議会議員選挙に明け、慌ただしいスタートでありました。私はその当時特定局長として、その3月まで締めくくりをする大事な時期でもありました。私の現職の最後であり、最初の議会体験の最中に3.11の大惨事があり、私にとりましても、もちろん歴史上も忘れ得ない悪夢の年になってしまいました。改めて被災者の皆様方にお悔やみとお見舞いを申し上げます。これから寒さに向かい、どんなにか大変なご苦労があるかと大変胸が痛みます。来年こそは復旧・復興の力強い第一歩を踏み出していただけられるよう、祈らずにはおられません。

従来、郵政職員は政治の場に出ることは許されませんでした。しかし、ご承知のとおり、小泉郵政改革によりメリット、デメリットが数多く議論がなされましたが、私が郵政職員として全国で初めて現職のまま市議会議員に立候補させていただき、仕事をしながら当選させていただきましたことは、私にとって大変名誉なことでありました。これは皆様方のご支援ご協力のたまものと、あつく御礼申し上げます。これは郵政民営化の数少ないメリットの一つであったと思います。このことは、管理者の理解があれば、会社勤めの人でも地方の政治に参画できることを示し、多くの働く人々に、労働組合の代表ではなくとも地域に政治的に積極的に関与できる可能性を示したものであります。

かつて農村部においては農業が主体であったから、農家の方々を代表する議員さんが多くいたことも当たり前といえば当たり前であり、ましてそのほかの地元商店主などの代表する方々もいたわけであります。しかし比率から言うと、そういう産業界を代表する方々は少なくなりつつあ

ります。それにかわって多くの住民のいる地域を代表する方々が増えつつあります。これは一言で言えば、都市化現象の自然の成り行きと言ってよいと思います。

申しわけございません。若干前置きが長くなりましたが、私の言いたいのは、当かすみがうら市においても、もはや住民、その中でも圧倒的に多くなりつつある都市型の市民に軸足を置いた市政の推進が必要であろうということでもあります。そうしたことから、遅きに失したとはいえ、神立駅をめぐる再開発は非常に重要なことであり、また非常に困難の伴う課題ではありますが、かすみがうら市はもとより、この周辺の将来を展望したときに、ぜひともなし遂げなければならないことでもあります。

そのためには、市長の強力なリーダーシップが必要なことはもとより、関係市やJ R、及び県や国の協力も重要であります。

—————大所高所に立って、市長と議長一体となって市民の付託にこたえていかなければなりません。そのためには、結果としては最も早い道は土浦市との合併であります。すぐには難しいということがあれば、その再開発の進展にあわせて両市間の協力体制を整え、合併に向けた両市民の機運を醸成していかなければならないところであります。

また、既に都市化が進んでいる本市はもとより、都市住民に対応できる市政を追及していく必要があります。今、問題になっております斎場の問題もそうであります。人間は必ず死ぬものがありますから、すべての市民に関係することではありますが、それだからこそ、市民一人一人の考え、選択の余地ある対応が望まれるわけでありまして、どのような階層の方々に照準を合わせてやるかが非常に難しいところであります。

少なくとも税金たる公費を充て斎場をつくるという場合、死者の霊を弔うために、その尊厳を傷つけない配慮のもとで、最小限の経費で対応するというのが最も重要なことであると思うわけでありまして。資力があり盛大に行いたいという場合には、最近民間の施設が整ってきておるわけですので、それは市や公共の立場で考慮するには当たらない考えだと思うわけです。かいつまんで申し上げますと、市長が常々主張しておりますとおり、できる限り節約して臨むべきと考えます。市長の考え方を最後まで貫くよう、強く期待するものであります。

次に、現在の都市型の極めて知識のある方々、そして市政に多くの関心を寄せておる方々はこう申しております。政治のことで一番知っているのが国の政治。次に新聞でよく読むのが県の政治。最も身近で最も用事のあるはずの地元の政治が、今、何を抱えているのか、それに対して市長はどう考えているのか、そしてそれに賛成している議員はだれなのか、そしてまたそれに反対しているのは、だれがどのような理由で反対しているのかよく見えない。こういうふうに言われます。

これからは、市や議会も偏りのないありのままの姿を市民の皆様に情報として提供し、その反響を背に受けて、公正で公平でガラス張りの市政をしていかなければ、市政に対して市民が背を向けてしまうことは明らかであります。市長が理想とする市民参加型の政治は遠のいてしまうでありますし、ましてや個々の議員が何をしているかなどについては一層無関心になると思います。これでは民主主義などは根づいていかないし、議員の存在感などはますます小さくなり、議員報酬など、いくら上げてほしいなどと思っても、理解を示す市民はおそらく出てこないでしょう。したがって、市当局も議会も、もっともっと住民の身近な存在となるよう努力の必要性を

痛感するところであります。

今、思い起こしてみますと、宮嶋市長を誕生させた原動力はその宣伝力にあったと思います。あの市民に訴えたメールや漫画本などは、非常に説得力のあるすばらしいものであったと記憶しております。しかしながら残念なことに、市長になってしまっただけからはそのような政治手法があまり見受けられません。既に宮嶋さんは市長候補者ではなく、かすみがうら市のトップである公人です。いまや、これは宮嶋の考えで市長の考えではないとか、そのようなことは許されない立場であるわけですから、市の広報紙をもって、宮嶋市長の市長としての公式的な考え方をふんだんに発信すべきであります。これを強く要望いたします。

以上は私の主張や要望でありますので、特に答弁は求めませんが、市長初め関係各位には十分に心におとどめ置き対処されますよう、重ねてお願い申し上げます。

次に、質問に移ります。宮嶋市長誕生から1年あまり副市長の席が空白であったことに、市長の激務を思えば、議員として市政に支障が生じるのではないかと心配してまいりましたが、この10月に新たに、県職員として将来を嘱望されておる石川眞澄さんをお迎えできましたこと、まことに喜びにたえないところでございます。議会も満場一致で歓迎したところでありますし、おそらく市民の皆様方も大変安心したところとっております。

そこで、新しく副市長になられました石川副市長に、幾つかのご質問を申し上げたいと存じます。

まず第1点目は、従来の県職員の立場からさまざまな仕事に携わっている中で、県全体の中での当かすみがうら市の位置づけを、いろいろあったかと思いますが、そうした観点から、実際に本市の市長に次ぐ要職である副市長に就任されてまだ2カ月程度ではありますが、かすみがうら市の第一印象についてどのように感じておられるか、お伺いいたします。

次に第2点目として、副市長と言えば、ただいま申し上げましたように市長に次ぐナンバー2であります。市長の最も頼りにするスタッフの先頭に立って市長を補佐する特別職としての役割ですが、公務員たる一般職員を、市民から付託を受けた市長の政策や方針に沿って、具体的に市民サービスに結びつけるための、最も必要な任務を担っているものと私は理解しておりますが、就任以来2カ月間の勉強の中で、今のかすみがうら市においてどのようなことに力点を置いて市長を支えていこうとしておいでなのか、お伺いいたします。

次に第3点目として、私もことしの1月、市議会議員選挙においてただ1人の女性候補として、女性の立場から女性の意見を市政に反映していくことをお約束申し上げ、幸いにして市民の皆様からのご支持をいただき、今、ここにこうしているわけですが、こうした多くの女性の立場を背に受けてご質問いたします。

私を初め、かすみがうら市の女性は皆、女性の副市長の誕生を心から喜んでいると同時に、同じ女性として、女性のおかれた社会的、経済的、そして家庭的な立場に対して、これまでとは全然違った理解ある行政が推進されるであろうと大きな期待を寄せているものと確信しております。これは単に市長の補佐役としての副市長に対する期待とは違って、女性の立場から男性たる市長に対して、一つ一つの施策の進め方について常に進言いただけるという期待であります。

具体的には、役所における女子職員の幹部への登用の道筋をつけること、第2には市の特別職や公式の各種委員会の委員に一定程度の割合に任用すること、そういうことが市における女性の

地位向上に不可欠であろうかと思っておりますので、こちら2点について、女性副市長としてどのようにお考えなのか、ご所見をお伺いいたします。

次に第4点目として、前の女性の登用とも関係するわけですが、役所だけでなく、市長が掲げる住民参画という視点から、一般市民の活動の中で、より一層女性が参画しやすい環境をどうつくっていくか、いわゆる男女共同参画社会の理想に向けて、従来の副市長の行政経験から、当かすみがうら市の女性参画について、どのようなことにポイントを置いてよいとお考えになっているかお伺いいたしますとともに、その先頭に立っていかこうとする意気込みを示していただけたら幸いに存じます。

これで、私の第1回の質問は終わりとさせていただきます。

#### ○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

副市長 石川眞澄君。

[副市長 石川眞澄君登壇]

#### ○副市長（石川眞澄君）

田谷議員の質問にお答えいたします。

まず1点目1番、かすみがうら市の第一印象を副市長としてどのように感じますか、につきましてお答えいたします。

霞ヶ浦を抱く豊かな自然環境を持ち、農村地域と市街地がはっきりしていることなどを含め、かすみがうら市の持つ歴史や文化などに少しずつ触れながら、新鮮な気持ちで、今、毎日を過ごしております。また、業務につきましても、もともと私は県職員でございましたので、県と市の業務分担が同じ法律におきましても明確であり、対県民に対する距離感が違います。直接的な市民とのかかわりを業務とする市職員の対応は、日々の業務の中でその一つ一つが細密であると感じております。

1点目2番、市長を補佐するために心がけていきたいことにつきましてお答えいたします。

市長を補佐するために心がけてまいりますことは、女性副市長として、男性目線だけではなく、事案ごとに女性の視点で意見を入れながら、市長が目指します「自然と調和したまちづくり」「健やか、安心、思いやりのまちづくり」「豊かな学びと創造のまちづくり」「活力ある産業を育てるまちづくり」「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」の実現に向けて、それぞれの重要な課題の解決に向けまして、職員とともに業務を補佐してまいりたいと考えております。

1点目3番、女性副市長として女性の地位向上についての基本的な考え方につきましてお答えいたします。

茨城県における男女の地位の平等意識は、平成21年の県民意識調査におきましては、7割の女性が男性のほうが優遇されていると感じているようであります。また、家庭生活や家事、育児、政治の場、社会通念、慣習やしきたり、管理職の登用などで、男性優遇を感じている割合も6割程度と高い傾向がございます。少子高齢化と言われている中で、女性は大切な労働力であり、地域の担い手であると感じております。また、本市では現在女性管理職がおりませんが、気概とやる気を持つ女性職員を登用していけるよう、男性側から見れば逆差別と思われがちですが、女性に対するポジティブアクション、積極的支援と申しますが、これが必要だと考えております。ま

た、国におきましては、あらゆる分野における女性の参画割合を2020年度までに30%とするという政策目標を立てております。特に医師や研究者など、妊娠出産後の復帰の困難などの課題や、政治の場や農業委員など、女性の参画割合の低い分野におきまして、国はポジティブアクションを実施していくとしています。当市におきましても、審議会等の委員の委嘱の際や農業委員会等、改選等の時期などに、女性の参画についてご協力をいただけますよう、関係機関等に働きかけてまいりたいと考えております。

1点目4番、市長は住民参画を掲げておりますが、男女共同参画の先頭に立つ意気込みについてお答えいたします。

男女共同参画社会とは、仕事や家庭、地域などのさまざまな活動をみずからの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現して、一人一人豊かな人生を送ることができる社会でございます。市では平成24年度で終了する男女共同参画計画の策定に向け、現在準備を進めている予定でございます。

内閣府が全国の市町村に毎年定例的に調査を実施し、結果を公表している統計資料に基づきますと、審議会等における女性委員の割合について、当市は平成22年4月時点で23.4%でございます。しかしながら、いつまでにどの程度までを目標にするのかにつきましては、県内32市の中で4市が定めておりませんが、当市はそのうちの一つでございます。このことを含め、平成23年度からの第二次茨城県男女共同参画基本計画の策定にかかわった経験も活かしながら、当市のよりよい次期計画ができますよう、携わってまいりたいと考えております。

私の答弁は以上でございます。ありがとうございます。

○副議長（中根光男君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

副市長、丁重なるご答弁、まことにありがとうございます。

2回目の質問とさせていただきたいと存じます。

副市長が当かすみがうら市にまいりまして、宮嶋市長とお会いしましたときの第一印象はどのように感じられましたでしょうか。

[笑声]

○副議長（中根光男君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

お答えいたします。

まず、当市に参りまして、1日付ですが、月曜日ですので10月3日に辞令を受けました。その前に市長とは1度、就任する前にごあいさつということで顔を合わせております。私の率直な、本当に私見ではございますが、市長が語る行政改革に対する目がきらきら輝いていて、まるで子供のように純粋な方だと感じております。ただ、それを実現するために私がどのようにかかわって、どのようにやっていくのかというのが、就任してからいろいろな課題を踏まえて、一つ一つ模索しながら検討しているというのが、現在の第一印象と感想でございます。

○副議長（中根光男君）



4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

ありがとうございました。

私が感じている宮嶋市長観とまことに同一のものがございまして、さきの大阪で橋下市長が誕生しました。今、独裁者と自分から認めておられますけれども、改革をするにはやはり目がきらきら輝いて、そしてある程度腐食したこの社会をどうにかしなきゃならない、どうなってもいいんですか、どうしたらいいんですかって橋下市長は市民に問いかけて、それで維新の会が誕生したわけですよ。

そのように、私はこの市をどうにかしなきゃならないと思う宮嶋市長のそのひしひしとした思いが、私には伝わってまいりますけれども、同じように女性である副市長がそのように感じていただけたことに、私も大変同感したしだいでございます。そのように、宮嶋市長の本当に真正面な、真っすぐなその気持ちを大事にさせていただいて、そばにいていただけたらと念じておりますので、よろしく願いいたします。

次に、女性参画のことがありまして、当市はその32市の4市になるわけですよ。それは石川副市長のおいでの際に、ぜひその4市からかすみがうら市をどうぞ省いていただいて、33市に加わっていただけるような方向で行っていただけたらと存じますので、よろしく願いいたします。副市長がおいでになって、私も主人から聞いておりましたので、本当によかったなとも思っています。ですので、これからは議員は私1人で、いろいろとご相談があらうかと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

2回目の質問として、今度は市長にお伺いいたします。

五輪堂橋はまさに着工の運びとなっておめでとうございました。県土木から、かすみがうら市の宮嶋市長のおかげで橋が着工できましたというようなこととお話を受けてきたというのを、ちょっと私、お伺いしましたけれども、高倉住民のたつての願いである橋を石岡市の分も負担をして、そして着工できたことに対して、私たちかすみがうら市としましても大変おめでたいことだと思っていますので、その辺の詳しいいきさを市長からお伺いしたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[「内容が違うよ」と発言する者あり]

○副議長（中根光男君）

4番 田谷文子君に申し上げます。

今の質問につきましては、通告外になりますので、質問を変えてください。

○4番（田谷文子君）

通告以外でしたので、申しわけありません。

それでは、私の考えですけれども、市長にお伺いしたいということじゃなく要望をお話したいと思います。

斎場は、本来ならば2市の管理者が10月に発注したいというところでしたけれども、それを、今、余裕の時間を持っているわけですね。3市の副市長さんが再度の検討をしているということは、当かすみがうら市長にはその先駆けとなって、その余裕の時間を持たせたということは、すばらしいことだったなと思っていますので、よろしく願いいたします。

それから、14歳未満の医療費を無料化ということですがけれども、少子高齢化がいかに若いカップルを誕生させたかということですよ。そうすると、私はやはり町に若いカップルを大勢誕生させることが一番少子高齢化には寄与するんじゃないかと思っています。それには合コンも、今、いろいろな町でささやかれていますし、今、僕の理想の町ということで、東京の長谷部健という議員が合コンをやって、そして若いカップルたちを誕生させるような運びをしているので、そちらも私の希望ですがけれども、市長の心にとめていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ○副議長（中根光男君）

4番 田谷文子君に注意申し上げます。

今後、通告以外の質問はなさらないように、十分ご配慮を願いたいと思います。

4番 田谷文子君の一般質問を終わります。

続いて発言を許します。

15番 山内庄兵衛君。

[15番 山内庄兵衛君登壇]

#### ○15番（山内庄兵衛君）

宮嶋市政が誕生して1年半を迎えました。大変、5つの公約を掲げて見事に当選をいたしました。新しい感覚のやり方で来て、みんな期待を持っていましたけれども、今、田谷文子さんが言われるように目が輝いていたというところもありましたけれども、そしてまた、いいところもあります。まず防災無線を早急にやったりいろいろ、これは防災無線がちゃんとできたんですよ。私の家にも備えつけてくれました。

[発言する者あり]

#### ○15番（山内庄兵衛君）

そういういろいろ宮嶋市政に対しても素晴らしいものがありますけれども、往々にして、独裁的なところが往々にあります。かつてドイツのヒトラーは独裁をしてまいりましたけれども、ヒトラーにもいいところもあります。教育の方針なんかは素晴らしいものがあります。全体的に経済が逼迫しているから、全部それらについて首切りをするというようなやり方、まず議会を16人に15人までですと言ったり、職員の給与を切ったり、消防を改革、それから斎場の改革であります。こういう問題は十分に住民と、そして話し合いをして進めるべきではないかなと思っています。

独裁政治家はやがて破滅を迎えるのであります。そういうことを考えれば、宮嶋さんがおれは4年しかやらないんだという、栗山議員からも言われて、本当に継続するのか、今回で終わりなのか、目先の政治だけでやっているのか。我々はずっと子子孫孫までこの市でやらなければなりません。そういうことで、将来の展望に立ってちゃんとした市政の目標をつくってやっていかなければなりません。大阪の橋下市長が維新の会というのをつくってやりましたけれども、あれは1つの都をつくるということで、大阪都をつくるという目的をちゃんとしているわけでありすが、宮嶋さんのやり方には少し疑問点があるのではないかなと思います。

まず最初に、質問の第1点目、消防のことです。私は全部市長の答弁でお願いしたい。

消防長は消防の本部長の命令に従っているだけでありますから、井坂消防長の答弁はいただきません。

宮嶋市長の今回の改革で、消防ポンプ56台中29台を破棄しました。私が住む上佐谷地区1,300ヘクタールがあります。これは旧新治村と同じくらいの面積を持っているところに、可搬ポンプただ1台であります。75%は山林であります。10%はゴルフ場がありますけれども、未曾有の火災が起きたときどうするのか。

昭和40年2月、旧新治村、今、土浦市の東城寺から発生した山火事は延々と250町歩にわたって燃え上がりました。私はそのとき消防の分団の班長をしておりました。出動命令が出まして新治村まで駆けつけました。今、思えば、東城時の正門の左側から3軒目の家に入ったと思います。全部の家に山から転げ落ちてくる火が燃え移り、どこの家も危険にさらされ、雪入、そして東城寺の部落は青くなっておりました。ポンプが結わうとにっこりとあのお母さん方がほほ笑んだ、あの顔は忘れません。ものすごい火の勢いなんです。これもすごいものであります。

私はかつて雪入山の茅場を所有していた関係上、山焼きということに経験があります。山焼きというのは大変でありますから、火災が起きたときには、火が燃えれば上に行ったらば焼け死んでしまう、横に逃げなくちゃならない。迎え火、送り火、そういう周りから刈り込み、そして払い込みといういろいろな作業があります。そして火はとめていかなければならない。そういう体験者が、今、いなくなってきた。

新治の火災もすごい。そして昭和18年には浅間山大火災がありました。私はまだ5歳のときであります。私は震えながらその火事を見えています。そういうように、60年の間にも大きな火災が2回もこの近所で起きているわけであります。その1,300ヘクタールもある中で、消防ポンプ、可搬がたった1台。4台あってよかったなというところで、どういう防災をしていくのか。これらについても火災があれば、これは想定外だということは言えないわけであります。消防は火災が起きれば消防ポンプにかじりつくわけでありますけれども、その機械がなくなってしまった。人数は660人いても、そのものがなくなってしまった。

私は分団長になったときに、団長になった日に山火事がありましたけれども、全部に手ぬぐいを持たせました。布の手ぬぐいがあります。手ぬぐいはマスクになる、そしてけがをしたときに包帯になる。人をつなぐときにちゃんとできる。手ぬぐい1本がどんなにか人を救い、消火は大変なことであります。そういうことを徹底し、さらには半鐘が鳴れば、山火事るときは必ず1杯の水を飲め。これを私は教育をしてまいりました。なかなか半鐘が鳴って水は飲めないものですが、こういう教育もしなければなりません。山には水があつて水がないんです。そういうこともあります。

そして、今、かすみがうらにも大きく荒廃地があります。平地の山火事はどこに火が行くかわからないんです。燃え上がると、それが風下となって火が上がるのでありまして、これらについても大変なことであります。その時にポンプがなければ、本部からはすぐポンプが行っても、1,500リットルしかポンプそのものには入っておりません。3分と出せないわけであります。したがって、これらの危機管理体制について十分な意識がないのではないかと。市長はどんな責任をとっていくのか、どんな考えでこのように縮小したのかをお伺いをしたいと思います。

次に、学校の問題であります。

学校は県、それから国の指針に基づいて、1学年2学級制にて小学校は12学級がいいという理想論で進めてまいりますが、年々日本の人口は減っているわけであります。当市もいろいろな施策は講じないで、人口はどんどん減っているわけであります。しかし、今度の学区編成で盛り上がってきたのは、何と小学校5校、中学校3校の構想であります。いち早く上佐谷では集まって、通学路の確保、そしてマイクロバスがどのように通ってもらうかを要望しようという話をしております。まだまだ通じない学区もあるそうでありますけれども、話し合いを十分にします。去年の学区編成会議では十分に住民と話し合えず、それも全然行われずに、急きょ学区編成審議会では方針を出してまいりました。

先ほども言ったように、教育は、ドイツでは1人の先生に5人の生徒、これが一番教育効果がある。今、ソユーズの問題、アポロの問題がありますけれども、ソユーズの学者は大半がドイツ人なのであります。そのように教育が徹底したドイツは世界の学者を持っているわけであります。日本もドイツに次いで頭がいい国民でありながら、この学校の授業の仕方一つで荒廃していく恐れもあります。そういうことで、学校は単なる経済力だけで統合や廃止をすべきではない。米百俵の問題があるとおり、米を食べるか、それを教育に充てるか。私は教育に全力を投入し、ここのかすみがうら市の子供たちの将来の展望を図る。教育の充実こそ本当の教育優先ではないか。宮嶋市政になって教育優先という言葉は1つも聞いたことがありません。

私は梁田市政からずっと35年間議員をやっていますけれども、かすみがうら市、千代田地区、千代田村は千代田町になり、いつも教育優先を旗印でやってまいりました。かすみがうら市になって、そして宮嶋市政になって、教育優先の言葉が聞けない。ただ統合だ、経済力がないだけで教育を言われては、子供たちは伸びません。そして、宮嶋さんは学習院の法科を出たという学歴だけを振り回されて、それだけの学歴があり教養があるなら、教育のことをもっと考えてやるべきではなかろうかと私は思うのであります。宮嶋さん、どのようなお考えをしておるのか。

そして学校の中でも、千代田地区でも、新治小学校は茨城県でも日本でも唯一の学校林を持ち、弁天池という池が持つ自然環境がいっぱいある学校であります。グラウンドも広い。そして60キロインターチェンジ内の千代田石岡のインターを抱えて、家をすぐ建てれば建つような開発こそ、私はすべきであると。そこまで志筑小学校に持っていったら、一たん廃校にするのは簡単でありますけれども、復活するのは大変であります。そういう学校は残すべきではないか。

あまりにも経済だ経済だ、学区審議会の2回目でも、1校も審議から外せば意味がないという話でありますけれども、そういうことはありません。教育は百年の計であります。この教育をきちんと考えなければならないかと思えます。私は上佐谷小学校もずっと頑張って後援会長をやっています。さらにはもう一校、宍倉小学校があります。鹿野山という駅に近いところがあります。ここにも団地ができました。神立駅に近い学校であります。それを美並の小学校まで持っていかななくても、あそこは必ず将来多くなります。

私たちが間違っていたのは、志筑小学校が狭隘だ狭隘だ。2大事業だとして鈴木市政からずっとやってまいりまして、出来上がる時になると文化財が出た。いろいろな問題があったらば合併のための施設になってしまった。これらは私たちが将来の展望が少なかつたかなと思っております。合併するなら四万騎に建てるべきだなと私は思います。

そういうことで、合併しちゃってから、統合しちゃってからでは間に合わない。やはりもっと

学区審議会の中で、宮嶋市政も教育を優先にもう少し考えるべきではないだろうか、このように思う。ただ経済、金がないから金がないからだけでは、これは本当の教育はなっていない。そのことで、教育に対して宮嶋さんは教育優先でないのか、教育優先なのか、お考えをいただきたい。新しい副市長を迎え、すばらしい市長さんでありますから、副市長さんに支えられながら、ともに私はそういう問題も教育長や何かは教育は別だとしても、宮嶋市政の中で金がないからそうしなさいと言え、消防と同じようにそうせざるを得なくなります。市長の考えの問題であります。

次に、放射能の問題でありますけれども、原発の問題は、これは前々から、今回も議員さんからたくさん出ておられる、いろいろの風評公害が起きております。農業に対しては相当の被害でありまして、農業ばかりでなく産業においても、いろいろな分野についても放射能の問題は大きな問題になってまいりました。我が市は幸いにして放射能が強いところがありませんけれども、しかし風評公害は相当の問題があります。

私が質問いたしました観光農業に対する問題は、おとといの晩にもう説明がありまして、やっとこれは農政課の力によって何とか形がつけましたけれども、これらについて、風評公害というものは今後も相当な、これは放射能については30年で半減するということでもありますから、今からもうずっと続くわけありますので、これらの対策は十分にやっていただかねばなりませんので、これらは要望にして、この部分については答弁は要りません。

次に、斎場の問題であります。今、田谷文子君から、いろいろ斎場も、これは宮嶋さんの考えはすばらしいんだということでもありますけれども、これは広域でやっていることは3市の協議のもとでいろいろと計画をし、そして代々の市長さん方が執行して、今、まさに実現しようとしているときであります。宮嶋市政になって改革をするんだということ、窯は8つから6つになりました。斎場も、もう石岡と小美玉でやるからということにまでなった。これは2つの問題が歩み寄りを持ちました。さらにそれからまだ改革しろということなので、今、暗礁に乗り上げているわけあります。

いつも言うように、5億4000万円の中の特例債が5億4000万円であって、現実に実質的に出すこの市のお金は1億3000万円あります。4億までならということでもありますけれども、特例債という交付金で返ってまいりますから現実には1億3000万円。9700万円はもう既に出しておるわけあります。

今、少しで始まろうとしているときに、8月の議会でも出して、9月には発注の段階まで来ましたがけれども、宮嶋さんがだめだということで、今、ストップをし、10月12日の議会が開かれるわけだったんですけれども開かれないで、その後どうなってるんだということ、私も斎場組合の議員として問いただしましたところ、3市でもっと煮詰めて、縮小するなら縮小、そういう問題で話し合ってもいると、話し合いをしたいというその経過について、そして最終的に宮嶋さんはつぶしちゃったほうがいいのか、今の斎場をそのまま置くという考えなのか。地元でやりたいということで追及すると、この間は9つのところを出しましたけれども、最終的に千代田地区でやりたいというのは下志筑と新治の今のグラウンドのところ。それを迫っていけば、議員さんは私に賛成ですかだと言われる。皆さん、言いようがないですね。ただ、私はだだをこねているに過ぎないと思うのであります。

死者を尊厳すると田谷君も言いましたけれども、死者を尊厳するならば、どこでもいいから5万円補助金をやるから焼きなさいなんていうことは言えないわけでありまして。私たちはいろいろな苦勞をしながら、先祖が焼かれるときはきちんとしたところで焼きたい。そして葬儀もきちんとしたところでやりたい。今、石岡斎場を借りてやれば、斎場を借りるのには5万円あれば釣りが来るんですよ。それが、石岡斎場ができたとしてそれに加入すれば、今の値段、斎場使用料5000円が10倍になったって5万円、20倍になったって10万円でありますよ。そういう安くできる。民間で、農協で私も計算をさせました。民間では168万円かかります。JAでやると130万円。30万円からの差ができる。さらに石岡斎場でやるともっともって安くできる。中の祭壇だけの値段で、40万円かそこらででき上がるわけでありまして。

そういうことを考えれば、私は斎場も必要ではないか。でも、斎場がどうしても宮嶋市政がだめだと言うなら抜けてもいいということで、私は仮に使用料を10倍出しても、借りる人はたくさんあると思います。そういうことで、その後8月以降、9月、10月、11月の話し合い、どのような話し合いをして斎場問題に取り組んでいるのか、宮嶋市長からの答弁を求めたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わります。

[古橋智樹議員入室]

○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

山内議員のご質問にお答えいたします。

まず第1点、防災についてであります。私にということでもありますので、私のほうからご答弁申し上げますが、特に山内議員のところは1,300ヘクタール余にのぼる広大な土地であるということで、そのときに山火事になったらどうするんだというお話であります。今、全市の消防団員がご指摘のとおり600名余がいるわけですが、現状として、団員数は同じですけど確保できるわけですが、出動できなくなっているところが多くなっているわけです。

今現状の台数56台がどこでも、普通火事になると4台出動がかかるわけですが、ぱっと4台が出られるかということ、逆に今の体制のほう不安なわけです。というのは、1台のポンプ車が出るのには必要な人数というのが要るわけですから、それがそろわないと運転手1人で駆け出すということになりますから、しかしポンプ車が1台行っても運転手1人じゃどうにもならない。2人でもどうにもならない。結局そういう状態が、今、続いているわけです。

そういうところから3年前から、藤井団長がいらっしゃいますが、消防団の適正化ということで、消防団のいわゆる実質的な体制をより強化するという方針のもとに、3年前から検討を進めてきて、21台が適正台数であろうと。要するに消防車の1台当たりのいわゆる団員数を確保したわけです。

そのことによって、660人で21台でありますから、相当この1台当たりの団員数が濃厚になるわけでありまして。そうすると、現状消防団の方はかつての農家の方ばかりではありませんで、むしろほとんどが日中は外へ出ているわけです。夜間であればともかくも、日中なんかはいる人だ

けで対応するしかないわけでありますから、そのほうがはるかに機動力が増すと。そういうことで、火事の規模に応じましてまず4台が出ると。それから本署の消防もあるわけですからそれがプラスになる。もちろん本署のやつが先に出るわけですが。

さらに、じゃあ、1,300ヘクタールがあっちもこっちも飛び火して一遍に持ち上がったらどうなるかということではありますが、その中間でまず全市21台、これは消防長の指令で10台出るとか、あるいは21台全出動かけるとか、さらに足りなければというか、もう4台で火事が山火事的なものになれば県の防災ヘリであるとか、あるいはかすみがうら市の場合は自衛隊の古河の駐屯地の管轄に入っております。古河の駐屯地の指令の方とは密接に連絡をとっております、今の指令の方は、私、この前ちょっと指令の方がごあいさつに見えたときに不在だったものですから携帯の交換はしなかったんですが、ついこの前までの、つい一、二カ月前の指令の方とは携帯・メールとも私は知っています。ですからいつでもこれは指令と直接、「じゃあ、ヘリ3台頼む」とか、そういうことはいつでも言うてくれということなんです。ですから、もう火事の段階に応じて、仮に1,300ヘクタールあちこちでということになっても、十分自衛隊までの出動をお願いすることによって、火事になってご安心くださいということはありませんが、そういう体制をつくるということでもあります。

これは私が考えてつくったわけじゃありませんで、前任者、また藤井団長の指示のもとに、消防団がみずからそういう体制を築きあげてくれたわけでございます。私はそれを追認するというか、ぜひそれで消防力を強化してくれということを示唆をしております。消防長の代理ということで、ご理解をいただきたいと思えます。

2点目、これは教育長じゃなくて私でよろしいんですか。

じゃあ、私がやらさせていただきますが、教育重視は、私はかつて出島村長時代も、もう一番に自分の恩師を教育長に指名しまして、一番信頼している教育者であります、この先生に教育は全部お任せすると。そうすると、村長時代も大変教育重視の施政をしたという評価を得たと私は思っております。今回も菅澤教育長は、私もであります、かつての出島村の教育長の稲生教育長は共通の師であります。その薫陶を受けた私もそうでありますし、菅澤教育長もでありまして、全面的にお任せをしております。

教育行政はもう最重点であるという姿勢は、私は変わっておりません。きのうも川村議員のご指摘にありましたが、教育にまでVE（バリューエンジニアリング）を導入するつもりはありませんで、これは行政には私はそぐわないのではないかと感じております。いわゆるコストと効果、つくる価値の相関関係を追及するというバリューエンジニアリングの手法というのは、私は教育には適さない。

ですから教育にコスト意識を持ち込むというつもりは、これは全然コストを無視してやるわけではありませんが、行政でありますからコストを無視してということはありませんが、最重点は教育水準の向上、教育の最大効果をねらうと、そういうのが目的であります。したがって、今回の学校の適正規模化を図るということは、あくまでも適正規模化を図るということで、いわゆる学校の効率化・低コスト化を図るということではありません。それをはき違えないでいただきたいと思えます。適正化を図り、いわゆる、今、学校の適正規模として、小学校は1学年当たり2学級が望ましいと。少なくとも複式学級なんかは今望ましくないとされているわけであります。

中学校は1学年当たり3学級を目指すという指針のもとに、いわゆる適正規模化を図っていく。

そうすることによって、例えばE L T、小学校にも英語教師を各校1人ずつ配置するとか、今、中学校には配置されておりますが、小学校にも英語教師を配置する。あるいは、今、教頭先生が駆け回って草刈りまでやっておりますが、専門の用務士を配置するとか、あるいは各学校に軽トラックの1台は配置するとか、あるいは通学の安全を確保するために、通学バスはもちろんこれは最低限必要になると思います。そういったことを目的というか、そういう手段を講じて、最終目標である教育水準の向上を図ると。そういうために、今、学校の適正化を学区審議会に諮っているというところであります。

みんな教育熱心な方たちが議員さんに、また審議委員さんになっているわけでありますから、その方たちにお任せをして、よりかすみがうら市にふさわしい教育環境をつくっていくという姿勢は全然私はゆるぎないものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、4点目の石岡斎場問題についてであります。8月18日に管理者会議が開かれまして、9月にいわゆる斎場・火葬等の発注を予定するよということを管理者が言ったわけです。これは山内議員も斎場議員でありますから、そのときいらしたわけでありまして、その後、小美玉、石岡両市長とも、その時点では私どもはもう単独斎場の建設ということで着々と準備を進めていたわけでありまして、9月に入りまして、相次いで両2市長のほうから、もう一回話し合いをしないかと。

もともとはことしの経費を払うのか、この事業に参加しないのか、参加しないのならばっきりしろということをお6月に言われたので、そこまで言うのはもう信頼関係もないということでありまして、単独斎場での準備が始まったわけでありまして、いわゆるその進行を9月にストップしたわけでありまして。そして、今、相手方の出方を待っていると。向こうからも一回話し合おうということでありまして、先方からの話を待っている状況であります。

そうこうするうちにうちのほうも石川副市長が誕生しまして、副市長が3人誕生したということで、まずは副市長同士で少し詰めてみようということで、今、副市長同士の話し合いを進めているところであります。この話し合いの結果を踏まえまして、まだすっかり煮詰まったわけではないようですが、私どもの管理者会議のほうに今度はお鉢が回ってくるという段になるかと思っております。多分、今月中にいつ管理者会議をやるかということが決まろうかと思っております。まずは相手のお二方の2市長のお話をまず聞いて、その上で判断をしたいと思っているところでございます。

以上でございます。

**○副議長（中根光男君）**

15番 山内庄兵衛君。

**○15番（山内庄兵衛君）**

学区編成の問題でありますけれども、宮嶋市政も学校教育優先は間違いないという確認ができました。

しかし、日本の人口は平成40年以降は6500万人になる。今の人口の約半分になっていく。そうしますと、今の学区をまだ半分にしなくちゃならない。そういうことであって、適正規模だけを優先するのではなくて、地域の文化の拠点なんでありましてよ。そして避難所も兼ねてる。そこの



らもよく考えて教育のことにタッチし、住民の立場に立って検討しなければならないのではないかな。それらの話し合いが全然できてないのではないかなと思います。

斎場の問題については、その後話し合いは副市長同士がやっている。では、副市長にどのような話し合いがされてきているのか、お伺いをしたいと思います。

まずこの2点、お願いしたいと思います。

**○副議長（中根光男君）**

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時12分

---

再 開 午前11時19分

**○副議長（中根光男君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

教育長 菅澤庄治君。

**○教育長（菅澤庄治君）**

山内議員さんのご質問にお答えをいたします。

山内議員さんの教育にかける情熱につきましては私も以前から存じ上げておりましたが、ただいまのご質問でも本当に熱い思いが伝わってまいりました。本当にありがたく思っております。

山内議員ご指摘の地域と学校の件でございますが、学校は子供たちの教育環境のみならず、地域コミュニティの中心の役割を担っております。いわゆるシンボリックな存在、おらが学校であります。そういうことから、地域の方々のさまざまな意見を取り入れながら合意形成を図るということは極めて重要なことだと考えております。現在は地域の皆様にお諮りするためのたたき台を協議している段階でございます。

また、山内議員ご指摘の残すべき学校として挙げられた新治小学校、宍倉小学校につきましては、本市の将来を見据えた貴重なお考えであると感心をいたしました。今後十分に検討したいと考えております。

いずれにいたしましても統合の組み合わせを初め、それらにかかわる児童生徒の通学手段、安全の確保、施設の充実など、さまざまな検討が必要と考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

以上でございます。

**○副議長（中根光男君）**

答弁を求めます。

副市長 石川眞澄君。

**○副市長（石川眞澄君）**

山内議員のご質問にお答えいたします。

副市長会議の件でございますが、10月から11月にかけて3回ほど開催しております。

まず、10月につきましては、これまでの経緯と課題について、1回目は全部話し合いをいたしました。

11月の上旬に開催された中身では、いろいろなこれからかすみがうら市が出しているさまざまな要望とか検討課題について、どのように対応していくかという検討をいたしました。

11月25日に私たちの3市の副市長会議に先駆けて、石岡市長が記者会見を開きましたけれども、その中でかすみがうら市の要望とかそういったものに配慮するというようなコメントがあったと思います。

11月29日に3回目の副市長会議をいたしまして……。

[山内議員「マイク入ってる？」と呼ぶ]

**○副市長（石川眞澄君）**

入ってます。ごめんなさい。

こちらで出しているそれぞれの課題について、現時点の設計の中でどのように削っていいのかというような協議をいたしまして、そういった課題を含めた対応案を、今度は正副管理者会議の中で、呑めるのか呑めないのかというような検討をしていただく形になると思います。その正副管理者会議につきましては、今月中に必ずやりたいと考えておりまして、今、お諮りしているところでございます。

以上です。

**○副議長（中根光男君）**

15番 山内庄兵衛君。

**○15番（山内庄兵衛君）**

教育長の教育に関する考え方、教育のやり方は、私は以前からずっと知ってまして、平和教育ということもやってて素晴らしい教育長なのでありますから、教育長の考え方は私は素晴らしいと思います。宮嶋さんの考え方を私はさらに聞きたいと思います。もしも合併したら、例えば志筑街道ですね。要するに上佐谷から五反田の通学路が、今、完備されてません。もちろんマイクロバスでやるんだろうと思いますけれども、そういうものもきちんとどのようにしていくか。そういうものを完備しないと間に合わないと思うんですよね。そういうところ。

それから地域の話し合い。新治のほうの人は知らないんだよ。なぜかといったらPTA会長が役場の職員だから。宮嶋さんに反発したら首になっちゃう。七会もそうですよ。七会の人もPTA会長が役場の職員。だから絶対通じてない、通じてないんだよ。やはりそうじゃなくて、住民と話し合って、先ほど教育長が言ったように文化の拠点ですから、それらが消えていくことについては、避難所も兼ねてるわけですから、いろいろな人の意見も聞かなくちゃいけないと思う。そういうことをきちんとやらなくちゃならないだろうと私は宮嶋さんにお伺いしたいんです。

それから石岡斎場の問題で、副市長の考え方で、私、耳が遠いものですから聞きとれないんですよ。だけれども、宮嶋市政は、もうあれを設計をし直せということでやってるわけですが、そこいらのところのどのような話をしてるのか。設計をし直せって、あれ、膨大な費用がまたかかるんですよ。どうしても5基だと言ったって、火葬にするのは1基で……。

[「6基で合意してんだよ」と呼ぶ者あり]

**○15番（山内庄兵衛君）**

そっちで黙ってろよ。

1基で1回1日で3回焼くと窯がもたないんだそうですよ。やはり2つが理想だというんだ。

2回ね。この間もベルトコンベヤー式に焼けば何とかなんだっぺなという死者の扱い方はないんですから、もう少し余裕を持って焼かなければならない。

この前の時も私が質問して、この前のとき副市長はいなかったんですけども、私の友人が石岡の火葬場がいっぱいだから、土浦の火葬場に焼いてもらった。私、葬式の日がわからないで飛んできましたら、葬式が終わって、今、お墓から帰ってきたところに行きました。「山内さん、六道がやけどしちゃったんだよ」というお話なんです。「何ですか」と聞いたら、土浦の窯で焼いたら、土浦の遺体が来たので急いで引き上げてくださいということで、真っ赤なのを出してきて、それで急いで拾った。その熱いのを入れて持ってきて、中佐谷の人だから高輪寺のお墓に納めようとしたら、六道さんが手を入れたら香炉が熱くて、それで焼きついたんだけど放すわけにはいかない。それでやけどをしたんだという話をした。「いや、ほかさ行くと粗末にされますよ」というお話でした。ですからやはり自分のところできちんとしなくちゃならないのではないかな。

やはり宮嶋市長、考え方としては、今、霞ヶ浦だってもう向こうの行方の斎場を使ってるんだけど、これは1億円を入れて焼いてもらってるわけですから、広域事務組合ではありません。この窯だって耐久年数があるわけですから、それならば思い切って、もっと協力するから、霞ヶ浦地区の人も石岡で焼こうじゃないか。そのような考え方だってあるのではないかと思います。1つの行政が1つのところでやるというような考え方も私はあると思う。

私、この前も言ったように、あの行方の窯の焼き方というのは実にすばらしい焼き方ですよ。石岡の斎場はばらばらになっちゃう。土浦もばらばらになる。つくばみらいにも「やすらぎ」というのがあります。これもばらばらになっちゃうけれども、女の人がきちんとそろえて足から拾ってきます。のど仏がこうですよ。私は遺骨収集やってるからどこの骨だか全部わかりますよ。だけれども、行方のものはしゃれこうべがそっくり焼けてる。だからほかの骨を全部骨壺の下に入れてやるとそっくり入って、ふたがぴしゃつとする。ありがたいことですよ。がちゃがちゃじゃない。もうこれが天骨だの何だのって重ねてやる。そんなことをやらないでそろっと入る。そうでしょう、宮嶋さん。焼いたところに何回も行ったでしょう。きれいに焼けます。やはりああやってやったときに、焼いてしまえば灰になっちゃうんだけど、やはりありがたいじゃないですか。そしてみんなが手を合わすんじゃないですか。そういうふうな窯の焼き方だってある。安けりゃいいんじゃないかと。ですからそういうことだって要望して、きちんと死者が葬れるようなやり方。

葬式というのは、今まで土葬のときはお墓まで、これが埋葬許可証。今度は火葬になれば火葬場までが葬式なんです。火葬許可証があって初めて焼けるんです。お葬式はそこまでが法的な葬式なんです。あとはお骨を焼くのは、これは葬式と言っても仮の葬式であって、本当の法的な葬式は火葬場まで。土葬の場合はお墓まで。そして土葬の場合は土は1メートル、これは衛生上かけなくちゃならないというのが法律です。

こういうことがきちんとできなければならないので、窯の焼き方や何かについてもやはり尊厳を重んじる。いつも言ってるように、人は名を残し、ヒョウは死んで皮を残す。これですよ。聖徳太子はブツの誕生仏を上下を指して彫った。だれでも仏門に入って人間はすべてが平等であるという精神を残す。それが釈迦の誕生仏のあらわれであります。坊さんに聞いたってわからな

いから、おれがこの間答えましたけれども、そういうナニがなんですよ。

ですから、尊厳を重んじたら、もっとどのような設計をするのか、その副市長さんにもそこまでは話がないと思うんですけれども、もう少し設計をどうするか話し合いがあったと思うんですけれども、それについてお答えをいただきたいと思います。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

学校の統廃合の適正化の問題であります、柿岡から稲吉へ行く県道路線ですね。これの歩道については県にも申し入れをしているところでありまして、早急なる整備をお願いしているところでもあります。いずれにしても統廃合适正化計画と通学バスの問題というのは、やはりこれだけの広い地域で統廃合するということになれば、通学バスはもう絶対欠かせないと、そういうことになろうと思うので、それは教育委員会のほうで練っていただいて、通学バスが必要だということになれば、それは必ず予算措置をきちんとしていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

また七会地区、新治地区の地域の方々の学校に寄せる避難所的な要素、あるいはコミュニティ的な要素についても十分配慮しながら地域の意見を伺っていくと。そのPTA会長が職員だから、その職員に圧力をかけてどうこうなんていうことは毛頭考えておりませんので、そういう誤解のないようお願いをしたいと思います。

また火葬場のほうですが、単独斎場の計画を8月まで2カ月ほど練っていたわけですが、これはいわゆる火葬施設は1基じゃなくて2基で計画をしております。計画というか、火葬炉2基を見込んでおります。ですから火葬炉1基だけとさっき山内議員はおっしゃったようですが、火葬炉は2基であります。

[発言する者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

いや、2基ですから、2基ですから。

[発言する者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

石岡斎場のほうは、今、縮減案が練られているということで、石岡市長が妥協案を示したいということを新聞発表しておりますが、私も直接は聞いておりませんが、その妥協案というのは、多分、今、副市長会議で練っている内容だと思います。その副市長会議の内容につきましては、先ほど副市長からの答弁にあったように、設計変更を前提に考えているようであります。本体の設計変更を前提に考えていると。そして当方で言っている上限、かすみがうら市のいわゆる負担分は4億円に何とかおっつけようという努力をしているのかなと思います。

ただ、私もこれは非常に難しいというか針の穴をくぐるような話でありますから、どこまで先方が努力しているかは具体的にはわかりませんので、管理者会議に期待を寄せたいところではありますが、なかなか難しいのではないかなと一方で危惧はしているのも正直なところでございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

15番 山内庄兵衛君。

### ○15番（山内庄兵衛君）

斎場は広域でやってるんですから、こちらの主張ばかりじゃなくて向こうからも来たんだから、私も監査委員をやって、古渡さんなんていう監査委員も「宮嶋さん、あれから出てきてますけれども、これだけ妥協したんだから、こちらでも妥協するのが宮嶋さんの本分は十分に果たしてるんでないか」と言っていますよ。やはり民主主義の世の中は、自分が主張して、向こうが歩み寄ってきたら、こっちも一歩ぐらいは歩み寄るのが本当だと思いますよ。

[「そうだ」と呼ぶ者あり]

### ○15番（山内庄兵衛君）

それが全然歩み寄りもなければ、これは独裁主義者ですよ。ヒトラーはそれでも歩み寄り寄ったんですよ。軍国主義と同じになっちゃうじゃありませんか。おれが言うことを聞かないのか。だから職員だってぱっと変えられちゃう。だからさっき言ったように、PTA会長だって本当のこと言っておかないんだよ。

だから宮嶋さん、あなたは優しい。優しい顔をして優しい紳士だ。だけれども腹の中は頑固者。しかも独裁主義者。私は宮嶋さんの家柄はすばらしい家柄だと思う。どういう教育をされてきたんだかわかりませんが、人間には血も涙もあるわけでありまして。それが本当じゃありませんか。人が歩み寄ったら人に歩め。職員だって、搾り取ってその費用を充てるなら、ある程度は考えてやるべきだと私は思います。

おととい、この前、共産党が人事院勧告に反対しました。私は同調いたしましたよ。3年も続けてやる。そしてまだやるというのは、みんなの生活を搾り取っていると同じじゃありませんか。ある程度労組の話も聞いて一歩寄る。斎場組合だって相手があることですよ。2つ寄ってるんですよ。一歩寄るのが私は当然ではないかなと。これが民主主義だと思うんですよ。そうじゃありませんか。その民主主義の何かができてない。

消防だって同じですよ。広大な土地であればみんな駆けつけられないと。1つのポンプに10人だけれども、雪入にあれば、ポンプは1台あれば雪入の山の中までぱっと行けないですよ。本部から来てタンク車は山の中まで入れないですよ。そういうことを考えれば、やはりもう少し配慮してもいいんじゃないか。全部が勤め人ではありませんから、自営業もあるんですから、そこらを配慮しないで、ただ、これは消防がやるんだじゃないですよ。宮嶋さんの考えですよ。それで消防に渡したからそういうふうになっちゃうんですよ。もうポンプだって、29台全部整理しちゃったんでしょう。

山の中へ行ったら何もなくなっちゃったら、今は背中にしょって水をしゅっしゅとかけたりしてますけれども、山っていうのは本当にポンプの行けないところもあるんですよ。そういうところもあるし、家屋だって今度は消防隊が行ってたって、破壊消防しかできないんですよ。昔の消防に帰っちゃったんですよ。まといの消防になっちゃう。昔、消防ポンプがないときはかまととび口を持って駆けつけたんだ。今は広域があるから、さらに上佐谷の1台、下佐谷の1台佐谷地区にある。志筑に2台。ここの人たちは年がら年中、出なくちゃならないでしょう。そうしたらポンプの近くにいた団員はもっと大変でしょう。そういうことを考えないんでしょうか。これは宮嶋市政ですよ。消防のことももう少し配慮してやったらどうですか。

山火事になったときに、火事の場にポンプを持ち込んでみなさいよ。本当にあの笑顔がありますから。住民の安心感というのが。あの燃える勢い。宮嶋さん、本当にあなたは火事のところに行ったことないでしょう。すごいんですよ。そういうことを考えれば、もっと消防団員のことを十分に考えて、そして住民の安心・安全にする施策をとるのが本当ではないかと思うんです。教育も同じだと思うんです。どうですか。答弁できますか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

何点かあるようではありますが、まず、斎場のほうであります、話し合いなんだから歩み寄りということではありますが、もともと私が選挙中に申しました公約は、現斎場の場所に火葬炉のみを5基でつくりかえればいいのかという提案をしていたわけです。市長になったのでそれを申し入れたと。そういうところからスタートしているわけであります。

昨年の暮れに6基でお互いに一たんは合意したわけですね。2基は予備炉ということになったわけですが、そのあたりから、うちのほうは最大限いわゆる土地も買っちゃってあるわけですから、まずは現有斎場ではなく、新しく買ってしまっただけの土地、今の染谷の土地ですね。あっちでもよかろうということも譲りましたし、それから事業費についても結果的には3億円で単独でやればできるわけではありますが、これももう早い時期に、3億円という数字が出ないうちから、4億円まではもう譲るよということを一早く言っているわけです。

そういう中で、6月3日に現計画どおりどんどん進んじゃってるわけですから、そんなどんどん既成事実を積み上げるようなことをやられたのでは、話し合いも何もあったものじゃありませんから、これは話し合いをする気がないんだろうということで、とてもそんなことではお金を払えないよということを申したわけです。そうしたら、金を払うのか、事業から撤退するのか、どっちからにしろと言うから、これはもうしょうがない話なんです、そこからまた戻ったと。繰り返しになりますが、そういう経過があるわけです。

もともとこっちの基準点、出発点というのは5基から出発してるわけです。しかも現有斎場のところから出発しているわけです。私は生来駆け引きがあんまり上手じゃないんですね。だからもう、最初ばたっとここまで譲るよということをやったら、それは大きくやります。しかし、その線をきちんと出したら、あとはもう先方に任せると。そこらが頑固を通り越して頑固に磨きがかかったなんて言う人もいますが、それは、私はそういうところは民主党の鳩山さんとか菅さんとは大分違うと思います。

そういう経過の中で、今、斎場は話し合いが進んでるということでもありますので、そういうきちんとしたこっちの姿勢を見たので、逆に先方からもう一回話し合おうということが出てきたんだろうと思います。これは国の外交でも同じですが、仲良くすることと、いいあんばいにするとは違うんですね。中国と仲良くすることと中国といいあんばいな曖昧な交渉をすることは違うんです。アメリカも同じです。外交っていうのは、やはりきちんとしたスタンスを自分で持っていて、それでやっていくというのが外交の基本です。やはり自治体間の話し合いだってそうです。

だから、何でもいから妥協できればいいんだなんていうのは、私は国の間でも、あるいは自治体間でも、それは基本的には国は国民の利益、自治体は所属する市民の利益でありますから、

それをスタンスに考えると。いわゆる管理者同士、あるいは議会同士でなあなあでやっちゃうなんていうのは、私はよろしくない。きちんと表に出しながらやっていくと、そういう基本的なスタンスを私は常に持ち続けているつもりであります。

それから消防車のことでありますが、これは先ほど来申しておりますが、もともとこの21台にするということはことしになって進む話ではなくて、消防団でもうかつて3年前から藤井団長のもとにやってきたと。それが望ましいということで、消防団みずからそれをやってくれてるわけです。もちろん消防署の行政職員も相談に乗りながら、消防長も相談に乗りながら、行政のほうと消防団のほうで、今のいわゆる車両はあるけれども団員がそろわないで出動できないという体制を改善しようというところから生まれてきたものだと思っております。

しかし、いろいろ地元の説明会なども踏まえて、ごく一部ですが修正したという話も聞いてはおります。それは話し合いの上でそういう必要があればそうしていけばいいのであって、別に私が圧力をかけてどうこうということではありませんので、より強力な消防団体制をつくっていくために、現状に合わせて消防団のほうで相談を積み重ねて練ってくれた案がこういうことでありまして、もう既に何台かの車は車検をとらないで、いわゆる廃車に向かって処置をしているという話も聞いております。ですから、ある程度年数をかけてやったものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

そして決して先ほどの山火事で、上のほうへもう上れない、大型消防車は上れないわけでありますから、それは状況によって古河駐屯地へいつでも電話くれということでありますから、携帯電話でもいいからということでありますから、これはもう向こうのヘリコプターが飛ばすすぐこっちに来るわけであります。そういう体制はきちんととっていく。これは40台あったって、50台あったって、水源がなければどうしようもない話でありまして、仮に志筑、雪入、あそこら辺一帯がすごい火事のもとで猛火に包まれたとしても、全消防車が出たって今度は水源が問題であります。ですから、やはり空からの消防とか、そういうことも早目に対応してやらなければならないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○副議長（中根光男君）

15番 山内庄兵衛君。

#### ○15番（山内庄兵衛君）

市長は山火事とかそういうものの現場に行っていないからわからないんだよ。これはアフリカでも火災が発生し、この前アメリカでも大きな火災、ヘリコプターでやってるんだよ。ヘリコプターでやってるの。飛行機でも消火剤をやってるの。消えない。昭和18年の火災だって、まだ日本は戦争をやってたときだよ。セスナ機が飛んできて消火剤をまいたんだ。おれは小さくて5歳だよ。そのとき見てたことだって消えない。消火液なんてかけたって、山火事なんて消えるものじゃないんだよ。本当のこと言っって、あの猛火ではヘリコプターがあるからって安心なんてできないよ。だから、やはり初期消火なんだから、やはりもう一台くらいは佐谷地区にも必要じゃないか。だからかすみがうら全体を見て、馬立あたりだってもう山が多いところだ。そういうところにはもう少し配慮をしていくべきだ。

もう既に今月の7日には29台、処理しちゃったんでしょう。今から新しくしたら何千万円でしよう、何億円でしよう。そこらの考え方がきちんとしなければならぬのではないかと申すんで

す。

それから、消防長が出る番ないとさっきも言われるから、消防長に聞きます。

山火事とか火事の時、私がさっき第1回目の質問で、火事ときには必ず水分がなくなると意識が混乱、もうろうとしてくるんですよ。関西の山火事で何人か消防士が死にましたよ。私も現実に山の中に行って山火事だとか茅場焼きをやってるとのどが渇くんですよ。ものすごく渇く。かき切るほど渇くんです。それから火が来たときには、今はみんなが着てるものは、消防団は綿で消防服ができていますけれども、一般はみんなこれは化繊が入ってるんです。ぺろっと燃えちゃう。で、木綿のタオルが絶対にマスクになる。はあっと吸うと肺まで焼けちゃうんです。だから助からない。で、水が飲めない。だから私は消防団の地元の分団長になったときには、水を1杯飲みなさい、水を1杯飲んで必ず消防のところまで来い。そしてタオルは絶対に消防服と帽子のところにちゃんとかけておけ。私はそういうことをやりました。今、教育はどういうふうにやってるんですか。お伺いしたいと思います。

それから石岡の斎場で、今、重要なことを言いましたね。6基で妥協したと。それで妥協したんですか。市長、それだけお伺いします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

火葬場のほうですが、6基で合意形成が図られてるのは昨年末のことです。ただ、その時点であっても、予備炉をつくるかつくらないかでは合意形成はされてなかったという経過がございます。

○副議長（中根光男君）

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

ただいまの山内議員からの指摘の教育なんですけれども、消防署のほうは飲料水もかなり多く保有していますので、山林火災等については箱単位で飲料水、及びマスクは防塵マスクというのがありまして、これは煙が入ってこないマスクを消防署のほうでは指揮隊として装備してあります。

消防団につきましても飲料水はそれなりの量を確保しておりますので、災害現場に消防署のほうの車、消防車じゃないですけども乗用車タイプの車がありますので、それで飲料水、タオル、三角巾等はうちのほうで現場に向かわせるような形の教育をしています。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

石岡斎場についてはまだ設計の見直しの段階だということですが、まだ副市長の段階だけで市長との話し合いがない。ですから、これらは早急に話し合っただけで進んでいただきたいと思っています。どうですか。進める気がありますか。

○副議長（中根光男君）



市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私のほうは、今は6、7、8月あたりから逆に受け身になってるんですね。昨年からことしの5月くらいまでは、こっちから話し合いをしてくれ話し合いをしてくれと再三再四申し上げたわけです。一向に応じてくれないという中で、予算が強行されたり何かしたわけではありますが、それに、5月の末にもうそんなことは許せないよということでストップをかけたわけがあります。

そうしたら、その後6月6日の話し合いで、単独と2市とで別れてやろうということで一たん合意されたわけですね。その後は先ほどお話ししたとおりなんですが、今度は相手2市側からも一回話をしようよということでもありますから、そのことについては私はすぐ応じまして、「はい、じゃあ、そのようにしましょうよ」ということで、今、うちのほうから副市長が行ってると。

そういうことで、副市長同士の話がある程度煮詰まれば管理者会議という段取りになっておりますから、今は相手方から必ず話があるものと思ってますから、つい11月25日の石岡市長の記者会見でも、石岡市、いわゆる管理者側から妥協案を示したいと言っておるわけですから、その会議に私は積極的に臨むつもりでおります。話し合いに応じないなんていうことは全然毛頭考えておりませんので、それはご安心いただきたいと思います。

○副議長（中根光男君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

話し合いに応じてやりたいということですから、これで一般質問を終わらせていただきます。  
ありがとうございました。

○副議長（中根光男君）

15番 山内庄兵衛君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時59分

---

再 開 午後 1時31分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次いでお諮りいたします。

4番 田谷文子君から、12月2日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定により、発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したいとの旨、申し出がありました。この取り消し申し出を許可することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

## ○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認めます。よって4番 田谷文子君からの発言の取り消し申し出を許可することに決しました。

続いて発言を許します。

5番 古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

## ○5番（古橋智樹君）

平成23年第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

第1点目として、市内企業への法人市民税・固定資産税による経済支援策について質問いたします。

依然続く景気の低迷と未曾有の震災からなかなか復興まならない日本の現状であります。ここ近年比較的安定した評価があったユーロ圏の経済情勢も、今やギリシャの財政危機を発端に、ヨーロッパ中の国々が炎上している状況であります。これら資産の影響は、よくも悪くも早くあらわれることもあり、なかなかあられないものでもあります。今やインターネットにより、各個人や家庭も気軽にトレードできる時代、携帯電話のゲーム製作等のインターネットベンチャー企業が、プロ野球チームをも買収できるほどの成長も可能な世の中でもあります。

すなわち、世の中の金銭がいずこへ消えてしまっているわけでもありません。特にこの日本の円はいずこかによどんでいるものであります。国の一般会計は92兆4000億円ほどですが、総務省統計局によるデータで、日本の1400兆円という個人金融資産の7割以上は60歳以上の世代が持っているものと推察されております。が、一方政府の国の借金は、2011年度に予算の国債発行額44兆円を足して900兆円を超え、さらに復興予算が今後二、三年には加わりまして、1000兆円を超えるだろうという推測もございます。

何が言いたいのかと申しますと、先ほどのよどんでいる金銭を国や自治体が次世代、子供たちのローンカードで借りて事業を興せているのですから、それらの事業の費用対効果は直接子供たちの背負う返済にまで届かないとならない、すなわち税収に結びつけないとならないということでもあります。私たち現役世代の負担を減らすだけでは、金の流れがますます鈍化する一方であります。子ども手当や公共料金の値下げ等、負担が減った皆さんの財布の中身は、責任を持った経済効果として、整った金の流れ、時限を持った金の流れをつくり出せないのであります。日本は震災からの復興とともに、国民・市民の負担軽減ではなく、世の中の金銭の流れが次世代にも公平に回るよう努めること。あこぎな表現では決してありません。これが税金を預かる役所の目指していただきたいまちづくりの本音でございます。

そして、当市の市民税のたった10%ほどである法人市民税であります。法人としては多くの経費として雇用に費やしている実態が、その残りの9割の個人市民税とリンクしているものであります。民間事業の売り上げあって給与所得があり、個人市民税が存在することを決しておろそかにしてはなりません。

さらには法人の事業用地には、田畑に比べ100倍以上もの固定資産の宅地課税が課され、事業所の設備も、従業員の安心やお客様のニーズを確保するために大規模化も余技のない状況に、法人は特別課税措置もなく、経済情勢をかんがみることもなく大きな規模を課税され、粛々と、も

くもくと納税に従っているわけであります。そういった視点からすれば、これまでの当市の法人向けの事業展開は法人市民税だけで2億円を納め、事業融資の利子補給と商工会加入者のための補助金、産業を誘致する道路、上下水設備等、どのような還元策を努めてきたのでしょうか。

そこでお伺いします。雇用と雇用条件を求める背景に法人市民税・固定資産税の会社法人への還元策、信用保証充実等の復興経済支援策について、市の考え方を伺いたします。

続きまして、第2点目として、市の社会保障予算拡充の適正規模と、国保算定ミスについて質問いたします。

社会保障に予算を投じること、すなわち市民の負担軽減がどれだけ借金返済のために資する希望なのでしょうか。病院にかかる負担ばかりを軽減することが、将来にわたって責任あるまちづくりなのでしょうか。選挙の票を得るための最大公約の手段として、手ごろな実態を議会はみすみす見過ごすわけにはまいりません。私が求める社会保障施策の視点は、この質問においてもさきの質問で述べたとおりでございます。

また、国保算定ミスについては、会計検査院の指摘による返納とともに、さきの宮嶋市長による国保税率改正後、国保の資金状況が48億円という特別会計の予算ながら、2億円以上の不足が発生し、ほかの一般会計を初めとした会計から随時無償で借りていることは、さきの文教厚生委員会の報告のとおりであります。さらには国保会計における一般会計からの繰り入れ金も、前回の定例会におきまして、財政調整基金からの切り崩しは全く関係ないとの趣旨の答弁でありましたので、この法定外、繰り入れ予算をはるかに上回る2億円以上の不足額は、だれがどの予算を立てかえているのか、ご説明を求めたいと存じます。さらにはその立てかえによる一般会計事業の影響の説明も、国保以外の社会保険等の加入者に理解を得られるよう、受益者負担の原則に基づき求めたいと存じます。

そこでお伺いします。国民健康保険や介護保険、医療福祉費支給制度、生活保護等への費用対効果、長期計画、経常収支比率、予算措置、決算、会計検査等について、市の考え方を伺いたします。

続きまして、第3点目として、市長の市財政破たんの試算と財政計画と虚構について質問いたします。この質問に関しての趣旨は私のこれまでの一般質問のとおりでございます。宮嶋市長も総合計画の見直しの中で、大まかにシミュレーションするとのことでありましたので、その後の選挙公約で掲げられた人件費40億円の1割削減による国保税値下げや、中学生以下医療費無料の選挙公約や単独火葬場、水道料金改定等の政策の進捗を含めて説明を求めるものでございます。

そこでお伺いします。財政健全化判断比率の虚構、市財政の計画査定、債務超過試算、破たんシミュレーション、事業計画等、財源等について市の考え方を伺いたします。

続きまして、第4点目として、公益法人の利益と目的税による民間事業について質問いたします。私がこの質問をする趣旨は、少子高齢化がますます進み、増大化する保健福祉予算や介護保険料において、当市に多く展開される社会保障サービス事業者、及びそこに従事する皆さんの働きが、サービスを受けるお年寄りと家族のほか、当市のまちづくりにおいてどのように利益を還元させるべきかというフォーカスのポイントがいま一つ合っていないままでございますので、私は質問するものでございます。

さきの文教厚生委員会において、第5期介護事業計画にこのビジョンが不在であることは指摘

させていただきました。さらにはさくら保育所の民営化においても、その選定において公益法人には非営利の条件、すなわち赤字運用が原則で、自己の財産等を補充することを掲げられていることが、今の福祉関連の就業機会や会計上の実態として、この時勢にいささか適していないと感じられるものであります。これだけの景気低迷で薄利多売なタイトなビジネスに比べれば、公費により利益と雇用の安定を確保できる福祉関連の業種は際立つものであります。

そこでお伺いします。一つ、公益法人の財産や報酬、給与、目的税を一部収入源とする民間企業等について、市の考えをお伺いいたします。

続きまして、第5点目として、神立停車場線都市計画路線における用地・建物の補償概算について質問いたします。

総合計画後期基本計画の見直しにおいて、宮嶋市長は本計画路線の事業を掲げる方向でございます。そこで、これ以上事業化の繰り延べが損失をさらに生み出し、税収向上の機会を逃し、神立駅前整備との相乗効果、さらには東西に長いかすみがうら市の幹線道路の不足等々、消極的なまちづくりとなるのか、路線整備の機運醸成を図るためにも質問に具体性を持たせ、いま一度事業化の意志を求めるものであります。

そこでお伺いします。都市計画線上の建物補償の累積試算額、都市計画決定後の用地評価額推移と都市計画路線部分の用地買収累積額について、算出額と市の考え方をお伺いいたします。

続きまして、第6点目として、市長の新盆見舞いの謝罪と公職選挙法違反の認知について質問いたします。さきの臨時会における書類送検に至った市長の謝罪は形式的なものと察するため、時期をおいて改めて真意を伺うものであります。

宮嶋市長の新盆見舞いにおける書類送検に伴う謝罪は、公職選挙法違反の認知であるのか、いま一度伺います。

続きまして、第7点目として、シルバー人材センター契約終了直後の民間事業者複数年契約について質問いたします。

施政方針として、宮嶋市長はシルバー産業による活性化を掲げていたにもかかわらず、さらには高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく地域の責務としての顧問の立場、援助の立場でありながら、市長、さらには保健福祉部は、強引なシルバー人材センターの契約の打ち切りについて説明がございましたが、理解しがたい説明でございました。

そこでお伺いします。今年度のあじさい館における施設管理の事業者選定における複数年契約の理由等についてお伺いいたします。

続きまして、8点目として、一部事務組合の管理者会議開催における決定権限について質問いたします。

石岡地方斎場組合の議決された事業計画に対し、一副管理者の立場でありながら、事業を棚上げさせている法的権限、根拠の説明を求めるものであります。それに伴い、ほかの一部事務組合との整合を伺うものであります。

そこでお伺いします。一部事務組合の管理者会議開催と、組合議会開催における決定権限について、法令等の根拠について考え方をお伺いいたします。

以上、私からの1回目の質問といたします。

○副議長（中根光男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時49分

---

再 開 午後 1時52分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

古橋議員のご質問にお答えいたします。

1点目、市内企業への法人市民税・固定資産税による経済支援策につきましてお答えいたします。

平成20年のリーマンショック以降、本年3月の東日本大震災や昨今の急激な円高、タイの洪水などにより、日本への打撃は増すばかりであります。大変厳しい状況になっているところであります。国による震災の復旧・復興を目的とした第3次補正予算を活用することにより、復旧・復興はスピードアップするものと考えており、大きく期待するものです。

また、経済対策としては、1昨年から経済危機対策を打ち出し、緊急雇用制度などにより雇用創出事業を展開し、市としても緊急雇用の活用をしてきたところであります。このような経済状況の中、名古屋市においては個人・法人の両市民税を一律に10%カット、杉並区は将来の減税を見込み、基金を設置したりと施策を講じているところであります。しかしながら本市としては、財政規模的にもこのような措置をとれるかということ、現実的には困難であると認識をしているところであります。

市内の法人対策としては、独力で金融機関から融資を受けられない企業が信用保証協会、信用保証会社などに料金を払って保障してもらい融資を受けられるよう、信用保証等への案内や周知を行うように考えております。あわせて三次補正予算に基づく震災の復旧・復興対策を早急に対応して、市民の不安を取り除くことが必要かと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

2点目、市の社会保障予算拡充の適正規模と国保算定ミス責任につきましては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、市の財政破たんの試算と財政計画と虚構につきましてお答えいたします。

平成23年度第二次補正後の国一般会計において、公債残高は667兆円となる見込みで、これは国民1人当たり約521万円、一般会計税収の約16年分に当たり、将来世代に大きな負担となる状況にあります。これに地方分201兆円を加えると894兆円が国及び地方の長期債務残高となり、その他の借入金も含めると、年度末には先般の報道のとおり、1000兆円を超えると見込まれておりまして、特に平成21年度以降は税収を公債金収入が上回り、国の財政状況は大変な状況になっております。

ギリシャ・イタリア国債に対する市場の評価は大変厳しいものがあり、国債発行による資金調

達が大変困難になっております。また、アメリカ国債についても信用不安が見られ、日本においても税収不足を多額の国債発行に頼る現在の状況を改める必要性に迫られており、国民は負担以上の利益を求め、不足分は国やだれかが負担してくれるとの考え方を改めて、受益に相当する税負担を求められることになると言われておるわけであります。

当市においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、財政の健全化判断比率等の公表制度が設けられ、毎年度4つの健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告しておりますが、平成22年度においてはいずれも早期健全化基準を下回っている状況にはありますが、財政状況が危険な状況にあるわけではありませんが、将来負担比率は114.8%と標準財政規模を上回っておりまして、県内44市町村でも36番目の状況にあります。景気の悪化に伴う税収減、高齢化等による社会保障関係費の増加などの状況において、経常経費の占める割合はより大きくなることを見込まれる中で、より一層の健全な財政を維持するために経営能力が問われており、後の世代に大きな負担をしいることがないようにな市政を行う必要があります。

国からの交付税、臨時財政対策債に依存する財政運営は今後も続けざるを得ませんが、安定した市政運営ができる財政状況をつくるために、今後も事業の必要性を見直して、人件費の見直しなどによる自主財源の確保に努め、市民の要望に沿った独自の施策を行いたいと考えております。

今後数年間の歳入歳出の見込みについては、平成24年度予算と合わせて現在検討している状況でありますので、今後お示しする予定でございます。

4点目、公益法人の利益と目的税による民間事業につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、神立停車場線都市計画路線における用地・建物の補償概算につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、公職選挙法違反の認知につきましてお答えいたします。

この問題につきましては、先般もお話ししたとおり、大変うかつにも、違法性の認識が配った当時はございませんでしたが、いろいろな方のお話を聞くうちに、この行為は公選法違反であるとの認識を持ったわけでございます。そういうことから、公選法違反の認知であるとお考えただいて差し支えないかと思います。

7点目、シルバー人材センター契約終了直後の民間事業者複数年契約につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

8点目、一部事務組合の管理者会議開催における決定権限につきましてお答えいたします。

本市において、地方自治法に基づき設置された一部事務組合は、新治地方広域事務組合、石岡地方斎場組合、及び土浦・かすみがうら地区土地区画整理一部事務組合等があります。

地方自治法第292条（普通地方公共団体に関する規定の準用）に準用規定があることから、これらの一部事務組合を代表するのは地方自治法上の長ではなく、管理者でありまして、管理者は当該一部事務組合の事務全般について、統括する権限を有するというようになっております。また、組合議会の権限についても同法第96条（議決事件）以下の権限があることから、条例の制定、改正、廃止、予算の決定、決算の認定等の議決権や、議長や副議長の選挙等の選挙権があります。

石岡地方斎場組合の規約第10条に正副管理者に関する定めがありますが、正副管理者会議を組織し、その会議に付議する事項等は規定されておらず、また別の規則等においても定められては

おりません。

以上でございます。

**○副議長（中根光男君）**

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

**○市民部長（川島祐司君）**

古橋議員の質問にお答え申し上げます。

第2点目の市の社会保障予算拡充の適正規模と国保算定ミス の責任についてお答えします。

まず、国民健康保険についてであります。ご承知のように近年の少子高齢化の進展や医療技術の進歩など、さまざまな要因により、医療費は年々増加する一方であります。

国保会計における保険給付費について、過去5年間の決算数値では、平成18年度の25億8364万円に対し、平成19年度で8.85%増の約28億920万円、後期高齢者の医療制度が施行された平成20年度が、高齢者の給付費が除かれたにもかかわらず4.84%増の約27億874万円、平成21年が11.92%増の約28億9165万円、平成22年度が17.79%増の約30億4337万円となっております。

平成18年度と22年度を比較しますと、国民健康保険事業に係る保険給付費は4億5972万円ほど増加しております。また、市の医療保険事業費として実施している合計額、いわゆる平成18年度当時は国民健康保険と老人保健、22年度は国民健康保険と後期高齢者保険に係る保険給付費であります。平成18年度が56億379万円、22年度が64億724万円となり、18年度に比べ8億345万円の増となっており、医療保険事業に係る費用は増加傾向の一途をたどっているところであります。

一方、国民健康保険に係る現年度課税分の税収額については、平成18年度の13億181万円に対し、19年度で5.88%増の13億7831万円、後期高齢者の医療制度が施行され、税率改正を行った平成20年度が7.69%増の14億194万円、21年度が4.84%増の13億6478万円、税率引き下げを実施した22年度が4.45%減の12億4388万円となっております。

平成18年度と22年度を比較しますと、国民健康保険事業に係る国保税は5793万円減収となり、これに22年度の後期高齢者保険料1億9353万円を合わせても、1億3560万円増というような状況となっております。国においても新たな医療制度の創設に向けた見直しや、保険財政の安定化を進めておりますが、新制度への移行につきまちはいまだ先行きは不透明となっております。

次に、医療福祉費事業についてであります。平成18年度から22年度の間において、事業に要する経費は県補助分、市単独分を含めても、低額となった平成21年度の2億3651万円、高額となった平成18年度の2億6573万円、これら5年間の平均額2億5419万円というような所要額で推移してきております。

一方で当該事業の歳入では、対象事業費のおおむね2分の1となる県医療福祉費補助金、それと医療費のうち、高額療養費に当たる高額療養費返納金など合わせると、おおむね総所要額の2分の1程度が充当されているところであります。

次に、国民健康保険事業に係る会計実地検査の結果についてであります。去る平成21年12月15日、当事業の平成16年度から平成20年度分について検査を受けたところ、平成19年度及び平成20年度の実績報告等に不適切な箇所を指摘され、再算定の結果、厚生労働省へ交付変更申請書を提出し、額の確定を受けた後、あわせて1220万4090円を返還したものであります。なお、上記返

還相当額のうち、医療給付費分については社会保険診療報酬基金から本年10月20日、療養給付費交付金を受領したところであり、今回の会計検査の指摘等を十分に踏まえ、今後の事務処理の上では留意するよう指示したものであります。

以上であります。

**○副議長（中根光男君）**

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

**○保健福祉部長（竹村 篤君）**

古橋議員の質問にお答えします。

初めに、2点目の市の社会保障予算拡充の適正規模と国保算定ミスに関する責任についての中で、介護保険さらには生活保護等への費用対効果というような内容についての質問にお答えいたします。

介護保険制度は、介護の必要な方を社会全体で支えるための制度となっておりまして、国や自治体の負担金、さらには40歳以上の方が納める介護保険料が大きな財源となっているものでございます。社会全体で支えるという相互扶助制度になっているところでございます。

また生活保護につきましても生活困窮な方への扶助制度ということで、最近のデータで言いますと、10月現在では211世帯、258名が、今、若干昨年度に比べて増加傾向ということになってございます。ほとんどが高齢者世帯59.5%、6割近くが高齢者世帯、さらには傷病世帯が22.9、23%ということで、ほとんどがそういう世帯になっているのが現状でございます。

続きまして、4点目の公益法人の利益と目的税による民間事業についての質問にお答えします。

公益法人は日本赤十字社、学校法人、社会福祉法人など、公益を目的とする事業を行っている事業者のことを指しております。したがって、公益を目的とすることから、税の優遇措置等がありますが、一般の民間会社と違いまして、設立及び運営に関しましてはそれぞれ指導監督基準がございまして、さらには会計基準がございまして、

例えば社会福祉法人の場合は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法第22条により設立された法人を言いますが、障害者や高齢者などを対象とした福祉施設や介護施設、さらには保育園などを運営しているところでございます。市内におきましても保育所を初め、特別養護老人ホームなどの福祉行政の一端を担っていただいているところでございます。

続きまして、7点目のシルバー人材センター契約終了後の民間事業者への複数年契約につきましてお答えいたします。

一般に事務機のリース契約、建物管理契約などは、1年間だけでなく複数年の契約を結ぶことにより、経費削減など有利な条件になることが少なくございません。実際の予算におきましては、原則的には債務負担行為の議決を経なければ複数年の契約は結ばませんが、平成16年に改正されました地方自治法施行令によりまして、条例を定めれば複数年の契約（長期継続契約）が可能になってございます。質問の複数年契約につきましては、一括して業務を委託するため入札が必要なこと、年度がまたがった場合の業務の継続性を考慮し、条例に基づき2年間の長期継続契約としたものでございます。

以上でございます。

**○副議長（中根光男君）**



土木部長 大川 博君。

[土木部長 大川 博君登壇]

**○土木部長（大川 博君）**

5点目の都市計画線上の建物補償の累積試算額、都市計画決定後の用地評価額推移と都市計画路線分の用地買収の累積額について、算出額と市の考え方についてのご質問にお答えをいたします。

まず、用地評価額推移についてですが、国土交通省が示しております地価公示をもとにお答えをします。所在は中央出張所付近でございます。昭和49年は2万9300円。年々上昇し、平成4年には9万4900円となり、この後下落傾向を示し、平成23年1月1日では3万8000円となっている状況でございます。

次に、用地買収額の件ですが、前回の定例会でもお答えしましたように、整備済み面積を含めた全体面積は約2万6142平方メートルであり99筆あります。その中で、買収済み面積は1万1323平方メートルで39筆でございます。買収率は約43%。これまでに買収した金額は6億2659万7348円であり、1平方メートル当たりになりますと5万5338円というようなことになっております。

今後の買収予定面積は1万4818平方メートルでございます。残りの用地取得額につきましては、不動産鑑定をし、市の公有用地取得評価委員会での近隣の地価公示価格や路線価などを参考にし決定していくものでございますので、今の段階では具体的な用地買収額は示せません。

次に、建物補償の関係ですが、これまでに建物移転等の補償費支出額は8777万9385円となっております。現在都市計画決定された区域内で、都市計画法第53条により許可を受け建築された補償対象物件は28軒でございます。物件補償につきましても、補償調査を行わないと具体的な補償費は示せません。

このようなことから、今後は神立駅西口地区土地区画整理事業の進捗状況を見ながら、そして土浦市と共同による整備スケジュールを立てていきたいと考えてございます。平成24年には測量調査に入りながら、その後事業認可申請を行う中で、用地買収額や補償費を含めた全体事業費を示していければと考えてございます。

**○副議長（中根光男君）**

5番 古橋智樹君。

**○5番（古橋智樹君）**

それでは、再質問をさせていただきます。

まず第1点目の法人市民税関係についてお伺いします。

ご答弁におきますと、信用保証を中心とした形の利子補給あたりであるかなと察するところなんですけれども、私が先ほどの質問の趣旨で述べたとおり、法人に限らず、個人事業として従業員の方をたくさんお雇いになっている方も含めての話なんですけれども、やはりこの景気が厳しい雇用情勢の厳しい中で、大変なご努力をどちらの法人もされている。

そういった中で、これも先ほど申し上げたとおり、課税としても宅地課税ということで、一番ランクの高い形で評価され、おのおの法人は何とか納期を守って納めているわけでございます。雇用されている皆様の給与を何とか守りたいという、これは最低ラインでございます。さらに地域の税金のほうも、法人税は赤字であれば納めない形になっておりますけれども、法人市民税は

最低均等割りをベースにした支払いの義務があるというわけでございます。

この日本の復興に向かっていく中で、やはり市民それぞれの負担軽減も角度によっては重要でございますけれども、それとともにやはり法人にも活力を与えるということが、皆様も安心して働いて給与を得られるということであります。私は今後総合計画の中に、まだ見直しが最後まで固まったわけではございません。やはりかすみがうら市が地方交付税にお世話になりながらも成長を目指す上では、具体的に法人の皆様にお示しできるような施策を設ける。金を借りるときだけの施策ではない形、これが必ずあるべきだと思います。

今、TPPということで、非常に農家の方がセンシティブになっている状況でございますけれども、私はここであえて申し上げさせていただきますと、これまで農家の方にはたくさんの補助があり、課税面でも先ほど述べましたとおり格段に田畑の評価額は小さいわけであります。法人にとりましては、TPPは経済関係の団体を中心として推進したいという声のほうが多いように見受けております。一次産業がかすみがうら市は多いという割合でございますけれども、先ほどのような2億円という形で法人市民税を納めているわけでございます。その2億円丸々を法人企業に還元しろというのではありません。利子補給以外に、何かお示しする意志はあるのか、まずこの点をお伺いしたいと存じます。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

現在のところ、進出企業等につきましては市の優遇策があることはご案内のとおりであります。既に立地している企業等につきましては、いわゆる借り入れ時の利子補給等が中心になっているというのは議員ご認識のとおりでありまして、とりあえず当面は現在の産業政策を踏襲していきたいと考えております。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

宮嶋市長は特に一次産業を中心とした施策として、板橋区への出店を筆頭に、これまで行っております。私は二次、三次産業にも同じような予算配分があってもよろしいのではないかといいことでお伺いしたいんですが、いかがでございましょうか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先般、否決になりました板橋の多目的プラザであります。以前から申しておりますように、板橋区への攻めというのは、農産物の直売事業というのは1つのきっかけでありまして、死んだ子供の話になりますが、多目的プラザの目的書にもあるとおり、あれを拠点として誘客をしていきたい。その誘客というのは単にいわゆる農業関係だけの誘客ということではありませんで、いわゆる第三次産業、いわゆるサービス業まで含めて、観光業も含めて、あるいは将来的にはシルバー産業へのことも含めてというふうに位置づけておったわけでございますが、多目的プラザはもうやらないということでもありますから、それがだめになったわけでもあります。そういう姿勢

だけは残しておきたいと思っております。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今のご答弁から察すると特段にないというところに感じるものでありますけれども、私は法人の皆さん、工場用の土地にも緑地を設けなさいという形も、法令遵守した形の中でちゃんと設けている。にもかかわらず、緑地を設けながらも宅地課税されている。非常に本音厳しいところがあります。それにまして、ヨーロッパからいつ何ときさらに押し寄せてくるかもしれない、この非常に厳しい経済状況。

まずは基金と言っても法人が何かするには相当額な規模が必要ではありますけれども、私は何かしら事業展開の中で、企画課の皆さんが単独斎場の計画ばかりに考えを費やして、人件費を費やしてつくるのであれば、それと同等に企画課の皆さんが市内の法人企業のために、ひいては市民の皆さんの雇用のために計画を設けるべきだと思いますけれども、いま一度こういった企画課の皆さんを中心とした計画の素案づくり、プロジェクトチーム、そういったものについて市長はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

企画課を中心としたというか、いわゆる商工業あるいは進出企業等に対する支援策と申しますか、それはいわゆる農業団体だけじゃなくて、手厚くしていきたいとは考えております。

現実に、商工会等の補助金につきましては現在2000万円でやっておりますが、農業団体等に対する補助金というのは従来だんだん減らしてきまして、もう来年度ほとんどゼロになるはずだったんでありますが、たまたま千代田農協が土浦農協に合併するというので、1000万円、今、お願いしているところでございます。これは一時金でございまして、商工会は多年度にわたるものですから、これは商工会のほうをゼロにするということは、今、考えておりませんので、来年度は1500万円程度は商工会に対しても出していきたいと。来年度は農業団体に対する補助金はゼロになります。今年度は1000万円臨時的なものでございますから、今、そういう状況にあるわけです。

いわゆる商工業に対する助成であります。これも現在市の遊休農地の利用ということで、特別にチームではないんですが、対象が遊休農地ということでもありますから農林水産課内に便宜上置いておりますが、市内の遊休農地である程度まとまった場所、あるいは遊休農地に限らず山林等も対象に利用可能な土地を絶えずリストアップして調べております。それは私になりましてから、農林水産課内にそういう部署をつくりまして絶えず物色しております。

一方で今の時期ですから、いろいろな企業のいわゆる製造工業的なものはほとんど引き合いがありません。しかしソーラーパネルを設置したりであるとか、あるいはトマト工場をつくりたいとか、そういった話は今までもあったわけでありまして、そういったときに即対応できるような、いわゆるトマト工場なんかは、農業と申しましてもいわゆる第六次産業的なものでありますから、相当の雇用も生めるわけでもあります。今現実には、かつての単なる製造工業だけの製造工業は日

本から逃げ出している状況でありますから、この状況の中で製造工業を市内に誘致するというのはなかなか困難な状況ではありますが、絶えずそういうことも含めて、芽は絶やさないとというふうに考え、そういうふうにしようと思っております。

**○副議長（中根光男君）**

5番 古橋智樹君。

**○5番（古橋智樹君）**

この質問をこの場でさらに掘り下げても、なかなか市長はややスポット的な部分に偏っているご答弁もありますので、もっとどこのまちづくりの取り組み方にでもあるような王道、正統派な企業の活性化をまずは講じるべきだと私は思うんですね。

東西には幹線道路も少ない当市の状況であったり、いまだに、今現在はやっておりますけれども、土浦千代田工業団地によろしく、今、水道を引いているような状況。さらには今回質問もしておりますけれども神立停車場線。いわばこの、昔で言えば停車場線と名づけているわけですから産業道路であります。こういったものが既存の各法人に効率のよいものにつなげる、さらにはさきの質問でも私も質問しましたがけれども、おおつ野にいろいろ開発が起きてくれば、それとその恩恵もねらう。

そういったことで、かすみがうら市においては常磐自動車道があったり神立駅があったりしますが、いま一つこれの相乗効果というものが生み出せていない。私は正統派の地元企業の活性化策をぜひ、企画課でなければなかなかマルチに検討することはできないと思いますので、単独火葬場以上のプロジェクトチームを実行していただきたいと要望して、次の質問に移ります。

社会保障の予算でございますけれども、まず、これは突然申し上げた形の中で市民部長から答弁がなかったんですけれども、国民健康保険、当市の状況というのは文教厚生委員会の中でもお示ししていただきましたとおり、本算定の前あたりの月が非常にマイナスの数字が二億円半ばほどの赤となっているわけでございまして、これはさきの一般質問で、島田市長公室長が盛んにここへの法定外繰り入れは2億円ちょっとだというふうに訴えられておりましたけれども、その金額を超えてるんです。こういう実態。

私は今回も配布になっておりますけれども、例月出納検査、山内議員が監査委員でもありますけれども、この結果報告異常なしというふうにいただいております。これは、この国保特別会計が2億円以上もほかの会計からお金を借りているという状況、これは問題なしということをどういうふうに説明したのか。特にこの執行の中で出番の少ない会計管理者にお伺いしたいと思っておりますけれども、どういう形で説明をされたんでしょうか、お伺いいたします。

**○副議長（中根光男君）**

会計管理者 大塚 隆君。

**○会計管理者（大塚 隆君）**

国民健康保険会計の歳計現金、月末残高が不足している、これに対する対応ということかと思っております。

これにつきましては、歳計現金は一般会計及び特別会計を含めて1つの預金口座で管理しております。国民健康保険特別会計がもしマイナスなるような場合には、一般会計からの会計間流用という形で対応させていただいております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今の会計管理者の説明を聞くと特に全く問題のない運用だということなんですが、これはそういうことで、市長、よろしいんでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

問題はなかろうかと考えております。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

問題あると思うんですけどね。一般会計の事業に回す金がそれだけ圧迫されるわけですよ。さらには国民健康保険以外の加入者の方の財産も借りているわけです。そういう意味も含めて、私は会計検査院の国保算定ミスということじゃなくて、この件に関してもミスであると私は指摘したいところなんですが、こう申し上げても、問題はないというふうに市長はお考えですか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

何ら問題はないと考えております。これは本当に一時的なものでありまして、かつて以前、私じゃなくて以前の市長であります。その時代、もう四、五年前になろうかと思いますが、膨大な億円単位のお金を基金から一時取り崩してやっているとというような運用をやったわけですが、それも法的には別に問題はないということでありまして、また戻せばいいわけですから、金庫の中にあるお金がこっちへ行ったりあっちへ行ったりするのは、別に最終的につじつまが合っていれば何の問題もないと考えております。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今、市長の答弁ありましたけれども、部長さんの中で今の市長の答弁を根拠を持ってご説明できる方、いらっしゃいますか。お伺いします。市長公室長で結構です。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいまの質問でございますけれども、市長の答弁と重複しますけれども、私どもの予算の中でのそういう流用といいますか運用ということの中で、問題ないと考えております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

まあ、まずもってがっかりしたというところでもありますけれども、いや、実態としてはなるかもしれませんけれども、これはおかしいことじゃないですか。何の問題もないということはないと思うんですけれども、私がここで聞いても宮嶋市長はもう答えたことを撤回をしないでしょうから、先に進みたいと思います。

今後こういった形を是正するために、国保の財政調整基金等を設ける意志はおありなのかどうか、市民部長でも結構でございます。どちらでも結構です。お伺いします。

○副議長（中根光男君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

現在の国保会計の中で財政調整基金というのではなくて、通常ですと徴収した結果、支出に差額が出た場合に、国保の基金を積み立てることができますので、単純に一定額を毎年積み立ててというような形での、現在の収支の状況では難しいと考えておりますので、現時点では調整基金を増やしていくのは難しいのかなととらえております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は国保専用の財政調整基金ということで申し上げたんですけれども、いずれにしてもなかなか財源が厳しい中で、ましてや中学生以下の医療費無料ということまで、恒久的な社会保障まで拡大しようとする流れは、私は非常に健全な運営というものに疑問・疑義が今回さらに重なるところではあります。

今回中学生以下の医療費無料の再々提案をされておりますけれども、議案の中でお伺いしてもいいんですが、ここで1つお伺いしたいんですが、なぜ時限的なもの、予算の限りということでまずは設計して、それが評判よければ恒久的なものにする。できそうであればやるという、そういう段階的なやり方があると思うんですけれども、なぜそういう恒久的に条例化しようというお考えなんですか。いきなりでかい買い物をしようという前に、試験的に時限的なものをやったってよろしいんじゃないですか。予算の限りでここでとめるとか、そういう社会保障も無理無駄のない運営だと思うんですが、いかがでしょうか、市長。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今回お願いしております中学生以下の医療費の無料化議案であります。これは来年の7月からをめぐりに実際には実行したいと考えております。

段階的にという話もございしますが、それは選択の問題でありまして、7月以降となりますと、今の見通しだと所要額は4000万円程度になるかと思いますが、私は十分来年度予算でそれは対応できるというふうに踏んでおります。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

景気がよければ、それも考え方としてよいかもしれませんが、こういう経済情勢ですから、先ほども申し上げたとおり、保護者の皆さんの財布は軽くなりますけれども、次世代の子供たちのつけになるわけですよ。そのバランスというのは整える。これは役所の責務だと思うんですけども、市長は既にもう提案されてますから、じゃあ、ここで考え直すというわけにいかないでしょうから、また先の質問にお伺いしたいと思います。

続きまして、3点目の財政に関する再質問をさせていただきます。

ご答弁の中は特段、骨抜きのような答弁だったという私の感想です。独自施策でやるって、独自施策、どういう方向で独自施策をとってやっていくという、つかみどころもない、市長が掲げた選挙公約が柱になっているだけであって、市長が実際、選挙でこれも唱えられてた財政破たん、人件費から1割削って、その4億円のうち1億円を財政の健全化に充てると漫画にかいてありましたけれども、医療費無料化よりも私はそっちを一番取り組んでいただきたいと思うんですけども、その漫画にあった財政健全化のための1億円というのはどういうふうに組み込まれる予定なんですか。ご説明をお願いします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

人件費の今現在、私が就任時の人件費というのは三十八、九億円あったわけですが、それを1割程度をめぐりに削減するという事を申し上げておりました。そういう中で、いわゆる少しでも健全化を図っていくと。そのために人件費だけではなくて、問題になっております石岡斎場等についても、4億円ということになれば1億4000万円程度は浮いていくということになるわけがあります。1億4000万円が全部浮くわけではないですが、特例債の適用部分もあるわけですから、しかしそういった少しずつの積み重ねをきちんとやっていく。使うべきところには使っていくと、先ほど午前中も教育予算については十分配慮するというような答弁を申しましたが、そういう必要などころにはきちんと使っていくという財政運営を考えております。

また基金として積み上げるということも、これも大事かと思いますが、まずはその前に今回の給与法案等についてご承認いただければ、そういうところにも回っていかうかと考えております。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は事業所のあるじでもあるんですよ、市長。市長が、雇用主が従業員の給料を下げることでばかり旗振ってる。市長もご自身で会社を幾つかやられておりましたけれども、これはそういったことで従業員に示しがつくんですか。私は非常に疑問です。

実際、今、選挙当時のその38億円、この人件費はいろいろ職員の定員管理が計画以上に進んで形の中で、今、現状として総額人件費何億円になっているか。総務部長、ご答弁をお願いします。

○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

現在、手持ちに資料がございませんので、後ほど、できれば文書にて報告したいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

具体的な数字は結構です。後ほどは結構ですので、じゃあ、再度お伺いしますけれども、市長が当時掲げられていたその1割、既にもう3億8000万円以上は減っているというふうに私は耳に入ってくるんですけども、これは事実でしょうか。

○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

大変申しわけございませんが、それを含めまして、後ほど文書にて回答申し上げたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時47分

---

再 開 午後 2時57分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

大変失礼いたしました。

それでは、先ほどのご質問に対するご答弁を申し上げたいと思っております。

平成22年度が合計で39億3491万4000円、平成23年度、これは予算ベースでございますが37億3126万7000円で、比較をいたしますと2億364万7000円の平成22年度と23年度とでは減というような形になっております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今、数字をみる答弁いただきましたけれども、市長がその漫画で勘定した形は、当時は市役所の内部にいたわけでもございませんし、その計算の仕方がいま一つ整合性が見えませんが、今



回、給与の条例を先に人勧分は可決しましたけれども、特例の分がありますので、その説明の中でしっかりと説明をしていただきたいということを要望します。

そしてこの財政の問題で再質問をまたさらにさせていただきますけれども、今、財政危機ということで、海外においても市内においても市長が言うとおりに、人件費をベースにした支出で苦しむわけでございますけれども、歳入の面では市民の皆さん、国民の皆さんの所得のダウンが非常に財源として苦しくなるわけでございますけれども、市長公室長にお伺いしますけれども、市民税20億円、この変動に備えた具体策、先ほどのご答弁にもあった独自施策というのはどういったものが考えられるのでしょうか。お伺いします。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

市民税につきまして、厳しい状況の中で歳入の減ということは見られるかと思えます。独自政策ということでございますけれども、独自政策については特に考えておりません。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

じゃあ、さらにお伺いしますけれども、市長は肝入りで事業仕分けされてますけれども、今後何かこの事業仕分けをしたこと、これは独自でやったと思うんですけれども、具体的な対応、今後何かどういうふうに総括されてるんですか。ご答弁を簡潔にお願いします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

事業仕分けの報告書が先般上がってまいりました。これは結構厚いものですが、この報告書で一人一人の仕訳け人の方がいろいろ言ってくれた意見等も細かく入っておりますので、それを、今、じっくり読みながら、車の中に置いたりして合間に読んでいるところでございます。そしてこれを来年度の予算策定等には使っていきたいと思えます。

ちなみに申しますが、つい先般、補助金審議会のほうの報告書もいただきましたので、それもあわせて事業また補助金、それもあわせてよく精査をして、来年度の予算にぜひ反映させたいと考えております。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長はいろいろご多用でしょうから、細かい点は市長公室に財政課というところもあるわけですから、そういったものに仕事をさせるべきではないかというふうに思う次第でございます。

ほかに、我々議会としても決算委員会であったり監査委員としても決算審査を行っているわけでございます。先ほど事業仕分けと補助金審議会ということで、市長の肝入りの会合だけをご答弁されておりましたけれども、我々の決算委員会、監査委員の決算審査、これらはかすみがうら市にとりましてどういう位置づけなんですか。お伺いいたします。

○5番（古橋智樹君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

議会のほうは議会のほうできっちりと精査をしていただきたいと思います。

私が全部予算書をつくるような印象にとられたとすれば、それはもちろん担当課がおりますので、担当部課できちんとやってはおりますが、私も一緒に、それを執務中ずっとそれを見て過ごすということはありませんので、車の中に置いたり何かして合間に見て、概略の流れをつかんでいるという状況を申しただけでございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私もこの質問を毎回毎回消極的な思いでやりたくもないので、宮嶋市長が選挙のときに掲げられていたかすみがうら市は破たんするんだ、今にも破たんするんだというのは、これはその場の勢いで言ったということで理解してよろしいのでしょうか。お願いいたします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まさにこのままやっていけば、かすみがうら市が破たんする前に国が破たんします。それが本当に国債を買っている人たちの心理だけありますから、いつ本当に破たんするか、もうあしたなのか3年先なのかは、これは神のみぞ知るで、そういうことだろうと思います。

そうすると、かすみがうら市はその国から、国の保証で毎年赤字分を臨時財政対策債ということでもう既に50億円も積み上がっているわけですから、これは国が破たんすればそれが来ないんですから、うちのほうも連鎖で破産すると。もうこれは自明の理であります。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

ここで言い合いをしても、市長はご自身の選挙公約が何といても第一でしょうから、先ほど来指摘させていただいているような会計間の問題のない金のやり取りとか、人件費が給与等の削減を図っている中で現状がどうなのかを把握していない。こういうものを是正していただきたいと要請いたします。

続きまして、4点目の公益法人の利益等目的税による民間事業について質問させていただきます。

昨日、一般質問の中で、老健についての市長の考え方がありましたけれども、こういったものは本来は審議会にちゃんと諮問すべき市長の責任があったと思うんですけれども、なぜそういったお考えを持ちながら諮問しなかったんですか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

[古橋議員「老健施設について、きのう佐藤さんに答弁しましたよね。

介護保険。介護保険第5期の事業計画の審議会をやりましたよね。諮問しましたよね。なぜその中にそういった考え方を諮問させなかったんですか」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

第5期の計画書の策定に当たっては、最終段階で報告を受けたわけでございます。

[古橋議員「諮問するのがまず一番でしょう」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

いや、諮問ではなくて、策定計画をつくってるわけです。策定計画というか、要するに第5期の福祉計画を担当課でつくってるわけです。諮問とかそういうことじゃなくてつくってるわけです。つくってる中で大体になったので報告したいということで、報告を受けたわけです。

その報告の中で、私がいわゆる、今、増床計画のある業者が、具体的に聞いているのは2社あるわけです。その2社について、今のままいわゆる介護保険の算定に考慮に入れないと、県のほうはまずいと言っているわけです。制度上のそういう問題があるので、今、その部分を私が県に行っかけて合うからとまで言って保留になっております。そういう状況です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

では、私は委員会の中で次の第6次に反映させてほしいと言いましたけれども、市長がそこまでおっしゃるんだったら、別の形でちゃんと諮問を諮って、そのあり方を緊急にまとめていただきたいということを要望いたします。

それから、続いて次の質問に移りたいと思います。神立停車場線に移りたいと思います。

[発言する者あり]

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

先ほど市長が答弁した件でちょっと補足と言いますか、ちょっと訂正させていただきたいところがございます。

現在第5期介護保険事業計画は策定審議会に審議をお願いしているところで、先般その内容を現況を市長の報告したということで、まだ現在決定されておりませんので、その辺はご理解願いたいと思います。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

では、まだコンサルティング業者のほう、納品ということではないんでしょうから、至急そのコンサルティングの業者に市長の考え方もぜひ諮問するように、市長が指示すべきだと思います。

続いて、神立停車場線について再質問をさせていただきます。

私が先般、神立は土浦市と隣接した地区でございますので、かすみがうら市の神立ということ

では本来ございません。神立停車場線が私としては何としても税収を上げて自主財源をより安定を図っていただきたいということで、私は質問させていただいております。

そのためにも、隣接市、土浦市さんとの共同の足並みをそろえて進めたいという土木部長の答弁がありましたけれども、路線の名前が、私、正確に合っているかどうか申しわけないんですが、木田余真鍋線ですか。千代田ショッピングセンターに神立球場からつながるといふ計画路線がありますけれども、私は向こうの都市整備の部長さん、東郷さんに、いろいろ私も地元の方からそっちの計画どうなってるんだということで私に質問がありましたので、直接電話する機会がたまにありましたのでからお伺いしましたら、次年度には何とか用地調査の費用を取りたいというところまでということなんですけれども、その辺の足並みというのは、接続する神立停車場線、私は合せるべきだと思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

土浦市の部長さんとは、神立駅西口地区土地区画整理事業も一緒に検討している間ですので、その辺の話も徐々にしている状況でございます。その辺の突き合せをしながら進めていければと思っております。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

土浦の東郷さんは、次期予算、来年度には調査費用を組みたいというお考えですので、先ほどの部長ですと測量ということで、一步手前の段階ですので、ぜひそのあたりは相乗効果が得られるようなタイミングを見て、私は足並みをそろえるようにしていただきたいと要望いたします。

1点、この質問、補償概算ということで、答弁しがたいというような先ほどの大川部長のご答弁でしたけれども、前の市長のときにショッピングセンターのわき200メートルほどをやったわけですが、そのときに建物の補償、特に計画路線上にはアパートですね。6世帯前後のアパートが何棟も建っているわけでございますけれども、それはその200メートル区間の中に、建物としては古かったとは思いますが、それがおおむね幾らぐらいの実績であったということで、もし把握していることがございましたらご答弁をお願いします。

○副議長（中根光男君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

6700万円程度だと記憶してございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

その金額から、私が頭の中に残っているその建物がそんなに補償がかかったのかと思ってびっくりするところです。それがもう、今、計画路線に20棟以上ですか。

〔「28」と呼ぶ者あり〕

○5番（古橋智樹君）

28棟ですね。それを勘定したら、それだけでも非常に大きい予算になってくるわけですが、この財源を市長は総合計画の後期の中に掲げておられますけれども、どのようにお考えなのか。この神立停車場線の財源、神立駅前とは別にお考えいただいて、この財源をどうするのかお伺いしたいと存じます。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

神立停車場線については、これはかなり以前からの計画でありまして、長年放置してきたために、今、そこの上に民間の施設が建っちゃっているというようなことも聞いておりますし、非常に今後事業を進めていくのは困難ではなかろうかと思えます。しかし、いずれ前向きにできるところからやっていかなくはなりませんし、起債等もしながらやっていくということでもありますから、一方節約するものはもう絶対に節約しなければならないと考えております。そういうところで財源をねん出してくるしかないのではないかと思います。

それともう一つは、やはりあそこの神立地区の再整備については、やはり長期的には、もう、今、かすみがうら市の単独で市としてやっていくというのは非常に困難になっていると思えます。ますますこの先困難になると思えます。そういうことを考えれば、やはり大きい都市構造の中でやっていく必要があると思えます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今ある予算の中からねん出してということですが、それであっては何年たっても通せないのかなと思ってしまうんですけども、市長はたまには汚れ役になって都市計画税を初めとした形を考えると、そのぐらいのまちづくりの決意というものも、私はやはり検討すべきかなと思えます。

しかしながら、市街化区域は当市の全体から見れば非常に課税が高い現況であります。そういった部分を充分配慮して、最終的にはその地区の皆さんに一番受益者として還元があるんだというようなことを説明するのも市長の仕事だと考えておりますので、火葬場や医療費の中学生以下の無料などと同等に、そういった責務も果たしていただきたいということを要請いたします。

続きまして、第6点目の市長の新盆の見舞いの謝罪、公選法違反の認知ということで、先ほどのご答弁で公選法違反の認知であるというふうにご答弁いただきました。

ここで総務部長にお伺いしたいんですが、仮に職員が同等の形で書類送検された場合、職員はどのような処分を受けられるんですか。お伺いします。

○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

まず、そういった事実関係を確認しまして、その事実関係が確かであるということであれば、それなりの委員会がございますので、その委員会の中で判断をするというような形になると思ひ

ます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は今回、特にそういうことで、市長、こういう流れに至った中には、私は特に面識もない家庭に見舞い品まで置いていった。これはどう考えても買収意識です。私はなぜそこで線香だけを上げて、ご焼香を上げて帰ることができなかったということを先般も聞きましたけれども、それがなぜできなかったのかということのを再質問させていただきます。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私どもの地方では長年の習慣で、お線香参りに行くときは、お線香を本当に先方のお線香を使わせていただくわけでありますから、お線香代、香料という形で現金をお持ちするのが通例でございます。

訪問したお宅が面識のない家だったということではありますが、私は一方でその当時の認識としましては、いわゆる市を代表して弔意をあらわすという必要があるのではなかろうかという意味合いで行ったわけであります。しかしその公費でやれば、公費でかすみがうら市長ということで敬老祝い金みたいな形で持っていけば、それは合法であるということの後で知ったわけでありますが、従来、私はかつて出島村長時代も含めて、周りの仲間もそうではありますが、いわゆる公費でやるという感覚はあまりないわけであります。いわゆる公費で、そういうものに公費を使わせていただくということは、かえって何かやましいとか、おこがましいとか、そういう意識をどうしても持っておりました。ですからつつい私費を使ってやってしまったわけでありますが、これは今後は違法であるということでありますから、仮に市を代表してという気持ちがあったとしても、今後は別な形でそういう弔意をあらわしたいと考えております。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

我々も含めて、有権者に向かって新年のあいさつはできないとか、そういう規定もありますから、先ほどの国民健康保険に2億円の金の資金繰りを充てて、何の問題もないという答弁を平然と部長にもさせる。こういう部分も含めて、もう一度、いま一度、法令遵守の理念も含めてよくお考えいただきたいと申し上げておきます。

続きまして、シルバー人材センターの複数年契約について再質問しますけれども、先ほど保健福祉部長の答弁では、円滑な事務運営と金額をちょっとでも下げることが、複数年契約の特段の理由だというようなことがありましたけれども、それをおっしゃったら、市全般の全体の契約のあり方、単年度で予算議決をしてそれからやっている、私は崩れ過ぎるのではないかと思うんですけれども、なぜ非常にこのあじさい館だけに絞った特段の形があるという、非常に私は疑義を感じるところであります。

そこで1点お伺いします。この最終的に入札で落札されました高橋興業さん、高橋興業さんと宮嶋市長は何か以前よりおつき合いはあったのでしょうか。お伺いいたします。

**○副議長（中根光男君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

高橋興業は結構大きい会社でありますから、私はもう30年以上前になりますが、高橋興業の当時専務だったかと思うんですが、30数年前にJ Cでお知り合いになって、それ以来高橋興業という名前は存じております。ただ、その当時の専務は辞めまして、今はリタイアなさっていると。ただ、おつき合いはもうずっと途絶えておりまして、その方が、今、どこにいるかも存じ上げておりません。

ただ、私の娘がつくばのほうに嫁いでおるものですから、そこのおやじが市議員をしております。その市議員の選挙のときに知り合いまして、ここにもいらっしゃる栗山議員の選挙のとき、あるいは私の選挙のときに、そういうご縁でお願いをしたことがございます。そういったご縁でございます。

しかし契約上について特別の関係はございませんで、それはもうお知り合いの業者は、私はそのほかにいっぱいいます。結構土浦の業者とかササキさんも知ってますしヤマモトさんも知ってますし、私は以前そういう業界に身を置いたことがありますから、いろいろな業者を知っております。市内の業者はもちろんでありますし、そういう特に知っている業者のうちの1人であるというご認識を持っていただければよろしいかと思えます。

**○副議長（中根光男君）**

5番 古橋智樹君。

**○5番（古橋智樹君）**

そこでさらにお伺いしますけれども、シルバー人材センターに所属されてあじさい館で仕事をされた方々を、高橋興業さんにあつ旋というべきかどうか、紹介したという経緯。これはどのようなルートで、どなたがそういう話を持ち掛けたのでしょうか。時間が迫っておりますので、簡潔にお願いいたします。

**○副議長（中根光男君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

高橋興業さんの名前は、今回出てきたのは、実は私が就任いたしましてすぐ、以前この千代田町当時の町会議員をなさっていた佐藤昌廣さん、この方は今現在阿見のほうへ週3回テニスを教えに行っているらしいそうであります。佐藤さんが見えまして、かすみがうら市のグラウンドのいろいろな管理はどうなってるんだと。もう阿見のコートは全然違うよということを言われました。その阿見のコートはどういう管理をしているのかということも教えてくれまして、そこが高橋興業がやっていることも担当が聞いたわけでございます。当時小松君が聞いたわけです。

そういうこともありまして、私は別に高橋興業に特にこだわっているわけではありませんが、いわゆるそういうたぐいの業者はいるだろうと。だからそういう業者二、三社から見積もりをとってみなということを担当に申しまして、多分3社ぐらいの見積もりをとったかと思うんですが、

その中にたまたま高橋興業も入っていたということでもあります。そのたまたまというのは、そういう経過があったので、そのこともあわせて話してありますので、自然な流れの中でそうなったのかと思います。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私はこの複数年契約の判断は、特に部長が中心になってやったというふうに説明をいただいております。そうすると、市長はあじさい館の担当者に、どこか見積もりをとってみるというだけの話にとどまったということの今のご答弁というふうに理解してよろしいですか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

全くそのとおりでありまして、その当時はというか、見積もりをとれと言ったのは、高橋興業からとれということは言ったかどうかちょっと覚えてないんですが、いずれにしても高橋興業が阿見をやっていると。阿見を見てきなということで見に行かせたような経過もございます。で、その結果ということでございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

シルバー人材センターの契約終了、これはいつどなたが契約は終わりなんだということをお伝えしたんですか、お伺いいたします。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

質問の内容は、本年度前半6カ月の契約で終わりだと話をどのように判断したかということかと思えます。

この内容につきましては、昨年度中に市長より民間に一括委託を検討という指示を受けております。そういうことで平成22年度と平成23年度の事業の継続性というか、管理業務を1日も切らすことはできないということもありまして、平成23年度前半上期6カ月は従前どおりの契約という形で、昨年度中に私のほうで判断したところでございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

シルバー人材センターさんにはいつどなたが契約終了を伝えたんですか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）



実際にシルバー人材に伝えたのは、見積もりを取ったのは3月当初ぐらいかと記憶してございます。その時点で説明してございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

このあじさい館の、新たに認可事業の発注をした入札の告示の日と、告示の周知をどれぐらいの期間おいたかというのを総務部長にお伺いしたい。

○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

あじさい館の管理業務一括の委託の告示日ということでございますが、8月15日でございます。それと入札が8月25日でございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

たしか私は8社参加したとお伺いしておりますけれども、10日間で8社、しかもこの時点で複数年契約ということで、検査管財課のほうでは説明したんでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

私の手持ちの資料によりますと、指名競争入札ということでございます。指名したのが7社でございます。また、指名の業者の複数年というようなことでございますが、仕様書等によりましてそういったことを伝えてあると思っております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

すると、見積もりの段階で1年半ということでございますか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

長期継続契約という、これは管財との協議の中でそういう事業の継続性というのを考慮して、2年間という判断をいたしました。そのときに、ということで24カ月という資料を私のほうで作成したものでございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

あじさい館の運用ですね。シルバー人材センターさんが長年やってきた形、これを公式の会議で市長の命を受けて正式な会議を設けたのか、それとも市長の命令ということだけで実行されたのか、お伺いいたします。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

この内容につきましては予算範囲内ということ、その辺は市長とも十分協議した中で、内部的には公式の会議といえますか、部内の判断で、私のほうの判断で市長と協議しまして実施、契約したという経過でございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

この8月に告示したということですが、その前後、それから9月の補正予算の中で、担当部からは長年勤めてきたシルバー人材センターさん、ここから変わるというような説明は、予算の説明の中で1つもなかったんですね。私がそこに新しい人件費を取ってアルバイトを雇うんだという中で、私は非常にその答弁から隠してる部分があるなという印象を、私はその会議の中で不思議に思ったことがあります。震災のときの3月の中でも、本来であれば、そういう計画があれば説明を私はもらうべきだったところなんですけど、震災を挟んだ関係でそのあたりまで調査できなかったことは、非常に私は残念に思っております。

時間がないので、次の8点目をお伺いしたいと存じます。

先ほど地方自治法の根拠をもとに、管理者、正管理者が権限をお持ちだということで、市長はよく市長の権限ということで、議会の議決とは相反して市政の運営を強行されることもあります。宮嶋市長は副管理者の立場で、根拠は、権限的には自治法で担保されていないんですけども、それでいて、私は応じてくれる石岡の市長、小美玉の市長の懐の広さに市長らしさを非常に感じる場所なんですけれども、ふだん市長権限を行使されているわりには、石岡地方斎場、副管理者という正式な形の権限はないんですけども、そこら辺の立場でありながら、2人の市長さんが話に応じてくれている。ここら辺に宮嶋市長が人間として心の痛みというのがあるのかなのか、お伺いいたします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

制度論になりますが、いわゆる自治法上は一部事務組合もいわゆる個別の自治体も同じ扱いになっております。ただ、一部事務組合の管理者とこの副管理者のうち、副管理者は3人いるわけですが、石岡の副市長も入っております。石岡の副市長も同じ副管理者ですが、石岡の副市長と私と小美玉市長である島田、一部事務組合では副管理者になりますが、これは根本的に違います。

何で違うかということ、おのおのの自治体の支出権を持っておりますから、ここの一部事務組合

の財布は、いわゆる管理者といえどもおのおのの自治体には影響が及ばないわけです。ですから、いわゆる同じ副管理者でありながら、田口副管理者との違いはここにあるわけです。それが、この一部事務組合の運営上の難しさになっているわけであります。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そういたしますと、先般、市長は新治広域の事務局長の選任を新たにされましたけれども、こういったことで土浦市と石岡市の副管理者の皆さんに、公式に人選は同意をいただいているんでしょうか。お伺いをいたします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは支出を伴わないものであります。伴わないというと人件費、給料を払うわけですから、伴わないというと語弊がありますが、いわゆる人事権の行使であります。これはお互いに、例えば斎場組合にしても湖北環境にしても新治広域にしても、それぞれの管理者が専権的にやっております。新治広域については私は報告はしません。湖北環境については報告も受けません。ただ、次の会議のときや何か新しいこういう活動だよと、あるいは会計管理者が来たよと、それは紹介はされますが、そういう慣例はございません。したがって、それで何の不都合もないというふうに私は考えております。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今の宮嶋市長の答弁からすると、我々議会が医療福祉費の否決をした。それに対しての第222条の1件のコメント、コンプライアンスという根幹的な考え方からすると、私はあべこべだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

同じ自治法であります。222条は、繰り返しますがいわゆる規範法というやつで、いわゆる12月の議会にできもしないと明確に認められるような、将来の債務負担が生じるようなことを議決するということが禁じられているというふうに私は思います。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

いずれにしても、その解釈は市長とこちらの議会は違うのかもしれませんが、いずれにしても我々としても根拠に基づいて判断をしているわけです。先ほど市長が言われた財布のかぎを持っているというふうに、同じような解釈をいただいてもよろしいかと思います。

そういったことから、その市町村間であったり、この議会であったり、それはやはりお互いを

尊重するという思いがあって、最終的に意志が決定されたり否決されたりするわけでございます。私は市長がそういった先ほどの答弁でご判断されてやっているということは、言葉で端的に言えば職権乱用だというふうに思うんですけれども、ご自身として、その市長の権限を振り回しているという意識は毛頭ないということでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

残念ながら、毛頭ありません。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

以上で終わります。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

---

## 日程第 2 休会について

○副議長（中根光男君）

日程第2 休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

あす12月3日から4日までの2日間を休会にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、12月5日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時45分

平成23年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第4号

---

平成23年12月5日(月曜日)午前10時00分 開 議

---

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

---

欠席議員 なし

---

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
副市長	石川眞澄君	会計管理者	大塚隆君
教育長	菅澤庄治君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	島田昌男君	教育部長	仲川文男君
総務部長	山口勝徑君	水道事務所長	川尻芳弘君
市民部長	川島祐司君	農業委員会事務局長	塚本茂君
保健福祉部長	竹村篤君	検査管財課長	石塚英幸君
環境経済部長	吉藤稔君		

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

---

議事日程第4号

日程第1 一般質問

- (7) 中根光男 議員
- (8) 岡崎勉 議員
- (9) 栗山千勝 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(7) 中 根 光 男 議員

(8) 岡 崎 勉 議員

(9) 栗 山 千 勝 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(6)	中根光男	1. 障がい者の防災対策について
		2. 防犯灯LED化へ自治会に設置費用助成について
		3. 介護ボランティアでポイント事業の実施について
		4. 緊急時の適切な対応に緊急カードの作成、交付について
		5. 放射能対策について
		6. 安全な学校給食提供について
(7)	岡崎 勉	1. 石岡地方斎場建設について
		2. 筑筑小学校の通学路の整備について
(8)	栗山千勝	1. 公職選挙法について
		2. 市長の支援団体である元気にする会、みやじま光昭後援会の政治活動について
		3. 行政運営について。
		4. 政治姿勢について
		5. あじさい館の管理運営等委託契約について

開 議 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、15番 山内庄兵衛議員より所用による欠席の届けが出ておりますのでご報告申し上げます。

会議に入る前に傍聴人の方に申し上げます。

会議において傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場であります。

したがいまして、発言する議員みずからが法令等を十分勘案し、不穏当発言に特段の注意をする必要があります。

議員各位におかれましては十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

また、答弁者に申し上げますが、能率的な会議運営の観点から簡明なる答弁をなされますようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

---

## 日程第 1 一般質問

### ○議長（小座野定信君）

日程第1、前回に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

### ○9番（中根光男君）

おはようございます。

平成23年第4回定例会に当たりまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

福島原発事故をめぐっては、依然として不可解なことが多い状況であります。格納容器の圧力を抜く作業はなぜおくれたのか。東電幹部が海水注入をためらった真の理由は何だったのか。放射能拡散予測情報の開示がなぜあれほどまでにおくれ混乱を重ねたのか。これまでの政府や東電の説明では到底納得できるものではございません。折しも日本原子力研究開発機構の研究チームは、メルトダウンした2号基の注水を3時間半以内に再開していれば溶融を防げたとする解析結果を発表いたしております。人災との見方が強まる中、第三者による国会事故調の設置により徹底した真相究明なくして事故の再発防止はあり得ません。憲政史上初となる民間有識者による調査機関の国会設置には、国際社会も注目し大きな関心を寄せております。後世の批判にも耐え得る公正中立にして厳格詳細な検証の成果を願っております。

それでは、最初に障がい者の防災対策についてをお伺いをいたします。

大地震など大きな被害が起こった際、障がい者が独力で被災状況を把握したり避難場所へ移動するには非常に難しい状況にあります。また、災害時に障がい者が困ることは障がいの内容によって異なりますが、聴覚障がい者はニュース報道などから正確な情報が得にくく、視覚障がい者は道路の亀裂など周囲の状況把握が難しい状況になります。そのため、障がい者に関する防災マニュアルやガイドラインを作成することが必要になってまいります。具体的には、災害時に専門スタッフを配置した福祉避難所の設置、情報提供対策、各種補償に関する相談・支援の整備、安否確認態勢などを早急に確立していただきたいと思っております。その観点から、①現在の対応状況について、②今後の具体的な計画案についてをお伺いをいたします。

次に、防災灯LED化へ自治会に設置費用助成についてをお伺いをいたします。LED照明は寿命が長く、消費電力が少なく、省エネルギー化につながり、自治会としても管理負担が軽減されてまいります。ぜひ実現していただきたいとの要望が市民から多数寄せられております。

①従来の防犯灯をLED照明付きのものに取りかえる際、その設置費用を市が負担することについて考えを伺います。

②今後の取り組みについてをお伺いいたします。

次に、介護ボランティアでポイント事業の実施についてをお伺いいたします。兵庫県の三木市におきましては、本年11月から介護ボランティアを行った65歳以上の市民にポイントを付与する市高齢者ボランティアポイント事業をし、社会福祉協議会に委託しスタートをさせております。同事業は、ボランティア活動による社会参加や地域貢献を促し、高齢者の介護予防や健康増進につなげることを目標としております。ボランティア活動すると1時間ごとに1ポイント100円が付与されるもので、1日最大2ポイント、年間最大50ポイント5,000円を上限として申請すると換金できる内容となっております。

こうした事業がきっかけで、一層ボランティアに参加しやすくなります。

①65歳以上の市民にポイントを付与する「市高齢者ポイント事業」の認識について。

②今後の取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、緊急時の適切な対応に緊急カードの作成、交付についてをお伺いいたします。9月の一般質問におきまして具体的な質問をさせていただきましたが、その結果についてをお伺いをいたします。

①緊急カード協議内容について。

②いつから実施するのか、具体的にお伺いをいたします。

次に、放射能対策についてをお伺いいたします。局所的に放射線量の高いホットスポットについて、土浦市におきましては非公開としてきた従来の方針を改めまして、施設名、除染状況を含めて公表しております。毎週測定を実施し、局所的でも高線量は随時発表し、ホームページなどにも掲載しております。除染については、単に放射能を取り除くだけではなく、市民の不安を克服し希望を与える唯一の手段でもあります。健康に影響のないレベルになったとしても、通常より放射線量が高い場所で生活することのストレスは大きく、そのストレスで病気になりかねません。国は処分に必要な費用を出し、安全の基準づくりや安全性の担保を責任を持って行うべきであります。しかし、市民の不安を払拭するにはスピードをもって市が対応する以外にはありません。

その観点から、①現在の放射能対策状況について。

②農産物の放射能測定状況について。

③放射線測定器の購入と貸出制度について。

④除染対策についての対応をお伺いいたします。

次に、安全な学校給食提供についてお伺いをいたします。学校給食における食材の放射性物質汚染について不安を抱かれる保護者から相談が多数寄せられております。学校給食が扱う食材の放射能物質に関する検査を実施し、安全性の確認と結果を公表すべきでございます。

①現在の対応状況について。

②食材などの放射性物質検査結果と今後の対応についてをお伺いをいたします。

以上で、第1回の質問を終わります。

○議長（小座野定信君）



答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

**○市長（宮嶋光昭君）**

おはようございます。答弁に先立ちまして、せんだって12月1日、佐藤議員のご質問の中で、ちょうど質問の途中にネット情報として入ってきた給食食材の対応の目安として40ベクレルということをご案内のとおり機器選定の目安であるということで文科省のほうでその後、訂正したということがきょうあたりの新聞にも載っております。実際、40ベクレルというのはもう間違いじみた話でありまして、40ベクレルになると霞ヶ浦のワカサギなんかはもう60を超えていますから、徐々に上がっている状況にあるようですが、一安心をいたしました。訂正をさせてお詫びを申し上げます。

中根議員のご質問にお答えいたします。

1点目、障がい者の防災対策につきましては保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、防犯灯LED化への自治体に設置費助成につきましては総務部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、介護ボランティアでポイント事業の実施につきましては保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、緊急時の適切な対応に緊急カード作成、交付につきましては保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、放射能対策につきましてお答えいたします。

市の放射能対策につきましては、初日の山本議員のご質問にもお答えいたしましたが、放射能対策本部を発展的に立ち上げまして、放射線測定器を購入、除染対策など、放射線対策に万全を期すよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

詳細につきましては、総務部長、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、安全な学校給食提供につきましては教育部長からの答弁とさせていただきます。

**○議長（小座野定信君）**

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

**○保健福祉部長（竹村 篤君）**

中根議員の質問にお答えいたします。

初めに1点目1番の障がい者の防災対策の対応状況についてお答えいたします。

障害者の防災対策であります。防災対策では、自力で避難することが困難な人々というとらえ方をしており、障害者や高齢者、乳幼児、日本語が理解することが困難な外国人等を含めて災害時要援護者という考え方をしております。

現在の対応状況につきましては、「かすみがうら市地域防災計画」に定められております災害時の配備体制基準に沿って対応しているところでございます。先般の東日本大震災のような災害時には災害対策本部が設置され、その中で民生委員等による在宅者の安否確認や支援、職員等による社会福祉施設等の被害調査、援護支援等を実施するという内容でございます。

2番目の今後の具体的な計画案についてでございますけれども、国では平成16年7月の新潟・福島豪雨や同じく同年10月に起きた新潟中越地震において、被災者に占める高齢者の割合が高かったことから、平成18年に「要援護者の避難支援に関するガイドライン」を作成し公表、市町村においては「災害時要援護者避難支援プラン」を策定するように求められております。

その避難支援プランでは、高齢者、障害者など災害時の避難に当たって支援が必要となる人の特定と避難支援者を定めていくものとなっております。

本市においても現在、本年度中に策定するように作業を進めているところでございます。

次に、3点目の介護支援ボランティアポイント事業の実施についてお答えいたします。

ただいまご質問にもありましたように、介護支援ボランティアポイント事業は、元気な高齢者が特別養護老人ホームなどで行うボランティア活動に対して1時間当たりのポイントをふやし、そのポイントを交付金により換金する制度でございます。ご提案いただきましたこの事業は、本人の健康増進、介護予防、地域貢献や社会参加を促すことができ、生きがい対策づくりの一つとして期待できるものと考えております。

平成22年度、全国で約30自治体ほどが実施、さらに県内では土浦市、石岡市で事業化したと聞いております。市においても他市の実施状況などを調査・研究していきたいと考えております。

次に、4点目の緊急時の適切な対応に緊急カードの作成、交付についての質問にお答えいたします。

このことにつきましては前回の定例会においても質問をいただき、その後の経過はどのようなのかというような質問かと思えます。以前にも同じように高齢者の安全・安心を確保するため、緊急時に必要な個人の情報を自宅に備え、万が一の緊急時に備える救急医療情報キットの提案をいただきました。この救急医療情報キットを県の補助金を活用し整備する内容で検討の協議が整いましたので、今回の補正予算において計上させていただきましたので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

総務部長 山口勝徑君。

[総務長 山口勝徑君登壇]

**○総務部長（山口勝徑君）**

2点目、防犯灯LED化へ自治会に設置費用の助成につきましてお答えいたします。

ご承知のように、LED照明につきましては近年、省電力、二酸化炭素の排出削減効果など環境に優しい照明機具として注目され、急速に普及しておるところでございます。

現在設置済みの防犯灯とLED蛍光灯を比較しますと、LEDは蛍光管寿命が4万時間から6万時間と従来の蛍光管の4倍から5倍長持ちすると言われ、LED蛍光管への切りかえにより将来的な交換経費を縮減することができると考えております。

また、本年12月1日から街路灯の電気料金体系が変更されまして、従来20ワットまで同一であった料金単価が10ワットまで階層が細分化されました。将来の蛍光管は消費電力20ワット蛍光管が一般的ですが、LED蛍光管は10ワット蛍光管で同程度の照度が得られるとされております。現在、設置済みの防犯灯5,966灯のうち5,529灯が20ワットから40ワットの階層に該当しますので、

それをLED10ワット蛍光管に切りかえることによりまして、約40%の電気料金を削減することができる計算となります。

以上のようなことからLED照明導入メリットと考えられますが、LED照明には統一規格も定められていないことなどから、さまざまな製品が市場に流通して、製品選択や交換手法等が安全性や電灯寿命に影響を与えるとも言われておりますので、LED照明への切りかえ効果を十分に発揮するため、経費を含めた切りかえ手法の検討が今後必要と考えております。

市といたしましても、LED製品の切りかえを促進していくことが経費の削減や二酸化炭素排出削減に寄与していくものと十分認識しておりますので、LEDの防犯灯切りかえへの補助につきましても、他自治体の事例を参考にしながら今後検討してまいりたいと考えております。

次に、5点目1番、現在の放射能対策状況、5点目3番、放射線測定器の購入と貸出の制度、5点目4番、除染対策についての対応につきましてお答え申し上げます。市では、市民の不安感の軽減を図るため、公共施設での空間放射線量や水道水等の含有放射線量を測定し公表してきたところでございます。

また、その結果をもとに関係部課長により構成された内部組織であります放射線会議を立ち上げ、9月15日に第1回の会議を開催してございます。

以降、計5回の会議を経て、放射線に対する市の統括組織として、先ほど市長より答弁がありましたように放射線対策本部を設置したところでございます。

先日、佐藤議員にもお答え申し上げましたが、国において8月に実施しました本市における航空機モニタリングによる放射線量の測定結果におきましては、ほぼ市内全域が汚染状況重点調査地域指定基準の毎時0.23マイクロシーベルト未満となっており、また、環境省から提示がありました平成24年6月予測データでは、市内全域が基準値未満の地域となっております。しかし、保育所、小中学校等のマイクロホットスポットにおいては高測定値が想定されますので、関係者との共同による除染対策を講じていきたいと考えております。

次に、放射線測定器の購入と貸出制度につきましてお答え申し上げます。放射線測定器の配備につきましては、山本議員さんにもお答え申し上げましたとおり、全小中学校の17校に配備し、敷地内の細部について測定を開始しており、さらには保育所用5台、公共施設用4台及び民間への訪問測定用8台、合計17台の購入の手續を現在進めております。個人宅等の測定につきましては、機器が納品され次第、測定を希望される方を対象に予約を受け付け、測定委員を個人宅へ派遣し訪問測定を行う予定となっております。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

環境経済部長 吉藤 稔君。

[環境経済部長 吉藤 稔君登壇]

**○環境経済部長（吉藤 稔君）**

中根さんのご質問の5点目2番、農産物の放射能測定状況につきましてお答えいたします。

農作物の放射能測定につきましては、農林水産省の指示によりまして原発事故後の3月18日にネギ及びホウレンソウが最初に実施されました。

その中でホウレンソウから基準値を大幅に超えたヨウ素が検出されたわけでございますけれど

も、原子力対策本部からの出荷を控えるというような指示を受けまして出荷制限がなされたわけでございます。

その後、キャベツ、トマト、イチゴ、キュウリ、レンコン等、それら県内で出荷されておりました農産物や水産物、畜産物関係につきましても放射能検査が実施されまして、原乳、パセリ、カキナにつきましても出荷制限がされたわけでございます。

また、その後の検査によりまして継続して基準値を下回ったということから、ホウレンソウも含めまして出荷制限が解除されたわけでございます。

かすみがうら市の農産物としましては、レンコン、クリ、サツマイモ、ナシ、ブルーベリー等、さらに水産物につきましては、霞ヶ浦、これは西浦地区になりますけれども、ワカサギ、淡水のシラウオ、テナガエビ、ワカサギ煮干し、ウナギ、あとは養殖のコイ、アメリカナマズの検査を実施しておりまして、これらいずれの検査でも基準値以下となっておりました。

畜産物につきましては牛肉、豚肉、鶏卵が実施されたわけでございますが、いずれも基準値以下となっておりました。

また原乳につきましては、クーラーステーション単位に検査が実施されておりますが、市内で出荷されている原乳につきましても基準値以下でございます。

これらの検査結果につきましては、この情報を取りまとめまして市内全戸へ回覧配布をしたところでございます。

また、県や市のホームページからも確認できますので、インターネットを使用されている方は随時更新されている情報を確認することができるわけでございます。

今後も、かすみがうら市の農産物、水産物、さらには畜産物等の放射能検査を実施しまして、市民はもとより広く一般にも公表していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

[教育部長 仲川文男君登壇]

#### ○教育部長（仲川文男君）

中根議員の質問にお答えをいたします。

6点目、安全な学校給食の提供につきましてお答えを申し上げます。

まず、学校給食で使用している食材につきましては、市場に流通している食材を使用しております。出荷制限のされていない安全な食材との認識により使用をしております。

現在、学校給食で使用している食材のうち米飯給食に使用する米につきましては、学校給食課において検査されておりますが、それ以外の食材につきましては、市場の出荷制限の有無により判断をしております。

県内でも一部の自治体で検査を実施するなど取り組みが見られますが、自校方式とセンター方式などによる給食の実施スタイルにより対応はさまざまと伺っております。本市のように、それぞれの学校で納入業者が違う自校方式では、食材の納入は当日でございます。食材の種類にもよりますが、少量の場合があり、全食材の検査は現時点では難しいものと考えておりますが、より安全な食材の確保につきましては重要な課題であると認識をしております。

今後、国から食材に含まれる放射性物質も測定可能機器が市に貸与されると伺っております。

測定するに当たり、検査試料の確保など対応に課題もございますが、機器が貸与される時期に合わせて検査体制をどのように整えるか検討をしていきたいというふうに考えております。

なお、冒頭に市長から佐藤議員の一般質問の中で、給食用食材の規制値に関する答弁がございましたが、私からも改めて申し上げたいと思います。

12月1日、文科省副大臣の森さんの会見によりますと、40ベクレルを上回る食品は給食では使わないようにする方針を示したと、そのように目安を示したという報道がされまして、2日には副大臣のその会見を受けまして、今度は文部科学大臣が閣議後の記者会見で、学校給食の食材に含まれる放射性物質に絡んで示した1キログラム当たり40ベクレル以下との目安について、これは測定機器の機種選定の目安で申し上げた。機器の検出限界で話をした40ベクレルが一人歩きをしてしまったと述べ、学校給食で使う食材からの内部被曝を抑える目安として受けとめられたことに対し説明に誤解があったという釈明がされました。

その後、3日に改めまして森文科省副大臣、朝日新聞の取材に対しまして通知の趣旨は40ベクレルを超えたら、その食材は使わないでほしいということ、常識的に読めば明らかだと。大臣は法的な規制値ではないことを強調したのだろうが、私の考えは変わらないし変えるつもりもないというふうに断言したそうです。

このあと森副大臣は、大臣が方針が転換されたのか、もともと認識のずれがあったのか、週明けに政務三役会議で確認をするという話がされております。いずれにしても、文科省内の見解が定まらなると学校や子供、保護者を混乱させることになるわけでございます。国の早急な方針を決定していただきたいというふうに我々は望んでいるというところでございます。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

9番 中根光男君。

**○9番（中根光男君）**

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

最初に、障がい者の防災対策について終始具体的な説明がございましたけれども、やはり私も土浦、石岡にも行きまして、その状況、実際、現場も見ました。そういう中で、本当に皆さんが生き生きとしてこのボランティアに取り組んでいる、そういう姿を見たときに、やはりかすみぐうらとしてもこの先日、議会としても横須賀に市民協働のまちづくりというテーマで研修に行っていましたけれども、やはり行政とそして市民が、議員が一体となったそういうまちづくりというものがこれから要請されておりますし、当然これは真剣になって取り組んでいかなければならない課題であるということを私は再認識をするとともに、すぐにでも実施していかなければならないというふうに思いました。そういう観点から私も今回これを取り上げたわけでございますけれども、やはりある程度の、65を過ぎて本当に生きがい、そしてこのボランティアの精神と、これを本当に大事な年に差しかかったときに、ボランティアとして活動していくということがいかに生きがいと、そして充実した人生を歩めるかということ現場を通して私は思いました。

そういう観点から、やはりこのマニュアル、ガイドラインをつくっていかなくちゃならないんじゃないかというように私は感じました。土浦とか石岡市も本当にこの障がい者に対しては真剣

になって前向きに取り組んでいるんです。だから、ボランティアも含めてこれは本当に一生懸命取り組んでいるんですね。だから、私はこういう姿こそ大事なんじゃないかというふうに思います。

そこで、このマニュアルとかガイドラインをこれは早急に作成するという認識でよろしいんでしょうか、再度お願いします。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

ただいまの具体的に石岡市、さらには土浦市の内容を議員が見てこられて、そのように大変重要性を感じたということでございますけれども、土浦市におきましては平成22年度より事業化したというふうに私のほうでも確認してございます。また、石岡市については今年度より事業化したというふうに聞いてございます。この事業内容そのものが65歳以上の高齢者にボランティアをしてもらうことによって、ご本人の生きがい対策ということで私のほうでも十分その趣旨というか、その辺の内容について効果があるものと期待しているところでございます。その内容については議員の意見のとおりだと思いますので、その事業化に向けて内容等を詳細に研究していきたいというふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

いつまでにこれは実施するのか、具体的に再度答弁を求めます。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

先般の質問で私のほうでも認識したというのが正直なところでございます。そういうことも踏まえまして、来年度事業化できるか、その辺もちょっと間に合うのかどうか、それとも来年度中になるのか、その辺も踏まえて早急にできるように進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

実施している自治体、土浦、石岡の本当に真剣に取り組んでいる、そういう姿、また内容も確認しながら、早急に立ち上げていただきたいと思います。

次に、防犯灯のLED化へ自治会に設置費用助成についてを再度質問させていただきます。やはり私は市内をずっと夜も歩く機会が多いわけですがけれども、やはり防犯灯が、要するに蛍光灯がもう寿命で点灯していないところが多々あります。そういうところから、私も本当にこの取りかえる手間、消防団で取りかえを実施しているところもありますし、自治体で交換をしているところもございますけれども、本当にこの手間が大変だという話も聞いております。そういうところから、やはりこのLED化というのはこれは日本全体、世界がこの消費電力を少しでも少なくしていく、そういう観点からこれは取り組んでいかななくてはならない課題であると思うのです。

ある自治体の例を参考にしますと、ある自治体では市が上限、取りかえる場合に1万5000円を補助すると。新たにこのLEDの照明を設置する場合には、市が上限として4万円を補助しているという、そういう自治体が結構ございます。そういう内容も一つの参考として、今後、メーカーもたくさんございますから、そういう中で信用の要る、またいろいろな今までの実験データも踏まえて、寿命も含めて4万時間から6万時間というそういう一つの目安はございますけれども、そのメーカーさんによって若干異なりますので、主要なるメーカーさんをよく検証して取り組んでいただきたいと思いますので、これは要望としてお願いをいたします。

次にこの私は何としても実現したいということで、第3点目のこの介護ボランティア事業の実施について、これはやはり早急をお願いしたいと思うのです。先ほども申し上げましたけれども、この市民協働のまちづくりということが今本当に求められている、そういうときだと思うのです、この震災直後は特に。そういう中で、このデイサービス、介護、特老も含めて仕事の内容としては、掃除をしたり配膳の手伝いをしたり、その他もろもろございますけれども、そういう事業に対して募集を募って社会福祉協議会が窓口となって取り組んでいく、そういう事業は本当に私はこれから重要じゃないかと思うんです。生きがいを見出すためにも、また市民が本当にともに新しいかすみがうら、活力あるかすみがうら市を建設するためにも私は重要なことだと思うんですが、この介護ボランティア事業については本当にやろうという意欲があるのかどうか、再度確認します。

**○議長（小座野定信君）**

保健福祉部長 竹村 篤君。

**○保健福祉部長（竹村 篤君）**

この介護ボランティア支援事業ですけれども、再度やる意欲があるのかというような内容の質問かと思えます。この内容につきましては先ほどもお答えしましたように、先般私のほうでも確認したばかりということで、ちょっと研究不足のところがあります。石岡市では本年度事業化ということで内容等も詳細には把握してございません。それらも含めて、ただ趣旨そのものは議員のおっしゃるとおり高齢者の生きがい対策、さらには本人そのものが社会ボランティア活動という社会貢献することによって、ある意味生きがい、本人そのものの健康増進にも当然寄与するというようにとらえております。そういうことから、市町村によってそのつくり方そのものが、例えば特別養護老人ホームだけのボランティアサービスとか、そのほかの介護施設にもサービスとか、内容がいろいろ違うようでございますので、その辺を研究しながら、先ほどもお話ししましたように早急に立ち上げていきたいというふうに考えておりますのでご理解願いたいと思います。

**○議長（小座野定信君）**

9番 中根光男君。

**○9番（中根光男君）**

では、介護ボランティアにつきましては実施している自治体を再度参考にして、実施に向かって準備作業、そしていろいろな問題をクリアして立ち上げていただきたいと思います。

次に、9月の一般質問の中でも私は申し上げましたけれども、以前にも医療キットという別な角度で提案したことがございますけれども、私は医療キットでも緊急カードでもどちらでもよろしいという話をしておりまして、要は緊急時にその人の生命を守る、そういう体制づくりが重

要であるということを私は申し述べたわけでございますので、これについては補正の中でも取り入れていただきましたので、これは実施に向かってすぐに皆さんに周知徹底も含めてお願いをしたいと思います。

次に放射能対策についてなんですが、放射能対策につきましては1日、2日と詳細にわたって一般質問の中で答弁もいただいておりますので、何点か絞ってちょっと再質問をさせていただきたいと思います。

私は特にこの放射能測定に関する件について再度伺いたいんですが、やはりシルバー人材さんに依頼する、委託するという一つのそういう説明がございましたけれども、もし委託するということであるならば、これはきちっとした、だれでもいいということではなくして、その人に適した、ある程度しっかりした人と言っては失礼な言い方なんですけど、そういう講習もきちっとして教育もしていく、そういう中で誤ったそういう数値をもしも出してしまった場合に、これ逆に風評被害となって口コミで広がっていく可能性がございます。それは十分に配慮していきませんと逆効果につながりますので、その辺は十分お願いしたいと思います。

それから、ホットスポットという部分はやはり特に的を絞って、これは文科省のほうでも公表していますけれども、そういう重要ポイントは逃がさないということ、きちっとした形でマニュアルを作成した中で共通した場所を測定していく。そして、測定し終わったその場所については、なかなか何か所も測定しますから、どこを測定したのかわからなくなってしまう場合があるわけです、敷地内においても。その場合には石灰等を持参して、石灰でその印をつけていくという、そういう方法も一つの手段かなというふうに私は考えております。そういう中で、それはきちっと対応していただきたいと思います。

それから、重要地域という指定の今回、申請はかすみがうらとしてはしませんでしたけれども、そういう中で文科省が航空機によるモニタリングの測定結果、これは地上1メートルの高さの空間線量を測定したものですけれども、この色分けしたこの地図を見ますと、かすみがうら市は0.1から高いところでスポット的なんですけど0.5ぐらいあるところもあるんですね。だから、国はあくまでもホットスポット的ではなくして面的な部分を重要視するように指定をしておりますけれども、やはりこの0.23ミリシーベルトを上回る箇所が結構点在しているんです、この色分けの地図を中で見ますと。そういうところも含めてこの地図を参考にして、特にそのホットスポットについては除染のほうをお願いをしたいと思います。

それから、この放射能の問題につきましては市民からたくさん私にも電話をいただきます。かすみがうら市は果たして基準以下だというんですけど、本当に心配なのかどうかというそういう問い合わせがありまして、今の段階では私はきちっとした形で測定しているので問題はないというふうに話しているんですが、やはりきちっとした形でこの測定の結果というものを、インターネットだけではなかなか伝わらない部分がございますので、きちっとした形でこの周知徹底をしていただきたいと思うんですが、その辺の周知徹底について再度、どのように考えているのか質問いたします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）



何点か再質問がございました。そのお答えを申し上げたいと思います。

まず、訪問測定を機器が納品次第実施するというような先ほどご答弁申し上げましたが、この訪問測定につきましてはシルバー人材さんのほうに委託をするというような考えを持っております。当然、だれでもできるというような測定機器ではございますが、当然、講習会あるいはその機器の取り扱い説明を踏まえるとともに、その測定員から測定した結果を私どものほうに報告してもらわなければなりません。あるいは測定希望者にその結果を置いてくるわけですが、そのことが地域にあるいは風評被害が発生することのないように守秘義務といいますか、そういったこともあわせてそのシルバー人材測定員の方をお願いをしてみたいと考えております。

それから文科省のホットスポットでございますが、この文科省よりホットスポットの除染についていろいろ情報が入っております。現在も小中学校、保育所を含めまして市内40カ所で測定をしているところでございますが、その高いところについては当然、石灰等でマーキングしまして、それで除染をするというような形になってございます。また、除染をしたところには立ち入りの禁止の札あるいは虎ロープでその部分については囲うというような対策を講じることを考えてございます。同時に、その除染をした場所あるいはその埋めた場所につきましては記録をしていきたいと考えてございます。

それと文科省の航空機で地上1メートルのところのかすみがうら市の面的な測定結果が公表され、さっきの11月30日の全協のときにもその写真を配布させていただいたわけでございますが、一部、旧霞ヶ浦地区の加茂地区において黄色い部分、毎時0.23マイクロシーベルト以上の部分があったわけでございます。そこにつきましては、かすみがうら対策本部といたしましてもそのモニタリングを継続するというように考えております。また、その部分につきましては先般、佐藤議員さんにもお答えしたかなと思っておりますが、何か所か測定を実施いたしまして、その結果、その大半のところは毎時0.23マイクロシーベルト未満というような数字をつかんでございます。

それから、この測定結果については毎月、広報紙等で公表してございます。またさらにインターネットのホームページでも測定した当日には公表するようにホームページに載せるようにしてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

9番 中根光男君。

**○9番（中根光男君）**

それでは、放射能対策については今の内容をきちっと徹底していただいて、市民が安心・安全なそういう認識に立てるように情報公開のほうをよろしくお願いをしたいと思っております。

次に最後になりますけれども、安全な学校給食提供について、これは既に答弁をいただいておりますけれども、やはり私が1点お願いしたいことがございます。というのは、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、やはり流通している、要するに出荷制限されていないから安全であるという、そういう表現をなされたかと思うんですが、やはり子供さんを本当に心配している親は本当に数字でもって出ないとなかなか安心できないということがございます。だから、やはりこの食材もきちとした形で、その日の納品された野菜とかその他のものについては、その場ではなかなか検査できないかもわかりませんが、事前にそれは何日か前に同じ産地のものを

検査し、そして数値を公表していく。大きいスーパーなんかは毎日測定をし、その数字を掲示して販売しているという店がたくさんございます。そういう観点から、やはり大枠だけでも結構ですから、詳細じゃなくても結構ですので、そういうものを定期的に情報を提供することによって、私はそういう不安を払拭して子供さんに対して本当に昼食は安全なんだという認識に立てると思うんですが、その辺の考えをもう一度お願いいたします。

**○議長（小座野定信君）**

教育部長 仲川文男君。

**○教育部長（仲川文男君）**

給食の食材の安全に関する再度の質問でございますが、検査につきましては先ほどご答弁申し上げましたように、本市にも測定機器が貸与されるということにかんがみまして、その検査体制を整えるということでご答弁を申し上げました。確かに中根議員意のおっしゃるとおり測定をして、その数値の安全確認ができれば一番いいわけでございます。それと食材の事前検査、これにつきましても、その食材のものによります。これも含めまして、それまでの検討をさせていただきたいと。で、機器が貸与された暁には、この測定機器がどこまで対応できる機器なのか、さらには食材、要するに検体の量をどのくらい、通常検査の中で発表されているのが1キログラム当たりの公表値ということでございますので、その測定機器が何グラムまでで正確な測定値が出るのか、そういうのがまだわからないという状況でございますので、そういう部分も含めまして今後の検討課題というか、その間に検討を重ねていくほかないのかと改めて感じているところでございます。食材の安全に関しましては非常に重要と私も認識をしているところでございます。中根議員の意に沿うような形で検査ができればというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

9番 中根光男君。

**○9番（中根光男君）**

それでは、この貸与はいつごろの貸与になるのか、また事前にその機械の性能も含めて確認ができるのかどうか、その辺を再度お願いいたします。

**○議長（小座野定信君）**

環境経済部長 吉藤 稔君。

**○環境経済部長（吉藤 稔君）**

ただいまの中根議員さんのご質問でございますけれども、この機械につきましては環境経済部のほうの観光商工課のほうで取り扱っております、これにつきましては国のほうからまず最初に第1次として各都道府県のほうに配分がありました。第1回目ときの内容では当市には割り当てがございませでしたけれども、11月末の第2回の内示につきましてはかすみがうら市にも貸与が来るという内示をもらってございます。それで今後のこの見通しでございますけれども、内定を受けまして、1月中旬ごろまでには機械が貸与を受けることができると考えてございます。

なお、機械の内容でございますけれども、機械につきましては簡易型のガンマー線スペクトロメーターといいまして、金額にしまして約250万円ぐらい相当の機器ということで聞いております。

なお、その詳細な機械の性能等につきましては、まだ細かい点につきまして示されておりませんが、今後そういったことを詰めながら早急に体制も含めまして整備していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、そのように対応をよろしくお願いいたします。

以上で、一般質問終わります。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時02分

---

再 開 午前11時11分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

続いて発言を許します。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番（岡崎 勉君）

それでは、第4回定例会に当たりまして通告に従い一般質問を行います。

ことしも残すところ1カ月、月日のたつのは早いものであります。私も市議会議員に当選させていただき、第4回の定例会を迎えました。

この間、予算の審議を初め、条例等の改正、補正予算、そして決算の認定など72件の議案、今定例会の議案を加えますと83件の議案が審議されることとなります。これまで6件の議案が否決されてきたところであります。

3月11日の東日本大震災の発生から間もなく9カ月を迎えます。この災害は、地震や津波、原発事故の被害など大災害をもたらし、いまだに終わることのない放射能汚染、避難生活者にとっては、寒い冬を避難所や仮設住宅で越さなくてはなりません。「一日も早い復興を」との願いにより、国の支援や各自治体、そして多くの民間企業の努力により、少しずつではありますが、各地で復興の兆しが見えてきたような気がいたします。

当市においても、ライフラインである電気、水道、さらには道路や公共施設に大きな被害があったわけですが、今回のように想像を絶する事態が起きたときには、どのようにして市民を守るのか、生活を守るために何をすべきかという大変重い命題があるわけです。

その中で、「備える」ということが非常に大切となってくるわけです。今定例会の補正予算にもあるように、飲料水、水の確保として井戸を掘削するようですが、私が提案したように、この際、あわせて給水車を備えれば、緊急時にすぐ対応できるわけであります。

宮嶋市長には、想定外のことを想定しながら、想像力を働かせて想定外の事態を想定内にできるように、備えをしっかりとさせていただくことをお願いいたします。

さて、宮嶋市長は行動力のある市長として評価を得ているようですが、公約の実現に向けて手順をきちっと進めていくべきだと思っております。一方的な考えで議案を提案し、議会に判断をゆだね、最後には議会の議員に責任転嫁をする。我々議員は市長と対立をして議案を否決するのではなく、市が置かれている現実と将来を考え、地方自治法を初め関連法に基づき正しい判断をしているわけであります。

この1年を振り返りますと、公約の実現なのか、思いつきで市政を運営する考え方、市長は執行権を持っている市政の責任者であります。市長には慎重に一貫性を持っていただき行動すべきであると思っております。

市の将来を考えた議案を提案することは公約なのか、その上で公約の実現へ向けてさまざまな角度から検証をして議論をしながら成立していくといった考え方はいかがでしょうか。

いつも市長が考え方が違うから反対するのだろうと思っているのでしょうかけれども、市民にとってプラスになる事業は反対することはありません。私たちも市民から選ばれた一人であります。有能な職員をしっかりと使って、市長は内外ともに大きな施策、将来の目標に向かって大きな事業を展開していく考え方、そういう時間を使っていたきたいとお願い申し上げ、質問に入らせていただきます。

火葬場につきましては、さまざまな意見が出たりあるいは報道されておりますが、ことし6月に石岡地方斎場組合と話がつかず脱退し、単独建設かもしくは建設を断念する、つくらない選択肢もあるとしました。

私は6月の質問で、市長は単独で建設すれば安くできるとし、政治生命をかけて建設すると答弁なされました。そしてプロジェクトチームをつくり、計画を策定し、9月の定例会では建設場所を発表するとしましたが、簡単にうそをつかれ、いまだに何も明確になっておりません。

もともと建設するつもりはなかったのではないかと思います。建設をおくらせる、または中止になればと思惑があったのではないのでしょうか。

最近、石岡地方斎場組合では市長の要求を取り入れ建屋も縮小すると聞きましたが、その後、どのような話し合いになっているのでしょうか。

そこで①番として、石岡地方斎場建設については構成市との話し合いは進んでいるのでしょうか。最近の動向についてお伺いします。

②として、平成24年度石岡地方斎場建設負担金の予算措置は行うか、または、その方法はどのようにするのか。

③として、平成23年度分の石岡地方斎場建設負担金は支出をしないということである。支出しないのであれば、繰越明許の手続をとるとか、法の手続から言っても正当であると考えますが、どのように措置するのか。

2つ目として、志筑小学校の通学路整備について質問いたします。

ことし待望の小学校が竣工しまして、9月から開校、広々としたグラウンド、素晴らしい校舎でみんな元気に通学する姿が見られます。今までと変わりなく毎日父兄の方々が送り迎えをおるようです。学校周辺の通学路は、新しくできたところは歩道もついて安全ですが、もともと

の道路は歩道もなく狭く、交通量が多く、特に中志筑の宿通りの県道は、補導もなく、狭く、大型自動車の通行が多く大変危険です。ほとんどがあそこを横断し通行しなくてはなりません。これまでのところは何の事故もないようですが、危険には変わりありません。また人家の少ない静かな人通りの少ないところに学校があるので、防犯面でも注意を払わなくてはなりません。先般、確認の質問をしましたが、いまだに何も変わらないように見受けられますが、どのような対策をしたのか、今後どのようにしていくのかお伺いします。

さらに、6月の質問の中で提案した千代田カントリークラブの前の県道から山内議員さんの売店脇のところの樹園地道路を拡幅して、下志筑に抜け、農協育苗ライスセンターの前へ出て、最近新しくできた6号国道から土浦橋を通り元有料道路に抜ける道路に接続すれば、筑波土浦方面、水戸石岡方面への車両は中志筑を通過しなくなり、朝晩の通勤車両、大型車両等の通行は緩和されると思います。大変難しいと思いますが、県へ要望してくださいと言いましたが、その後、どのようなになったのか。また、上志筑の県の事業で整備を進めている田園空間整備事業道路、早急に整備舗装すればバイパスの役目になるのではと言いましたが、その後どうなったのか、進展はあるのかお伺いいたします。

1番については大変皆さんが興味ありますので、市長の答弁をお願いします。

第1回の質問といたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

1点目1番、石岡斎場建設の最新動向につきましてお答えいたします。石岡斎場の最新動向につきましては、一般質問2日目に山内議員にもお答えしましたとおり石岡市長からの公的なコメントがありました。今月中に開催される予定である正副管理者会議において協議を行う予定であります。

1点目、2番、3番につきましては環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、志筑小学校の通学路につきましては、土木部長、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

[環境経済部長 吉藤 稔君登壇]

○環境経済部長（吉藤 稔君）

ただいまの岡崎議員さんのご質問にお答えいたします。

1点目2番、平成24年度の斎場建設負担金の予算措置についてお答えいたします。負担金につきましては、現時点では斎場建設負担金さらには現斎場の管理運営にかかわる負担金とも組合からはその内容が示されておりません。今後の話し合いによりまして決定されるものと考えてございます。

さらに1点目3番、平成23年度の石岡地方斎場建設負担金の取り扱いについてお答えいたします。

斎場組合の負担金につきましては、既存斎場におけます管理運営費と、さらには斎場建設費からなっております。今年度の当市の負担金の内訳でございますけれども、まず管理運営費につきまして868万7000円、さらに斎場建設費で1億6622万9000円、合わせまして1億7491万6000円、これを4期に分けて負担する内容でございます。このうち管理運営費につきましては、第1四半期と第2四半期につきましてあわせまして434万5000円を既に支出している内容でございます。

また斎場建設費につきましては、斎場組合におきまして今年度、埋蔵文化財の発掘調査に伴います報告書の作成委託費、敷地造成工事さらには進入路の追加工事と用地造成の追加工事を発注してございます。これらの事業につきましては昨年度実施予定の事業でございましたので、既に合意している内容でございます。

さらに、2番の志筑小学校の通学路の整備の中で、田園空間整備事業の農道整備につきましてのご質問にお答えいたします。この事業につきましては県のほうで事業主体となりまして、かすみがうら市、土浦市、石岡市とつくば市の4市を対象とした事業でありまして、平成13年度に事業着手ということでございまして、当市分の事業としましては、農道整備事業が1,000メートルで計画されておりましたけれども、現在までに延長で797メートル、これを実施してございます。そのあとの未実施の部分の改良工事203メートルでございますけれども、これにつきまして上志筑地内で共有地の関係で相続の問題がありまして、実際、用地買収が難航しておる状況でございまして、これにつきましては県に協力しまして相続関係等の手続を早急に進めるようお願いしているところでございますけれども、現在のところその32名中の相続人の中であと残り1名の相続を残すのみとなっておりますので、引き続き市としても県のほうに相互協力を図った上で、相続関係等の処理手続を早急に進めていただくとともに、今後も県に対しまして早期完了に向けての要請をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

土木部長 大川 博君。

[土木部長 大川 博君登壇]

**○土木部長（大川 博君）**

2点目、志筑小学校への通学路の整備についての中で、質問がありました路線の道路整備の考え方についてお答えをいたします。

議員からご提案がありました石岡筑波線のバイパスから常磐高速道路をまたぐ十三塚橋を通過し、県道土浦笠間線に接続する道路延長約3.8キロメートル、現況幅員約5メートルを改良整備をすれば、さまざまな効果が生まれるのではないかとこの視点に立っての貴重な提案と受けとめております。現在、千代田地区における幹線道路の整備はマルチ6号線、今、新治橋を工事をしていますが、24年度には完了する状態でございます。茨城県が施工しております五輪堂橋の整備は、26年度に完了予定で事業を進めています。さらに神立停車場線の整備を進める状況にあります。このような整備事業の中、この路線の整備計画についてはさまざまな観点から検討すべき課題と考えています。

**○議長（小座野定信君）**

2番 岡崎 勉男君。

○2番（岡崎 勉君）

今のは教育部長にも答弁をもらいたいのですけれども。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

[教育部長 仲川文男君登壇]

○教育部長（仲川文男君）

大変失礼をいたしました。岡崎議員の質問にお答えいたします。

志筑小学校の通学路の整備についてでございます。志筑小学校の開校に伴う通学路の整備につきましては、ご質問にありますように以前にも質疑をいただいているところでございます。通学路の安全確保は児童の安全を確保する意味で大変重要であると認識をしているところでございます。

志筑小学校が開校し新しい通学路が設定されたことに伴い、学校では保護者の協力により危険個所の把握を行っております。これらの把握からこれまでの対応としまして、中志筑三叉路の歩行者用信号機の青信号時間の延長、警察署への要望などの提出を初め、志筑三叉路周辺3カ所に交通安全啓発看板の設置を進めてまいりました。

歩行者用信号の時間延長などにつきましては、警察署での実施を待っているところでございます。教育委員会といたしても早く実施をしていただきたいと考えているところでございます。

また学校においても実際に児童の登下校が始まりまして、事前には把握できなかった状況が今後出てくる可能性も十分考えられますので、地元の協力をいただきながら道路施設や交通安全施設、防犯施設などが必要と判断される場合には関係機関に要望していくなど、学校との連携を密にして児童の安全な登下校の確保に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉男君。

○2番（岡崎 勉君）

市長にご質問いたします。市長の政策目標という姿勢はまず評価いたします。私もかつては職員であった経験からすると、設計を見直すと言っても事務的には4億円ぴったりという数字を出すことは難しいと思います。今回、12月に話し合いをするということですので、その内容をちょっとお聞きしたいと思います。つまり、私は4億円は市長の目標であると考えております。市長も同様のお考えであると思いますので、この4億円は市長にとっての目標であるのかどうか、その辺の答弁を願いたいと思いますが、細かく積算すると4億何百万とか4億何千万となりますけれども、その4億円、それはどういうことなのか、その辺を答弁願いたいと思います。

また実務的に例えた場合、これを超えた場合、一般的には入札により予算価格を下回るため、結果として4億円を下回る可能性も大きいために、4億円は上限とするのではなくてあくまで目標ということで考えるべきではないでしょうか。その辺、市長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

当初から私は財政改革ということで、事務事業の全面的な見直しという方針のもとに、今、石岡斎場の見直しを申し入れておったわけでありまして。当初の考え方からすれば、もう4億どころじゃなくて1億5000か2億円の規模で十分、今の現状の斎場の建てかえで、斎場のみを建てかえればもう十分できるという考えでおったわけですが、その後、交渉の中で今の組合が取得している土地が登記になったわけです、8月に。そういう経過も踏まえて、現在地での建てかえはあまり現実的ではないだろうということで妥協案がいろいろ何回も試みられたわけですが、そういう中でご案内のように一時交渉が決裂いたしまして、単独整備で3億円の案も検討したわけでありまして、また再度、話し合いのテーブルに今ついているという中でございます。ですから、基本的には4億円がもう幾ら譲ってもこれは上限でありまして、その考えには全然今も変わっておりませんので、そういう考えで今回の管理者会議には臨みたいと、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉男君。

○2番（岡崎 勉君）

それでは4億円を超えた場合はだめだよというふうなことで、このあと話し合いをすると思うんですが、それで話がかかると4億を超えてしまったということで、その場合、今でも単独整備というのは考えて考えは変わらないのか、それとも、それであれば場所をはっきりここで示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

交渉決裂しまして単独整備で向かうということになれば、場所も含めて来年度予算案に設計費等も事業計画案ですか、事業計画の費用等も来年度予算に組み込みたいと、こういうふうに考えております。当然、場所の選定も視野に入れて予算化したいと、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉男君。

○2番（岡崎 勉君）

それでは、その場所については例えば12月の話し合い、決裂した後、12月末か1月には発表するということなのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

決裂したままでそのまま置くということはありませんので、決裂して単独整備という方向に向かえば、もうそれでどんどん進むということでもありますから、もともと8月中はそういう姿勢でおりました。9月の議会に場所も含めて提示したいとこういうふうに考えておったわけですが、9月に最初、小美玉市長からちょっと待ったということで単独整備の方向をとめているというのが今の状況であります。早急にどちらかに決めたいとこういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）



2番 岡崎 勉男君。

○2番（岡崎 勉君）

大変住民の方も興味というか心配しておりますので、決裂しないように、できれば3市で話し合いがついて、相当妥協してきておりますので、やっていただきたいというのが私の要望でありますし、万が一の場合を考えれば、その火葬場建設問題については非常に大変な問題でありますので、早急にその方向性、早めに示していただきたいということでお願いをして、火葬場の件については私の質問を以上で終わります。

次に志筑小学校の通学路の整備についてであります。ただいま教育部長のほうからいろいろ信号の時間を延ばせるとか、あるいはいろいろ防犯面とかと言いましたけれども、はっきり例えばその道路にどういう印をするとか、あるいは防犯灯をつけるとかというのは今後どういうふうになるのか、その辺を再度ご質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

○教育部長（仲川文男君）

お答えをいたします。志筑小学校の通学に関しまして、一つは道路に関する安全確保、この辺につきましても教育委員会での実施ができないというか、関係部署へ要請をするほかないというふうに考えております。その辺につきましても関係部署での協議を進めたいというふうに思います。さらには防犯灯でございます。これにつきましても市の関係部署、さらには地元の区長との協議が必要になるのかというふうに思います。それらも含めまして協議を進めたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉男君。

○2番（岡崎 勉君）

それでは、そのようによろしくお願ひしたいと思います。

それから土木部長から話がありました道路ですが、いろいろやるところがたくさんありまして大変だと思いますけれども、そればかりではありませんけれども、この前、山内議員からお話がありましたように県道の歩道もついていないというようなことでありますので、それらも含めていろいろな角度から検討していただきたいというふうに、よろしくお願ひしたいと思います。

それから上志筑の田園空間整備事業道路であります。32名中1人がまだもらっていないということでもありますけれども、これはいつごろで、もらったらその舗装工事というのはいつできるのか、その辺を大体の目安で結構ですので聞かせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

ただいまのご質問でございますけれども、県のほうとしましては、一応この事業につきましても5年サイクルで更新しながら来た経過がございますけれども、現在のところさらに工期延長を

しておりました、平成26年度までの完了という目安で一応進められております。そういったことで、残りの1名の方の相続関係が解決すれば工事に着手されると思いますけれども、やはり県の事業でございますので、県内のそういった農道整備関係の事業予算、これが満足な予算づけがされていないというような状況でございますので、なかなか相続完了後もすぐには着手できない場合もあるかと思っておりますけれども、市としましてはできるだけ早く整備されまして完了するように要望していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉男君。

○2番（岡崎 勉君）

それではこれは予算といいますか県の事業でありますので、しかも事業に入っておりますから、必ず完成するように早急にできるように働きかけをしていただきたいというふうに思います。

それから教育長にご質問しますけれども、教育長は以前に学校を統合するのに賛成ですかと私聞かれましたけれども、私は大いに賛成であると答えた経緯があります。近い将来、統合するとすれば、志筑小学校を中心として当然、学校周辺の道路整備は今話がありましたように必要となると思います。教育長がどのように考えているのか、あるいは教育を初め子供たちの安全を考えて、その志筑小学校周辺、あるいはそういう教育に関しての総体的な考えをお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

子供たちの通学路につきましてはこれは命に直結することでございますので、私も学校に勤めておったときからずっと毎日心配をしておりました。その心配には2つございまして、一つは交通安全、交通そのものであります。もう一つは不審者であります。統合ということになりますと通学範囲が大分広がりますので、よけいに通学路の安全については配慮していかなければならないと考えております。遠距離の児童生徒につきましては、スクールバスの運行によりましてこの問題をある程度は解決できると考えておりますが、自宅からバス乗り場まで、これは今までと同様に十分に注意をしなければならないと思っております。

また学校周辺でございますが、バスが毎日何台も運行することになりますので、その運行が一般の方々の通行、あるいは児童生徒の徒歩あるいは自転車通学の妨げとなるようでは困りますので、そうならないようにする工夫が必要であると考えております。具体的には、周辺道路の拡幅、それからバスの旋回場、バス乗り場などの整備も必要になると思っております。このことにつきましては地域の皆様方や保護者の皆様のご意見を十分に踏まえまして、そして関係機関に働きかけながら児童生徒の安全な通学ができるように努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉男君。

○2番（岡崎 勉君）

よろしくお願ひしたいと思っております。くれぐれも子供たちのことでありますし、新しくできたと

ころで、まだ道路も大変曲がったりあるいは草が出たりして見えないところがたくさんありますので、そういうところと、あとはその防犯面でよくいろいろな計画をして、安全な対策をしていただきたいというふうに思います。

いろいろ申し上げましたけれども、事件とか事故が起きてからでは本当に対策としては大変だと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

消防は予防が主でありますけれども、火災とか事故が起きないように対策を講じるのですが、警察というのは予防というのはあまりやらないで、初めて事件が起きてから動くということでもありますので、その辺は我々ハード面は自治体のほうでやるしかないのかと思ひますので、教育長もその辺はよく検討してやっていただきたいと思ひます。

本当に将来の統合に向けてでありますので、ひとつそういうところを考えてよろしくお願ひしたいと思ひます。

そこでちょっと話は違ひますが、議長さんに通告外でちょっと質問をしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（小座野定信君）

基本的に通告外はだめとなっております。

○2番（岡崎 勉君）

それでは、そういうことで学校の問題、それから火葬場の問題、ひとつよろしくお願ひ申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

2番、岡崎 勉君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

それでは、昼食休憩に入ります。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時45分

---

再 開 午後 1時30分

[山内庄兵衛議員入場]

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

続いて発言を許します。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

このたびの一般質問を聞いておりますと、市長が非常に静かで何か気味悪いほどの気がいたし

ます。そういう中で、新しく副市長が誕生されたこと、本当にうれしく思うわけでございます。この議会の答弁においても、県職員らしくはきはきと立派な答弁をされていると私は思っております。

そういう中で、まず副市長には私の紹介をさせていただきます。今、かすみがうら市ですが、その前は霞ヶ浦町、その前が出島村、その前の安飾村、安飾中学校卒業です。背の高さは前から2番目から3番目です。優秀な成績じゃなくて下から2番目か3番目というようなことで、そういう目線で今後対応していただければいいのかなというように思っているわけでございます。

初めに公職選挙法について。市長に対して助言を言うべき市幹部職員として、公務員としての姿勢をお伺いするというようなことで、23年の11月13日の読売新聞を見ますと、50歳代の男性は市職員も市長にだめですよと静止しないといけないと注文をつけているということが報道されております。そこで市長公室長にお伺いしますが、公職選挙法の寄附行為の禁止は知っておりますか。知っているならば、なぜ事務方のトップとして静止できなかったのか、まずお伺いしたいと思います。

次に、市長の支援団体である元気にする会、みやじま光昭後援会の政治活動について。さきの議会で市長の支援団体の収支報告等よくご存じのようですが、お伺いしたいというようなことでございます。

次に、行政運営について。市長として法の遵守を怠り、さらには独断専行の政治手法を続けた行政運営で、市民から信頼される「まちづくり」ができるのかお伺いしたいと思います。

そういう中で、マスメディアなんかこんなことも言っているのです。鹿児島県の阿久根市の竹原信一前市長の政治手法についてこのように批判しておる。「意図的に抵抗勢力をつくって世論の支持を集めるやり方、自分の目的のためには法も守らない」と批判しております。市長の政治運営は、「議員の上げた反対意見は全然理由になっていない」と「いわば屁理屈でこじつけたにすぎない」「反対のための反対としか思えない」というようなことをブログで書いておるわけでございます。真のこの行政運営というのは何なのか、改めて市長にお伺いいたします。

政治姿勢。「かすみがうら市長書類送検」という見出しの新聞、NHKの報道がされた。これらの一連問題等、市長の政治姿勢を伺いたい。

5番目に、あじさい館の管理運営等委託契約について。一括委託契約によって安価になると言っておりますが、詳細な対比でもって説明願いたいと思います。できれば、積算内訳表を提出の上、説明願いたいです。

まず1回目、以上です。

#### ○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

#### ○市長（宮嶋光昭君）

2点目の市長の支援団体である元気にする会、また私の後援会の政治活動についてということ、よくご存じのようですがお伺いしたいという説明であります。よくご存じと云えば、知っていると言え、ある程度はつかんではおりますが、概略たしか元気にする会は七、八百万のお金の出入りがあるかと思えます。また、後援会については200万円以下だったと思うのですが、

100万、100数十万の昨年度の出入りがあります。今年度はずっと少なくなっているようでありませす。

また3点目の行政運営についてであります。市民から信頼されるまちづくりをぜひつくれるように努力をしたいと、こういうふうに思っております。

4番目の政治姿勢について、阿久根のことが引き合いに出されましたが、私は意図的に反対勢力をつくるというようなつもりはありませんで、自分の政治信念に基づいて市民の皆様にお約束した内容をきちんとまじめに行政運営に反映させたいと、こういうふうを考えております。

5点目、あじさい館の管理運営委託契約についてであります。これは保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

**○議長（小座野定信君）**

市長公室長 島田昌男君。

[市長公室長 島田昌男君登壇]

**○市長公室長（島田昌男君）**

栗山議員のご質問の中で、第1点目の公職選挙法についての中で、市長に対して助言を行うべき市幹部職員としての公務員としての姿勢を問うということにお答えを申し上げたいと思います。市長の助言についてということですが、市長の活動の中には行政の長として政治活動、行政活動、多種多様にわたるものがございませす。市長とは日程の調整など仕事内容の協議をする場がございませす。そのような中で助言できるものにつきましては助言するように心がけていませす。今回の市長の新盆回りの件につきましては、私どもの大変不注意の結果として深く反省するものでございませす。今後、このようなことのないように法令遵守には十分気をつけていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひませす。

以上でございませす。

**○議長（小座野定信君）**

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

**○保健福祉部長（竹村 篤君）**

栗山議員の質問にお答えいたします。

5点目のあじさい館の管理運営等委託についてにお答えいたします。あじさい館の一括委託契約につきましては、管理運営がこれまで以上に効率的な管理運営を目的に、平成23年10月1日から平成25年9月30日までの2年間、月額168万8750円の業務委託をしたものでございませす。

委託内容は、従来のそれぞれ委託しておりました給湯・空調・浴場設備等保守点検業務委託及び館内機器点検・管理業務委託、本館定期清掃・環境衛生業務委託、本館内外管理業務委託、水質検査業務委託、消防設備等保守点検業務委託の5業務を一括して委託契約したもので、指名競争入札により実施したものでございませす。

入札の結果につきましては、執行何額、これにつきましては本年度の6カ月分、1033万3000円に対しまして1013万2500円の月額168万8750円の契約を行い、約20万円ほどの契約差金が生じた内容でございませす。

また積算内訳書につきましては後ほど提出させていただきますので、どうぞよろしくお願ひし

ます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

積算内訳書がないと判断基準がわからないので、ほかの質問をしている間に準備してください。市長公室長にお伺いしますが、23年9月1日の全員協議会において市長公室長は、「私どもも深くもうちょっと細かい市長との協議をしていなかったことについて反省します」と。「私のほうももうちょっと詳細について把握できる部分もあったかと思いますが、ただ、今回の場合についても新盆にいくというようなことだけの話だったので、内容の把握がしていなかったということでございます」と答弁しているのですね。市長は絶えず認識不足だというような答弁をされているわけでございます、果たして認識不足なのかどうなのか。私は市長を応援した一人として、公選法については自分なりに秘書課に忠告申し上げました。十分、公選法には注意してくださいよというもので、去年のお盆にはこういうものを用意してくれたと。これは去年、私がいただいたものです。これが市長が知らないはずがない。まず、公室長どうですか。これは見てみましょう。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいまのメッセージにつきましては、この問題もあった後、栗山議員のほうからも去年のやつ、前市長のときのメッセージがあったであろうというような話を伺いまして、それについて、そのメッセージについて提出もいたしましたし、前回そのメッセージで行ったということもわかったと、そういった状況でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長公室長、提出したと言うけど、どこへ提出したんですか、これ。提出先がわからないでしょう、これ。私は質問するからには全部調査しています。新盆回りについては市長と協議しているのも全部聞いております。パソコンを開けば、去年のいつこれを準備したのか。ことしも準備したかどうか私は知りませんよ。消さない限りはこれは出てくると思うんですよ。まず、どこへ提出したのか。この提出したものは、これだけを提出したのか。市長は線香とお金を配ったと言っているのですね。これはマスコミにも書いてありますから。この提出先をはっきりしてくださいよ。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

提出といたしますか、栗山議員さんに言われて栗山議員さんに渡したということでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

これは認識がないんですね、全く。去年からやっているんですから。去年の公室長にもきちんと私、説明しているんですよ。ということは、前市長が海外へ行ってお土産を買ってきました。議員みんなに配った。その問題も問題になっているんですよ。遡れば宮嶋市長は認識なかった、なかったと言うかもしれないけど、昔、衆議院議員の選挙で買収で事件がありました。そのときに市長はその関係者の一人なのです。これは私、市長から直に聞いた話ですから。それから、宮嶋市長が平成2年に当選したとき、これも買収でもって上がっています。これは市長の後援会の関係者が買収したと。さらには次の政権の方が生花を配ったというようなことで、これも問題視されている。認識なかった、認識なかったと言うけど、全く認識がないなんてことは言えるはずがない。市長公室長、ことしもこれでどうかということで協議したでしょう。去年はしたと聞いていますよ、私は。どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

その件について私はメッセージの件についてはちょっと、その時点で新盆に回るという時点ではちょっと自分自身で大変申しわけないのですが、そのメッセージについてはわからなかったということでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

本当にわからなかったのか、協議したのか、ここでお互いにやってもいたちごっこですから、これは調査委員会をつくりますから、そうすれば明らかになりますので。

市長はクリーンなイメージで当選しているんですよ。それが公選法の認識がなかったなんて、私だって心配して昨年度申し上げているんですから、十分注意してくださいよと。これはここで議論してもこれ以上進まないから、この件については特別委員会をつくるというような私の考えで、まずこれで閉じたいと思います。

次に市長の支援団体である元気にする会、みやじま光昭後援会の政治活動について市長にお伺いしますが、これは市長、いろんな出ているんです。これは全部出ているの。これは全部元気にする会、後援会、これとこのかすみがうら市長選の広報、公約がいろいろ載っていますよね。これはこっちの元気にする会とみやじま光昭後援会のこれは全く一致したものと考えてよろしいですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

一致したものというのは政策面においてですか。

○14番（栗山千勝君）

政策面ですね。

○市長（宮嶋光昭君）

政策面においては元気にする会といわゆる政策協定を結ぶ形になっておりますので、ほとんど一致しているのが多かろうかと記憶しておりますが。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

これは元気にする会と政策協定結んでるんですね、政策協定結んでいる。ここに新庁舎開設や保育所民営化によって空いたあじさい館、旧保育所や元保育所を高齢者、児童、幼児のために有効活用するというような文言が入っているわけですよ。これはどのくらいこれが反映されているものか、今現段階で、教育委員会があじさい館へ持っていくというような話ですが、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まだその点については反映はされておられません。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

次に、まあこれは後援会だから市長が関与しているかしてないか私はわかりません。

いろいろ情報公開の開示請求でもって県のほうからこれは取り寄せた資料でございます。それと、これはみやじま光昭後援会の規約というのがございます。この後援会については私が提出しました。このときの寄附金については、寄附金は研究会、後援会の開催の際などに集めると。会計報告は年1回、研究会、後援会で行うというようなこれは文言が入っているんですね。まずみやじま光昭後援会で後援会は何回やったのか、寄附金の集め方についてお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

後援会と正式に名打ったものは宣伝してやったものではありませんが、しょっちゅう座談会的なものは開いておりますので、そういう意味でとらえていただければ結構かと思えます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

会計報告についてはこういうところで報告すると言うけど、報告しているのかしていないのか、まずみやじま光昭後援会のほうで、それをお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

後援会の会計報告についてはちょっと私の範疇外ですので、答弁は遠慮させていただきます。



○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

次に元気にする会のほうです。元気にする会もこの資金の集め方は全く同じです。この会計収支報告書、これは確かに2月20日に収支報告書は出ています。総会においてこれは認められていると思います。その金額がまるっきり県の選管に届け出した収支報告書に入っていないのです。その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それについては私は把握しておりませんので、答弁を控えさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そうすると、市長の選挙の支持母体はみやじま光昭後援会あるいはかすみがうら市を元気にする会ですね。そうすると遊説車、これはみやじま光昭の選挙の遊説車、元気にする会は確認団体でもって遊説車を出していますよね。そのときの確認団体の経費が全然載っていないのです、これは。これはおかしいと思いませんか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

その件についても私の範疇外のことですので、それはそれぞれ担当者の方に聞いてもらえばいいし、栗山議員が直接お聞きになったらよろしいかと思いますけど。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そうすると、前の議会でもって私は選挙の収支報告書を市に出した。私としては是正しておいたほうがよろしいですよと私は申し上げましたよね。これは3月です。9月には、どこがおかしいんですかと私に聞きましたよね。私は人件費がおかしいよとはっきり言いました。一番大事なのはそこなんです。市長選挙においては2台の車が出ている。確認団体と選挙の遊説車と。確認団体の運転手、あるいはウグイス、そういう経費が市長の選挙の収支報告書の中に入っちゃっているんですよ。これはおかしいと思いませんか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

当然、私のその選挙期間中のものについては選挙の収支報告に入っていると思いますが。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

確認団体の人件費とあなたの選挙の遊説車の人件費は違うわけですよ。同じにしちゃおかしいでしょうが。どう思いますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっと言っている内容がわかりませんが、その何か名前が違っているとか何かあるんですかね。ちょっと私は詳細はわかりませんので、何か名前とか何かで出していただければ、わかる範囲でお答えしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私は市長に是正したほうがよろしいですよと言って、その後、1回もそれは見ていないんですよ、あなたは。見ていないそのものがおかしいんじゃないですか。明らかに元気にする会の人件費が収支報告書に入っちゃっている。だって元気にする会、あなたは元気にする会の車が大好きで、それに乗っていたんだから、人件費はだれとだれがその辺に乗っていたというのがわかるはずですから。少なくとも私はあなたに対して補正したほうがよろしいですよと前に申し上げているんだけど、一向に直さなかった。私は心配して言ったの。それが補正されていない。見もしない。だから元気にする会の車はだれとだれが乗って、こっちの遊説車はだれとだれが乗ってというのは市長が一番わかるでしょう。いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

その当時の記憶はもう今は全然定かではありませんが、選挙の後に出したいいわゆる選挙の際の収支報告書は間違ったものとは考えてはおりません。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そこまで言うんではしようがないですね。元気にする会の確認団体の車に乗っていたのでは、1人は私の娘なんですよ。もう1人も知っています、名前は出しませんが。それがまるっきり全部あなたの選挙の収支報告書に入っちゃっているんですよ。だから、私は心配したから補正したほうがよろしいですよと言っているの。ここまで名前がはっきりしたんだから、おかしいのはわかるでしょう。いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

その当時の記憶は定かではありませんが、ウグイス嬢とか運転手はしょっちゅう入れ代わっておりましたので、どっちがどう入れ代わったかという記録を見ればもしかしたら解明できるかも

しませんが、今の思い起こす範囲では、栗山議員のお嬢さんも手伝っていただいたわけであり  
ますが、きちんと適正に処理をしているはずであると私は思っております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長ね、記憶が定かじゃないと言うけど、そんな問題じゃないですよ。私が知っているんです  
よ。今からでもいいから、収支報告書をちょっと見てきてくださいよ。そうすれば一目瞭然とわ  
かりますから。うちの娘は7日間で10万5000円払ったようになっているんです。ただし寄附した  
ように。だけど、遊説車へまるつきり乗っていたわけじゃない。確認団体の車が多かった。だか  
ら、確認団体の車に乗ったのをあなたの選挙の遊説車で乗ったように出すこと自体間違っている  
でしょう。総務課ですぐ出るでしょうから、ちょっと見てきてください。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前 2時03分

---

再 開 午後 2時13分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

[資料配布]

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

お待たせいたしました。宮嶋光昭市長の選挙運動の費用収支報告書を見ますと、先ほど栗山議  
員さんがおっしゃっておられました件につきましては寄附、車上運動員ということで役務の寄附、  
いわゆるボランティアというような形での記載でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

それはさっき言ったとおりなんです。そっちに収支報告されている。だけど、確認団体の車  
に乗っているんですよ。確認団体の車をそちらへ出していいのか。確認団体の車と遊説車は違  
うでしょう。こっちに乗っておるものが何でこっちに出すのだと。だれがどう考えてもおかしい  
でしょうよ。何人かの人がおかしい人がいる。ただし名前は出さない、私は。だから補正してく  
れと言うのに補正しない。確認団体のこれは違うんだから、そういう支出はどうなるのかと聞  
いているの。架空だよ。虚偽の報告書だからね。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

確認団体につきましては栗山議員さんのおっしゃるとおりであるかと思いますが、この選挙費

用の収支報告書を見ますと、そういった確認団体の関係のことの記載が書いてございません。この収支報告書から見ますと、その選挙運動に運動員としての役務の提供というような判断でしかございませんのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

その報告書は報告書でわかるんですよ。確認団体の人件費をそちらで出したらどうなのかと聞いているの。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君、質問内容はいいか悪いかということです。簡明にお答えください。

○総務部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。その確認団体の車にご令嬢、娘さんが乗車をしてその確認団体の作業をしていたかどうかというような形はちょっと私ども確認できませんので、この書類上から判断しますと、役務の提供があったというようなことでしか申し述べられませんので、よろしくお願ひします。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私が言っているんですよ。議員の中でもそれは確認団体の車にほとんど乗っていると証言しているのもいるんですよ。恐らく領収書も発行していないと思います、収支報告書には。寄附もしていない。もっとどぎつく言えば7万円もらっている。だから、事実とすれば虚偽の報告でしょうと。どうですか。確認団体の車に乗っていれば、事実とすれば虚偽の報告になるでしょうと。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

私どもその場に当事者としていたわけでもないことでもあります。また、私どものほうでは、この収支報告書の届出を受けたということでございますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

何回言わせるかわからないけど、確認団体の車に乗っているというのを私も証明しているんですよ。多分うちの娘も来れば、そう証言すると思います。その場合には、虚偽の報告書になるでしょうと言っている。

○議長（小座野定信君）

栗山議員、ちょっと私、議事整理権の中で申し上げますが、こういうことですか。栗山さんのお嬢さんでなくても、その選挙の遊説車と支持団体の車との中で、報告書は遊説車、で、実際にはこっちの支持団体の車になったと。いわば虚偽の申請ということに対してのいいか悪いかとい

うことでよろしいんですね。

○14番（栗山千勝君）

そうだね。

[市長「いや、議長ちょっと待って」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

[市長「いや、おれが言うから。議長、ちょっとこっちで言うから」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

市長は指示しておりません。

[市長「いや、指示していないんじゃない、休憩を取って」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

だめです。

[市長「だめですじゃないよ。休憩をこれは」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

いや、これは事務的にいいか悪いかだけですから。

[市長「そんな言いくるめた言い方じゃなくて」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

席についてください。

[市長「同一人が一人二役ということもあるので」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

市長、席についてください。冷静をお願いします。冷静をお願いします。

[市長「一人二役ということもあるんだから」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

冷静をお願いします。感情的にならないでください。

[市長「栗山氏のお嬢さんは有能なんで、一人二役を……」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君、今私が申し上げたとおりいいか悪いかです。

○総務部長（山口勝徑君）

大変申しわけございませんが、先ほども申し上げましたように私どもそこに立ち会ったわけでもございませんし、また仮定でのことにつきましては答弁を、申しわけないのですが、差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

一人二役になんてこと言っているかも市長、知らないけど、最初うちの娘も乗っていました。2日目にいろんなことで事務所が乱れたんですよ。市長の娘が1日確認団体の車でできたんだから、2人あれば十分だということで非常にもめた。3日目の朝には車も出せないような状態にな

ったんですよ。3日目からずっとうちの娘はその車に乗っているんですよ。一人二役とかそういう問題じゃないんですよ。私はここで聞く前に補正しろと言ったんだから、きちんと補正していればそれでいいんですよ。ただ言いわけにすぎないんですよ。答弁できれば市長、答弁してくださいよ。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

当時のことは明確には覚えてはおりませんが、栗山議員のお嬢さんというのは確かにすごい有能な方でありまして総指揮官的な立場でありましたから、あっちへ乗ったりこっちへ乗ったり乗り分けておりました。そういう意味で、確かに分類上、非常に難しい、いわゆる選挙の遊説車に栗山議員のお嬢さんが一日乗っていたとしても、それを2人分、3人分計上してもいいぐらいの働きをしているわけですから、それをもう2台の車を乗り分けたりなんかしていますんで、そういう事情にあったということはこの報告書は反映しているのかと、そういうふうな思いで今聞いておりました。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

おれはほかの人の名前を出して、ほかの人のことは言いたくないけど、うちの娘だから、あえてうちの娘と言った。しかしながら1人だけじゃないんですよ。人件費が間違っているというのに何で補正しなかったと言うの。市長は今までの上でも議会は屁理屈をこねていたと言うけど、市長のほうのはるかに屁理屈をこねて答弁しているんですよ。そんなうそ偽りで私は質問していると思いますか。事実を述べているだけなんですよ、私は。

市長は当選したのは、まず正義感が強く、清潔感、そういうものが支持に広がったことはこれは事実です。中には公約を評価している人もいます。もう少し市長すなおになって我々の話を聞いたらいいでしょうよ。決しておれは通告でもって、前に直したほうがいいですよと指示しているんですから、それをあなたはほっかむりしているんでしょうが。随分市民をばかにしているでしょう、それじゃあ。公選法についても認識がないなんて、本当に情けないですよ。この件については違う方法をとりますから。

次に行政運営の関係なんですが、具体的にこの市のまちづくりをどうしていくか。やはりまちづくりというのは持続可能な恒久的なものというふうに私は認識しているのですよ。中学生の医療費の無料化にしたって、国民健康保険の値下げにしたって、水道料金の値下げにしても、決して悪いことじゃないですよ。これは持続可能かという、あなたの言っていることと行っていることが全く違うんですよ。今あなたは土浦市と合併を望んでいる、申し入れをしたというのは新聞報道がされました。で、よしんばここで土浦市と合併したときには、職員の給料もまた下げたとしても上がる。国民健康保険がどうなるか、これはちょっとわからない。

[発言する者あり]

○14番（栗山千勝君）

黙ってなよ、そっちで。黙ってなよ。

○議長（小座野定信君）

8番、佐藤君、謹んでください。

○14番（栗山千勝君）

今、茨城県統一の国民健康保険にしようというような動きもある、各県で。医療費について土浦と合併すればどうなるかわからない。ただスポット的に市民に受けるような政策でもってはこれは困る。だからそういう考えのもとで、本当にこのかすみがうら市がどういうまちづくりをしていくのか、再度お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、栗山議員は出費面、いわゆる歳出面だけを、歳出増になる部分だけを申しましたが、私はそこはバランスを考えておりますので、いわゆる経費の振替を私は言っているわけです。使い道を変えろということを行っているわけです。それを訴えてきて、今それを実行中と。例えば斎場問題にしても、あるいは人件費の削減にしても、事務事業の見直し、補助金の削減、そういったことを通じて、いわゆる歳出の振替をやっていくということです。歳出を一方向的にふやすということをやっているつもりはありませんで、振替をやっているわけでありまして、そこはご理解いただきたいと思います。それは財政運営のことではありますが、まちづくりにつきましては、これは公約としてこういうふうなまちづくりということをはっきり文章でやったあれはありませんが、長期的に見てかすみがうら市は土浦市と筑波圏、この将来的には政令市を目指すであろう、これをいわゆる核に掲げて、そういう中で埋没しない。その大きい市になった中でも埋没しないまちづくりを目指していくと。それはこのかすみがうらのやはり水のゾーンでありますし、さらには安くて豊かな大地ですね。さらに今度、雪へくればその山並みと、そういった筑波土浦圏のいわゆる奥座敷的なものがあるわけでありまして、それを最大限に生かしたまちづくりを将来的には考えていくと、そういうことが大事ではなからうかと思っております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長の言っていることはわからなくはないです。私だってすべて安いのが一番いいんですよ。しかし、持続可能で恒久的にそういうものが起こらないとやはりまずいんじゃないのかと。それよりも市長は公約でもって無駄をなくすというような公約をしているわけですね。無駄はどういうものかという、前にも言ったかもしれないけど、前、議場に勝手にテレビカメラを入れたことがございますね。あれは20万かかっているんです。たかが20万と言うけど大変なものです。議長に一言語って設置すれば何ということもないんです、これは。

次にアンテナショップ、アンテナショップは我々は視察に行きました。何じゃい、これはと。かすみがうら市を本当にアピールするつもりがあるのであれば、いいものを安く、市が持ち出し分を出してもいいと思います。早く言ってあれはくずばかしでしょうが。情けなかった。まずサツマイモって親指の太さのものが七、八本で100円、農家の畑へ行けばあんなもの捨ててあるんですよ。でも、売れるものは売ったほうが私はいいと思いますけど、いいものはと探せばサツマ

イモは1本もない。ゴボウといえば干からびたゴボウ。カキといえば、ほとんど少し褒めればもらえるようなカキを販売しているんですよ。市長公用車にしたって、一時は2台乗っていた。運転者も2人。細かいそういう無駄をなくすことによって、随分変わってくると思います。

たえず市長は職員の給料10%カットというようなことをおっしゃっていましたが、選挙期間中にも10%カットもいいんでしょうけど、じゃあ職員の数を10%カットすることによって、給料を10%カットするのと全く同じだと思います。職員の数まで減らせば20%カットですから。こういう時代だから、職員の給料だって減らすことは、これはやぶさかじゃないですよ、私の考えにしても。だけど、一気にやるというのは私はいかがかと思う。だれでも生活設計を組んで生活しているんですから、もう少し無駄をなくして職員のレベルアップ、副市長さんには職員をよく教育してくださいとよくお願いするんですが、まずこの職員がはっきり言って使い物にならないのが多い。できる者もいます。使い物にならない者は給料を50%カットしても私はいいと思う。市民に使われているんだから、市民のために何をしなくちゃならないかというのが職員でしょう。まちをよくする考えは市長も私も同じなんです。議員全部が同じなんです。市長イコール議員で進んでいくわけじゃないですから、私はチェック機関ですから。まあ、この件については徹底した無駄を省いて行政運営に努めていただきたいと思います。

次に政治姿勢の関係なんですが、今会期中に市長は中国に公務で出張するという話が飛び込んできたわけですが、その事実関係についてお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

いろんな多岐にわたるお話でございますが、もし出張するような場合についてはきちんと代理者を立てていきますので、心配のないようにしていきたいと思っておりますのでご了解をお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

代理者を選任してと言うかもしれないけど、今、会期中なんですよ。会期中。まだ議長は知らなかったんですよ。ただ市長の判断だけで代理者を選任して公務で出張すればいいというものじゃないと思います。東日本大震災のときもそうでしょう。これは会期中、自宅に戻っていた。特別職だからというようなことで言い逃れしたかもしれないけど、公務で行くと言うけど、公務の内容はどのような内容なんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

正式な公務としては申し述べておりません。いわゆる私費で行く旅行と考えていただいてよろしいかと思いますが、ただ、行く目的は茨城空港の拡大ということで、この前もローコスト・オブ・ザ・イヤーの祝賀会が茨城空港であったわけでありまして、茨城空港のいわゆる就航者の拡大ということは茨城県民の悲願であります、そういう中でたまたま私の知り合いの方が大連の



近くに丹東というまちがございますが、これも大連に負けず劣らずのまちになりつつあります。将来的には中国の遼寧省というところですが、中国としては非常に力を入れているところでありまして、そこの遼寧省の省長と担当市の市長、副市長あたりの要請で行くわけでありまして、そこ韓国仁川空港及び茨城空港を結びたいという話で、従来、大地震の前は福島空港とか仙台空港のほうが有力だったわけでありまして、この震災によりまして、茨城空港も最初ちょっと放射能の関係ということで4月、5月ごろは大分危ぶまれたのですが、その後、いろんな問い合わせにこちらでは誠実に答えまして、茨城は今のレベルでは放射能は心配ないんだということを相手方に了解いただきました。そういうことで、この5月に飛ばしたいというような先方の要請が強いものでありますから、ただ、私もその相手方にまだ会っていないわけです。その遼寧省の省長及び担当市の市長、副市長なんかとまだ会っていないわけですから、会わないうちにあまり公的に話を進めるのはどうかということで、月末には議会も終わるだろうということで、月末には行けるかなというお話をしておったのですが、相手方が本当に年末がちょっと何とも取れないということで日程調整を、年末のほうがむしろ結果的にはよくなってしまったわけですが、こちらは議会の会期中ではあります。しかし、会期中とはいえもう議事整理期間に入っているわけでありまして、万が一何か急用としても、今、副市長が立っているわけでありまして、そういうことで副市長にお願いをして行けば大丈夫かなという判断のもとに、一応そういう公務的なものをおこなっておりますが、いわゆるかすみがうら市の公務とは言えないので、いわゆる私的な、しかし、相手方に対してはかすみがうら市長であるということで訪問したいと、こういうふうを考えているところであります。

この件につきましては、今、知事のほうとやりとりをしているところでありまして、県の空港対策課の担当員を、相手方が実務レベルの人を出してくれと。いわゆる飛行機を飛ばすときに望ましい着陸時間であるとか、あるいは着陸料がどうなのであるとか、そういういわゆる空港使用料の問題、そういう実務的な問題、それがある程度知りたいということで、そういうことは私どもわかりませんので、今、実務担当者を出してもらえたらということで知事と折衝中というところがございます。知事に細かい話はまだ伝わっていません。今まさに折衝中というところがございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

いかなる理由があろうと会期中なんです。市長の勝手な判断で最終的な事務整理期間だからと、随分一方的でしょう、これは。これは情けなくなりますよ。議長も知らない。もちろん事務局も知らない。どこをどうしたか私のところの耳に入ってきた。17日から20日まで、土日が入るから月火と、常識で考えて考えられるような行為じゃないんですよ。そういうものは少し慎重になってもらいたい。支持した一人としてそう思います。

あとは政治姿勢について、市長はこれは書類送検されているわけですが、これはこんな話題にならなくてもいいんです。戻りますが、その新盆回り。

議長、秘書課長をここへ呼んでもらいたいんですよ。秘書課長にお聞きしたい。これは書類はちゃんと秘書課でつくって市長に渡しているはずですから、お願いします。

○議長（小座野定信君）

ちょっと法令等の整理確認のために暫時休憩とします。

休 憩 午前 2時41分

---

再 開 午後 2時54分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほど14番 栗山千勝議員より根本秘書課長の説明を求める要望が出ましたが、それにつきまして市長公室長 島田昌男君、答弁を求めます。

○市長公室長（島田昌男君）

栗山議員の職員の出席要請でございますけれども、大変申しわけございませんが、秘書課長、本日県のほうに出張ということでございます。大変申しわけございませんが、出席ということはちょっとできません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

副市長、秘書課長がいなければ一時でも呼んできていただきたいのですが、あしたでも結構です。ちょこつとの間、どうですか、議長。

○議長（小座野定信君）

一般質問は本日までとなっておりますので、本日処理できないことはできません。ご理解願います。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

政治姿勢を問うているわけでございますが、まずこの公選法の関係にしても、これは当選してのブログ、いまだに消していない。まず謙虚さが全く見受けられない。情けないですよ。これも注意しているはずですから。

さらにこの政治姿勢の関係なのですが、非常にやり方がどぎつい。それは市長の命令に従わなければならないという法律もありますけど、全く手段を選ばず、これは情けない話ですよ。市長が元気にする会の事務局長をやっていたときに、一番先に手がけたのが我々議員の報酬値下げなんです。それはそれ相当の署名が集まりました。前の議会にも決して褒められた署名を取っていませんよと私は指摘しているんですよ。あの署名は本人の自筆、本人の捺印でなければいけないということになっているんです。そういうのが誤ったやり方をしている、これは自信を持って私は言います。

人事といえば半年間に3回も動かす。それだけの理由があったのかどうかは知れないけど、聞くところによれば教育委員会に事務委託する際、そもそも教育委員会は反対していたそうです。しかしながら、どうも今度推薦しないからというような脅かしの言葉も使ったようにも聞いている。現に報酬審議会を公開にしろというようなことで、言うことを聞けないのならやめてもいい

よと。で、全員がやめてしまった。自分のことをなし遂げるのに、じゃあ主査から課長補佐まで一気に持っていきやり方、これは反対されたようにも聞いていますけれども、支持者の一人で本当に情けない。私の言っていることが間違いかどうかは議員の方ならみんな知っていますから。支持者の一人として、そういうものはもう少し考えて慎重にやってもらいたい。それが私は応援した責任だと思っています。

ある方には製造物責任法だと言われましたけれども、あれは未完成で出荷しちゃったから、保険も入っていなかったんですよ。だからこれはどうしようもない。まあそれよりも真の市民に対する答えは何かということを見出して、きちんとやってもらいたいですよ。

それで、最後には考え方の違いでごまかすんですよ。ここで幾ら議論したってとまるところがない。それで終わっちゃうんですよ。宇宙人、あるいは無神経な人と言われても過言ではないと思います。

次に移ります。こんなことをいつまで議論してもしょうがないから。

あじさい館の関係でございますが、佐藤議員の質問に対して市長は、なるべく高橋興業でそのまま使ってくれるように話をとということに契約課に頼んだというけど、これはいつごろそういうふうなお願いをしたんですか、お伺いします、まず。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今言っているのは、その高橋興業が決まって、で、あじさい館の管理が決まって、管理というか施設管理、それが請負業者が決まって、それを決まってから、シルバー人材センターの人間を、お年寄りの方をなるべくそのまま使ってくれるようにという依頼をいつしたかということですか。

○14番（栗山千勝君）

はい。

○市長（宮嶋光昭君）

そのことについては、多分、契約の報告が検査管財課長からあったときに、契約直後だと思いますけど、検査管財課長に私、言ったように覚えておりますが。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

で、検査管財課長はそのことを高橋興業に伝えたんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そこまで言われるとちょっと記憶もあいまいなんですけど、検査管財課長に言ったかということ、そのことを高橋興業に伝えたかどうかを確認した覚えは今のところありません。ただ、シルバー人材センターの職員を使ってくれよというのは検査管財課長ともしかしたら小松君にも言っているかもしれません。だから、あまり確定的なことじゃないんで、でも答えたほうが栗山議員の質問に親切かなと思うんで答えるんですが、もし間違っていたらごめんなさい。記憶がはつき

りしていないんで、どっちかには言っていることは間違いないと思いますが。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

まずここで契約する課長を呼んでいただけます。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前 3時03分

再 開 午後 3時09分

[検査管財課長 石塚英幸君入場]

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

14番 栗山千勝議員の要請により、検査管財課長 石塚英幸君の入場要請がありましたので入場を許します。

○議長（小座野定信君）

それでは、14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

課長、市長に高橋興業に対してシルバー人材を使ってくれるよう話せよということを経営課に頼んだというけど、実際頼まれたのか、また頼まれたことを高橋興業に対してそういう指示を出したのかお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

検査管財課長 石塚英幸君。

○検査管財課長（石塚英幸君）

栗山議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。市長のほうからたしか、私も記憶がちょっとあいまいではございますが、選考委員会が終わりました指名業者さんが決まりました、公告をした後、落札者が決まる前だと思うんですが、市長さんのほうからそういったお話を、指示を受けております。ただ、指示のほうはお受けはしたんですが、何分契約また入札という仕事をしている部署でございますので、そういった指示をするかどうか非常に迷ったのが本音でございます。そういった中で、指示は受けたんですが、高橋興業のほうには私のほうからはそういった内容のお話はしていないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

もう課長、結構です。

ここで今、大きな発言をしているのです。

○議長（小座野定信君）

検査管財課長 石塚英幸君の退席を許可いたします。

[検査管財課長 石塚英幸君退出]

○議長（小座野定信君）

続きまして、14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

落札者が決まるまでに頼まれたというような発言をされているんですよね。これは重大発言なんですよ。市長は落札者が決まってからと。全然これは話が違うんですよ。落札者が決まる前ですよ。それが大事。市長は昨日の会議かおとといだか、私も高橋興業というのは、私も高橋興業っていう名前を私のからみで言いましたけれども、確かに高橋興業のある方を選挙期間中に紹介されたことは事実です。選挙後については一切私がかかわりを持っていません。あと弁護士も紹介されました。応援してくれたかしてくれないか私はわからないけど、当選後に市の顧問弁護士になっているんですよ。こういう一連の流れを見ていれば、市長の便宜が働いているんじゃないのかと私は思うわけなんですけど、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私、今驚くべき発言を見ましてびっくりしたんですが、まさに思い出したのは、中田 宏横浜市長、これが「政治家の殺し方」という本を今出しております。まさにそういう話かなと思います。いわゆる今、その中田 宏さんの話も思い出したんですが、五輪堂橋についても全く同じ構図でした。落札者が決まる前に言うはずがないし、あり得ない、だって、だれが落札するかわからないのですから、その指名業者が決まれば、もしかしたら決まった段階で言ってくれよということも言うかもしれません。落札者が決まる前に言うはずがないでしょうよ。言えるはずがないでしょう。高橋興業なんてわかっていないんだから、まだ。どこが落とすかわからないのに。それを、もし今、検査管財課長があれが絶対あれを言い張るとしたら、私はどこまでも闘うつもりです。これは中田 宏さん、それからかすみがうら市においては五輪堂橋で同じような構図があったと、まさにこういうことだろうと思います。これは私の絶対、天地神明に誓ってそういうことはあり得ない話であります。ですから、石塚課長の記憶違いであろうと私は思います。これは落札者が決まってからに決まっています。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私は、私の考えを言っているんじゃないですよ。課長がそう言ったからそう言っているだけの話なんです。全然私は違うんですから。

それと五輪堂橋はちょっと話したけど。

[市長発言する]

○14番（栗山千勝君）

ちょっと待ってくださいよ。五輪堂橋の話も出たけど、市長、五輪堂橋の関係で非常にうちの委員会である課長と市長、やり合いましたよね。何を言っているんだと、私は指示したんだと。

とうとうその課長は信念を曲げなかった。立派だと思う。本当のことを言っていたんだから、あとで調べたらば。それでこれは五輪堂橋は市長、これは参考までに申し上げますけど、ことしの1月12日、10時に霞ヶ浦庁舎に石岡市の土木部長と課長が来ているんですよ。うちのほうでは五輪堂橋の負担金を出す用意がありますよと。本当に市長が信頼している部課長であれば、市長に伝えたと思う。市長、そんな話は聞いていないでしょう。まあ、そういう中で、今度は石塚課長がやり玉に上がるかもしれない。本当にかわいそうな気がするんですが、この五輪堂橋の土木課長、道路整備課長ですか、これまで人事異動された。客観的な給料は同じかもしれないけど、権限のない課長なんですよ。

○議長（小座野定信君）

栗山議員、質問がちょっとずれておりますので修正願います。

○14番（栗山千勝君）

いや、ちょっと待って。これは参考までに言っているだけだから。答弁を求めているから。

市長ここで言っているのは私じゃない。私が言ったんじゃないんですからね。落札者が決まるまでと言ったのは課長が言った話ですから。この件についてはもう言っても水かけ論だから言いませんけれども。それにこのあじさい館の委託の関係なんです、これは2つ出ているんです、私のところへ資料が。それで年額の差金が82万8590円というのが出ているんです。これだけ高く頼んでいるんですよ。これがどういうわけなのか説明願いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前 3時18分

再 開 午後 3時25分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほど14番 栗山千勝議員より入札に対する質問等がありまして、検査管財課長であられる石塚英幸氏が答弁いたしました、答弁漏れまたは訂正があるということで再入場を許します。

[検査管財課長 石塚英幸君入場]

○議長（小座野定信君）

検査管財課長 石塚英幸君。

○検査管財課長（石塚英幸君）

申しわけありません。先ほどご答弁をさせていただいた内容の中で説明不足というか言葉が足りなかったことがございましたので、訂正して説明をさせていただきます。

契約をしたらということで、契約者、受注者が決まったら、後にそこの業者さんにシルバーを使うよう指示をいただきましたが、それにつきましては検査管財課、私のほうでは話はしていないといった状況でございます。お詫びして訂正をさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そんなに簡単に訂正できるものなんですか。これは大事なことですよ。これは前に課長のところに電話しているんです。そんなことをしたら大変なことになるから私はやれませんか。こういう市長だから、どこまでも闘うなんて、闘うとか闘わないの問題じゃないんですよ。その以前の問題なんですよ。大変なことなんですよ、これは。

それとさっき質問したのに答えてください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

いや、当たり前で、業者が決まる前にそんなこと言うはずがないわけでありますから、決まったらそういう指示をしてくれと。それは……

○14番（栗山千勝君）

いや、その話じゃないの。その話は過ぎているの。

○市長（宮嶋光昭君）

何の話ですか。

○14番（栗山千勝君）

たかあがりになっているんじゃないかと言っているの。それはどうなんだと聞いているの。

○市長（宮嶋光昭君）

それは担当部長に答えさせます。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

契約差金の中で82万8000円ですか、それは高いんじゃないかというような質問がございました。この内容につきまして契約担当の課で整理した中で、一部随契の委託契約分、予算で120万ほどございますけれども、それがその中で単価契約ですのでこの中には含まれていないということでご理解願いたいと思います。

参考までに私のほうで整理した資料を説明ということで、ちょっと説明させていただきます。委託契約、この5項目ほどございます。その小計が予算で2058万9000円となっております。その実績で、真ん中辺にございます4月から9月までで1045万5000円ほどになってございます。その中段の3番のところ、これがシルバー人材の契約額でございますけれども、これは半年分ということで577万6180円という内容でございます。これを年間分にしますと、先ほど管財課のほうで整理した1155万2360円という額になります。その欄にプラス緑地管理業務ということで、実績77万4000何がしが書いてございます。この分についてが先ほどのこの3番の本館内外管理業務1150万を引いた残りが120万ほど、これは芝生の管理とか樹木の管理で随契という、その都度、シルバーに頼む年間予算額120万ほどあります。その分をこれは上期・下期で本来であれば60万という形になろうかと思っておりますけれども、実績で77万ほど発注したと。しかし、年間ベースで頼む場合、翌年度通して1年間になるわけですがけれども、60万でそれを仕様書に組み込んだという内容がございます。その実際、じゃあ60万ベースで組んだ場合、17万は不足になりますけれども、これは全体の委託料の契約差金で対応できるということで、そういう形で仕様書を設計しました。

その結果としてその請負業者は10月から3月までになりますけれども、1013万2500円という内容で契約をしたということをご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

これは上半期と下半期が全く同じなんですよね。それでこれに書いてあるんですけど、植栽の管理は8月だけなんですよね。下半期に載っていないんですよ。おかしいんじゃないですか。議長、積算内訳書を見せていただきたい、入札のときの。全部出ていますから。そうすればわかるはずですから。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前 3時33分

---

再 開 午後 4時05分  
[検査管財課長 石塚英幸君退室]  
[資料配布]

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

栗山議員さんのほうから積算内訳書の提出というようなことで提出申し上げましたので、お目通しを願いたいと思います。

さらに、この契約につきましては、その積算内訳書に記載された7社より積算内訳書を徴しまして、最低価格者に落札をさせたということになりますので、落札者が高橋興業ということですので、ご理解のほどお願い賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

まだ詳細な分析ができないので、簡単に見れば、例えばあじさい館の受付業務ですか、単価1時間当たり1200円ということになっているんですよ。ところが、受付のシルバー人材の職員が高橋興業に移った。これが15から17%減っていると。それは高橋興業である程度マージンを取らなくちゃならないだから、それはわからなくはないんですけど、ただ、今市長が言うのには、高橋興業はいい仕事をするんだと。シルバーは雑だということになれば、シルバー使ってくれなんていうことを言わなくてもいいんじゃないのかと私は思います。

まあ、こういうことはどうでもいいけど、この資料を見て4月からこの9月まで、10月から



3月まで、これを見ますとほとんどこれは同額なんですね、10月から3月までの。ところが、10月から3月までにこのシルバー人材の緑地管理業務、実績で77万4573円、これが上半期に入っているのか入っていないのか。市長いわく一括にお願いすれば安くできるという論法なんですが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

上半期に入っているかどうかというのは、私のほうで整理しました資料の中の予算額、4月から9月あるいは10月から3月の中での内容かと思えます。これについてはあくまでも予算ということで整理しましたもので、先ほども言いましたけれども、それぞれ60万ずつ入っている考えであります。ただ、実績として77万と。ちょっと使い過ぎた状況がございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

実績として77万、60万ずつ半分に分けたと言うけど、もう実績は77万これは上半期で使っちゃっているんです。それが10月から3月まで入っているというのはおかしいでしょう。いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

先ほども申しましたけれども、年間120万ほどの予算組みをしております。その中で実際、上期、下期ということで本来であれば60万ずつという考え方が妥当かと思えますけれども、どうしても芝刈り等、夏場に今年度集中したということで、若干使い過ぎた経過がございます。しかし、年間を通して委託する場合、年間120万という考え方がありますので、本年10月から翌年の9月という形で仕様書は設計したということで、その不足分については契約の差金で対応したという内容でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そうしたら、この資料、私らの10月から3月までという資料は何の資料なの、これは。おかしいでしょうが、こういう資料をつくる自体が。検査管財課のほうではこれは82万8000円も高あがりになっているんですよ。どう説明しますか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

私のほうで整理したのはあくまで実際予算を整理した、委託するに当たって上期・下期がわか

るように、さらにはその実績と下期の対比を整理した手持ち資料を要請に応じてお手元に配布した経過がございます。これはそういうことで、考え方を整理するためにつくったものでございます。

さらに先ほど言われました管財課で整理したということのこの比較表は、年間当たりで民間事業者、高橋興業に整理委託した場合が年間ベースで2026万になるよと。さらには上期分この同じ事業を委託契約した部分、それが半年分でございますので、それを2倍にして1年分ということで、年額1943万6410円という合計が出てございます。ですから、この中には先ほど言いました随時契約で持っております緑地管理業務分、予算額で120万円がここには、ここというか、その上のほうの中には入ってございません。それを実際、上の①の合計にいたしますと2063万6000円という数字が出てございます。それと比較しましても若干、30数万円ほど安くなっているという内容でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この資料でどう見たって安くなっていないですよ、これは。これは検査管財課でつくった資料ですよ。これは議員の方はみんな持っていますよ。きちんと説明してください、わかりやすいように。それとこれは考え方を整理したものをこれを私らにくれたと言うけど、こんな間違いやすい資料を出さないでくださいよ、出すのであれば。これは緑地管理費はこれは実績で77万4000円からもう払い込んだんだから、あとはないはずですよ、予算にないんだから。こういう資料をつくるからおかしいんですよ。市長、説明してください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

夏冬通して契約しているわけですから、2年間契約しているんでしょう、これは。2年間。だから、2年間契約しているんだから冬は遊んでいるかもしれないけど、また来年の夏になったら忙しくなるし、同じでしょうよ、2年間でやっているんだから。それを半年分で分けた資料を出しただけのことで、そういうことです。4分の1に分けただけの資料です。

それともう一つ、単に安くするというを目的にしてやっているわけじゃありませんで、同じ値段でも内容がよくなれば安いでしょうとそういうことです。内容がよくなったら安いでしょうよ。そういうことを言っているわけです。そこをはき違えないでいただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

補足説明として、総務部長。今、市長が発言したとおりでよろしいかどうか、予算の執行、契約内容について、予算の執行はそれでも問題ないかどうか事務局の答弁を求めます。

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

ただいまの市長の答弁のとおり、今回につきましては24月、2年の契約ということで締結してございます。

またさらに今回、保健福祉部と総務部と両方資料がごらんになれるかと思います。それで、保健福祉部については4月から9月の実績ベースということで金額が記載されているところがございます。また、その実績ベースの中には単価契約をしてございまして、例えば5万とか10万未満というような形で緑地の管理をお願いする場合には、検査管財課のほうには契約が回ってきませんので、検査管財課の所掌事務ではございませんので、ということで保健福祉部部内で77万4573円の支出があったということで、それを合わせますと1045万5178円という形でございます。

さらにこの検査管財課のほうの資料でございますが、これについては契約を行った金額、検査管財課でとらえている金額をここに記載資料として提出したということでございます。当然、先ほど福祉部長が言われましたこの77万4000何がしかの差がこの中に出てきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そうすると、この検査管財課で出した資料が間違っているということなんですね。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

先ほど申し上げましたように、検査管財課でこのあじさい館の管理委託業務、1番から5番までのこのシルバー人材センターさん、それから数社委託してございますが、それをまとめた場合にはこの1943万6410円ということでございます。誤っているということではなくて、この検査管財課の金額にプラスして保健福祉部では77万4000円別に単価契約の部分の中で支出しているということでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長、さっきから話を聞いていれば、シルバー人材センターは仕事が悪いというような話をしていましたよね。これは管理義務は市役所にあるんですよ。だめならだめと指導するのが当たり前な話。それができない市役所の職員が全く何もしていない。その指導者はあなたなんですよ。そこから直したらどうですか。

以上で終わります。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君の一般質問を終わります。

---

○議長（小座野定信君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす午前10時から本会議を行います。

本日はこれにて散会いたします。  
長い時間、ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時19分

平成23年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第5号

---

平成23年12月6日(火曜日)午前10時28分 開 議

---

出席議員

1番	川村成二君	10番	鈴木良道君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君
9番	中根光男君		

---

欠席議員

3番 山本文雄君

---

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
副市長	石川眞澄君	会計管理者	大塚隆君
教育長	菅澤庄治君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	島田昌男君	教育部長	仲川文男君
総務部長	山口勝徑君	水道事務所長	川尻芳弘君
市民部長	川島祐司君	農業委員会事務局長	塚本茂君
保健福祉部長	竹村篤君		
環境経済部長	吉藤稔君		

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

---

議事日程第5号

- 日程第 1 議案第76号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 請願第10号 請願書「中学3年生以下の医療費の無料化に関する請願について」
- 日程第 3 議案第77号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

- 日程第 4 承認第 7 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
議案第 7 4 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について  
議案第 7 5 号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金の設置、管理及び  
処分に関する条例の制定について  
議案第 7 8 号 平成 2 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）  
議案第 7 9 号 平成 2 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2  
号）  
議案第 8 0 号 平成 2 3 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）  
議案第 8 1 号 平成 2 3 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第 4 号）  
議案第 8 2 号 平成 2 3 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 8 3 号 平成 2 3 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 休会について

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 7 6 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について
- 日程第 2 請願第 1 0 号 請願書「中学 3 年生以下の医療費の無料化に関する請願について」
- 日程第 3 議案第 7 7 号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 日程第 4 承認第 7 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
議案第 7 4 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について  
議案第 7 5 号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金の設置、管理及び  
処分に関する条例の制定について  
議案第 7 8 号 平成 2 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）  
議案第 7 9 号 平成 2 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2  
号）  
議案第 8 0 号 平成 2 3 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）  
議案第 8 1 号 平成 2 3 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第 4 号）  
議案第 8 2 号 平成 2 3 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 8 3 号 平成 2 3 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 休会について

---

開 議 午前 1 0 時 2 8 分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、3番 山本文雄議員より、所用による欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告を行います。

議案第84号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、本日、議案質疑後、総務委員会に付託する予定でありましたが、昨日、提案者において、その改正内容について、再度、確認すべき点があるとの申し出がありました。

このため、先ほど議会運営委員会で検討いただいた結果、本日予定した当該議案に対する議案質疑は12月22日に実施することとし、あわせて委員会付託を省略して審議することに決定しましたので、ご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

**日程第 1 議案第76号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（小座野定信君）**

日程第1、議案第76号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

以上で、議案第76号に対する質疑を終結いたします。

次いで、委員会付託について、お諮りいたします。

本案は、議長を除く議員15名の委員をもって構成する医療福祉費の単独助成制度を検証するために特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、ただちに増築棟2階第5会議室で委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時31分

---

再 開 午前10時45分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

休憩中に医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会におきまして、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会、委員長に10番 鈴木良道君、副委員長に13番 藤井裕一君、以上のとおり選出されましたので、ご報告いたします。

---

日程第 2 請願第 10号 請願書「中学3年生以下の医療費の無料化に関する請願について」

○議長（小座野定信君）

日程第2、請願第10号 請願書「中学3年生以下の医療費の無料化に関する請願について」を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第10号につきましては、会議規則第134条第2項の規定により、医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 3 議案第 77号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第3、議案第77号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

基本水量をこれまで10立方メートル、そして基本料金を2,079円にしたものを、基本水量をゼロにして基本料金を従来の半分、約1,050円ということになりますが、それに基づいて1立方メートルごとに料金を加えていく従量制に移行したというものに思われますが、その確認。

それから資料提供がもう既に、きょう、今、出されましたので、これについては後で資料を見て具体的に質問をしたいと思っております。きょうはこの件だけを確認して、77号の質疑を終わります。

水道事務所長 川尻芳弘君。

○水道事務所長（川尻芳弘君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

当初、現行料金としまして、佐藤議員が言うようにゼロから使用量10立方メートルまでは2,079円ということでございました。今回の改正案につきましては、使用量の少ない世帯へ配慮すべきというようなことで経過はございますけれども、提案といたしましては佐藤議員の言うど



おりでございます。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

5番 古橋智樹君。

**○5番（古橋智樹君）**

私からは、まず基本料金がおおむね半分ということなんですが、この根拠をお伺いしたいんですが、よろしくをお願いします。

**○議長（小座野定信君）**

水道事務所長 川尻芳弘君。

**○水道事務所長（川尻芳弘君）**

古橋議員のご質問にお答えいたします。

資料の水道料金改定に伴う水道収益予測ということで、本来、当初市長のほうから指示がございました使用水量の少ない世帯への配慮ということで、当初市長のほうに土浦市の料金との比較で格差があるよというようなことで、一番最初に審議いたしておりましたのは、改正案、前回というようなことで、基本料金ゼロ立方メートル525円の案で審議をさせていただきました。

その中で、第1回目の水道審議会の中、並びに議会の特別委員会の中でも、土浦市と水道環境が違うのだから、土浦市と比較するのはおかしいよと。ただし、使用水量の少ない世帯へ配慮するのはある程度理解できるというようなことで、1,050円という今回の提案にさせていただきましたけれども、古橋議員の基本料金の考え方でございますけれども、私も基本料金の考え方は非常に難しいと理解しております。

なぜかと言いますと、今まで水道事務所並びに旧千代田村、旧出島村から水道管の設備等を順次してきたわけがございます。その設備した部分に加入するといった目的が基本料金なのかなという理解もしておりますけれども、当初から来まして既に水道普及率も90%を超えた中で、もうある程度みんなが水道を手に入れることができるようになった段階で、もともと基本料金が2,000円だったものが1,050円となるのも、90%になった段階ではよいのかなというふうには理解いたしました。

基本料金というのはそういった設備した部分に加入するといった目的が大きいのかなというふうには理解しております。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

5番 古橋智樹君。

**○5番（古橋智樹君）**

今の答弁ですけれども、根拠らしい根拠は特段ないように聞こえたんですけれども、そういうところが今回の改正の根拠なのかなと理解したいと思います。

それでさらにお伺いしたいんですが、なぜ営業用は値下げにならないんですか。ふだんでも3

倍以上の基本料金なんですけど、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 川尻芳弘君。

○水道事務所長（川尻芳弘君）

営業用につきましては、今回、初めから一般用ということで、営業用のほうに関しましては水道料金の改定を考えていませんでした。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私も一般質問の中で、特に法人を設立している方は法人税を納めているんですから、ちょっと公平さが欠けてくるのかなと思う次第なんですよね。

上稲吉地区、特に赤水がひどいです。私も上稲吉に、今、住んでおりますけれども、白いガーゼ類とか真っ赤になってしまうこともよくあるんですけれども、このあたりの整備、特にひいては千代田地区は、霞ヶ浦地区に比べると水道管の年数も古く、今後そういったものも順次整備していかなければならないんですが、そういうところはちゃんとこの料金改定をされても賄えるのか、計画をしっかりと組み立てられているのか、ご答弁いただきたいんですが、よろしく願います。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 川尻芳弘君。

○水道事務所長（川尻芳弘君）

古橋議員のご質問にお答えいたします。

大変上稲吉地区の皆様に対しましては、年に数回、並びにコボコボではありますけれども、赤水等で不便をきたしまして申しわけございません。

赤水対策につきましては、特別委員会の中でも説明はしておりますけれども、今、旧千代田地区において1日の水の使用量等が、非常に使う量と、実際井戸と県から買っている水の量で、大変1日の最大配水量でいくとぎりぎりのときもあります。そういったことで、旧霞ヶ浦地区から旧千代田地区へ水を送ることも検討しております。その中であわせて送ることによって、上稲吉地区、現在下稲吉第2浄水場から水は行っていませんけれども、そちらから水を送ることによって、赤水対策をしていきたいというようなことで、計画をしております。

将来的に水道事務所で一番心配していることは、県からの取水費が増になることによって、要は仕入れ金額が上がりますので、料金に影響してくることを一番心配しております。その点についてでございますけれども、先日市長のほうからちょっと説明があったと思うんですけれども、本来であれば水道事務所といたしましては、今現在、茨城県中央から日量1,400トンの水を仕入れてございますけれども、本来であれば事業認可状は平成19年から日量3,700トンの水を仕入れる事業認可状になってございました。ただし、その時点で諸先輩たちが努力しまして、県との折衝の中で、水はその当時1,400トンしか要らないので、認可状は3,700トンなんだけれども、もっと送らせてくれというようなことの努力があったと思います。したがって、現在も日量

1,400トンの水しか仕入れてございません。

ただ、今回資料提出した経営予測でいきますと、一応将来的に1,400トンから2,400トン、2,400トンから3,700トンと3年ごとの更新になっておりますので、一番厳しい3年ごとの数字で数字を入れさせてもらいました。ただし、平成25年度から2,400トンの水を仕入れることになってございますけれども、これにつきましては先ほど答弁したように、旧千代田地区で水がぎりぎりの状態。もう一つは上稲吉の赤水対策のために旧霞ヶ浦地区から水を送りたいというようなことで、1,400トンから2,400トンに水をふやすことはいたしかたないのかなとは理解しております。

ただし、2,400トンから3,700トンにふやす理由が、今現在見当たりません。1つ見当たるとすれば、佐藤議員のほうからいつもご質問いただいている暫定の井戸水のほうが、許可が切れてしまって井戸をくめなくなっちゃうんじゃないのかという話もございますけれども、かすみがうら市の水需要は、今の段階で3,700トンにふやす理由がないので、その時点でかすみがうら市の水需要を検討しながら、3,700トンがもし必要であれば、当然水を売る収益もふえる話でありますし、単に水を買うというのではなくて、ふやさなければ経営予測上成り立っていけないというふうに理解しております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

使用の水量がふえるような計画でお考えのようですけれども、有収率ですね。もっと効率よくするというご計画もあるように書類で見ましたけれども、いまだその原因が定められておりませんし、数値も上がってないと私はとらえています。そういう中で上がるということは、単純にそれが比例して有収率が、逆に水量がふえれば、単純に考えれば有収率も下がるのかなと思う次第なんですよね。

そういった点も改善の形を示さないのに、私はここでこれだけ思い切って下げるとするのは、いかななものかなと思う次第です。営業用もできれば30立方メートルという単位を小分けにしていきたいとは、私は思う次第でございます。

以上で、終わります。

○議長（小座野定信君）

ほかに質疑ありますか。

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

水道料金の値下げのことで、質問をいたします。

現在も、もう県西用水がいっぱいで、さらに馬立から出ている上稲吉の赤水対策については全面的に改修していくわけであります。そうなるのとたくさんの費用がかかるし、県中央用水からの水は割高になってまいります。土浦市は非常に安い水を利用していますから、これは土浦と比較は、私はならないかなと思っているんですよ。

そういうことで、今度は災害を機会に中央用水を千代田地区のほうにもジョイントするわけがあります。したがって、一般財源から9,000万円切り詰めたわけでありますから、相当の費用が

加算になってまいります。

地下水で、今、賄っていますけれども、地下水の制限はもういっぱいでありまして、1つの井戸だけが、今、修理をしているわけでありましてけれども、それでも水は足りないということになりますと、中央用水は県西用水よりもずっと高いわけですから、県西用水が安くなったとしても、これは値上げをせざるを得ないところに、安くする。安くすれば住民は喜ぶかもしれませんが、そればかりではないかと思うんです。そこらのところはどうか考えているのか。無理に市長が公約だから安くするのではなくて、どうしても上がるものは上げなくちゃならないのではないかと考えていますので、そこら辺のところをお願いします。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 川尻芳弘君。

○水道事務所長（川尻芳弘君）

山内議員のご質問にお答えいたします。

先ほど古橋議員にお答えしたものと重複するかもしれませんが、上稲吉の赤水対策につきましては、旧霞ヶ浦町で契約している茨城中央のほうからの水を送る必要があると。なぜかといいますと、今、旧千代田地区で使っている水と買っている水、井戸の水と合わせますとぎりぎりの日があるというようなことで、将来的に茨城中央から仕入れている水を旧千代田町のほうに送るといふ必要があると、1,400トンから2,400トンに送る必要性はあると思うんですけれども、その後のふやすははっきりとした理由というものが無いもので、その辺については今後とも必要があるまで、受水費の増というものはしていかないように努力していきたいと思っています。

それから、水道料金の改定の中で、第1回目の水道審議会のときには、1回目の資料につきましては、一般会計からの補助金につきましては平成22年度は9,000万円いただいております。平成23年度は5,000万円でございます。その中で、1回目の審議会の資料の中には、一般会計からの補助金につきましては、いわゆる高料金対策分といひまして、交付税で措置される金額分だけを補助金の金額として説明いたしました。たしか二千何百万だと思います。

そういった中で、土浦市と環境が違うのだから土浦市と比較するのはおかしい、並びに一般会計から料金が下がった改定になった部分については、一般会計のほうから補助金をいただくように要望しなさいと、そういった意見をもらった中で、今回、市長と協議しまして、受け入れていただきまして、第2回目の審議会にかけたわけでございます。

したがって、当然、災害に対する設備投資等も必要になってお金等もかかってくるわけでございますけれども、何分ともその県からの受水費がふえない限りはやっていけると考えております。

○議長（小座野定信君）

ほかに、質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第77号に対する質疑を終結いたします。

次いで委員会付託についてお諮りいたします。

本案については、災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会へ付託したいと思

いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 4 承認第7号及び議案第74号ないし議案第75号並びに議案第78号ないし議案第83号

○議長（小座野定信君）

日程第4、承認第7号及び議案第74号ないし議案第75号並びに議案第78号ないし議案第83号までの9件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

お手元にも通告の内容があると思いますが、まず承認第7号についてなんですけれども、災害対策費、この原資は寄附金等が充てられているようではありますが、まず、災害対策費の、災害対策備品730万2000円の内容について、説明を求めます。

同放射線測定業務委託334万7000円ですが、これは今年度分だと思っておりますが、私の一般質問の際に、市長がシルバー人材センターに委託するというようなことを答弁ありましたので、おそらくそうかなと思っておりますが、それについて概要の説明をお願いしたいと思います。

これは質疑しようと思っていたんですけれども、資料が出されたので質疑をやめました、これは追加であります。議案の第74号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について、資料そのものでは基本的に内容が明らかになりまして、今回の3カ月給料5%をカットして、合計で3カ月間2761万7000円が減額されるということです。

問題は3の職員組合との合意形成の経過の問題であります。合意形成がなされていないというふうに思います。これはかすみがうら市職員組合の11月30日に出ましたチラシなんです、「交渉は決裂、そして打ち切りへ」と、「組合無視の議案上程」とあります。給与カットの理由や根拠の説明を求めてきたが、市長は単なる職員給与が高いという思い込みや、選挙公約だから実施する必要があるなどの説明を繰り返して、交渉は平行線をたどるばかりというような形になっておりまして、合意なしに議会に上程したというふうにあります。労使合意を基本として対応すると市長は前に述べていたようではありますが、その市長の回答と矛盾していないかというチラシであります、これについて市長の見解を求めたいと思います。

それから議案第75号 東日本大震災復興まちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてですが、これは財源は義援金のように思われますが、それを確認したいと思います。

それから議案第78号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算の第6号であります。歳入における農林水産業費の県補助金873万9000円のうち、霞ヶ浦流域畜産環境負荷削減特別対策事業補助金というのはどういうものなのか、歳出ではどのように活用されているのか、これについて説明をお願いします。

それと、共済費が増額になっているようでありますが、そういう制度の変更があったのか。

それから歳出で、寄附金が2200万円。これは訂正がありまして2000万円が2200万円ですね。2200万のうち、1000万はいわゆるまちづくりの基金の運用に充てるというようになっておりますが、残りの1200万はどのように充てたのか、これについてお答え願います。

同じく歳出で、農業振興費で、農協営農指導体制整備事業費補助金1000万。これも答弁が一般質問の中でありましたが、土浦との合併に基づいて助成をするものだとは思いますが、この具体的な助成の中身についての説明を求めます。

歳出ではもう一つ、消防施設整備費についてですが、詰所の整備というのほどこなのか、お答え願います。

議案第80号 平成23年度かすみがうら市下水道特別会計補正予算第4号であります。歳入歳出における受益者負担のこの受益者分担金と公共ます設置の工事の関連について、ご説明をお願いします。

議案第81号 かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算第4号ですが、放射能汚泥仮置き業務委託、これの具体的な説明を求めたいと思います。

それと議案第83号ですが、水道事業の補正です。第1号。営業費用における配水及び給水費の増額補正、これも説明の中で何か人件費、1人増員したというようなことを聞きましたが、それについて確認をしたいと思います。

以上。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩とします。

休 憩 午前11時13分

---

再 開 午前11時22分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

74号議案に対する佐藤議員のご質問ですが、合意形成がされてないのではないかと。

基本的に合意形成の後に提案するというを申してはありましたが、それはあくまでも基本的ということでありまして、5回にわたる会議、団交をやったわけでありましたが、ほとんどいつも同じような話で終始しまして、これ以上続けても意味がないのではないかとということで、今回の提案に至ったわけでございます。ご理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

佐藤議員さんのご質問にお答え申し上げたいと思います。承認第7号と議案第78号の関係でございます。

まず、承認第7号の専決の補正ということで、730万2000円の内容についての質問に、お答え申し上げます。

災害対策用備品を保管するための保管庫を19棟購入するものでございます。市内には避難所兼避難場所が19カ所ございますが、そこへ保管庫を各1棟設置いたしまして、その保管庫の中に防災のための発電機、暖房器具、扇風機等を保管し、万一の際に迅速に対応できるよう整備したいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、議案第78号の一般会計補正予算のことでございますが、この共済費でございますが、基礎年金拠出金に掛かる公的年金等の率が、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案が衆議院を通過いたしまして、現在参議院のほうに行っているわけでございます。そのことに伴いまして、対給料で現行の率1000分の36.25を1000分の48.125に、また対期末手当で現行の率1000分の29を1000分の38.5に改正になるため、対給料で1000分の11.875、また対期末手当で1000分の9.5をそれぞれ上昇することにより、その差額分2336万2000円、及びまた人事異動に伴いましての分が169万円、合計2505万2000円を増額するものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

佐藤議員さんのご質問にお答えします。

まず、補正予算の第5号で専決処分の中で、放射線測定業務委託の内容でございますけれども、これにつきましては質問の中にもありましたように、委託料としましてシルバー人材センターに業務委託をするという内容でございます。これにつきましては、歳入のほうで労働費の県補助金のほうで、緊急雇用創出事業補助金として見込んでございます。

それでシルバー人材への委託する主な概要でございますけれども、まず、全体で6名ほど予定してございまして、まず訪問測定につきましては業務委託でございますので、この申請等の受け付けに対しましては、放射線対策本部での受け付けということになりまして、次に現場のほうの測定でございますけれども、これは千代田地区につきましては対策本部、霞ヶ浦地区につきましては環境保全課でそれぞれ担当しまして、委託したそれぞれの測定員さんを3名ずつ配置しまして、申請箇所へ測定に現地に赴くという内容でございます。ただ、シルバー人材のほうに委託するわけですが、その測定業務に関しまして、当分の間職員も一緒に同伴して測定しまして、その後なれてきた段階で測定員での業務委託になります。

それと、議案の78号の中でありました、歳入での霞ヶ浦流域畜産環境負荷削減特別対策補助金でございますけれども、これにつきましては、内容としましてはかすみがうら市内の畜産の団体、出島堆肥組合と申しますが、ここからの申請によりまして、畜産排せつ物、これらの効率的な処理あるいはリサイクルのための関係施設の整備ということで、具体的にはその家畜の排せつ物の処理あるいは利用施設、浄化槽処理施設ということで整備するというような内容になっておりまして、今回につきましては堆肥舎の整備、さらにはホイルローダーの購入ということでございまして、事業費が701万5000円に対しまして、県の補助金が2分の1というような内容でございまして、

ざいます。

さらにご質問の歳出の農業振興費の中で営農指導体制整備事業補助金、これにつきましても先ほどありましたように、農協の合併に伴う補助金でございまして、その内容としましては、具体的には合併に伴います営農指導体制の整備、さらには合併に伴う経費というようなことで、2分の1を補助するというような内容でございすけれども、具体的には合併に伴います電算システム、現金出納システム、あるいはATMブース、これらの更新、さらには看板、それと事務用品等の更新、さらには広報紙として合併のお知らせ等の経費ということで、事業費としまして2000万円、これの2分の1ということで1000万を計上したものでございます。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

市長公室長 島田昌男君。

**○市長公室長（島田昌男君）**

議案第75号についてでございますけれども、財源は義援金かということでございますが、今回計上いたしました1000万円の財源につきましては、茨城県の振興協会からの見舞金ということを充てております。

それから、議案第78号の中で歳出③でございますけれども、寄附金2200万円のうち1000万円は基金運用事業として、復興まちづくり基金積立金に充当しているが、残りの1200万はどこに充てたかという質問でございますけれども、今回の議案集の中の46ページにございます9款の消防費4目災害対策費の財源振りかえに充てております。一般財源から茨城県振興協会からの見舞金に振りかえるものでございます。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

消防長 井坂沢守君。

**○消防長（井坂沢守君）**

議案78号5点目、歳出、消防施設整備費、詰所の整備はどこかについてお答えいたします。

第2分団第1部、大峰、横堀、五反田、上志筑を担当している分団であります。場所につきましては五反田に建設をいたします。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

土木部長 大川 博君。

**○土木部長（大川 博君）**

議案第80号の関係でございます。公共ます設置に関連しましてお答えをします。

この事業の内容につきましては、特定環境保全公共下水道維持事業における公共ます設置工事につきましては、整備終了後の認可区域内において、新たな接続申請を受け受益者分担金を納めていただき、市で公共ますを設置する内容となっております。当初においては3件の受益者分担金と、3件の新規公共ます設置工事を見込んでおり、執行が進んでございます。今回、新たに2件の設置申請が提出され、なおかつ問い合わせもいただいている状況から、今回4件分の補正をお願いするものでございます。



歳出といたしましては、4件分の工事費120万円を計上してございます。歳入としては3件分の分担金108万円を計上いたしました。1件分の分担金が少ない理由につきましては、自治会などが使用する集会施設からの設置申請でございますので、免除規定に該当することから、そのような形になってございます。

続きまして議案第81号の関係でございます。農業集落排水事業の処理場は市内で8カ所ございます。このうち3地区から出す汚泥につきましては、放射性セシウム濃度200ベクレルを超えているため、まだ処分先が決まっていない状態が続いております。このため、引き続き汚泥の仮置きのための補正をお願いするものでございます。補正額は267万8000円でございます。この内容につきましては、業務委託先としましては、かすみがうら市の建設協会のほうに委託をしている内容でございます。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

水道事務所長 川尻芳弘君。

**○水道事務所長（川尻芳弘君）**

議案83号の佐藤議員のご質問にお答えいたします。

営業費用における配水及び給水費の増額補正266万1000円の内容につきましては、人件費の補正の内容であります。先ほど佐藤議員さんのほうから増員1名というお話がありましたが、増員1名ではなく、同じ10名です。増員はございません。

それで、ここの配水及び給水費の中で職員10名ほどいるわけですけれども、その中で6名分を計上させていただきまして、6名の中で2名の分が人事異動の関係でございます。平成23年4月及び6月の人事異動にかかる分、及び制度改正、共済掛け金、料率の改定及びこども手当等に係る内容でございます。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

シルバー人材センターの件なんですけれども、承認第7号ですけれども、緊急雇用対策で県のほうから助成をもらうということになりますけれども、そうするとシルバー人材センターでは新たに6名を雇用するということになるのでしょうか。それについてお答え願いたいと思います。

それから、市長のほうは5回団体交渉をやったけれども、同じ繰り返しでこれ以上は意味がないということで上程に至ったというふうに言っておりますが、「職員の生活を守るべき義務を負う首長として、責任をみじんも感じられません」という、こういうチラシがあるわけです。やはり、そういう意味では組合との合意がされる努力というのが本当になされたのかということがありますが、この職員の生活給という点での観点で少し不足しているんじゃないかと思いますが、これについては生活給という観点でどれだけ認識しているのか、再度お伺いをしたいと思います。

**○議長（小座野定信君）**

佐藤議員に申し上げます。

これは議案に対する質疑ですので、個人の感情や考え方の質疑ではありません。

○8番（佐藤文雄君）

はい。じゃあ、よろしいです。それでは、それは省きます。

それと義援金を積立金、まちづくりの基金にするということですが、これは何に使おうというふうにしているのかですね。これは目的があると思うんですけども、以前、私の一般質問に、市長は太陽光の発電とか、そういうシステムに援助するというようなことをおっしゃっていましたが、何らかの目的があるのかどうか。

それと、茨城県の市町村振興協会から寄附を受けたというふうに述べたと思います。これについてですが、これの中身としては、これを公共事業に使うという意味を前に述べていますが、公共事業とは、この地方財政法32条の意味としては、予算上の用語ではなく、広く公共のために要する投資的事業という意味があるかと思うんですけども、これについてどういうふうにお考えになっているか、これについてもお答え願いたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

ただいまのシルバー人材に関してのご質問でございますけれども、緊急雇用創出事業の補助金を使って新たに人材を雇用するのかなという内容かと思っておりますけれども、この予算計上しました内容につきましては新たにではなく、やはりシルバー人材の中で、シルバー人材を活用することによって、この補助金の対象ということに考えまして計上した内容でございます。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

佐藤議員の質問にお答えしたいと思います。

今回の1000万円の予算計上でございますけれども、目的ということでございますが、今回は震災からの復興の推進ということで使うことで条例は制定しております。現在、使う見込みということは今のところありませんが、災害警戒本部のほうから必要な復興事業について、そういった財源に活用したいと思っております。

それから公共事業の件でございますけれども、市町村振興協会のほうからの支援金の交付規定ということの中で、被災地の復旧及び復興を目的とした交付金ということで交付されております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時42分

再 開 午前11時46分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

先ほどシルバー人材の件でご答弁申し上げましたけれども、若干補足説明をさせていただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

議案74号ですね。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

はい。補正第5号の専決処分の内容でございますけれども、先ほどの答弁の中で、緊急雇用対策創出事業の補助金の内容で、シルバー人材のほうで新たに雇用しないということを申し上げましたけれども、この補助の対象となるのが、かすみがうら市において、シルバー人材の職員を新たに市のほうの委託業務にあたるということで補助対象になるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。なお、まだ細かい部分については私どもももうちょっと検討しながら進めていきたいと思ひますので、ご了解のほど、よろしくお願ひします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

議案第78号について質問をいたします。

農協に対する補助金の問題なんですけれども、前に霞ヶ浦が土浦と合併するときに5000万円出しているんですよ。今度はJA茨城千代田が合併するときに1000万円なんです。非常に差があるんですけれども、出してくれるのは1000万円でもいいんですけれども、もう少し、これは差別ではないかなと私は思うんですけれども、市長はどう考えますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

農協から、千代田農協の小貫組合長が見えまして、1000万円出してくださいということでありまして、満額回答したような次第でございます。

○15番（山内庄兵衛君）

わかりました。

○議長（小座野定信君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で各議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております承認第7号及び議案第74号ないし議案第75号並びに議案第78号ないし議案第83号までの9件の各議案の審査につきましては、お手元に配布の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次いでお諮りいたします。

ただいま付託いたしました案件については、万が一付託違いがある場合には、議長において処理することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 5 休会について

○議長（小座野定信君）

日程第 5 休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員会の開催及び議事整理のため、あす12月7日から12月21日までの15日間を休会にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

○議長（小座野定信君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、12月22日午前10時から本会議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

散 会 午前11時50分

平成23年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第6号

---

平成23年12月22日(木曜日) 午前10時00分 開 議

---

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

---

欠席議員 なし

---

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
副市長	石川眞澄君	会計管理者	大塚隆君
教育長	菅澤庄治君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	島田昌男君	教育部長	仲川文男君
総務部長	山口勝徑君	水道事務所長	川尻芳弘君
市民部長	川島祐司君	農業委員会事務局長	塚本茂君
保健福祉部長	竹村篤君		
環境経済部長	吉藤稔君		

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

---

議事日程第6号

- 日程第 1 「議案第84号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回の件
- 日程第 2 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第74号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第75号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金の設置、管理及び

処分に関する条例の制定について

議案第76号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）

議案第79号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第80号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第81号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

議案第82号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第83号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第 3 請願第10号 請願書「中学3年生以下の医療費の無料化に関する請願について」

日程第 4 請願第11号 子どもたちを放射線から守る対策を求める請願書

日程第 5 発議第 7号 事務検査に関する決議（案）

日程第 6 閉会中の継続審査について

日程第 7 閉会中の所管事務調査について

日程第 8 議会だより編集特別委員会への付託案件の追加について

日程第 9 議員の派遣について

## 1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 「議案第84号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回の件

追加日程第 1 議案第85号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第 2 議案第86号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第74号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について

議案第75号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

議案第76号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）

議案第79号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第80号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第81号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第4号）

議案第82号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第83号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第 3 請願第10号 請願書「中学3年生以下の医療費の無料化に関する請願について」

日程第 4 請願第11号 子どもたちを放射線から守る対策を求める請願書

日程第 5 発議第 7号 事務検査に関する決議（案）

日程第 6 閉会中の継続審査について

日程第 7 閉会中の所管事務調査について

日程第 8 議会だより編集特別委員会への付託案件の追加について

日程第 9 議員の派遣について

---

開 議 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

会議に入る前に傍聴人の方々に申し上げます。会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは固く禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願い申し上げます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告を行います。

初めに、本定例会会期中に陳情第12号 道路改良の施工陳情1件を受理し、議会運営委員会の決定を踏まえ、お手元に配布の陳情文書表に記載のとおり、産業建設委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

次に、かすみがうら市教育委員会委員長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による、平成23年度教育委員会の運営及び教育委員会の所管する事務事業の点検・評価の報告書が提出され、お手元に写しを配布しておきましたので、ご覧おき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

日程第 1 「議案第84号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回の件

日程第1、「議案第84号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回の件を議題といたします。

12月21日付で市長から、会議規則第19条第2項の規定による撤回申出書が提出されております。

市長から撤回の理由説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。議案第84号につきましては、市農業委員会の効率的な運営を図るため提案をしたものでありますが、さらなる効率化が必要と判断したため、撤回しようとするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

市長からの申し出のとおり、撤回を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、「議案第84号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回の件は、これを承認することに決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時03分

---

再 開 午前10時04分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、市長から議案第85号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。直ちにこれを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号を直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

議案の配布をお願いいたします。

[議案書配布]

---

追加日程第 1 議案第 8 5 号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

追加日程第1、議案第85号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。



市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第85号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、農業委員会の簡素で効率的な運営を図るため、選挙による委員の定数を現在の17名から13名に削減し、あわせて選挙区に関する規定を廃止するため、条例を改正するものであります。

この規定につきましては、来年3月27日の任期満了に伴う一般選挙からの適用を予定するものであります。

よろしく、ご審議のほど、お願いいたします。

○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今回、84号は定員を14名というふうになっておりました。今度13名にするということで、効率化を図ることなんですけれども、1名減にして効率を図ったという内容について、もうちょっと詳しくご説明いただきたいと思います。

あとは選挙区そのものについては、これまで霞ヶ浦地区と千代田地区と別々になったものを、すべての選挙区、全選挙区かすみがうら市ということでやるということだと思いますが、それについても確認したいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

農業委員会事務局長 塚本 茂君。

○農業委員会事務局長（塚本 茂君）

ただ今の佐藤議員のご質問にお答えします。

まず最初に選挙区でございますが、今回の条例改正につきましては、1つの選挙区としまして提案させていただいております。有権者の方々としてみましても、市全体を眺めわたし、市民の代表者たり得る委員を選び出せますし、また委員の方々も所属している地区以外の地区の情報についても把握し、農業委員会の運営に当たっていただけると確信して、そのことを踏まえまして、選挙区を廃止した内容でございます。

また、定員を14名から13名に1名減らした内容でございますが、現在、農業委員の定数が25名おります。それを20名にするというような内容でございますが、現定数の2割削減という形になります。残り7名につきましては推薦枠という形になります。また、農家戸数につきまして、2005年に対しましては、2010年の基礎資料でございますが、10.5%の減になっております。また面積につきましても9.3%の減ということで、それをかんがみまして、13名に定数の削減をお願いしているものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いや、だから14名で提案したのが13名だという、1名減らした明確な答弁が、今、なかったと思うんですけども、これについて何かの調整があつてなされたんじゃないですか。それについてきちっと答えていただきたい。

それと、霞ヶ浦地区と千代田地区、今、選挙権を持っている選挙人は何人いらっしゃるか、報告願いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時11分

---

再 開 午前10時12分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

14名で提案していたものを13名にした理由であります。当初、推薦枠にあったみなみ共済の推薦枠が出てこないであろうという情報があったものでありますから、14名で出しておったわけですが、その後、みなみ共済側と話をしたところ、推薦するような意向が表明されましたので、その分をいわゆる選挙人の枠で減らしたということでございます。

○議長（小座野定信君）

数字等の答弁でございますので、後ほど書類による通知ということで、佐藤議員、ご了解願いたいと思います。

[佐藤議員「了解できません」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

ご了解願います。

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ただいま議題になっております、議案第85号につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第85号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第85号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第85号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま市長から、議案第86号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。

直ちにこれを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号を直ちに日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

議案書の配布をお願いいたします。

[議案書配布]

---

追加日程第 2 議案第 8 6 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

追加日程第2、議案第86号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

議案第86号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、東日本大震災にかかわる雑損控除等の特例に関する地方税法の一部が改正されたことから、平成23年分の申告に対応するため、条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第86号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第86号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第86号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第86号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 承認第7号及び議案第74号ないし議案第83号

○議長（小座野定信君）

日程第2、承認第7号及び議案第74号ないし議案第83号までの11件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、各常任委員会並びに特別委員会にそれぞれ付託しております。

これより各委員長の報告を求めます。

最初に総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、ご報告いたします。

本委員会は平成23年12月6日に付託されました承認第7号、議案第74号、議案第75号、議案第78号の4件の審査のため、12月6日、7日に委員会を開催し、参考人並びに各担当部課長等の説

明を求め、慎重に審査を行いました。

審査結果についてご報告いたします。

承認第7号は全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第74号は異議があり、起立採決の結果、賛成なしで否決すべきものと決しました。

議案第75号及び議案第78号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過は委員会会議録のとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上で、総務委員会委員長報告を終わります。

**○議長（小座野定信君）**

これより、委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

質疑なしと認めます。

次いで、文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

**○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）**

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、ご報告いたします。

ただいま議題となっております承認第7号、議案第78号、議案第79号、議案第82号につきましては、12月6日に委員会を開催し、教育長並びに各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、承認第7号については全会一致で承認すべきものと決しました。

また、議案第78号、議案第79号、議案第82号については、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

**○議長（小座野定信君）**

これより、委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

質疑なしと認めます。

次に、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

**○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）**

産業建設委員会の審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は平成23年12月6日に付託された承認第7号、議案第78号、議案第80号、議案第81号、議案第83号について、12月6日並びに12日に委員会を開催し、関係部課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果等についてであります。承認第7号は全会一致で承認すべきものと決しました。

次いで、議案第78号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）については、起立採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。なお、審査の過程における意見として、湖北環境衛生組合負担について、現在、住友機械工業株式会社に対する湖北環境衛生組合汚泥再生処理センター建設工事入札に伴う損害賠償請求が提起されているが、これまでの経過を伺うと、市長として意見を述べていないように見受けられる。副管理者としての職務を全うすべきではないかという旨の意見がありましたので、ご報告をいたします。

次いで、議案第80号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第81号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）については、起立採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。なお、審査の過程における意見としまして、議案説明において、議案相互の関連も踏まえ、説明不足にならないよう留意することという旨の意見がありました。

議案第83号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）については、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過並びに概要につきましては、配布いたしております委員会会議録のとおりでありますので、ご覧いただきたいと思ひます。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。

**○議長（小座野定信君）**

これより、委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

質疑なしと認めます。

次に、医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会委員長 鈴木良道君。

[医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会委員長  
鈴木良道君登壇]

**○医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会委員長（鈴木良道君）**

医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会の審査の経過並びに結果について報告をいたします。

本委員会は平成23年12月6日に付託されました議案第76号の審査のため、12月12日に委員会を開催し、各担当課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第76号については否決すべきものと決しました。

なお、審査の経過概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ご覧をいただきたいと思ひます。

以上で医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会の委員長報告を終わります。

**○議長（小座野定信君）**

これより、委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

質疑なしと認めます。

次に、災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会委員長 川村成二君。

[災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会委員長  
川村成二君登壇]

**○災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会委員長（川村成二君）**

災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会の審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は平成23年12月6日に付託されました議案第77号の審査のため、12月8日、9日に委員会を開催し、参考人を招致し、また各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第77号については否決すべきものと決しました。

なお、審査の経過概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会委員長報告を終わります。

**○議長（小座野定信君）**

これより、委員長に対し、議案審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

質疑なしと認めます。

以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

本案に対しましては、会議規則第51条の規定により、通告のあった賛成討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

**○8番（佐藤文雄君）**

承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）。今回の専決処分は放射線測定器の発注を早急に行うとの理由であり、基本的には賛成であります。

しかし、災害対策費の財源の一部を義援金2465万円に求めることについては、問題があると考えます。放射能汚染対策費は、当然東電に請求すべきものであります。その手続きを怠ることのないよう、要請をいたします。

また、文教厚生委員会の審議の中でも述べましたが、保育所向けへの放射線測定器について、公立保育所の数しか購入せず、民間保育所を対象にしていないことは問題であります。結果的にはかすみがうら市民の子供たちに対する差別的取り扱いとなります。改善を求めます。

さらに、放射線測定業務委託についてであります。産業建設委員会でも栗山委員が述べていますが、市はシルバー人材センターに委託すれば事足りるとの立場ではなく、市の放射線対策本部が責任を持って対応する、このことが肝要であります。

以上、条件を付して承認をいたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、承認第7号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、承認第7号は委員長の報告のとおり承認されました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第74号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。会議規則第51条の規定により、通告のあった反対討論2件について、順次発言を許します。

初めに、1番 川村成二君。

[1番 川村成二君登壇]

○1番（川村成二君）

私は議案第74号に対し、反対の立場から討論いたします。

市長は「こんな交渉をしていたら市長の任期が終わってしまうので、組合との交渉は打ち切る」とし、議案を提案したとのことであります。前総務大臣の片山善博氏は、民主主義は多数決の原理であり、結論を得るためには時間がかかる。だから徹底して議論を重ね、一步でも二歩でも自分の考えを進める努力をするのが王道であると語っております。

[「そうだ」と呼ぶ者あり]

○1番（川村成二君）

つまり、まどろっこしいことをしている余裕はないからとして片づけられるような仕組みではないということです。

総務委員会を開催し、職員組合を参考人とし、ヒアリングを実施しました。交渉経過は我々が想像していた交渉内容ではなく、惨憺たる内容でありました。これが市民の信託を受けた市政運営のあり方なのかとショックを受けました。

市は「特例措置の議会への提案については、労使合意を基本として対応する」「貴組合と誠意を持って交渉に臨み、その結果を尊重していく」という文書による回答を組合に提出しておりま



す。労使合意を基本として対応する、誠意を持って交渉に臨み、結果を尊重していくという丁寧な言葉を使っておりますが、交渉内容のどこに誠意や尊重があるのですか。組合から具体的な説明や資料の提示を求めても、何ら明確な回答もなく、挙句の果てには「公務員の給与が高いからカットする」とのお話であります。我々は議案上程という重みに対し、何を根拠として審議すればよいのでしょうか。

孫子は、人を動かし組織を効率的に回すための5つの要素として「将とは、智、信、仁、勇、厳なり」と言っております。この「信」とは信頼のことで、いいかげんな命令やうそをついていると、部下や周囲は將軍を信頼しなくなる。すなわち約束を守るということであります。「仁」は周りに対する思いやりや慈しみの心を持っていることであり、部下を心服させる手段と言えます。この信と仁は昔から組織を統率するリーダーに求められている資質であります。本案は組合との交渉にあつて誠意と尊重に欠け、かつ労使の合意もないまま提出されたものであり、総務委員会でも理解し得る具体的な改定理由の説明がなかったことは、議案上程以前の問題であると考えます。

最後に、かすみがうら市の議会制民主主義が期限を切った独裁に陥らないためにも、議会としての姿勢を示すことが必要であると考えます。議員諸侯の賛同を心からお願い申し上げ、反対討論といたします。

以上です。

#### ○議長（小座野定信君）

次に、8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

#### ○8番（佐藤文雄君）

議案第74号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について、本議会での質疑でも明らかにいたしました。職員組合との交渉を打ち切って議案を出すこと自体、問題であります。

今回の議案は、平成24年1月から3月までの3カ月間職員給与の5%を減額するもので、その影響額は2285万4000円、共済費を含めると総額2761万7000円でありまして、1人当たりの削減額は5万9906円であります。当市の職員数と人件費について、平成18年度からの推移では、職員数が531人から、平成23年度予算の段階では464人になっており、67人が削減されております。12.6%です。人件費は平成18年度の総額約40億1000万円、平成23年度予算時は37億3000万円で、2億8000万円削減されたこととなります。また11月30日可決された給与改定によって、職員の給与総額は、過去3年間での影響額は2億3000万円減との試算もあります。今回の議案は、さらに職員給与の削減に拍車をかけるものであり、職員の生活を脅かすことは明らかであります。組合が納得しないのは当然だと考えます。

市長は財政改革の推進を掲げ、最終的には職員給与を10%削減すると言いますが、給与の削減で人件費を圧縮し財政を健全にさせるという考え方は、あまりに短絡的であり、私は反対であります。行財政の改革は無駄な大型公共工事の見直しを図り、財政力・人口規模に見合ったインフラ整備という観点が必要であります。そして、職員の能力を最大限活用し、効率的な市政の運営を推進することです。

今、官民格差の是正を口実にして、公務員の賃下げが連続して強行されております。先議されました第73号でも述べましたが、公務員賃下げがさらなる民間賃金の引き下げのサイクルに拍車をかけ、日本経済をますます悪化させているのが実態であると考え、私はこの議案に反対をいたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございますか。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

議案第74号について申し上げたいと存じます。

全国でも、いろいろ公務員賃金を引き下げようとしておりますが、できないでおるわけです。普通は公務員賃金に対しては、民間の労使交渉の結果ではなく、民間賃金を調査した結果に基づく人事院勧告制度によって定められることになっております。

この背景には、公務員が禁止されている労働争議や政治活動に走ることなく、全体の奉仕者として政治的中立性を保つための代償として、このような制度があると私は理解しております。したがって、基本的に公務員の賃金を政治的に決定することはなじまない性格のものであります。もし人件費をできるだけ抑制するならば、この人事院勧告制度に拘束されない範囲内で、例えば人員を可能な限り削減するとか、時間外労働を減らすとか、その他いろいろな方法があろうかと思うので、こういうことを計画的に実行することを優先しなければならないと存じます。

私もこういう人事院勧告による立場に身を置いた者で、この制度を無視したかのような方策には直ちに賛同するわけにはまいりませんので、市の人件費が高いのはわかっております。何らかの方法で削減することには賛成することもやぶさかではありませんが、現時点では棄権をせざるを得ません。

以上で、私の考えを終わります。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時42分

---

再 開 午前10時45分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

4番 田谷文子議員にお伺いいたします。

ただいまの討論におきましては、反対討論ということでよろしいでしょうか。ご意志を確認したいと思います。

○4番（田谷文子君）

反対討論でよろしいですよ。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

[田谷文子議員退席]

○議長（小座野定信君）

これより、議案第74号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

原案について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第74号は否決されました。

[田谷文子議員入場]

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第75号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第75号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

私は12月1日の一般質問で、社会資本整備総合交付金と義援金を合わせて、一部損壊家屋の修繕の直接的な支援ができないかといたしました。

総務部長は、今回の義援金の主なものは、財団法人県市町村振興協会の寄附行為から出たものであり、その用途を限定していると述べ、地方財政法第32条の6 大規模な風水害、地震、火災、干ばつ、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防のための事業と答えました。

しかし、県市町村振興会とは宝くじの収益を市町村に配分する機関で、今回の大震災で市町村に交付を行ったものであります。交付の用途については特別に記載はありません。また、地方財政法第32条にある公共事業とは、地方財政法逐条解説によれば予算上の用語ではなく、広く公共のためにする投資的事業の意であって、一般住民が均てんしてその利益を受けることのできる施設等に関する、緊急を要する事業であることが望ましい。均てんというのは、生物が等しく雨露

の恵みを潤うように、各人が平等に利益を得ることと広辞苑には書かれておりますが、それで宝くじの収益を、市町村の行うこれらの基準に合致する事業に対する補助金の財源としようとする場合も、発売の目的に沿うものと解されるとあります。

今回の大震災で被災した住民、特に一部損壊となった家屋に対して直接支援する事業は、この趣旨に沿うものだと考えます。私は義援金は一部損壊家屋の修繕費補助金など、被災者に直接支給すべきものだと思います。町の復興も大切なことではありますが、これらの復興事業は、国、県の補助金、市の一般会計で行うべきであり、この議案には賛成できません。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終結いたします。

これより、議案第75号の採決を行います。異議があるため、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（小座野定信君）**

起立多数であります。

よって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

**○議長（小座野定信君）**

次いで、議案第76号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

よって、通告のあった討論のうち、賛成の討論から順次発言を許します。

初めに、8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

**○8番（佐藤文雄君）**

議案第76号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、今、子供の医療費無料化を願う声と運動を受けて、中学卒まで拡充する自治体が広がっております。日本医師会も子供の医療費無料化を掲げております。既に県内でも10市町村が実施しております。牛久市も今12月定例会に提案され、全会一致で採択、来年4月1日から実施されることとあります。

地方自治法第222条で言う、必要な予算上の措置が的確に講じられる見込みが得られるとの解

積に関し、地方自治法事務提要によると、条例が議決施行された場合に、その同年度中に義務費となり、直ちに債務を負担しなければならないというような条例に適用があるものであり、次年度以降の予算措置についてまで要求する趣旨ではないと考えられていると述べております。当然、牛久市もこの立場であると解することができます。中学卒までの医療費無料化は時代の流れであり、子育て支援に最も有効な施策の一つだと考えます。

今回の改正（案）は所得制限を撤廃するものの、外来自己負担金の支給をなくし、外来1日1回600円を復活させるものであり、お金の心配なく安心して医療にかかれるという子育て世代の思いとは逆行する面があり、問題を残します。一部負担金の復活には反対であります。今回の改正では、総じて医療費負担の軽減につながると考え、本議案に賛成をいたします。

財源について言えば、議員報酬の引き下げで十分対応可能であります。議員報酬総額は、平成23年度予算は、平成18年度決算と比較し、8470万円も削減されております。自治体本来の役割、使命は、住民の福祉の増進であり、市民のくらしと命を守ることにあります。本来は国の政策で実施すべき課題であります。私は義務教育終了まで、あらゆる面で無料にすべきだと考えます。

以上、賛成討論といたします。

#### ○議長（小座野定信君）

次に、反対討論の通告がありますので、発言を許します。

1番 川村成二君。

[1番 川村成二君登壇]

#### ○1番（川村成二君）

議案第76号に対し、反対の立場から討論いたします。

選挙公約の政策として「子供の医療費無料化」をよく耳にします。しかし、中学生までの医療費無料化を導入する自治体がなかなか増加しないのが実態であります。それは、ためらう部分があるのだらうと思います。

2007年度のベストセラービジネス書『スタバではグランデを買え』の筆者であります吉本佳生氏は、「広く一般に利益がありそうな政策ほど、実は極めて限定された人にしかメリットをもたらさず、広く一般的に不利益をもたらすだけである」と指摘しております。そこで、幅広い観点からこの課題を考えてみました。

医療費を無料化すれば、当たり前ですが、薬局で薬を買うよりも、自動販売機で清涼飲料水を買うよりも安くなります。そうすると、これまで市販薬で経過を見ていた人たちも、ためらうことなく病院に行くでしょう。これは極めて合理的な行動であります。何しろポカリスエットより安いんですから。

つまり、子供の医療無料化の流れは、病院に行く人が増える。すると、診察までの待ち時間が数時間に及ぶ。すると、本当に医療が必要なときに受診できなくなる。こういう流れが生じ、医療崩壊をますます加速させる可能性が高いと考えます。結果、無料化した分、財政赤字が膨らみ、将来的にはそのつけを子供たちが支払うこととなります。

同様の点について、議案審査において、事業仕分けで仕分け人からコンビニ受診の弊害が指摘されたことに対し、どのような検証を行ったか担当課長に伺ったところ、検討していないとの趣旨の回答でありました。事業仕分けでの貴重な意見さえも無視されています。片や、年金生活者

の医療問題や難病を抱えている市民の医療費問題を考えると、子育て支援だから一律に医療費を無料化するのは疑問が残ります。大きな視野で見れば、吉本佳生氏の言うように市民の間で不公平感は生ずることになるのではないのでしょうか。

また、このような制度は一たん開始すれば後戻りはできず、毎年一定程度の財源を必要といたします。いざ始めたら予想以上の医療費がかかるため、やはりやめますとか、年齢の引き下げを行いますということではできません。つまり、当然恒久的な財源を確保することが先決なのです。しかし、これらに要する財源を現行制度でマル福で支給する外来自己負担金を廃止、すなわち小学校3年生までの外来自己負担金を今回の財源に充て、さらには職員給与の削減分をもって充てると言っていることから考えても、これらの財源を確保することができるかどうか、疑わざるを得ません。

三国志の中の名将である諸葛亮孔明は、「治世は大徳をもってし、小恵をもってせず」という名言を残しております。これは政治をつかさどる者が世を治めるためには、大きな大徳をもってこれを行うのであって、むやみに小さな恩恵を振りまくことで行うものではないという意味であります。やたら小さな恩恵を施すことばかり考え、国民の歓心を買うことに汲々とするのはよい政治とは言えないでしょう。そんな施策に明け暮れていけば、いつか必ず政治は行き詰ってしまいます。それよりも、市民の生活が成り立つよう、根本のところを配慮してやる。それが大徳ではないのでしょうか。

今、かすみがうら市の政治を考えると、ばらまきと言われる人気取り政策に力を入れるあまり、肝心の災害対策や放射能対策への道筋さえ見えないようでは、政治の基本理念すら忘れているのではと疑われると思います。

[「そうだ」と呼ぶ者あり]

#### ○1番（川村成二君）

市長の考えが小恵から大徳への転換を期待してやまないものであります。

最後につけ加えれば、このような政策は、国策として国に要望していくべきものと考えます。

[「そうだ」と呼ぶ者あり]

#### ○1番（川村成二君）

このような観点から、本案は否決すべきものとして反対いたします。

議員諸侯におかれましても、これらの点をご理解いただき、ご賛同いただくようお願い申し上げます、反対討論といたします。

#### ○議長（小座野定信君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございますか。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

#### ○14番（栗山千勝君）

反対討論する前に、市長さんに一言御礼を申し上げます。

市長は名門に生まれ、名門大学を卒業されたわけでございます。現在かすみがうら市長として現役でございます。そのような方に、ある団体の席で大変お褒めの言葉をいただいた。こんな光

栄なことはございません。今後ともお褒めの言葉、集まるごとにいただければ、これ幸いと思います。

そういう中で、何か私が麻原彰晃だとそういう話も聞いているわけで、麻原彰晃がやったことは決して褒められる問題じゃないけれども、マインドコントロールにかけて、優秀な人材をコントロールしたということは大変立派だなど、反面私は思うわけでございます。私が麻原彰晃であるならば、市長さんは上祐さんかなというように思うわけでございます。

じゃあ、反対討論を始めます。

この点については、市長選のときにこの案件を提案したのは私なんです。本来ならば賛成したいんですが、これ、いろいろ根拠がありまして、当市がどんどん人口が減っていく。役所のほうから出していただいたその資料を見ますと、平成26年には4人に1人が高齢者だと。これは大変なことなんです。そこを何とかしなくちゃならない。

選挙選に入る前に、夜中に私がテレビを見ていましたら、自治体名はちょっと忘れちゃけれども、中学3年生までの医療費無料化。あわせてゼロ歳児からの園児の受け入れ、さらには学童保育の延長、中学3年生までの医療費の無料化によって人口が伸びたと、総数で2,500人伸びたというような放映されているのを私は見ました。そういう観点から提案したものです。

しかしながら、この問題についていろいろ担当部署で委員会の中で聞いたところ、どうもこの予算が職員の給料をカットした分を充てるんだと。今度も職員の給料は来年の3月まで。じゃあ、どう使うんだと言ったら、財政を預かる公室長は繰越金としてとっておくんだと。果たしてそんなのが可能かと私は思うわけでございます。市民部長は、予算が不足した場合は国保会計同様、前年度からの繰越金を財源とすると。こんなあほな話はないですよ。繰越金というのはつくるものじゃなくて、自然と出てくるものなんです。

市民部長、宍倉出張所を昨年は全額不用額にしたんです。ことしについては約400万がまた不用額になるように思われます。試算はどういう試算をしたのかと。全く先が見えない。こういう無駄をどうしなくちゃならないか。宍倉出張所の件を1つ考えてみれば、契約が切れる3年間、地代を払わなくちゃならないんですよ。まず無駄をなくす。

この市の将来にあたり、どういうまちづくりをするのか、そういうものを企画と財政でもって協議して、きちんとした理論構成を整えて議会に報告すべきなんです。きちんと理論構成が整っていれば、議会で反対する人は1人もいないです。議会の一番苦しいところは、市民の負担を軽減することはだれも同じなんです。しかしながら、いろいろな観点から考えて判断しなくちゃならない。それが議会なんです。2回ほど川村議員が反対討論しましたけれども、きちんと理論構成が整っている。なぜ市の職員がそれができないのか。市長にはいつも、職員の教育をどうするんだと私はかねがね言っています。一向に職員の教育がなっていない。ここで話せば話が長くなりますので、こういう問題はきちんと理論構成を整えて提出すべきであり、今の段階で時期尚早と思います。

それで、この点については副市長が専門分野なんです。今後においては副市長が先頭になって、この問題に取り組んでもらって、これからのまちづくりを踏まえた中で、市民にどういう安全で安心な生活ができるかというのを提供していただくことを要望いたしまして、この件については反対いたします。

議員諸侯の賛同をよろしくお願いします。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございますか。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時08分

---

再 開 午前11時09分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

ほかに討論はございますか。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

議案第76号に対する賛成の立場から申し上げたいと存じます。

この件に関しましては、後ほど議題にも上るでありましょう、請願書が出ていることでありますので、その面を含めまして、お話しさせていただきたいと存じます。

今や少子高齢化の問題は国家的最重要な課題であるばかりでなく、当地域においても、若々しく活力ある地域づくりに欠かすことのできない最重要課題の一つであることは、住民の皆様各位の等しく認めることであると確信しております。ちなみに1人の女性が生涯に産む子供の数は、平成7年に1.57ショックと言われ、大きな話題となり、どうにかしなければ日本が立ち行かなくなると言われましたのに、現在ではさらに1.39人となってしまっております。少子化対策をどうしていくか、子育て支援をどうしていくか、いろいろな対策が講じられつつあることは、皆様ご承知のとおりであります。

例えば保育体制を充実する、学童保育の充実、若い世代の住宅対策、そして請願にもありますように医療の問題です。これには県が講じております、以前2週間ぐらい前になりますか、女性を対象とした不妊治療への助成や、子供に対する医療費の負担の軽減、その他参考にする施策や検討すべき施策は枚挙にいとまがないほどであろうかと思えます。私は市議会議員に立候補したときから、女性の立場から、できるだけ子宝に恵まれたいと念じておられる若いカップルの支えになろうとしたのが最大の動機でありました。

そしてなおかつ、以前にも申し上げましたが、今、地域間競争に勝てたかどうかは、人口が増えるようになったかどうかでバロメータになっているのではないのでしょうか。すなわちこのかすみがうら市では、ほかの市町村よりも子育てがしやすい、住みやすいという環境が整っているかどうかにかかっているわけであります。

財政上の問題点からすれば、先般火葬場の問題では、費用の問題よりは関係市と協力を優先すべきという議員さんが多数おいでになったわけではありますが、このたび宮嶋市長の申し入れに関係市も理解を示し、1億3000万という財政上の節約が可能になりましたことは、市民一同の歓迎するところであります。こうした節約の上に立って何をするか。政治の重要なところでもあります。おそらく少しぐらいのお金で少子化対策が進み、多くの人が住みやすくなるなどとは思えません



が、節約すべきは節約し、総合的に少子化対策を進めるための経費に充てていくことは、いずれ大きな花を咲かせるものと思います。

今、65歳以上の世代は若い人の騎馬戦の上に乗っております。つまり若い人の2.5人で1人のお年寄りを支えているのです。これが、1人の若者が1人のお年寄りを支える時代が目の前に迫っております。つまり騎馬戦の形から、肩車の形に変わるわけですので、我が市はできるだけこのような形にならないよう工夫することが、地域間競争に勝てる道であると私は考えているところであります。

したがいまして、今般の中学3年生以下の医療費の無料化の請願についてでも、義務教育の期間中でもあり、国、県、市町村で公に推進すべき課題でもあり、当市が率先して取り組むことに大きな意義があると考えます。とにかく少子化対策は真っ先に実行することに意義があり、二番せんじ、三番せんじでは本来の効果は薄れるものとなりますので、何をさて置いてもこの請願を採択し、当局においてこの趣旨を理解し、具体的に市の施策として英断をもって実行に移すべきと訴えまして、私の賛成討論といたしたく存じます。

同僚貴兄諸兄のご賛同を切にお願い申し上げます。また、請願は後ほどありますけれども、請願は市民からのお願いであると思っておりますので、本当に慎重審議が求められるのではないかと私は実感しているところでございます。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

ほかに討論はございますか。

5番 古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

**○5番（古橋智樹君）**

議案第76号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論に参加いたします。

当市の平成22年度決算における将来負担比率、こちらは100を越えております。次世代の子供たちにどのぐらい負担が残るかという言葉どおりの指数でございます。それに対しまして、先ほどお名前が出ました牛久市様、こちらにつきましては将来負担比率はゼロでございます。資産のほうが多いという形でございます。そういった点を踏まえまして、皆様には、今しばらくお耳にいただければと存じます。

まず、私は大変僭越ではございますが、栗山議員に、序論として一言まず申し上げたいと存じます。

中学生以下医療費無料という選挙公約は、無党派層の投票者の掘り起こしをする上では非常に効果的でありました。さらには社会保障を公約にすることで、公約に対する批判を免れる格好の手段でもあります。選挙に勝つためには手段を選ばない、行財政改革の推進としてのぼりを上げておけば隠れみのとなつて、公約の各々の財政・財源は二の次となる実態もでございます。選挙で市民が276票差で見抜けなかった公約を正さなければならない社会のルールが、この議会という制度、存在でございます。

本論に参ります。中学生以下医療費無料という公約の通称は、言葉を置きかえさせていただきます

ますと、小学4年生から中学生までの医療費を、保護者・親の所得制限なしで市が全額負担ということでもあります。無料であるからといって、病院がボランティアで見てくれるわけではないのは、皆さんもご承知のとおりでございます。無料であるからといって、国からお金がいただけるわけでもありません。国の財政もますます厳しい状況であり、宮嶋市長にも十分ご理解はいただいているものと思われまます。

市が全額負担、イコール私たちの税金であります。保護者の財布の負担が一時軽くなっても、この負担はたくさんの病院に通院しようがしまいが、回数問わず、結局最後の精算としては市民の皆さんの負担となるわけでございます。医療費無料の利用が多くなればなるほど、市民の皆さんのご負担もさらに多くなるシステムでございます。すなわち、かすみがうら市の身の丈の財政に適合した制度でなければいけないわけでございます。

[「そうだ」と呼ぶ者あり]

**○5番（古橋智樹君）**

市民の皆様には、今一度、少子高齢化でますます社会保障の負担が増す財政状況とこの厳しい経済情勢、日本が震災から復興しなければならない状態に十分にご理解をいただき、未来を担う子供たちのためにも、本案が費用対効果と税の還元として、バランスが的確に備わっているか否か。市議会議員選挙を経た我々議会が判断を下させていただくことにご一任いただき、本議案に反対するものでございます。

議員諸先輩方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

**○議長（小座野定信君）**

ほかに討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

討論を終結いたします。

これより、議案第76号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。原案について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（小座野定信君）**

起立少数であります。

よって議案第76号は否決されました。

---

**○議長（小座野定信君）**

次いで、議案第77号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、通告のあった賛成討論から順次発言を許します。

初めに、8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

## ○8番（佐藤文雄君）

議案第77号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論に参加をいたします。

この議案は、使っていない水まで負担させないでほしいという市民からの切実な声を受けて、基本水量をゼロにし、基本水量を従来の半分、半額1,050円にし、使用した1立方メートルごとの従量制に移行するものであります。

使用水量9立方メートルまでの方は4,033世帯あり、市全体では3割を超しております。これが市民の負担軽減策となるものであり、賛成であります。

水道会計は独立採算性が基本だとしております。しかし、この独立採算性の目的は、企業会計が一般会計への依存を遮断し分離独立を図ることということであり、この言葉は、1921年の旧ソ連で初めて用いられたものであり、当時のソ連では独立採算制は分離的管理あるいは経済計算の手段を意味しておりました。そして建設資金は国家財政から繰り入れることが原則となっていたのです。しかし、日本では第二次大戦後、租税による一般財源の不足が常態化した中で採用されたもので、本来の意味からは違ってきております。それは膨大な建設資金も含め、受益利用者負担方式で独立した資金調達をする手段手法となってきました。このように本来の意味から外れた独立採算性では、公共性はますます失われ、一層受益者負担主義を強めることとなります。

水は生活に欠かせないものであり、公共的なサービスであります。したがって、必要であれば一般会計からの繰り入れ、補てんは当然であります。水道法の第1条にも、清浄にして豊富、低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と、生活環境の改善とに寄与するとあります。つまり、安くてきれいな水を供給することが義務づけられているわけであり、今、一人暮らしの世帯が増えている中、今回の水道料金の改正はおおいに歓迎されるものと考えます。

以上、賛成討論といたします。

## ○議長（小座野定信君）

次に、反対討論の通告がありますので、発言を許します。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

## ○2番（岡崎 勉君）

議案第77号に対し、反対の立場から討論いたします。

かすみがうら市民は3.11の大震災により、水道断水という事態を体験いたしました。この緊急事態に、市は適切な判断や救済措置ができたと言えるでしょうか。答えはノーではなかったでしょうか。

一方、政府の地震調査研究推進本部は、茨城沖で、地震の規模マグニチュード6.7から7.2が、今後30年以内の発生確率は90%との報道発表を行っております。市はこの報道を危機管理としてとらえ、かつこの3.11の経験を教訓として、今後水道に対する災害対策をとるべきではなでしょうか。

水は命の生命線であり、これを確実かつ安定的に維持することが、議会や執行部の最優先の課題ではないでしょうか。このためには、年々給水人口が減少する中で、災害に対する備えとあわせ、既存の配水管400キロメートルを維持するため、長期的な展望に立ち、実行力ある計画立案

が望まれるところであります。

しかし、実態は背反しております。例えば期間限定の水道利用加入金の一部減免の実施、そして今回10立方メートル以下の超過料金の半額化が提案されたわけであり、議案審査において、執行部は水道料金の引き下げは市長の指示であり、単身世帯への配慮であるとの説明でありましたが、実態を伺うと、市民からは特段の要望もなく、さらにはなぜ単身世帯を対象とするのかの理由も明確ではありません。この配慮を優遇措置と考えた場合、将来単身世帯が増加の道をたどることは統計的に見ても明らかであり、将来大きな負担となることはだれの目から見ても予想されることであります。

一方、基本料金を半額にすることも提案されております。これにより、平成25年から27年度までの間は年間約2500万円が減収となります。これは県中央の受水が平成25年から27年度まで2,400立方メートルとすることを前提とし、一般会計から補てんし、当面乗り切るということであります。しかし、重大な点が見落とされております。平成28年から30年度までは、県中央受水が3,700立方メートルに増大した場合、この3年間の累積赤字は約2億円に達し、その後も続くことは明白であります。

この点に対する答弁は、必要となる受水量を申請する理由が見当たらないから、契約受水を遅延してもらうとのことであります。この申し入れが受け入れられなかった場合、現在打つ手なしということであります。

水道料金を引き下げるといふ各論について反対の者は1人もいないでしょう。また、際限なく基本料金は低いほうが市民からは喜ばれるでしょう。しかし、将来を見据え、総合的に判断していかなければならないということが我々議員に求められている責務ではないでしょうか。

またある委員からは、水道会計の健全財政を進めるためには、各種課題などをどのように解決するかを計画し、その上で料金改正やむなしならば議論が合うが、デメリットを先送りにし、目先の政策だけをやることは拙速な考えではないかと指摘されております。

これらを一言で言えば「場当たりのポピュリズム」ではないでしょうか。今、市長に求められているものは、ただ目先の改正でなく、将来の水道のあるべき姿を計画し、その対策を講ずることが、行財政改革を訴える市長に求められているのではないのでしょうか。

最後に、著名人の言葉を紹介いたします。元来日本は島国であるゆえ、清らかな水に恵まれ、かつて日本人はその水に尊敬の念で接してまいりました。つまり水のありがたさが失われ、これが当たり前であるということが子供のころから吹き込まれたため、世界に冠たる水に尊敬を払うより、自分らの幸福を追求する考えのため、水道料金の引き下げが議論されているのです。日本人の心に金より徳であるという理念を復活させることが大事ではないでしょうか。

議員諸君におかれまして、4万3736人の将来が我々に託されているということを実感を受けとめ、大所高所の観点からご賛同いただくよう、心よりお願い申し上げます、反対の討論といたします。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございますか。

5番 古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

○5番（古橋智樹君）

議案第77号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論に参加いたします。

本案はまず1つ目に、財政経営的な観点から反対の理由を述べますと、水道企業会計の5年後の赤字の試算が事務局より提出されているわけでございます。そしてその赤字補てんの財源に、損益勘定留保資金が底をつくまで充当するという市長の責任のない考え方を私は伺っております。

また、水の有収率、有効に購入した水が市民の皆様へ供給されているかどうかということでございますが、当市の現有収率は、無駄な水として1割欠けているということでございまして、この点についての対応が、具体的なものが欠如しております。さらに県の中央用水の契約受水量を下回っているという現状の対応の欠如がございまして、そしてその懸案の1つである、工業団地への水道加入接続の推進計画が現在実行中であり、その費用対効果が水道の財政計画試算に組み込む段階でございまして、これを遮るような現在の本案の料金改定であります。

2つ目に、市民の公平な観点から反対の理由を述べますと、水道の営業契約や最も使用水量の世帯が多い11立方メートルから30立方メートルを含めた全体的な料金改定ではなく、土浦市の人口に比べ当市は3割の人口ながら、行政界面積は土浦市よりも大きいという、この実体を踏まえずに土浦市を参考にしたということでありまして、このことが応益性、市民の皆様へ公平な負担となっているか。この点を欠いており、本来の公平公正さが欠如した料金改定（案）であるということでございます。

そして3つ目に、安心安全なまちづくりの観点から反対の理由を述べますと、宮嶋市長が率先して取り組むとした東日本大震災における、先ほど岡崎議員のほうからもありました、市街化区域を中心とした長引いた断水に対する対応の遅さ。そしてさらには、かねてからの懸案事項であります千代田地区の上稲吉の赤水対策の棚上げ状態。

そして最後の4点目に、宮嶋市長の政治姿勢の観点から反対の理由を述べますと、この水道料金をさらに従量制を強める、使った分だけを支払うという公平性を唱えている一方、国民健康保険などは所得の多数ある者に頼る累進課税率と、受益者ごとの独立採算という観点、本案は、こちらを軽視したその場しのぎの繰り入れ金投入などに頼らざるを得ないという実態。国民健康保険もそのような実態でございまして。

この実情と、先ほど来申し上げています水道の従量制という、この2つの実情の矛盾。これを本提案はさらに乖離させる、引き離すということから、私は議案第77号に対しまして反対の立場から申し上げさせていただきます。

議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小座野定信君）

ほかに、討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第77号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第77号は否決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時38分

---

再 開 午前11時50分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第78号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）の討論を行います。

反対討論の通告がありますので発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第78号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）、私は議案第75号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金の設管条例に反対した立場であります。

寄附金、義援金の積み立てはもちろん、残りの1200万円も災害対策費の予算の組みかえとしておりますが、義援金が災害復旧の公共事業にだけ使われてしまうのは問題であります。

今回の大震災で、本市における住家の被災件数は1,123件と報告されております。私は一般質問で、義援金を活用し、一部損壊家屋修繕の直接的な支援ができないか市長にたどしましたが、市長は「一部損壊の方には大変お気の毒ですが、自己責任で対応してもらおうという考えを持っている」と答えました。しかし、今回の大震災による被災は自己責任でしょうか。私は、今、政治に求められているのは、被災者への温かい施策であると思います。義援金について、私は被災者への直接支援に充てるべきと考えます。したがって、この議案には賛成できません。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第78号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。再開は午後1時30分からといたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時29分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第79号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第79号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第80号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第80号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第81号 平成23年度かすみがうら市農業集落配水事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第81号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第82号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）



討論を終結いたします。

これより、議案第82号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第83号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第83号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第 3 請願第 10号 請願書「中学3年生以下の医療費の無料化に関する請願について」

○議長（小座野定信君）

日程第3 請願書第10号 請願書「中学3年生以下の医療費の無料化に関する請願について」を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会に付託をしてあります。

これより委員長の報告を求めます。

医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会委員長 鈴木良道君。

[医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会委員長  
鈴木良道君登壇]

○医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会委員長（鈴木良道君）

医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会の審査の経過並びに結果について報告をいたします。

本委員会は平成23年12月6日に付託されました請願第10号の審査のため、12月12日に委員会を開催し、請願紹介議員及び参考人を招致し、また各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第10号については不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ご覧をいただきたいと思っております。

以上で、医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会の委員長報告を終わります。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

これより、委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第10号の討論を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、通告のあった賛成の討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

**○8番（佐藤文雄君）**

請願第10号 請願書「中学3年生以下の医療費の無料化に関する請願について」、賛成の立場で討論いたします。

請願代表への参考人質疑の中で、参考人は、今回の請願の提出は、市長が選挙でうたっていた中学卒業までの医療費無料化に期待して支持した市民もいたと思うと述べ、それが進んでいない状況であったため、急きょ請願署名の取り組みを始めたと答えました。手続きがわからず、印章なしで集めてしまい、改めて集め直したとも述べていましたが、短期間で580名もの賛同者があったとのことでもあります。

議案第76号の討論でも述べましたが、子供の医療費無料化の拡充、拡大の運動が全国的規模で起こり、拡充する自治体が広がっております。今、子供の貧困が広がる中、子供の医療費完全無料化は、子育て支援にとって必要な施策であります。無料化で安易な受診が増え、医療費がかさむという意見もありますが、むしろ早期受診で医療費は抑えられていると多くの医療機関や医師が語っております。当市では、所得制限なしで小学3年生まで3,813人が無料化の対象だったのを、小学4年生から中学卒業までの子供2,482人を加えて総人数6,295人が対象となり、大幅に拡充されることになるわけでもあります。

平成24年度事業費合計は、増額分で年間約5400万円。今回は7月からの施行ですから、約4000万円強と試算しております。財源は、76号の討論でも述べましたように十分にあります。あとは子育て世代の切実な声にこたえるかどうかであります。次代を担う子供たちを育てていくために、今、自治体の施策として何を優先していくのかということではないでしょうか。ぜひこの請願の

趣旨をご理解いただき、ぜひ賛成していただきたい。そのことを述べまして、賛成討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、通告による討論は終わります。

ほかに討論はございませんか。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

請願第10号 中学生以下の医療費の無料化に関する請願に際しまして、賛成の立場から申し上げます。

この請願は、須永和義様ほか580名の皆様の切なる願いでもあります。本会議におきましても真摯に受けとめなければならないと考える次第でございます。同僚議員である矢口、加固両氏に敬意を表す意味からも、真剣に考えさせていただきました。先ほど詳細は述べましたので、その文面はちょっと省略させていただきますが、今般の中学生以下の医療費の無料化の請願については、義務教育の期間中でもあり、国、県、市町村で公に推進すべき課題でもあり、当市が率先して取り組むことに大きな意味があると考えております。

とにかく少子化対策は真っ先に実行することに意味がありますので、二番せんじ、三番せんじにならず、本来の効果が薄れることとなりますので、何を差し置いてもこの請願を採択し、そして具体的な方策をもって、英断をもって実行に移すべきと考えておりますので、この請願採択の賛成討論といたしたいと思っております。請願は市民からのお願いであると思っておりますので、慎重審議が求められると思っておりますし、子育て世代の生の声を真摯に受けとめて耳を傾けてほしい、そのように申し上げて私の賛成討論といたします。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、請願第10号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

請願第10号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。よって、請願第10号は不採択と決定いたしました。

---

日程第 4 請願第 11号 子どもたちを放射線から守る対策を求める請願書

○議長（小座野定信君）

日程第4、請願第11号 子どもたちを放射線から守る対策を求める請願書を議題といたします。ただいまの議題につきましては、総務委員会に付託をしております。これより総務委員長の報

告を求めます。

総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

**○総務委員会委員長（小松崎 誠君）**

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は平成23年11月30日に付託されました請願第11号 子どもたちを放射線から守る対策を求める請願書の審査のため、12月6日、7日に会議を開催し、請願紹介議員並びに担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第11号につきましては、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。また、採択された請願について、その処理の経過と結果の報告を求めることを決定しました。なお、審査の経過概要は委員会会議録のとおりでありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

**○議長（小座野定信君）**

これより、委員長に対して、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第11号の討論を行います。本案に対しましては会議規則第51条の規定により、通告のあった賛成討論2件について、順次発言を許します。

初めに、1番 川村成二君。

[1番 川村成二君登壇]

**○1番（川村成二君）**

子どもたちを放射線から守る対策を求める請願第11号に対し、賛成の立場から討論いたします。

今回の請願のきっかけは、幼い子を持つ1人の母親が心から願う、子供たちの安全安心への思いを形にすべく奔走したものです。この取り組みは10月から始めたと聞いており、わずかな期間で1,624名もの署名を集め、請願提出に至りました。

こうした請願がなぜ提出されなければならなかったのか。当市の放射線対策と対応がおこなわれていることは周知の事実です。12月にはようやく放射線対策本部が設置されたことは、市のホームページに掲載されたことから知ることができますが、さて、放射線対策本部は何をするのでしょうか。ホームページには、取り組み方が何ら掲載されていません。市民の安全安心を守る行政が、他市に先駆け率先垂範して行動することは恥ずべきことではないことなのに、それを実行しようとする市政に一石を投じるものが本請願だと確信しています。

請願内容は測定と結果の公表、除染措置、給食の安全確保、健康調査、そして市にすべての責任を求めるものではなく、市をバックアップしたいという思いです。

本請願への賛同者は請願提出後も増え続け、20日には564名の追加署名が提出され、代表を含めた署名総数は2,190名にもなりました。かすみがうら市の政治を考えると、3月11日の震災は不幸なできごとではありますが、官民が一体となり大きく成長する、ピンチをチャンスに変える

絶好の機会であるとも言えます。市政の本質とは何か、今、市民が求めているものは何か、子供たちには何が必要なのかを真摯に考え対処すべきだと願います。このような観点から、子どもたちを放射線から守る対策を求める請願に賛成するものです。

議員各位の良識ある判断でご賛同いただくようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

**○議長（小座野定信君）**

次に、8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

**○8番（佐藤文雄君）**

請願第11号 子どもたちを放射線から守る対策を求める請願について、賛成の立場で討論をいたします。

東電福島原発事故に伴う除染作業を国の財政負担で行う前提となる、汚染状況重点調査区域の指定について、環境省は19日、東北や関東地方の8県の102市町村を指定すると発表。茨城県内では申請した20市町村すべてが対象となりました。近隣市町のほとんどが指定を受けることになったわけですが、当市は重点調査地域の指定について、希望をしませんでした。報道によれば、観光への影響や農作物の風評被害が広がるとして、自治体が指定を避ける動きもあるということです。市当局の姿勢に問題を残したのではないのでしょうか。

隣接市町が支援を受け、当市は受けていないという状況に、市民は納得しないのではないのでしょうか。このような市当局の後ろ向きな対応に対して、今回の請願が市民から提出された背景があったのではないかと考えます。この請願事項には具体的な対策を求めています、当然な要求であると考えます。

このような市民の運動が、今、国を初めとした行政を動かしています。厚生労働省が食品に含まれる放射性物質の新たな基準案をまとめましたが、子供が放射性物質の影響を受けやすいことに配慮して、乳児用食品と牛乳は1キログラムあたり50ベクレルとしたほか、飲料水は10ベクレル、一般食品は100ベクレルにしました。来年4月からの適用を予定しているということであり

ます。子供の健康調査については、茨城県議会の保健福祉委員会が20日、希望者を対象に放射線に関する子供の健康調査をするよう求める要望書を知事に提出いたしました。これらは放射能汚染から子供たちを守ろうとする全国的な市民運動があったからだと考えます。特に幼い子供を持つ保護者が運動の先頭に立っていることが今回の特徴であります。当市では短期間に2,000名を超す署名が集められたことは、多くの市民がこの請願の採択を願っているものだと考えます。私は市当局に対して、請願項目の1つ1つに真剣で前向きな対応を求め、賛成の討論といたします。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、請願第11号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は「採択すべきもの」であります。

本請願は委員長の報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、請願第11条は委員長の報告のとおり、採択されました。

ただいま採択されました請願は、委員長の報告のとおり、その処理の経過及び結果の報告をされるよう請求することといたします。

---

日程第 5 発議第 7 号 事務検査に関する決議（案）

○議長（小座野定信君）

日程第5、発議第7号 事務検査に関する決議（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

事務検査に関する決議（案）の提案理由をご説明します。

これまで、あじさい館は国の指針に基づき、指定管理者制度の導入を目指してまいりましたが、政策方針の転換からそれらを凍結し、管理業務の見直しを進めてまいりました。また、市はこれまで、あじさい館の清掃業務や管理業務について、シルバー人材センターと単年度契約を締結し、高齢者の安定した雇用対策について尽力してまいりました。

これらの考え方を大幅に変更し、これまで管理業務と各種保守業務を一本化し、効果的かつ効率的に運営するという理由から、長期継続契約を締結したとのことであります。しかし、この長期継続契約は、かすみがうら市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例において、「役務の提供を受ける契約であって、複数年にわたり役務の提供を受ける必要がある業務にかかわるもの」との制約がなされております。この規定からすると、あじさい館の委託業務が複数年にわたり役務の提供を受ける必要がある業務であるという法的根拠や理由が不明確であると考えます。

これらを踏まえ、あじさい館の管理委託契約について、一連の業務委託の流れを確認し、条例の趣旨に沿った長期継続契約がなされているか、さらにはこの契約に至った判断が適正であったかを調査する必要があります。

以上のことから、地方自治法第98条第1項により、あじさい館管理委託契約に関する調査特別委員会で検査を行う必要があるため、提案するものであります。

議員各位の賛同を心からお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（小座野定信君）

これより、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議案については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

異議なしと認めます。

次いで、発議第7号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、発議第7号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、発議第7号 事務検査に関する決議（案）は原案のとおり可決されました。

ただいまの決議の可決により設置されました、あじさい館管理委託契約に関する調査特別委員会委員の選任については、これより文教厚生委員会、産業建設委員会を開き、各2名の委員を選出してください。文教厚生委員会は増築棟2階第6会議室、産業建設委員会は増築棟2階第5会議室で、それぞれ委員会を開いてください。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時56分

---

再 開 午後 2時05分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

あじさい館管理委託契約に関する調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、15番 山内庄兵衛君、14番 栗山千勝君、10番 鈴木良道君、8番 佐藤文雄君、7番 加固豊治君、6番 小松崎 誠君、5番 古橋智樹君、2番 岡崎 勉君、1番 川村成二君、以上9名を指名いたします。

それでは、ただちにあじさい館管理委託契約に関する調査特別委員会を増築棟2階第5会議室

で開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時06分

---

再 開 午後 2時18分

**○議長（小座野定信君）**

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

休憩中、あじさい館管理委託契約に関する調査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元に参りましたので、ご報告いたします。

あじさい館管理委託契約に関する調査特別委員会委員長に加固豊治君、副委員長に岡崎 勉君、以上のとおり選出されましたので、ご報告申し上げます。

---

**日程第 6 閉会中の継続審査について**

**○議長（小座野定信君）**

日程第6、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務委員会並びに産業建設委員会委員長より、お手元に配布したとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のあったとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

**日程第 7 閉会中の所管事務調査について**

**○議長（小座野定信君）**

日程第7、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員長より、お手元に配布したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

---

**日程第 8 議会だより編集特別委員会への付託案件の追加について**

**○議長（小座野定信君）**



日程第8、議会だより編集特別委員会への付託案件の追加についてを、議長発議により議題といたします。

提案の理由等について、ご説明申し上げます。

本会議の会議録作成については、合併当初、議会事務局員による作成でありましたが、県内の他の市議会の委託業務に準じて業務を委託したことにより、スピード化が進んでまいりました。あわせてかすみがうら市議会の活性化も年々高まっております。これらを踏まえ、議会会議録の公開についての調査を議会だより編集特別委員会への追加付託案件として、閉会中もなお調査を実施することができるものとするものであります。

お諮りいたします。

ただいまの提案のとおり議会会議録の公開についてを議会だより編集特別委員会へ追加付託案件とし、閉会中もなお調査を実施することができることとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

## 日程第 9 議員の派遣について

○議長（小座野定信君）

日程第9、議員の派遣についてを議題といたします。

来る平成24年2月8日、茨城県市議会議長会主催、平成23年度第2回議員研修がつくば市において開催されることになっております。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました研修会に、田谷文子議員、山本文雄議員、川村成二議員の3名を、地方自治法第100条第13項並びに会議規則第159条第1項の規定により、派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で、日程による審議は全部終了いたしました。

それでは、これをもちまして、平成23年かすみがうら市議会第4回定例会を閉会いたします。会期23日間にわたって慎重なるご審議、大変ご苦労さまでございました。

ご協力ありがとうございました。

閉 会 午後 2時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 小 座 野 定 信

かすみがうら市議会副議長 中 根 光 男

かすみがうら市議会議員 山 本 文 雄

かすみがうら市議会議員 田 谷 文 子

かすみがうら市議会議員 古 橋 智 樹